令和３年４月２０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２７年（行ウ）第１１号　不当利得返還請求行為請求事件

口頭弁論終結日　令和３年２月１日

判　　決

当事者の表示　別紙１当事者目録のとおり

主　　文

１　被告は，別紙２「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」中「補助参加人番号」欄の番号１ないし４，７ないし１４，１６，１８ないし２１，２３ないし２６，３１及び３２の各補助参加人に対し，それぞれ対応する同別紙の「認容額（円）」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。

２　原告のその余の請求をいずれも棄却する。

３　訴訟費用は，以下のとおりとする。

(1)　原告と被告の間に生じた費用は，これを２０分し，その７の限度で被告の負担とし，その余を原告の負担とする。

(2)　別紙２「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」中「補助参加人番号」欄の番号１ないし４，７ないし１４，１６，１８ないし２１，２３ないし２６，３１及び３２の補助参加によって生じた費用は，各補助参加人に係る同一覧表中の「訴訟費用負担割合」欄記載の割合の費用を各補助参加人の負担とし，その余を原告の負担とする。

(3)　別紙２「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」中「補助参加人番号」５，６，１５，１７，２２及び２７ないし３０の各補助参加人と原告との間に生じた費用は，原告の負担とする。

４　この判決は，第１項に限り，仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告は，別紙２「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」の「議員」欄に

記載された者に対し，対応する同別紙の「請求金額（円）」欄に記載された各金員及びこれらに対する平成２６年５月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第２　事案の概要

本件は，原告が，被告に対し，別紙２「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」の「議員」欄記載の各議員（以下「本件各議員」という。）が平成２５年度（平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで）に香川県から交付を受けた政務活動費につき，香川県議会政務活動費交付条例（平成１３年３月２７日条例第４号。以下「本件条例」という。）の定める使途基準に適合しない違法な支出を行っており，本件各議員は，香川県に対して，違法な支出額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるとして，本件各議員に対し，別紙２「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」の各「議員」欄に対応する「請求額（円）」欄記載の金員及びこれらに対する平成２６年５月１日から支払済みまで民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの。）所定の年５分の割合による金員の支払を求めるよう請求した事案である。

１　関係法令等

(1)　地方自治法（以下「法」という。）１００条

ア　１項～１３項〔省略〕

イ　１４項

普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務活動費を交付することができる。この場合において，当該政務活動費の交付の対象，額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は，条例で定めなければならない。

ウ　１５項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところに

より，当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

エ　１６項

議長は、第１４項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

オ　１７項以下〔省略〕

⑵　本件条例（乙１）

ア　２条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

(ア)　１項

政務活動費は，議員が実施する調査研究，研修，広聴及び広報，要請又は陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

(イ)　２項

政務活動費は，別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

イ　３条（政務活動費の交付）

(ア)　１項

政務活動費は，月の初日に議員である者に対し交付するものとする。

(イ)　２項〔省略〕

ウ　４条（政務活動費の額等）

(ア)　１項

政務活動費の額は，月額３０万円とする。ただし，月の途中において議員の任期が開始したときは，当該開始した日の属する月は，政務活動費の交付の対象としない。

(イ)　２項〔省略〕

エ　８条（収支報告書等の提出）

(ア)　１項

議員は，年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて，当該年度の末日の翌日から起算して３０日以内に議長に提出しなければならない。

(イ)　２項及び３項〔省略〕

オ　１１条（収支報告書等の保存及び閲覧）

(ア)　１項

議長は，第８条第１項又は第２項の規定により提出された収支報告書等を，これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

(イ)　２項

何人も，議長に対し，議長が別に定めるところにより，前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(ウ)　３項

議長は，前項の規定による請求があったときは，収支報告書等に記載されている情報のうち，香川県議会情報公開条例（平成１２年香川県条例第７９号）第７条の非公開情報を除き，これを閲覧に供するものとする。

カ　１２条（政務活動費の返還）

(ア)　１項

議員は，当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から，当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は，当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければなら

ない。

(イ)　2項

前項に規定する場合において，知事は，当該議員に対し，当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(ウ)　3項〔省略〕

キ　別表（第2条関係。以下「本件使途基準」という。）

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む）に要する経費
研修費	(1)　議員が行う研修会，講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2)　団体等が実施する研修会，講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に関する経費
会議費	(1)　議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2)　団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書，資料等の購入及び利用に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務に要する経費

人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

(3) 香川県議会政務活動費交付規程（平成２０年３月２５日香川県議会告示第１号。以下「本件交付規程」という。）

ア　１条（趣旨）

この規程は，香川県政務活動費交付条例（平成１３年香川県条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

イ　４条（収支報告書及び領収書等の写しの提出）

条例第８条第１項の収支報告書は，様式第４号によるものとし，同項の領収書等の写しに支出の目的等を記載し，これを経費の区分ごとに分けて，当該収支報告書に添えて提出するものとする。

ウ　５条（収支報告書等の修正）

(ア)　１項

議員は，条例第８条第１項の規定により提出した収支報告書又は領収書等の写しの記載事項等の修正をしようとするときは，収支報告書等修正届（様式第５号）を議長に提出しなければならない。

(イ)　２項〔省略〕

エ　６条（収支報告書等の閲覧）

(ア)　１項〔省略〕

(イ)　２項

収支報告書等の閲覧を請求しようとする者は，閲覧請求書（様式第５号）を議長に提出しなければならない。

(ウ)　３項～６項〔省略〕

(4) 政務活動費マニュアル

ア　作成経緯

香川県議会改革検討委員会は，香川県議会の各会派からの提案を受けて，平成２５年３月１５日，同年４月から交付される政務活動費について，その

使途基準や手続等の実務を定めたマニュアルの検討を行い，政務活動費マニュアル（以下「本件マニュアル」という。乙２）を作成した（丁１）。

香川県議会改革検討委員会は，同議会が法１００条１２項に基づいて設置された同議会議長（当時），副議長及び所属議員２名以上の会派からの選出に係る議員合計１９名からなる委員会である。

イ　政務活動による経費への充当について

本件マニュアルには，政務活動費により充当をなし得る場合について，次のような定めがある（乙２・１，２頁）。

(ア)　政務活動費が支出できる経費（乙２・２頁）

経費	内容	考え方
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む）に要する経費	・「地方行政等」の「等」には国政に関する事項などを含む。 ・議員の雇用する職員は，議員の補助者として経費の対象に含まれる。（他の経費についても同じ）
研修費	(1)　議員が行う研修会，講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費。	・「（共同で実施する者を含む。）」とは，議員と会派，議員と団体（企業・学校），議員と個人などが想定される。 ・「研修会，講演会等」の「等」には，シンポジウム，セミナー，講座などを含む。
	(2)　団体等が実施する研修会，講演会等への議員の	・「研修会，講演会等」の「等」には，シンポジウム，セミナー，

	参加に要する経費	講座などを含む。
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費	・「県政に関する政策等」の「等」は，議員の政策・理念，国政の課題などを含む。 ・「広聴」とは，幅広く県民，地域住民等との住民相談や意見交換などにより意見を聴取することが想定される。 ・「住民相談」は，住民から個別に相談を受けることを想定しており，会議として開催する住民相談会とは区別している。
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に関する経費	・「要請又は陳情の活動」は，地域のための予算獲得や県政の課題解決のための中央省庁，国会議員に対する要請陳情活動などが想定される。
会議費	(1)　議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費	・「住民相談会」は会議として開かれるものであり，個別の住民との住民相談とは区別している。 ・「議員が行う各種会議」には，勉強会，政策立案のための会議の他，各種打合せのための会議を含む。

		・「住民相談会等」の「等」は，各種会合，式典などを含む。
	(2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	・「団体等」の「等」には，企業，学校，個人などを含む。 ・「意見交換会等」の「等」には，各種会合，式典などを含む。
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	・資料は基本的には上記の調査研究活動等以外で必要な資料（事務的打合せのための資料等）が対象
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書，資料等の購入及び利用に要する経費	・「図書，資料等」の「等」は，電子書籍や新聞の電子版など電子データを含む。
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	・政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象
事務費	議員が行う活動に係る事務に要する経費	・政務活動に資する事務の遂行が対象
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費	・政務活動に資するための人件費

(イ) 政務活動費の使途基準

政務活動費の使途に関する全般的な留意事項及び経費ごとの使途基準については，別紙３（政務活動費マニュアル抜粋〔乙２の４～１０，１１頁添付〕）のとおりである。

(ウ) 収支報告書の記載方法等について（乙２）

a 本件マニュアルでは，収支報告書の提出期限を原則として毎年度４月３

０日と定め，提出書類として，収支報告書のほか，領収書等添付票及び支払証明書を挙げ，これら書類については，閲覧対象書類として区分されている（乙２・１９頁）。

保存書類（議員側で保存すべき書類）としては，委託により調査研究を実施し，政務活動費を調査研究費に充当する場合に委託契約書と成果物をこれに区分する旨定めるが，保存年限は特に指定がなく，また，調査研究費に充当した場合の調査研究内容について作成を要する旨定める報告書（別紙３・「調査研究費」・「全般」参照）については上記区分に挙がっていない。

b　また，提出書類である収支報告書については，その作成上の留意点として，下記(a)，(b)の内容及び記載例が併せて示されている（別紙４・「政務活動費マニュアル抜粋・様式第４号『収支報告書』及び別紙その１，その２」（乙２の２３～２５頁））。

(a)　収支の状況（上記別紙その１）

①　収入欄　　交付を受けた政務活動費の総額を記載

②　支出欄　　経費ごとの支出額及びその主な内訳を記載

③　残余欄　　収入欄の額から支出欄の合計額を差し引いた額を記載。政務活動費を全て使用した場合は「０」と記載

(b)　政務活動の実施状況（上記別紙その２）

①　調査研究，研修，広聴広報，会議，その他（要請陳情）の活動について具体的な内容を記載

②　会議名等は，領収書等記載内容との一致を要する。

2　前提事実（当事者間に争いがないか，後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1)　当事者等

ア　原告は，香川県民であり，高松市に本拠を置く市民オンブズマンである「市

民オンブズ香川」の代表である。

イ　被告は，香川県知事であり，法２４２条の２第１項４号にいう普通地方公共団体である香川県の執行機関である。

ウ　被告補助参加人ら（以下，主張については単に「補助参加人」といい，支出については，複数の場合には「本件各議員ら」，個別議員を指す場合には「○○議員」という。）は，いずれも平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間，香川県議会議員であった者である。

(2)　平成２５年度の政務活動費の支出等

ア　香川県は，本件各議員らに対し，平成２５年度の政務活動費としてそれぞれ３６０万円を交付した。

イ　本件各議員らは，平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間，別紙５「議員別支出一覧表」（以下「支出一覧表」という。）中の「政務活動費支出額（円）」欄に記載の金額（同表中の「領収書金額（円）」欄記載のとおりの金額で争いがない。）を政務活動費として支出した（以下「本件各支出」という。）。本件各議員らの政務活動費の支出（充当）の内容は，支出一覧表記載のとおりであり，次の(ア)のとおり，所属会派に対する会費（会派共同政務活動費）・所属議員連盟会費，(イ)のとおり，a団体会費及びb会合参加費用である。なお，本件各議員らの個別支出について言及する際は，「○○議員番号△」ないし「番号△」などと呼称するが，当該番号は，対象議員の支出一覧表中の番号である。

(ア)　本件各議員らは，自らの所属する会派に対し，会派共同政務活動費との名目でその会費を政務活動費から支出し（費目は調査研究費），所属する議員連盟に対しても，その会費を政務活動費から支出している（この場合，支出一覧表中の「会合開催日時」，「会合の名称」，「会合の開催場所」欄はいずれも空欄としてある。）。

(イ)　その余の本件各支出に係る政務活動費の充当の内容については，各補助

参加人らに対応する支出一覧表に記載のとおりであるが，各補助参加人らは，これらにつきそれぞれ次のとおり釈明しており（各補助参加人らによる釈明書），いずれについても，明らかな争いがない。

a　団体会費と主張するものについては，支出一覧表の「領収書発行者」欄記載の団体会費（但し，同表「領収書発行者」欄は，これらに対応する「甲号証」欄により認定した。なお，この場合も，「会合開催日時」，「会合の名称」，「会合の開催場所」欄はいずれも空欄としてある。）

b　会合参加費用と主張するものについては，支出一覧表の「会合開催日時」「会合の開催場所」における「会合の名称」の参加費用（但し，支出一覧表表紙記載のとおり，これらについて回答がない場合も空欄としてある。）

ウ(ア)　本件各議員らは，本件条例８条に基づき，平成２５年度の政務活動費の収支に関する収支報告書を県議会議長に提出した。平成２５年度における本件各議員らの政務活動費に係る収支状況については，別紙６「平成２５年度政務活動費収支一覧表」（以下「収支一覧表」という。）のとおりである。

(イ)　新井議員は，「疑義を招く恐れがある名刺代を，２分の１に按分するため」，氏家議員，尾崎議員及び松本議員は，「疑義を招く恐れのある会議費を修正するため」，黒島議員，谷久議員及び宮本議員は，「疑義を招く恐れのある研修費を修正するため」，辻村議員は，「誤って提出した領収書を削除するため」，花崎議員は，「調査研究費の支出に重複があったため」として，収支報告後に，それぞれ収支一覧表の「返還額（円）」欄記載の金額を被告に返還した。また，平木議員（番号２１）は，平成２５年度の政務活動費収支報告書においての残余として報告した１７万３２９３円を被告に返還した。

(3)　住民監査請求

原告は，平成２７年２月１７日，香川県監査委員に対し，補助参加人らに違法な公金の支出があったとして，補助参加人らの違法な公金支出部分の返還を求めるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求め，住民監査請求を行った（甲１。以下「本件住民監査請求」という。）。なお，原告は，監査委員から本件住民監査請求に係る住民監査請求書（甲１）の内容に不明な点があるとして，補正の指示を受けた（甲２）ため，監査委員に対し，再度，「住民監査請求書」と題する書面（甲３）を提出した。

香川県監査委員は，同年５月８日，本件住民監査請求を一部却下，一部棄却し，同月１０日，その旨を原告に通知した（甲４）。

(4) 本件訴訟提起

原告は，同年６月８日，本件訴訟を提起した。

3 争点

政務活動費による費用の支出（充当）が条例所定の使途基準に違反した違法なものか否か（本件各支出が本件使途基準に違反しているかについての判断基準及び各議員の政務活動費による支出（充当）の違法性の有無及びその額）

4 争点に関する当事者の主張

【原告の主張】

(1) 総論

政務活動費の支出は，政務活動費の支給目的，沿革，財源が税金であるから，具体的な使途において公益性が存在することを要する。したがって，政務活動費の支出の適合性判断に当たっては，法及び条例の趣旨に照らして許される裁量の範囲内であるか否かにより判断すべきであり，これを逸脱している場合には，当該支出は違法になるというべきである。具体的には，補助参加人ら（本件各議員ら）の政務活動費の支出が本件条例に違反するか否かは，法１００条１４項の立法趣旨に照らし，当該個々の支出と議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められるものであるか否かによって決

せられなければならない。

なお，県議会には，本件マニュアルが存在するが，同マニュアルは，本件条例を受けて県議会自身が定めた内部的指針であり，それ自体が法的拘束力を持つものではない。

(2) 会派共同政務活動費，議員連盟会費

ア 会派共同政務活動費，議員連盟会費の支出の適否の判断について

会派共同政務活動費の支出の適法性については，当該会派及び議員連盟の目的や活動内容のみならず，当該会派及び議員連盟が実際に行った支出の内容と内訳によっても判断されるべきである。個々の議員が政務活動費として支出することが不適切な支出が会派及び議員連盟の名で行われたような場合には，当該会派及び議員連盟に対する会派共同政務活動費や会費の支出は，政務活動費に対し法が制限した趣旨を回避・潜脱することになるから，当該不適切支出部分に相当する限度で違法と解すべきである。

イ 本件各議員らの支出について（各会派及び各議員連盟における支出の適否）

(ア) 本件各議員らによる会派共同政務活動費の支出

a 香川県自由民主党議員会（以下「自民党議員会」という。）について

補助参加人綾田らが自民党議員会に対する会派共同政務活動費の支払に政務活動費を充当したことの違法性については，別紙７－１「主張対比表１」（会派共同政務活動費，議員連盟会費）」（以下「別紙７－１「主張対比表１」」という。）の「ア 自民党議員会（会派共同政務活動費）」のうち，「原告の主張」欄記載のとおりである。

b 香川県議会社会民主党・県民連合（以下「社民党・県民連合」という。）について

補助参加人砂川らによる社民党県民連合に対する会費の支払に政務活動費を充当したことの違法性については，別紙７－１の「主張対比表１」の「イ 社民党・県民連合（会派共同政務活動費）」のうち，「原告

の主張」欄記載のとおりである。

(イ) 議員連盟会費

a　香川県議会中讃議員連盟（以下「中讃議員連盟」という。）

補助参加人綾田らの主張によれば，平成２５年度の中讃議員連盟の支出は別紙７－２・別表３のとおりであるが，別紙７－１「主張対比表１」の「ウ　議員連盟会費（補助参加人綾田らが所属していたもの）」中，「(ア) 中讃議員連盟」に係る「原告の主張」欄に記載のとおり，中讃議員連盟による上記支出はいずれも違法であるから，同連盟に対する会費を政務活動費により支出することは違法である。

b　香川県議会地域振興議員連盟（以下「地域振興議員連盟」という。）

補助参加人綾田らの主張によれば，平成２５年度の地域振興議員連盟の支出は別紙７－２・別表４のとおりであるが，別紙７－１「主張対比表１」の「ウ　議員連盟会費（補助参加人綾田らが所属していたもの）」中，「(イ) 地域振興議員連盟」に係る「原告の主張」欄に記載のとおり，地域振興議員連盟による上記支出はいずれも違法であるから，同連盟に対する会費を政務活動費により支出することは違法である。

c　香川県議会伝統文化継承議員連盟（以下「伝統文化継承議員連盟」という。）

補助参加人綾田らの主張によれば，平成２５年度の伝統文化継承議員連盟の支出は別紙７－２・別表５のとおりであるが，別紙７－１「主張対比表１」の「ウ　議員連盟会費（補助参加人綾田らが所属していたもの）」中，「(ウ) 伝統文化継承議員連盟」に係る「原告の主張」欄に記載のとおり，伝統文化継承議員連盟による上記支出はいずれも違法であるから，同連盟に対する会費を政務活動費により支出することは違法である。

d　香川県議会産業政策研究会（以下「産業政策研究会」という。）

産業政策研究会に対する会費を政務活動費により支出することは，別紙７－１「主張対比表１」の「ウ　議員連盟会費（補助参加人綾田らが所属していたもの）」中，「(エ)　産業政策研究会」に係る「原告の主張」欄に記載のとおり，全部違法である。

e　香川地域政策センター（以下「地域政策センター」という。）

平成２５年度の地域政策センターの収支については，別紙７－２・別表６記載のとおりである。

しかし，地域政策センターによる上記支出のうち，書籍購入費のうちの一部（３万９４１３円分）を除いたその余の各支出については，別紙７－１「主張対比表１」の「エ　議員連盟会費（香川地域政策センター。補助参加人砂川らが所属していたもの）」に記載のとおり，いずれも違法であるから，同センターに対する会費の支払に政務活動費を充当することは違法である。

(3)　各種団体（会派・議員連盟に対するもの以外）会費（K類型）

ア　団体会費（会派・議員連盟に対するもの以外）の支出の適否の判断の在り方について

(ア)　団体の期間会費（団体会費）は，当該団体に所属するための費用であり，同団体に所属すること自体は，本人の政治的・社会的信条や私的関心によるものと考えられ，県の事務及び地方行政等に関する調査研究，研修，意見交換，県政報告に要する経費とはいえないから，各種団体会費に政務活動費を充当することは違法である。

(イ)　本件各議員らが加入し会費を支出する団体の中には，一般的に見て県政との関連性が乏しい団体（同窓会，町内会など）が存在する。また，年会費の負担は，当該団体への加入・所属により自動的に発生するもので，それ自体は県政の調査研究に要する経費とはいえず，実質的には，寄附の性格を有することになる。

(ウ) したがって，これら団体の会費を政務活動費から支出することの適否については，（ｉ）当該団体の性格が，当該団体の活動に参加することが県政に関する調査研究に資するものと一般的に認め得る団体か否か，（ii）当該団体における議員の活動状況はいかなる内容であるかとの２点を中心に判断すべきであり，上記のいずれかを満たさないものについては，原則として，いずれも団体への加入それ自体によって議員が県政に関する情報を得られるとはいえない。したがって，これらについては当該団体への加入が情報入手のために必要であるなどの特段の事情がない限り，違法な公金支出というべきである。

a　具体的には，宗教，地縁，学歴等に基づいて加入する団体（町内会，同窓会，宗教団体等）の場合（別紙８「主張対比表２（会派及び議員連盟以外の団体会費〔K類型〕）」（以下「別紙８「主張対比表２」」という。）の「違法原因」欄「(ア)」）には，団体の性格それ自体からして，上記（ｉ）に該当するとは一般的に認め得ない。

b　また，自己の所信等に基づいて加入する団体の場合（別紙８「主張対比表２」の「違法原因」欄「(イ)」）には，当該団体の性格に従って，その加入が上記（ｉ）に該当する団体への加入と一般的に認められるかどうかを判断すべきところ，芸術鑑賞，スポーツ観戦・応援等を目的とする団体については，上記（ｉ）に該当する団体と一般的に認められるとはいえない。

c　仮に，上記（ｉ）に該当すると一般的に認め得る団体については，上記（ii）に該当する場合は政務活動費の支出が認められるものの，そうでない場合には，団体への加入それ自体によって県政に関する情報を得られる等の特段の事情のある場合に限り，同団体の会費に政務活動費を支出することが許されるというべきである。

イ　本件各議員らによる団体会費の支出

上記(ⅰ)及び(ⅱ)を踏まえると，別紙８「主張対比表２」の「原告の主張」欄中，「支出議員」欄記載の各議員が年会費等の団体会費を支払った「支出先」欄記載の各団体については，同別紙中の「違法原因」欄記載の(ア)～(エ)のとおり分類することができるところ，これら各団体に対する団体会費の支払に政務活動費を充当することは，上記ア記載の理由から，いずれも違法である。

(4) 会合参加費用について

ア 会合参加費用の支出の適否の判断について

(ア) 議員の政治的活動の中で非常に大きな部分を占めるのは，自己の再選を目指す活動であり，議員はそうした目的で各種団体に加入してこれら団体主催の各種会合への顔出しを行い，自己宣伝に努め，見返りに支持と投票を得る。これら会合への参加が，県政に関する情報を得る側面もあるものの，全てがそうでないことは明白である。

議員が上記目的でこれらの各種会合に参加する場合，いわゆる金一封を主催者に対して交付することが広く行われているが，本来，こうした会合に参加する場合，議員は参加費用の支出を要する立場ではないし，仮に参加費用を支払うとしても，本来的な参加者が支払を求められる参加費用に比して低額であるはずである。他方で，議員が会合に参加してなし得ることといえば，短時間の挨拶と雑談にとどまる。会合が有するこのような性格からすれば，議員が支出する費用は，一般参加者の負担額と同程度の場合には当該議員自身の飲食費用であり，その負担額を超える場合には，超過する部分が寄附としての性格を有することになる。

(イ) そもそも，議員が酒食の席に同席して一般市民とともに飲食することは，政務活動の在り方として不適切であって，その酒食の費用への政務活動費の支出は許容されないし，主催者に対する寄附の性格を有する支出は，公選法に違反する支出でもある。

イ　本件各議員における会合参加費用の適否

本件各議員らがその参加のために要した費用として政務活動費から支出した対象となる会合は，それぞれ，ＡないしM類型（K類型を除く〔K類型については前記4(3)のとおり〕。）に分類することができる。これら類型は，それぞれ対応する別紙９「主張対比表３（会合／Ａ～Ｉ類型)」（以下「別紙９「主張対比表３」」という。）及び別紙１０「主張対比表４（会合／Ｊ～M類型（K類型を除く))」（以下「別紙１０「主張対比表４」」という。）の各「原告の主張」欄記載の理由からいずれも違法である。

なお，本件各議員らが政務活動費を充当した各会合参加費用がこれらの類型のうちいずれに該当するかは，支出一覧表の「分類」欄記載のとおりである（なお，第２５回弁論準備手続調書添付の本件各議員らの一覧表と一部異なる記載がある部分は，原告の準備書面の記載内容等からして上記調書添付の一覧表記載の分類が明らかな誤記であったために，修正した箇所である。)。

【被告の主張】

(1)　総論

原告の主張はいずれも争う。

ア　香川県議会の政務活動費が，実費弁償を原則とする補助金の一種であることについては認めるが，本件使途基準によれば，政務活動費は，調査研究費のほか，研修費，広聴広報費，要請陳情費，会議費，資料作成費，資料購入費，事務所費，事務費及び人件費に支出することができる。

イ　政務活動費の支出と議員の調査研究活動との間に合理的関連性がない場合は使途基準に合致しない場合として違法と判断されるが，不当利得発生原因事実の主張立証責任を負う側において，使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推認させる一般的外形的事実が立証されたときには，適切な反証がされない限り，当該支出が使途基準に合致しないことが事実上推認される。原告が独自の見地から推測する類型等といった事実主張

のみから，これら一般的外形的事実が立証されたと解されるべきではない。

ウ　また，本件マニュアルでも，議員活動は，政務活動と政務活動以外の議会活動，政党活動，選挙活動，後援会活動等と多彩であり，１つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し，渾然一体となっていることが多いと指摘されているところであるから，仮に本件使途基準に反する支出があったとしても，按分比例の限度で認められるべきである。

(2)　会派共同政務活動費及び議員連盟会費について

ア　本件マニュアルにおいては，調査研究費の項目における会費の内容として，会派共同調査費及び議員連盟会費の支払が認められている。

また，本件条例上，会派や議員連盟の支出については，領収書類等を議長に提出することは求められていない。

イ　本件各議員らが，それぞれが所属する議員連盟や政策研究会等に対して，政務活動費を支出していることについては認める。しかし，本件マニュアルにおいては，「会費」の支出費目の内容として議員連盟会費が示されているから，その支払に政務活動費を充当することは適法である。

(3)　各種団体（会派・議員連盟以外）に対する会費について

本件各議員らが，会派・議員連盟以外の団体等の会費を政務活動費（支出費目は調査研究費，研修費，会議費のいずれか）として支出していることについては認める。しかし，本件各議員らが何らかの団体に所属することについて，専ら本人の政治的・社会的信条又は私的関心によるものと決めつけることはできない。本件各議員らが何らかの団体に所属し，調査研究や研修等を通じて政務活動に必要な情報を入手する機会としていることは，十分認められるところである。

(4)　会合参加費用

ア　上記(1)イのとおり，原告が主張する類型等の主張のみでは一般的外形的事実の立証がされているとはいえず，原告が相当程度までこれを主張立証すべ

きである。原告は，本件各議員らが提出した領収証を独自に分析し，会合の内容ごとにその特質を独自の観点から取り上げて主張しているが，主張に係る特質・実態を裏付ける資料は何ら提出されていない。

イ　また，様々な会合への参加に係る議員の活動は，政務活動と政治活動の両面を持つ場合が多いが，議員は，各場面において，自己の政治信条を実現すべく活動している。その活動が，結果として自己の再選を目指す活動になることはあろうが，そのこと自体を目的とした活動でないことは明らかである。

なお，原告は，本件各議員らが支出した会合参加費用について，公選法上の寄附に当たる旨主張しているが，争う。

ウ　原告の主張する各類型に対する個別の主張は，別紙９「主張対比表３」の各類型に対応する「被告の主張」欄のとおり。

【補助参加人綾田らの主張】

(1)　総論

ア　法１００条１４項によれば，政務活動費は，「議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に充当されるものであり，「政務活動費を充てることができる経費の範囲」は，条例で定めることとされている。同項の規定を受けて定められた本件条例２条１項によれば，「政務活動費は，議員が実施する調査研究，研修，広聴及び広報，要請又は陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」「に要する経費に対して交付する」とされており，同条２項及び別表において，政務活動費を充てることができる政務活動に要する経費の範囲を定めている。

したがって，政務活動費を充てることができる経費に当たるかどうかは，本件条例２条及び本件マニュアルの示す基準によるべきである。

イ　補助参加人綾田らは，該当する支出一覧表の本件各支出については，「領収書発行者」欄記載の団体の会費ないし「会合開催日時」欄記載の日時に「会

合の開催場所」欄記載の場所で開催された会合の参加費用として支出したものであり（なお，各会合の開催日時，開催場所，議員以外の参加者の費用負担の有無及び額，飲食の有無・内容については，補助参加人綾田ら準備書面(1)，(2)，(3)，(4)及び(12)の各釈明書のとおりである。），原告の各類型ごとの主張に対応する反論は，以下(2)～(4)のとおりである。

(2) 会派共同政務活動費及び議員連盟会費について

ア 会派共同政務活動費

平成２５年度における自民党議員会の活動内容，決算内容は，別紙７－２・別表１－１及び別表１－２のとおりであるが，その活動は本件条例２条所定の政務活動に該当し，これに要した支出は，本件条例別表に定める経費に該当する。補助参加人綾田ら支出に係る本件各会派の会費は，政務活動費の使途として適法である。

なお，詳細な主張については，別紙７－１「主張対比表１」の「ア 自民党議員会（会派共同政務活動費）」記載のとおりである。

イ 議員連盟会費

平成２５年度における下記の各議員連盟の活動内容，決算内容は，以下の(ア)～(ウ)のとおりであるが，本件各議員連盟の活動は，本件条例２条所定の政務活動に該当し，その支出は，本件条例別表に定める経費に該当するから，補助参加人綾田らが本件各議員連盟に対して支出した会費は，政務活動費の使途として適法である。

なお，原告の主張に対する各議員連盟ごとの反論については，別紙７－１「主張対比表１」の「ウ 議員連盟会費（補助参加人綾田らが所属していたもの）」に記載のとおりである。

(ア) 中讃議員連盟（別紙７－２・別表３のとおり）

(イ) 地域振興議員連盟（別紙７－２・別表４のとおり）

(ウ) 伝統文化継承議員連盟（別紙７－２・別表５のとおり）

(3) 会派及び議員連盟を除く各種団体会費について（K類型）

ア　団体会費に関する原告の主張は一般的・抽象的にすぎるが，補助参加人綾田ら個別議員の政務活動費による支出のうち，個別団体の加入会費に関する主張・反論は，別紙８「主張対比表２」の「補助参加人綾田らの主張」欄のとおりである。いずれの団体も，議員の政務活動にとって極めて有意義・有益であり，補助参加人綾田らも積極的に参加して活動している。よって，政務活動費の支出として適法な支出である。

イ　また，団体会費として主張されているものは，いずれも，議員が「団体等」の構成員となって他の構成員とともに活動し，当該団体等の運営に要する経費を分担する趣旨のものである。これらの会費は，本件団体等の活動に要する費用から寄附等の収入を控除し，その残額を会員の種類（正会員，特別会員，賛助会員等）に従って按分して負担しているものである。したがって，所定の会費の額が本件団体等の活動に見合った適正額と考えられるから，これが過大であるか否か，寄附該当性の有無といった問題は生じない。

(4) 会合参加費用について

ア　総論

議員が，仮に自己の再選を日常的に意識しているとしても，本件各会合に参加することが，政務活動費を充当できる政務活動に該当しないとはいえない。本件条例２条１項が，政務活動の一つとして，「各種会議への参加」を明示し，かつ，本件使途基準にもその旨を明記している（「会議費」の(2)）ことからすれば，本件条例は，議員による各種会議への参加を政務活動の典型例として位置づけていることが明らかである。

ところで，団体等が会議を開催するためには，会議の立案・計画，会場の確保・設営，会議開催・参加の案内等に相当な経費や労力を投入する必要がある一方で，会合に参加する参加者の参加料は，社会的・経済的又は文化的な価値の実現を図るという一定の目的を持った本件各会合のような場合に

は，多くの参加者の参加を促進するために低額なものとし，残りは開催団体等の資金等で自ら賄う方式が採られることも珍しくない。

議員が会合に出席する場合に，原告がいう「客」であるか否かに関わらず，開催団体等の経費や労力を勘案して応分の負担をするというのは社会通念上当然のことであり，本来的な会合参加者の参加料と議員が支払う参加料を比較することに意味はない。また，議員としては，当該会合の目的に沿って挨拶をし，できるだけ多くの参加者と意見交換をしているところである。

なお，原告は，酒食の席に甚だしくこだわるが，会合の目的・趣旨に沿った意見交換をする上で，酒は人と人との心理的距離を縮め，意見交換の潤滑油となる程度の機能を果たすにすぎないから，本件各会合において酒食が提供されたからといって，本件各会合が政務活動の場としての適格性を失うことにはならない。

よって，本件各会合の参加費用の支出の適法性については，本件条例２条１項及び本件使途基準を踏まえ，本件各会合がその目的や実情に照らして，議員の政務活動の場として有意義，有益であるかという見地から判断すべきである。

イ　ＡないしＭ類型に対する一般的反論

原告の主張する各類型に関する主張は，いずれも別紙９「主張対比表３」の各類型（Ａ～Ｉ類型）に対応する「補助参加人綾田らの主張」欄のとおりである。

ウ　会合参加費用が寄附である旨の主張に対する反論

(ア)　本件各会合の開催費用は，開催する団体等が開催のために現実に支出する金額にとどまらず，構成員・支援者等による無償の提供，寄与等を市場価格で評価したものを含むというべきである。しかも，その算定は，開催団体にとっても著しく困難であるから，議員側において算定することは尚更不可能である。そうすると，参加者が分担すべき適正な参加費の金額は，

上記開催費用を参加者の属性（性別，年齢，経歴等）に応じて按分したものということになるが，議員が本件各会合に参加するに際し，多くの場合は所定額の参加費用の支払を要請されることはない。

よって，本件各会合に参加する議員においては，会合の目的，名称，会場，参加者の人数，進行内容，開催時刻，所要時間等の諸般の事情を踏まえて社会通念に従って，本件各会合の参加費用額を決めるほかないところ，補助参加人綾田らが本件各会合の参加に際して支出した，おおむね５０００円ないし１万円程度の参加費用は，社会通念に照らして高額にすぎることはない。また，これらの参加費用が高額にすぎるというのであれば，原告が，各会合ごとに具体的な根拠を示して立証すべきである。よって，原告の主張する寄附には該当しない。

(イ) なお，団体会費（K類型）については，上記(3)イのとおりの方法で按分負担をしているものであり，所定会費額は活動に見合った適正額であるから，過大になるというものではなく，寄附該当性の問題は生じない。

エ 個別会合に関する主張

(ア) 原告の主張するＪ類型ないしM類型（K類型を除く。）に該当する個別議員の各会合の支出に関する主張は，いずれも別紙１０「主張対比表４」の各議員の各支出に係る各会合に対応する「補助参加人綾田らの主張」欄のとおりである。

(イ) 原告の主張する香川議員の番号５３の会合の支出に関する主張は，いずれも別紙１１「主張対比表５（個別支出に関する砂川らの主張）」欄の(ア)記載のとおりである。

【補助参加人砂川らの主張】

(1) 総論

ア 本件マニュアルが，政務活動費制度の趣旨に沿って本件使途基準の内容を具体化したものであることからすれば，本件マニュアルに記載された項目ご

との対象経費やその充当及び按分の方法等の指針に従ってなされた政務活動費の支出又は充当については，政務活動との間に合理的関連性がある支出と認められるべきである。

イ　補助参加人砂川らは，支出一覧表の本件各支出については，「領収書発行者」欄記載の団体の会費ないし「会合開催日時」欄記載の日時に「会合の開催場所」欄記載の場所で開催された会合の参加費用として支出したものであり（なお，各会合の開催日時，開催場所，議員以外の参加者の費用負担の有無及び額，飲食の有無・内容については，補助参加人砂川ら第２準備書面の釈明書記載のとおり。），原告の各類型ごとの主張に対応する反論は，以下(2)～(4)のとおりである。

(2)　会派共同政務活動費及び議員連盟会費について

ア　充当の適否に関する判断の在り方について

県議会の会派又は議員連盟に対する会費の支払については，本件マニュアル上，これらの団体の活動内容や目的が政務活動にかなうものであれば，政務活動との間に合理的関連性がある支出として適切とされている。

なお，原告は，会派及び議員連盟への会費支払に政務活動費を充当することの可否について，これら会派及び議員連盟の団体としての個々の支出に即してその可否を判断すべき旨主張するが，政務活動費を会費支払に充てることの可否は，これら団体の活動内容や目的によって判断されるのであって，これら団体の個々の支出によって判断されるものではない。また，本件条例は，会派や議員連盟について，会計帳簿の調整及び領収書の保存並びにこれらの議長への提出等について何ら規定をしておらず，会派や議員連盟における個々の支出の適否を問題としていない。

イ　社民党・県民連合への会費の支払について

会派とは，議会内部において政治的意見や政策等を共通にする議員らが組織する団体である。議員は，会派を通じて　議会活動を行うため，会派なく

しては議会活動をすることは困難となる。香川県議会社会民主党・県民連合は，県議会内に存在した会派であり，その活動内容や目的は政務活動にかなう。したがって，香川県議会社会民主党・県民連合への会費の支払については，会派会費として政務活動費を充当することは適法である。

なお，詳細な主張については，別紙７－１「主張対比表１」の「イ　社民党・県民連合（会派共同政務活動費）」の「補助参加人砂川らの主張」欄記載のとおりである。

ウ　地域政策センターへの会費支払について

(ア)　地域政策センターの会費は，調査研究費のうちの会費（議員連盟会費）に該当するため（本件マニュアルⅡ項の２(1)〔別紙３・２枚目〕），同会費に政務活動費を充当することの可否は，地域政策センターの活動内容や目的が政務活動にかなうものであるかどうかによって判断されるべきである。地域政策センターの活動内容や目的が政務活動にかなうものであることは明らかであるから，地域政策センターの会費への政務活動費の充当は，政務活動との間に合理的関連性がある支出として適切である。なお，詳細な主張については，別紙７－１「主張対比表１」の「エ　議員連盟会費（香川地域政策センター。補助参加人砂川らが所属していたもの）」記載のとおりである。

(イ)　別紙７－２・別表６のとおり，原告指摘に係る地域政策センターの各支出は適正な支出であり，同会派の会費に政務活動費を充当することは，政務活動との間に合理的関連性が認められる支出である。

(3)　各種団体（会派及び議員連盟を除く）に対する会費について

支出一覧表のとおり，補助参加人砂川らに会派・議員連盟以外の団体会費（K類型）に該当する支出はない。

(4)　会合参加費用について

ア　総論

政務活動費の使途の適法性判断に際しては，本件マニュアルに基づくべきであるが，仮に原告が主張するＡ～Ｉ類型によるとしても，別紙９「主張対比表３」の各類型に対応する「補助参加人砂川らの主張」欄記載のとおり，補助参加人砂川らの会合参加費用に関する政務活動費の支出の違法性を基礎づけることにはならない。

イ　会合参加費用の支出が寄附である旨の主張に対する反論

なお，原告は，各会合の参加費用について，寄附である旨主張するが，本件マニュアルにおいては，会議費の支出は実費相当額において認められているところであるから，飲食の有無に関わらず，その会費が実費相当であると認められる場合には，寄附に該当しないというべきである。そして，飲食を伴わずとも，各会合の会場設営に際しては，会場費，備品代，人件費等様々な費用が必要となるのが通常である一方で，各会合に参加する議員において，各会合の設営費用額を把握することはできない。

よって，各会合に参加した議員において，実費相当額として５０００円から１万円の会費を支出することは，寄附に該当しない。

ウ　個別会合に関する主張

(ア)　原告の主張するＪ類型ないしM類型（K類型を除く。）に該当する個別議員の各会合の支出に関する主張は，いずれも別紙１０「主張対比表４」(イ)の各議員の各支出に係る各会合に対応する「補助参加人砂川らの主張」欄のとおりである。

(イ)　原告の主張するＡ類型ないしＩ類型に該当する各議員（竹本議員及び森議員）の各会合の支出に関する主張は，いずれも別紙１１「主張対比表５（個別支出に関する主張の補足）」(イ)及び(ウ)の各議員の各支出に係る各会合に対応する「補助参加人砂川らの主張」欄のとおりである。

第３　当裁判所の判断

１　政務活動費の支出の違法性に関する判断枠組み

(1)ア　法１００条１４項の規定による政務活動費の制度は，条例の定めるところにより，「議員の調査研究その他の活動」に資するため必要な経費の一部として，会派又は議員に対して政務活動費を交付することを認めたものであり，本件条例はこれを受けて，「議員が実施する調査研究」や「研修」，「広聴及び広報，要請又は陳情，住民相談」のほか，「各種会議への参加」等，「県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」に対して政務活動費を交付する旨規定し（本件条例２条１項），その経費の内訳として，調査研究費，研修費，広聴広報費，要請陳情費，会議費，資料作成費，資料購入費，事務所費，事務費及び人件費を掲げた上，各経費の種類に応じて，その使途基準として本件使途基準を定めている（同条２項別表）。

上記の制度の趣旨は，議会の審議能力を強化し，議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため，議会における会派又は議員に対し調査研究その他の活動の費用等の助成を制度化することにあるから，当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合や，当該行為に係る経費の支出の必要性に関する当該議員の判断が合理性を欠く場合などには使途範囲外の支出に当たると解される（政務調査費について，最高裁判所平成２２年(行ヒ)第４２号平成２５年１月２５日第二小法廷判決・集民２４３号１１頁）。

イ　また，もとより，政務活動費は当該活動の経費に充当するものであるから，上記議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性が求められる当該行為について，経費性が必要となるというべきである。

(2)　そして，法１００条１５項は，政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，「収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」と定めて，政務活動費の使途の透明性を確保することとしており，これを受け，本件条例においては，政務活動費の交付を受けた議員は，会計帳簿の調製や領

収書等の整理保管を義務付けられ（９条），当該年度の収支報告書の提出を求められ（８条），当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残額がある場合には，当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならないことが定められている（１２条）。

(3) これら法令等の各規定によれば，香川県における政務活動費は，本件条例２条２項別表の定める本件使途基準に適合する支出にのみ使用されることが許容されており，政務活動費の交付を受けた議員において，これを本件使途基準に適合しない使途に充てた場合，すなわち，議員が行った政務活動の客観的な目的，活動内容等に照らして，同活動と県政との間に合理的関連性が認められない場合には，県の損失の下に法令の根拠なく利益を受けたことになるから，県に対し，上記利益に相当する額の不当利得返還義務を負うというべきである。

そして，政務活動費は当該活動の経費に充当するものであるから，経費性のない出捐に充当された場合については，政務活動による支出とはいえず，当該充当を受けた議員においては県の損失の下に法令の根拠なく利益を受けたことになり，上記利益に相当する額の不当利得返還義務を負うことになると解されるのは上記同様というべきである。

(4) 本件使途基準については，前記前提事実１(4)のとおり，香川県議会改革検討委員会が香川県議会名で本件マニュアルを作成しており，同マニュアルには，交付された政務活動費の経費への充当方法及び充当できる使途等に関する留意事項が示されている。同マニュアルは，もとより法規範性を有しないが，政務活動費の交付を受ける議員らから構成される県議会が自らの名において，政務活動費の交付につき，その使途の透明性確保を目的として法及び条例が定める手続を具体的に手引きし，かつ，政務活動費の支出につき，それが本件使途基準に適合する使途に充てられるよう，支出に当たって留意すべき事項として，本件使途基準についての一定の解釈の下に自律的に申し合わせ，取りまとめた

ものであるから，県議会を構成する個々の議員らにおいても，本件マニュアルの内容に準拠して政務活動費を支出すべき立場にあることは明らかである。

そして，本件マニュアルの内容は，上記(1)ア，(2)で述べた関係法令等の趣旨に照らして，以下個別に検討するところを併せても合理的であると認められるから，政務活動費の使途が本件使途基準に適合するか否かを判断するに際しては，本件マニュアルの内容が十分に参酌されるべきであり，本件マニュアルに沿わない政務活動費の支出は，原則として，議員らが自ら取りまとめた本件使途基準の解釈に適合せず，本件使途基準に反する支出である疑いがあるものとして取り扱うのが相当である。

2　本件各支出の費目に関する判断基準について

(1)　会派共同調査費及び議員連盟会費について

ア　本件条例所定の本件使途基準は，政務活動費を充てることができる調査研究費について，「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」と定めている。そして，本件マニュアルは，その具体例として，資料印刷費，委託費等のほか，会費，交通費，宿泊費を掲げ，上記「会費」についてはその内容として，「会派共同調査費」，「議員連盟会費」を挙げている。

そして，上記1に記載した法令等の趣旨を踏まえると，調査研究費の内容として定める「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託…に要する経費」とは，議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査委託に要する経費をいうと解される。なお，会派共同調査費及び議員連盟会費の政務活動費による充当の適否を検討するに当たっては，基本的には，上記調査研究費に該当するかを検討することとなるが，会派や議員連盟に対する会費を「研修費」又は「会議費」の費目で政務活動費を充当している場合も，後記のとおり，会派や議員連盟の活動内容として研修や会議も含む場合もあり得るから，調査研究費と同様に考えることが許容されているという

べきであり，費目の差異は後記判断基準に影響しない。

イ　会派について

ところで，会派とは，一般に議会の内部において議員により組織される団体であり，法１００条１４項は，議会の議員の調査研究その他の活動のため政務活動費として交付できる名宛人として会派を定めている。このことからすれば，法は，会派が議会における議員の調査研究その他の活動を行う団体であることを認めていると解され，議員は，政策形成や条例の制定等の議会活動に際し，当該議員の所属会派を通じて行動することが当然に予定されているというべきである。本件マニュアルが，調査研究費のうちの「会費」の具体例として，会派共同調査費を挙げているのも，会派が，議員ら自らが会費を出捐した上で議会活動の基礎となる調査研究を行う目的の団体として組織され，各議員ら自身がその活動を行うものとして運営しているのが通常であることによると考えられ，上記理解と整合的である。そうすると，会派の活動目的及び内容は，県政に資する議員の調査研究活動に沿うものであると強く推認される。

したがって，原告において，当該会派の活動目的や活動内容がおよそ県政との間で関連性を有するものではない等の特段の事情を具体的に立証しない限り，議員の会派に対する会費の支払に政務活動費を充当することが本件使途基準に反して違法であるとは認められない。

ウ　議員連盟について

これに対し，議員連盟は，特定の目的のために活動する議員ないし政治家の集まりとされているものの，会派とは異なり，政務活動費の交付主体とはされていない。加えて，議員連盟は，その活動目的も特段限定されていない実情にあり，会派同様，県政に資する調査研究その他の活動を行い個々の政策の実現を目指すものもある一方で，外国との交流，特定業界との関係強化を目指すものや，趣味の集まりまで多様なものがある。この点において，議

員連盟は，共通の政治的主義・信条を有する議員らが組織し，所属会派を通じた議会活動を行うことを目的とする「会派」と比較して，その団体の性格や由縁を異にしており，法的には他の一般団体と変わらない側面がある。そのため，上記多様なものがある中で，当該議員連盟が県政に資する議員の調査研究その他の活動を行う団体か否かは，当該議員連盟の活動目的及び活動内容を踏まえて判断するほかはない。本件マニュアルが，議員連盟会費について，調査研究費のうちの「会費」としての支出費目で挙げながらも，留意点として「団体の活動内容や目的が政務活動に適うものであることが必要」としているのも，もっぱら議員連盟に関する限り上記と同趣旨であると解され，合理的である。

したがって，当該議員連盟の活動目的や活動内容と議員の議会活動の基礎となる県政に資する調査研究その他の活動，すなわち県政の課題や県政の意思を把握して県政に反映させる等の住民福祉増進を図るために必要な活動との間に合理的関連性が認められない場合には，当該議員連盟に対する会費の支払に政務活動費を充当することは，本件使途基準に反し違法というべきである。

エ　原告の主張について

なお，原告は，会派及び議員連盟に対する政務活動費の支出の適法性は，当該会派及び議員連盟の活動目的，活動内容のみならず，当該会派及び議員連盟が実際に行った支出の内容と内訳によって判断すべきである旨主張する。

しかし，本件条例は，政務活動費の交付対象である議員については収支報告書及び添付書類の提出は定めているが，会派及び議員連盟の支出については，収支報告書はもとより，会計帳簿の調製及び領収書の保存並びにこれらの議長への提出等については何ら規定を置いておらず，会派や議員連盟における個々の支出の適否を問題としていない。また，本件マニュアルも，議員

が会費として支出する対象となる会派及び議員連盟の限度で，その活動内容や目的が政務活動に適うものであることを求めるにとどまり，会派及び議員連盟における個々の支出と県政に資する調査研究その他の活動との関連性を問題にしていないから，これらを総合すると，原告の主張を採用することはできない。

なお，会派及び議員連盟に対する会費の支払は多額に及ぶのに，各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのはその定額の支払のみであり，当該金員がその後具体的にどのような使途に支出されたかについては全く明らかにされない点については，政務活動費の使途の透明性の確保をも目的とする法の趣旨に照らして相当とは言い難い面がある（例えば，議員個人で調査研究その他の活動を行った場合には，当該支出に関する領収書等が添付されてその使途が明らかになるのに，会派及び議員連盟に対して会費を支払い，調査研究その他の活動が行われた場合には，支出先が明らかにならない。）ものの，その一事をもって本件マニュアルが不合理であるとは認められず，上記判断を左右しない。

(2) 会派及び議員連盟を除く各種団体会費について

ア 会派及び議員連盟を除く各種団体会費に関する判断基準

(ア) 各種団体会費について，本件使途基準は，政務活動費を充てることができる「研修費」として，「(1)議員が行う研修会，講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」（以下「研修費経費①」という。）との定めを置き，同じく政務活動費を充てることができる「会議費」として，「(2)団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」（以下「会議費経費②」という。）との定めも置いている。本件マニュアルは，上記「研修費」の支出費目に，研修費経費①で想定される会合の主催の場合に要すると考えられる各種の費目（会場費・機材借上費等）のほか，研修費経費①で想定される会合に参加する場合にも要すると考えら

れる費目として，「会費」その他の費目を掲げ，上記「会議費」の支出費目に，参加の場合に要する費目としての「会費」を挙げ，留意事項は上記研修費と同様であるとしている。

そして，本件マニュアルは，会費の支出費目について，その「留意点」において，「会費として支出するのに適しない例」として，①団体の活動が政務活動に寄与しない場合に当該団体に対して納める年会費や月会費，②個人の立場で加入している団体などに対する会費等，③議会内の親睦団体（議員野球部，ゴルフ部等）の会費を挙げている。これらの留意事項は，政務活動費が，議員の行う調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合に使途基準に適合しない支出とされることと整合的であって合理性のある解釈であり，また，その判断を当該団体の活動内容に着目して行う点において参考になり得るというべきである。

(イ) 上記１及び上記(1)をも併せると，上記(1)ウの議員連盟会費同様，会派及び議員連盟を除く各種団体会費についても，当該団体の活動目的，活動内容等を総合考慮し，同団体の活動に着目してこれと議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性を欠く場合には，同団体に対して団体会費として支払われた経費は，本件使途基準にいう研修費や会議費には当たらないというべきである。

イ　原告の主張（K類型）について

なお，原告は，会派及び議員連盟以外の団体に対する会費を「K類型」として，これに政務活動費を充当することの適否について，①当該団体の活動に参加することが県政に関する調査研究に資するものと一般的に認め得る団体か否か，②当該団体における議員の活動状況はいかなる内容であるかの２点を中心に判断し，いずれかを満たさないものについては，原則として，団体への加入それ自体によって議員が県政に関する情報を得られるとはいえず，違法な公金支出である旨主張している。原告の上記主張は，当該団体

への参加と県政に関する調査研究その他の活動との関連性及び当該団体における議員の活動内容を厳密に問題とした場合には，議員の調査研究その他の活動の手段及び内容の選択に関する裁量を過度に狭く理解することにつながる点で，議員の自主性や付与されている広範な裁量的判断への配慮を欠く可能性があり，必ずしもそのままでは採用の限りでないものの，当該団体の性格と議員の行う調査研究その他の活動との関連性をみる視点や，当該団体での議員の活動を検討する中で当該団体の活動状況についても勘案する視点は，上記ア(イ)で述べた考慮要素と相当程度共通しており，そうした要素の限りで採用する余地があるというべきである。

(3) 会合参加費用について

ア 会合参加費用の判断基準

(ア) 本件使途基準及びその解釈（本件マニュアル）について

a 本件条例の本件使途基準においては，政務活動費に充当することのできる「研修費」として上記研修費経費①のほか「(2)団体等が実施する研修会，講演会等への議員の参加に要する経費」（以下「研修費経費②」という。）との定めも置き，本件マニュアルでは，充当できるのは「実費」とした上，「研修費」の支出費目において，上記研修費経費②で想定される会合に参加する場合にも要すると考えられる費目として，上記会費のほか，研修参加費，交通費等の費目を掲げ，留意点として，政党主催の研修会は含まれないとされている。

b また，本件使途基準においては，政務活動費を充当することができる「会議費」について，会議費経費②のほかに「(1)議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費」（以下「会議費経費①」という。）の定めを置き，本件マニュアルは，上記会議費経費①で想定される会合の主催の場合に要すると考えられる各種の費用のほか，上記会議費経費②で想定される会合に参加する場合に要し得る費目として，文書通信費，交通費，

宿泊費，会費といった支出費目を挙げた上（なお，厳密な意味で上記本件使途基準上の会議費の上記会議費経費②に対応する「会合参加費」なる費目は掲げられていない。），会議費全般に適用すべき留意点として，政務活動費を充当するのに適しない例として，①飲食・会食を主目的とする各種会合，②バー，クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食，③議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会，役員会や総会の出席，④公職選挙法（以下「公選法」という。）１９９条の２の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食を挙げている。さらに，会議費のうち，議員が会合を主催する場合としてではあるものの，食糧費として政務活動費を充当する場合の留意点として，①政務活動としての会議との一体性を求めるとともに，②酒の提供は，懇親的・交際的な比重が強くなり誤解を生みやすいため，極力避けるべきであることを記載している。

c　これらの留意事項は，政務活動費が，議員の行う調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合に使途基準に適合しない支出とされることと整合的であって合理性のある解釈であり，またその判断を会合の主催者，会合の場所，飲食の程度やこれとの関係，議員自身の参加資格に着目して行う点において参考となり得るというべきである。

(イ)　会合参加費の本件使途基準適合性について

a　判断基準

上記(ア)を総合し，上記１にみる本件条例の趣旨や本件マニュアルの位置づけも踏まえると，議員が参加した会合の内容及び目的，開催場所，会合の主催者の性質，参加に要した金額，領収書の記載内容等を勘案し，議員が参加した会合が，議員の行う調査研究その他の活動との間で合理的関連性を欠くような，研修会や意見交換会等といった会議会合の実質を有しない場合には，当該会合に対して支出された経費は，本件使途基

準にいう研修費又は会議費には該当しないものというべきである。

b　当該会合が飲食を伴うものであった場合について

特に，当該会合が飲食を伴うものであった場合には，飲食の必要性や飲食と議員の調査研究その他の活動（政務活動としての研修会や講演会，会議等）との関連性について，慎重に判断すべきである。確かに，飲食を伴う歓談が複数人の間での意見交換を促進する面があることは否定できず，飲食を伴う会合であったという一事をもって，県政との間で合理的関連性の認められない会合であるというのは相当でないものの，本件マニュアルが，研修費のうちの会費として政務活動費を充当するのに適しない例として，「飲食・会食を主目的とする各種会合の会費」を挙げていること，議員個人の飲食代を漫然公金で負担することを帰結するおそれがあること，一般に，会合の開催に際して，飲食が必要不可欠であるとまではいえず，また，議員の調査研究その他の活動との間に合理的関連性が想定され得るような会合において飲食が一般的に伴うものとまではいえないことからすれば，飲食を伴う会合への会合参加費用の政務活動費による充当が適法であると認められるのは，飲食の機会が議員の政務活動に資する研修会や講演会等の会合に付随ないし連続し，当該会合と飲食との一体性が認められるような場合に限られるというべきである。

イ　原告の主張（AないしM類型〔K類型を除く。〕の主張）について

なお，原告は，会合参加費用について，AないしM類型（K類型を除く。）に分類して，その違法性を主張している。しかし，会合の時間帯の指摘や，飲食を伴う会合あるいは飲食店を会場とする旨の指摘，会合の内容が，類型的に敬老会，地域の民族・宗教的催事，芸能やスポーツ，儀式祭典であるといった指摘から，直ちに，それらの各類型に属する会合が県政に関する調査研究その他の活動と関連性がない，ないし必要性や合理性を欠いているとま

ではいえず，会合それ自体の内容や目的，会合主催者の性格，会合参加者の人数・属性等の考慮要素を総合的に検討しなければ，当該会合が，真に議員の行う県政に関する調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会合であったか否かを判断することはできない。したがって，AないしM類型（K類型を除く。）で主張する，各種会合の性格や特徴のみをもって，当該会合と県政との合理的関連性を判断する旨の原告の主張は，K類型同様，議員の調査研究その他の活動の手段及び内容の選択に関し，議員の自主性や委ねられている広範な裁量への配慮の必要性からすれば，必ずしもそのままでは採用の限りではない。

もっとも，結局，原告がAないしM類型（K類型を除く。）で主張する趣旨は，当該会合について挙げる各類型上の特徴に照らすと，これら会合が県政と合理的関連性を有する調査研究その他の活動としての実質を有していないと認められる場合には，同会合の参加費用として充てられた政務活動費の支出は違法であるということであって，原告が主張する上記類型は，当該会合が県政と合理的関連性を有するものであるか否かを判断する際の視点を提示しているものとみることができ，それ自体は，上記ア(イ)で述べた判断基準における考慮要素にはなるものである。

したがって，会合参加費用への政務活動費の充当が本件使途基準に適合しているか否かは，上記ア(イ)で述べた判断基準に基づいて判断するのが相当である。

(4) 寄附との主張について

ところで，原告は，本件各議員の会費及び各会合参加費用の支出が公選法１９９条の２にいう寄附に該当する旨主張する。この点，同条は，当該議員の選挙区内に在住・滞在する私人に対する寄附を禁止するものであり，原告らにおいて，本件各議員らによる会費及び各会合参加費用の支出が，本件各議員のそれぞれの選挙区内に滞在・在住する私人・私的団体に対してなされたものであ

ることの主張立証はされていないから，本件各議員による会費及び各会合参加費用の支払が公選法１９９条の２に違反するものとは認められない。

しかし，それを措くとしても，原告による上記主張の趣旨は，後述のとおり，本件各議員らが団体所属ないし各会合への参加に際し，団体ないし会合主催者側から会費ないし会合参加費用の支払を明示的に求められておらず，あるいは，他の会員ないし参加者において会費ないし参加費用を負担していない場合において，本件各議員らが独自にこれら費用を決定し，支出した費用については，政務活動費を充当する前提となる経費性を欠く旨の主張であると思われる。

ア　経費性について

そこで検討するに，本件条例は，政務活動費は本件使途基準に定める政務活動に「要する経費」に充当できる旨定め，本件マニュアルも，「政務活動費の充当の可否」につき，「実費」としている。団体ないし会合の主催に際しては，多種多様な費目の費用を要するが，それら費用は，当該団体・会合の参加者に対して，参加費用という形式でその負担を求めるのが通常であり，当該団体・会合の参加に際し，参加費用の負担を求められていない場合は，参加費用を支払わなくとも参加可能な会合であるのが一般的である。そうすると，各団体・会合の参加に際し，主催者から参加費用の支払を求められず，あるいは，他の参加者において会費を負担していない場合は，当該団体・会合に参加するに際して，参加（という便益）の対価というべき費用としての債務負担が生じた，すなわち，充当の前提となる実費が生じたと評価することができず，そのような場合に議員が当該団体・会合の主催者に対して参加費用を支払う行為は，法的には，当該主催者に対する金銭の贈与にほかならないから，当該団体・会合と参加費用との間に対価性を認めることができない。したがって，そのような場合には，原則として，法的な意味での関連性を欠き，当該団体・会合に参加するに要した「経費」であるとは認められない（なお，この点，議員活動は議員の自主性に基づき自発的に行うものとの

反論があり得る。しかしながら，議員活動上ある団体・会合に参加するか否かの判断については議員活動の自由の問題となり得るが，ここで経費性というのは，当該団体・会合への参加という便益を得るに当たって必要な経費としての債務負担があるか否かの問題であるから，議員活動の自由の問題ではなく，議員の自発性を損ねるという問題になることはない。)。

イ　実費弁償の主張（反論）について

これに対し，本件各議員らは，団体・会合を主催するに際しては，会場費，人件費等の様々な費用がかかっており，それらの費用を当該団体・会合に参加する議員側で把握することは困難であることからすれば，参加議員側において，ある程度の裁量をもって社会通念上相当な金額を見積もって支払ったとしても，当該会合に要した「経費」であるといえる旨主張する。

(ア)　しかし，当該団体・会合に参加する議員側において，社会通念上相当な金額を見積った上で，その範囲内で当該団体・会合への参加費用を支払ったというのは，結局，当該団体・会合に参加する議員における主観ないしは主催側に対する単なる忖度に依拠するものにすぎず，直ちにこれを経費とみることはできない(加えて，そのような団体・会合参加費用の支払が，公選法１９９条の２に違反するか否かはさておき，一般市民感覚としては，これらの主観に基づく経費認定が，むしろ実質的には，寄附としていわゆる地盤培養行為的な性質を帯び，公金支出の在り方として疑問を抱くところは，十分理解し得るところである。)。

(イ)　もっとも，原告の引用する公選法も，寄附を禁じつつも政治的集会を主催する場合には必要やむを得ない実費の補償は許容する旨定めているように，上記実態において，団体・会合に参加する場合に，法的な意味では対価を支払う関係にないが，他人である主催者が負担した費用につき，実費といえる範囲で弁償をする余地が全くないとはいえない。しかし，その場合であっても，議員以外の参加者における参加費用の負担の有無，議員

が現に支出した参加費用の金額，領収書の体裁等を総合考慮した上で，当該議員が支出した参加費用額が，当該団体・会合の規模，人数，団体・会合の活動や内容等（議員の調査研究，研修，各種会議会合への参加等といった当該活動が，県政に資するものか否か及びその程度）に応じて社会通念上相当と認められる金額の参加費用であるか否かが按分支出を含めて個別具体的に検討されるべきであり，そのような検討もない場合には，公金である政務活動費の充当が認められる経費には該当しないというべきである。

3　主張立証責任

(1)　総論

政務活動費の交付を受けた議員に対して不当利得返還請求をするよう求める住民訴訟において，当該政務活動費が本件使途基準に適合しない使途に充てられたことは，不当利得返還請求権の発生原因事実であるから，当該請求権があると主張する原告がその主張立証責任を負う。

ところで，前記関係法令(2)エ，オ，(3)イ及び前記1(3)のとおり，政務活動費の交付を受けた議員は，政務活動に係る収支について，政務活動費の収入・支出の総額，支出項目別の額及び当該項目ごとの内訳を記載した収支報告書を提出するとともに，これに領収書その他の書類を添付しなければならないと規定されている（法１００条１５項，本件条例８条，本件交付規程４条及び別紙４〔本件交付規程に係る様式第４号〕）から，住民は，上記収支報告書や添付書類の写しを入手する等の方法により，政務活動費の支出内容を，概括的にでも（議員らが充当を請求し，被告がこれを許容した基礎となる内容の程度にとどまるが）知ることができる。他方で，そのことは，換言すれば，原告が知り得る政務活動費の収支の総額やその内訳，支出先の団体の活動目的や活動内容，参加した会合の内容等に関する情報は，香川県議会に提出されている上記の収支報告書やその添付書類，住民訴訟の過程での議員の主張立証の内容に大きく依存

せざるを得ないともいえる。

上記２のとおり，本件使途基準適合性の判断は，会派共同調査費・議員連盟会費，団体会費については当該団体の活動目的及び活動内容等に着目して，議員の行う調査研究その他の活動との合理的関連性を判断することになるし，会合参加費の場合には，当該会合の名称からうかがわれる会合の内容や目的，開催場所，主催団体の性格，領収書の記載内容，飲食の有無内容等の事実から，当該会合への参加が，政務活動すなわち議員の行う調査研究その他の活動との間の合理的関連性が有するといえるか否かを判断することになる。

そうすると，原告において，上記方法等により知り得た当該議員の支出内容からうかがわれる，政務活動費の支出先の団体の活動目的や活動内容，参加した会合の内容等を総合して，少なくとも外形上本件マニュアルに反する政務活動費の支出がなされていることに関する主張がなされ，当該支出が本件使途基準に反する疑いがあることを基礎付ける事実が証明された場合には，当該支出が本件使途基準に反して違法であることが事実上推認され，当該各支出の具体的な使途を最も良く知る当該議員自ら又は被告を通じて，当該推認を妨げるに足りる反証として，当該支出が本件使途基準に適合しないとはいえないことを基礎付ける事実についての適切な主張立証を行うべきであって，当該議員及び被告においてそのような主張立証が行われないときは，そのような主張立証活動自体をも弁論の全趣旨として参酌した上で，本件各支出の本件使途基準適合性を判断すべきである。

(2) 原告の主張する類型について

ア 原告は，団体会費及び会合参加費に関して支出された政務活動費について，団体会費については，K類型として，別紙８「主張対比表２」上の(ア)ないし(エ)として，さらに団体の性格を分類し，会合参加費についてもAないしM類型として，別紙９「主張対比表３」のとおり会合の性格を分類の上主張しているところである。上記2(2)イ，同(3)イのとおり，これら主張に係る団体の

性格・活動内容ないし会合の各類型そのものを判断基準として，直ちにこれら個別団体への加入や個別会合への参加が議員の調査研究その他の活動と合理的関連性を欠くということまではできないが，これら団体の性格・活動内容や，会合の性格を一定程度分類した上で添付書類とともに行った主張立証内容を総合勘案して，本件マニュアルに反する政務活動費の支出がなされている旨の主張立証と解することができる場合には，その限度で，当該支出が本件使途基準に反する疑いがあることを基礎付ける一般的外形的事実の主張立証があったというべきである。

イ　原告の主張のうち，一般的外形的主張立証があったといえる場合は次のとおりである。

(ア)　会派及び議員連盟以外の団体会費（K類型と主張されるものについて）

原告は，K類型のうち，別紙８「主張対比表２」上の(ア)として宗教，地縁，学歴に基づき加入する団体としていくつかの団体を挙げ，同(イ)として自己の所信，趣味に基づき加入する団体としていくつかの団体を挙げている。これら挙げられた団体は，全てが直ちにこれらそれぞれに該当するとまではいえないが，いくつかは名称上，例えば，大観音奉賛会や弁天会といった名称からは宗教的な団体会費と推認されるし，ファイブアローズなるバスケットボールチームの後援会を挙げるものについても趣味に基づき加入する団体への会費と推認されるところである。

(イ)　会合参加費

a　C～H類型について

原告は，C類型として，その趣旨が主として祝賀や記念，懇親でありこれに一定以上の規模の飲食を伴うことが名称から明らかな場合として，祝賀会，新年会，忘年会，懇親会，打ち上げ，反省会などとの名称を挙げて主張し，また，D類型として，飲食店で開催された会合と主張しているところであり，これらは懇親や飲食が主目的と推認されること

を主張するものと解され，これらに沿う内容の領収書を提出するところであるから，上記2(3)ア(イ)のとおり，本件マニュアルに反する政務活動費の支出であって本件使途基準に反する疑いがあることを基礎付ける一般的外形的事実の主張立証があったというべきである。また，会合の内容として，E類型の敬老の趣旨の会合，F類型の祭りや盆踊りといった催し，G類型の芸能大会，H類型のスポーツイベントといった会合の名称からその内容が通常想起されるものは，領収書に定型として「意見交換会等」と記載されていたとしても，会合の内容としては上記の各類型の内容が予定されていると通常解されるところで，議員の調査研究その他の活動の実質を欠く旨の主張をするものと解され，併せて，これに沿う領収書を提出するところであるから，これらについても，当該会合から通常想定される目的や内容からして，議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性がうかがわれない旨の一般的外形的主張立証がされたものというべきである。

b　飲食を伴うことを指摘する部分（A類型，B類型）について

原告は，A，B類型について主張するに当たり，飲食を伴う場合の参加費用は議員自身の飲食であると主張しており，特にB類型については開催時間帯からして飲食のみならず酒食を伴うことが多い類型であると指摘するところである。

前記2(3)ア(イ)bのとおり，会合参加費用としての飲食については，議員の飲食費を漫然公金で負担することを帰結するおそれがあることから，当該会合における飲食の必要性や，これと議員の行う調査研究その他の活動との関連性について慎重に判断すべきであり，飲食が会議会合における議論や意見交換等を促進する面があることを考慮しても，会合の開催に際して飲食が必ずしも必要不可欠であるとまでいえず，酒食の場合には懇親的交際的意味合いが強くなり，会議会合の実質を有するか

否かにについての疑問を差し挟む余地もあり得ることからすれば，当該会合参加費用が飲食費とみられる旨の主張がされた場合には，補助参加人らにおいて，当該会合の内容等により当該会合と飲食との付随性連続性等といった当該会合における飲食の必要性（費目が研修費や調査研究費の場合）や当該会合との一体性（費目が会議費の場合）を示す事実を立証すべきである。

c　Ｌ類型について

原告は，Ｌ類型は，Ａ～Ｋ類型のいずれにも分類できないとしつつ，さらに，別紙１０「主張対比表４」の「(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合)」の小類型欄ａ～ｆのとおり分類するとし，例えばａ防災訓練，ｂ展示会，ｃ福祉団体開催に係るイベントやバザー等と分類するなどしているところであり，領収書に定型として「意見交換会等」と記載されていたとしても，当該会合から通常想定される目的や内容からして，議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性がうかがわれない旨の一般的外形的主張立証がされたものというべきである。

(ウ)　寄附との主張について

原告は，当該議員が当該団体・会合に参加するに当たって参加費用を求められていない場合には寄附に該当すると主張しているところ，前記2(4)記載のとおり，参加費用を求められていない団体・会合において参加費用を支払う場合には，当該参加費用は参加という便益との対価性を欠き，贈与であって寄附に該当するというべきであり，このような場合には，経費性を欠くとの一般的外形的主張立証がされたものとして，補助参加人らにおいて，当該団体・会合の内容として議員の調査研究その他の活動と合理的関連性を有する活動がなされ，かつ，会場，規模，人数等からして議員が主催者に対し実費弁償をしたものであることを主張立証すべきである。

ウ　被告及び補助参加人らの反論について

被告は，原告が独自の見地から推測する類型等といった事実主張のみからこれら一般的外形的事実が立証されたと解されるべきではないと主張し，補助参加人らも，これに応じて，各団体・会合については，類型に応じた抽象的な反論，あるいは主催団体の活動目的や活動内容に関する類型的な主張立証で足りるというようであるが，前記の一般的外形的事実が立証された場合の反証の内容及び程度は，当該会合の内容として外形的に主張立証された事実の内容に応じて異なるというべきものであり，単に主催団体の活動目的や活動内容に関する一般的類型的陳述では足りず，これに加えて，個別具体的な使途先を最もよく知る各議員において，反証として意味を持ち得る程度に具体的であることを要するというべきである。

4　本件各支出（政務活動費による充当）の違法性の有無及び額

(1)　会派共同政務活動費について

ア　自民党議員会

(ア)　認定事実

証拠（甲ア１，イ１，ウ１，エ１，オ１，カ１，キ１，ク１，コ１，サ１，シ１，ス１，セ１，タ１，チ１，ツ１，ナ１，ニ１，ヌ１，ネ１，ノ１，ハ１，フ１，ヘ１，ミ１，メ１，モ１，丙１，６）及び弁論の全趣旨によれば，自民党議員会の構成員は自由民主党所属の香川県議会議員であって，いわゆる会派（議会内部において議員により組織される団体）であることに明らかな争いがなく，平成２５年度は，綾田議員，新井議員，有福議員，石川議員，氏家議員，大山議員，尾崎議員，香川議員，黒島議員，五所野尾議員，斉藤議員，佐伯議員，白井議員，十河議員，高木議員，高城議員，谷久議員，辻村議員，新田議員，花崎議員，平木議員，松原議員，松本議員，宮本議員，山下議員，山田議員（以下，これら各議員をまとめて「自民党議員会所属議員ら」という。）が同会に所属しており，同会所属議員ら（西川議員を除く。）は，平成２６年２月１４日，自民党議員会に対

し，平成２５年度の同会共同政務活動費として支払った５３万円を，それぞれ政務活動費から充当し，西川議員は，同日，自民党議員会に対し，平成２５年度自民党議員会共同政務活動費として支払った１９万５０００円を，政務活動費から充当したことが認められる。

(イ) 判断

会派が，議会内部において議員により組織され，議会において議員の調査研究その他の活動を行う団体であることは前記2(1)イのとおりであり，同議員会が議会内における自由民主党に所属する香川県議会議員のみで構成されていることも踏まえれば，平成２５年度もそのような活動が行われていたものと推認され，関係各証拠を総合してもそれを覆すには足りない。

したがって，綾田議員，新井議員，有福議員，石川議員，氏家議員，大山議員，尾崎議員，香川議員，黒島議員，五所野尾議員，斉藤議員，佐伯議員，白井議員，十河議員，高木議員，高城議員，谷久議員，辻村議員，新田議員，花崎議員，平木議員，松原議員，松本議員，宮本議員，山下議員，山田議員及び西川議員の各議員番号１に係る支出について，本件使途基準に反する違法な支出であるとは認められない。

(ウ) 原告の主張に対する判断

a 原告は，平成２５年度の自民党議員会の支出の内容からすれば，調査費については，県外視察の視察先や旅行日程，報告書の有無が不明であること，研修費及び会議費については，個々の研修・会合の費用や研修・会合の各開催場所，いずれも開催時間が不明であること，他方で，これら各支出額がいずれも多額であることからみれば，これらは，明らかに議員の飲食費用に充当されていると主張する。

b 証拠（丙１，６）によれば，自民党議員会の活動目的は，香川県議会の民主的で公正な議会運営と活力ある議会活動によって，県勢の発展と

県民福祉の向上に寄与するとともに，会員相互の融和と結束を図ることとされ（香川県議会自由民主党議員会会則３条。丙１），その活動内容についても，同議員会は，その会員全員をもって構成される政務調査会を設置した上，同政務調査会において，①議員会の基本政策の調査研究及び立案，②県の施策に関する調査，③県民の要望の調査及び政策の広報，④会員の研修等を行うと定め，また，同政務調査会内には，政策局が置かれ，政策局が，県政重要施策に関する調査研究のための政策プロジェクトチームの創設運営を行うことと定めていたことが認められる。

しかるに，地方政治の更なる発展等のためには，民主的かつ公正な議会の場において議員らにより基本政策や県の施策に関する活発な議論が行われることが不可欠であって，上記に掲げられた議員としての政務活動は，正にこれを中心として行われるから，同議員会が上記で定めた活動目的は，議員としての政務活動に関連することが明らかである。

また，平成２５年度における同議員会の活動内容の詳細までは明らかとはいえないものの，上記で定めた同議員会の活動内容及び個別費用の使途として主張された内容に照らすと，いずれも上記目的達成に資するものであることが推認されるところであり，議員が，政策立案や条例制定のために行う調査研究活動につき，その手段及び内容の選択に関する広範な裁量を有していることに鑑みると，原告の指摘する諸点だけでは，上記の推認を覆すに足りない。

イ　社民党・県民連合

(ア)　認定事実

証拠（甲４０，ソ４の１～ソ６の４，テ１３～２４，ト１２～２２，ヒ１３～２４，ム１の４～１の９，２の７～２の９，３の４～３の６）及び弁論の全趣旨によれば，社民党・県民連合の構成員となるための加入条件等は不明であるものの，平成２５年当時，砂川議員，高田議員，竹本議員，

米田議員及び森議員の５名が，社民党・県民連合に所属しており，砂川議員，高田議員，米田議員及び森議員（いずれの議員も番号１３～２４）は，社民党・県民連合に対して，それぞれ合計１４万８８００円（１万２４００円×１２）を，竹本議員（番号１２～２２）は，合計１３万６４００円（１万２４００円×１１）を，上記会派会費として，政務活動費（費目は調査研究費）からそれぞれ充当したことが認められる。なお，同会派の平成２５年度の収支は，別紙７－２の別表２のとおりである。

(イ) 判断

会派が議会内部において議員により組織される団体であり，会派が議会において議員の調査研究その他の活動を行う団体であることは前記2(1)イのとおりであって，そのことは同じく議会内の会派である限り，社民党・県民連合も，原則として，前記ア(イ)の自民党議員会同様，議員の調査研究その他の活動を行う団体であると推認されるというべきである。これに反する証拠は特段提出されておらず，上記推認を覆すものは何らないというべきである。

したがって，砂川議員，高田議員，米田議員及び森議員の各番号１３～２４並びに竹本議員番号１２～２２に係る各支出について，本件使途基準に反する違法な支出であるとは認められない。

(2) 議員連盟会費について

ア 中讃議員連盟

(ア) 証拠（甲イ２，３，オ２の１，３，ク２，３，サ２，３，ニ２，３，ネ２の１，２の２，モ２，丙２の１，２の２，７）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

a 目的について

中讃議員連盟は，香川県の中讃地域の活性化に必要な事項について調査，検討し，地域の活性化に資することを目的とする（香川県議会中讃

議員連盟規約２条。丙２の１）。

b　構成員について

同連盟は，上記目的に賛同する香川県議会議員をもって組織されており（同規約４条），平成２５年度は，新井議員，氏家議員，香川議員，五所野尾議員，辻村議員，新田議員及び山田議員（以下，まとめて「中讃議員連盟所属議員ら」という。）の７名が同連盟に所属していた。

c　活動内容について

同連盟は，上記目的を達成するため，①中讃地域の各種施策に関する調査及び研究，②中讃地域の各種施策に関する提言及び要請活動及び③その他，本連盟の目的達成に必要な事業を行うとされていた（同規約３条）。平成２５年度における同連盟の活動内容は，別紙７－２の別表３中の「支出の部」，「科目」欄に各記載のとおりである。

d　会費について

同連盟の経費は，会費及びその他の収入をもって充てるとされているところ（同規約１０条），上記ｂの中讃議員連盟所属議員のうち山田議員を除く６名は，同連盟に対し，前期・後期と２期に分けてそれぞれが合計１２万円（各６万円×２）の会費を支払い（新井議員，氏家議員，香川議員，五所野尾議員，辻村議員及び新田議員の各番号２及び３），同額を，各自の政務活動費（費目は，香川議員，五所野尾議員，辻村議員及び新田議員が調査研究費，新井議員及び氏家議員が研修費）から充当した。山田議員は，同連盟に支払った２万円の会費（同議員番号２）について，政務活動費（費目は会議費）から充当した。

e　収支について

同連盟の平成２５年度の収支については，別紙７－２の別表３のとおりであり，所属議員７名全員が前期後期併せて支払った会費各１２万円の合計８４万円が収入原資とされ，支出も同規模で繰越金も僅か（６４

０円）であった。

(イ) 前記(ア)記載の各事実によれば，中讃議員連盟の目的は，県政に関連するもので，その活動内容は，いずれも中讃地域の活性化に資するものであるから，中讃議員連盟の活動と中讃議員連盟所属議員らの調査研究活動との間には合理的関連性が認められる。そして，上記(ア)ｅ記載の中讃議員連盟の収支状況からすれば，上記目的に沿う会合等の経費には，中讃議員連盟所属議員らの会費が原資として充てられていたと認められる。

よって，新井議員，氏家議員，香川議員，五所野尾議員，辻村議員及び新田議員の番号２及び３並びに山田議員番号２は，いずれも本件使途基準に沿うものといえるから，違法とは認められない。

イ　地域振興議員連盟

(ア) 証拠（甲イ４，５，オ２の２，４の１，チ２の１，２の２，ヘ２の１，３の１，メ２の１，３の２，丙３の１，３の２，８）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ａ　目的について

地域振興議員連盟は，香川県の地域振興に必要な事項について調査，検討し，地域の振興に資することを目的とする（香川県議会地域振興議員連盟規約１条。丙３の１）。

ｂ　構成員について

同連盟は，上記目的に賛同する香川県議会議員をもって組織されており（同規約４条），平成２５年度当時は，新井議員，氏家議員，高木議員，松本議員及び山下議員（以下，まとめて「地域振興議連所属議員ら」という。）の５名が同議員連盟に所属していた。

ｃ　活動内容について

同連盟は，上記目的を達成するため，①地域振興の各種施策に関する調査及び研究，②地域振興の各種施策に関する提言及び要請活動及び③

その他，本連盟の目的達成に必要な事業を行うとされていた（同規約３条）。同連盟の平成２５年度の活動内容は，別紙７－２の別表４のうち，「支出の部」，「科目」欄に各記載のとおりである。

d　会費について

同連盟の経費は，会費及びその他の収入をもって充てるとされているところ，地域振興議連所属議員らは，同連盟に対し，前期・後期と２期に分けてそれぞれ合計１２万円（各６万円×２）の会費を支払い（新井議員及び氏家議員の番号４及び５，高木五議員番号２及び３，松本議員番号２及び４，山下議員番号２及び５），同額を，各自の政務活動費（費目は，新井議員及び氏家議員が研修費，高木議員が調査研究費，松本議員及び山下議員が会議費）から充当した。

e　収支について

同連盟の平成２５年度収支決算については，別紙７－２の別表４記載のとおりであり，所属議員５名全員が前期後期合わせて支払った会費各１２万円の合計６０万円が収入原資とされ，次年度繰越金は４万３５３４円であった。

(イ)　前記(ア)記載の各事実によれば，同議員連盟の目的は，県政に関連するものであり，前記(ア)ｃに記載した同議員連盟の活動内容のいずれについても，地域振興に資する調査研究活動であるといえ，これを覆すに足る的確な証拠はないから，地域振興議員連盟の活動と地域振興議員連盟所属議員らの調査研究活動との間には合理的関連性が認められる。そして，上記(ア)ｅ記載の地域振興議員連盟の収支状況からすれば，上記目的に沿う会合等の経費には，地域振興議連所属議員らの会費が原資として充てられていたと認められる。

よって，新井議員及び氏家議員の番号４及び５，高木議員番号２及び３，松本議員番号２及び４並びに山下議員番号２及び５に係る政務活動費の

支出は，いずれも本件使途基準に沿うものといえるから，違法とは認められない。

ウ　伝統文化継承議員連盟

(ア) 証拠（甲イ６，７，オ４の２，５，ナ２，３，ニ４，５，フ２の１，２の２，ヘ２の２，３の２，メ２の２，３の１，丙４の１，４の２，９）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

a　目的について

伝統文化継承議員連盟は，香川県の伝統文化継承に必要な事項について調査検討し，地域の活性化に資することを目的とする（香川県議会伝統文化継承議員連盟規約１条。丙４の１）。

b　構成員について

同連盟は，上記目的に賛同する香川県議会議員をもって組織されており（同規約４条），平成２５年度は，新井議員，氏家議員，谷久議員，辻村議員，松原議員，松本議員及び山下議員（以下，これら各議員をまとめて「伝統文化継承議連所属議員ら」という。）の７名が所属していた。

c　活動内容について

同連盟は，上記目的を達成するため，①香川県の伝統文化に関する調査及び研究，②香川県の伝統文化継承に関する提言及び要請活動及び③その他，本連盟の目的達成に必要な事業を行うこととされていた（同規約３条）。

d　会費について

同連盟の経費は，会費及びその他の収入をもって充てるとされており，その会費は，月額１万円であった（同規約１０条）。伝統文化継承議連所属議員らは，同連盟に対し，前期・後期と２期に分けてそれぞれ１２万円（各６万円×２）を支払い（新井議員及び氏家議員の番号６及び７，谷久議員及び松原議員の番号２及び３，辻村議員番号４及び５，松本議

員番号３及び５，山下議員番号３及び４），同額を，各自の政務活動費（費目は，新井議員，氏家議員，谷久議員が研修費，辻村議員及び松原議員が調査研究費，松本議員及び山下議員が会議費）から充当した。

e　収支について

同連盟の平成２５年度の収支決算については，別紙７－２の別表５のとおりであり，所属議員７名全員が前期後期合わせて支払った会費（各１２万円）の合計８４万円及び特別会費６万円の合計である９０万円が収入原資とされ，次年度繰越金は５０万５７３８円であった。

なお，上記特別会費６万円の支出者は不明である。

(イ)　前記(ア)記載の各事実によれば，同議員連盟の目的は，県政における重要な課題の１つである，県内の伝統文化の継承であり，県政に関連するものであることが明らかである。そして，同議員連盟の平成２５年度における個別具体的な活動内容は判然とはしないものの，同議員連盟は，上記(ア)ｃに記載した事業活動を予定しており，その活動内容は，いずれも上記目的の達成に資するものと推認される。他方で，これを覆すに足る的確な証拠はないから，伝統文化継承議員連盟の活動と同連盟所属議員らの調査研究活動との間には合理的関連性が認められる。

よって，新井議員及び氏家議員の番号６及び７，谷久議員及び松原議員の番号２及び３，辻村議員番号４及び５，松本議員番号３及び５並びに山下議員番号３及び４に係る政務活動費の支出は，いずれも本件使途基準に沿うものといえるから，違法とは認められない。

(ウ)　なお，原告は，交付年度内に支出されなかった政務活動費は，返還することが義務付けられているところ，伝統文化継承議員連盟の次年度繰越金は５０万５７３８円と異常に高額で，このような高額の繰越金を認めれば，政務活動費の規制を潜脱する繰越を認めてしまうことになるから，違法である旨主張する。

確かに，同議員連盟の平成２５年度の支出は，同議連の収入の約４割に相当する金額しかないが，この点については，同議連における会費の金額が妥当であるかという観点から，同議連内部で協議すべき問題にすぎず，この一事をもって，同議連への会費の支出が伝統文化継承議連所属議員らの調査研究に資するものであったことを否定する事情にはならないというべきである。

また，伝統文化継承議連所属議員らが納入した会費に繰越金が生じたからといって，当該議連の活動内容に照らすと，当該繰越金に対応する部分について調査研究活動の実態がないとはいえない上，当該繰越金に対応する部分について，各議員が伝統文化継承議連に対しその返還を請求できる権利を有しているとは認められず，各議員について，交付を受けた政務活動費の残余（本件条例１２条）が生じていると解する余地もないから，この点においても，原告の主張を採用することはできない。

エ　産業政策研究会

(ア)　証拠（甲ス２の１～４の２，ナ４～７，ネ３の１～４の２，フ３の１，３の２，丙５の１，５の２，１０）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

a　目的について

産業政策研究会は，香川県の産業の活性化に必要な事項について調査検討し，地域の活性化に資することを目的とする（香川県議会産業政策研究会規約２条）。

b　構成員について

同会は，上記目的に賛同する香川県議会議員などをもって組織されており（同規約４条），平成２５年度は，佐伯議員，谷久議員，新田議員及び松原議員の４名（以下，まとめて「産業政策研究会所属議員ら」という。）が産業政策研究会に所属していた。

c　活動内容について

同会は，上記目的を達成するため，①産業政策に関する調査及び研究，②産業政策に関する提言及び要請活動及び③その他，本会の目的達成に必要な事業を行うとされていた（同規約３条）。

d　会費について

本会の経費は，会費及びその他の収入をもって充てるとされていた（同規約１０条）ものの，同規約上，会費の金額は規定されておらず，会合や講演の都度，実際に要した費用の範囲内で，産業政策研究会所属議員らから会費を徴収することとされていた。

佐伯議員は，同研究会に対し，合計１０万円（同議員番号２～６）を，谷久議員及び新田議員は合計８万円（谷久議員，新田議員ともに各番号４～７）を，松原議員は，合計４万円（同議員番号４及び５）をいずれも会費として支払い，上記各同額を，政務活動費（費目はいずれも調査研究費）からそれぞれ充当した。

e　収支について

産業政策研究会における，平成２５年度の収支決算に関する報告書は作成されておらず，上記会費の使途については不明である。

(イ)　前記(ア)記載の各事実によれば，同研究会の目的は，県政における重要な課題の１つである，香川県内の産業の活性化であり，県政に関連するものであることが明らかである。そして，同研究会の平成２５年度における個別具体的な活動内容は判然とはしないものの，同研究会は，上記(ア)ｃに記載した事業活動を予定しており，その活動内容は，いずれも上記目的の達成に資するものと推認される。他方で，これを覆すに足る的確な証拠はないから，産業政策研究会の活動と同研究会所属議員らの調査研究活動との間には合理的関連性が認められる。

よって，佐伯議員番号２～６，谷久議員及び新田議員の各番号４～７並

びに松原議員番号４及び５に係る調査研究費の支出は，いずれも本件使途基準に沿うものといえるから，違法とは認められない。

オ　地域政策センター

(ア) 証拠（甲４５，５６，５９，ソ１の１～３の４，テ１～１２，ト１～１１，ヒ１～１２，ム１の１～１の３，２の１～２の６，３の１～３の３，丁２，４）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

a　目的について

地域政策センターは，地域社会・自治体をめぐる諸問題について調査研究を行い，その成果を地域政策に発展させ，議員活動・住民運動に寄与することを目的とする（香川地域政策センター会則３条)。

b　構成員について

地域政策センターは，上記目的に賛同する自治体議員をもって構成されており（同会則５条)，平成２５年度は，砂川議員，高田議員，竹本議員，米田議員及び森議員の５名（以下「地域政策センター所属議員ら」という。）が所属していた。

c　活動内容について

(a) 同会は，上記目的を達成するため，①地域社会の様々な問題・自治体の行政財や事業に関する調査・研究・政策づくりの事業，②議員活動の交流・研鑽を深める事業，③②に関する各種資料の調査・送付，政策研究会，講演会などの事業，④自治研センターと連携した事業及び⑤その他目的を達成するために必要な事業を行うとされていた（同会則４条)。

(b) 地域政策センターは，平成２５年８月１８日～２０日にかけて開催された，社民党自治体議員団全国会議の第６６回夏季研修会に参加し，同センターの活動成果を報告した。同報告の内容は，地域政策センターが議会サポート活動を始めとする調査研究資料の収集配布活動を

実施していること，政策立案・条例制定能力の向上を目指し，社民党らしい自治体政策作りに取り組んでいること，自治体活動・議会活動と基幹組織・党員討論との日常的な結合に取り組んでいることというものであった。

また，地域政策センターは，平成２６年１月１日発行の「Ｉ女のしんぶん」に「香川県地域政策センター」の名称で意見広告を出した。地域政策センターは，同意見広告に要した費用を社民党香川県連合に対して支払った。なお，同意見広告においては，社民党香川県連合と地域政策センターとは区別して掲載されていた。

d　会費について

(a)　同会の経費は，会費・事業収入および寄附金をもって充てるとされており，会費については，下記①ないし④のとおり規定されていた（同会則１５条）。

①県議会議員　　：歳費の１％の額＋２万円

②高松市議会議員　：歳費の１％の額＋４０００円

③その他の市議会議員：歳費の１％の額

④町会議員　　：歳費の１％の額

(b)　砂川議員，高田議員及び米田議員は，各３３万１２００円（２万７６００円×１２。砂川議員，高田議員及び米田議員の各番号１～１２）を，竹本議員は，３０万3６００円（２万７６００円×１１。竹本議員番号１～１１）を，森議員は，１４万８８００円（１万２４００円×１２。森議員番号１～１２）を地域政策センターに対する会費として支払い，各自の政務活動費（費目は，いずれも調査研究費（ただし，森議員番号２～１２の費目は研修費））から充当した。

e　収支について

同連盟の平成２５年度収支決算については，別紙７－２の別表６記載

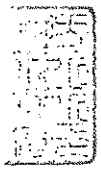
のとおりである。

(イ) 前記(ア)記載の各事実によれば，地域政策センターの目的は，県政に関連するものであることが明らかであるし，同センターの平成２５年度における個別具体的な活動内容は判然とはしないものの，上記(ア)ｃに記載した事業活動を予定していることからすれば，その活動内容は，上記目的の達成に資する活動が行われたものと推認される。他方で，これを覆すに足る的確な証拠はないから，地域政策センターの活動と地域政策センター所属議員らの調査研究活動との間には合理的関連性が認められる。

よって，砂川議員，高田議員，米田議員及び森議員の各番号１～１２並びに竹本議員番号１～１１に係る政務活動費の支出は，いずれも本件使途基準に沿うものといえるから，違法とは認められない。

(ウ) なお，原告は，地域政策センターは，社民党香川の一部であり，同センターに対する会費の支払は，実質的には社民党香川に対する政治活動資金としての支払であるから，政務活動費として支出することは違法である旨主張する。

議員としての政務活動が政治上の主義もしくは施策を推進支持する政治活動に重なり合う部分がある以上，上記にみる地域政策センターの活動が政治的な側面を帯有するところがあるのはある程度やむを得ない部分がある。しかし，同センターの取り組む調査研究資料の収集等で議会活動の活発化を支援することは，同センターに所属する県議会議員らの議会活動に資するものであるし，政治的信条等を同一にする議員が集まって政策立案等を議論し，議会における政策提案能力，条例制定能力を高めることは，議員の議会活動の基礎となる調査研究活動ともいえることであるから，前記(ア)ｃ(b)記載の地域政策センターの活動内容をもって，同センターが社民党香川の一部といえるような政治団体であるとまではいえない。また，意見広告の掲載に際し，地域政策センターが社民党香川にその掲載料を支



払ったことの一事をもって，同センターと社民党香川が一体であるとみることもできない。

(3) 会派及び議員連盟以外の団体会費（K類型）について

以下では，原告において，当該団体の団体会費（月会費，年会費等）の支払に政務活動費を充当することは違法である旨主張している各団体会費について判断する。なお，原告がK類型としてその違法性を主張していても，領収書の記載や当該団体会費を支出した議員による釈明の内容等を踏まえ，団体会費としての支払とは認められない支出（宮本議員番号２８）については，後記(4)において判断し，原告がK類型としてその違法性を主張していなくとも，領収書の記載や釈明の内容等からして，当該支出が当該団体に対する団体会費としての支払であると認められる支出（竹本議員番号５５～５７，７１～７３，１００～１０２及び１１３～１１５）については，この項で判断することとした。

ア 氏家議員

(ア) 認定事実

証拠（甲オ１２の２，丙３４）及び弁論の全趣旨によれば，氏家議員が，平成２５年５月１５日，香川県食生活改善推進連絡協議会に対し，「食改賛助会会費」として２０００円を会議費として政務活動費から支出したことが認められる。

(イ) 番号１９（香川県食生活改善推進連絡協議会）の団体会費の本件使途基準適合性について

氏家議員は，食生活改善推進連絡協議会は，栄養及び食生活改善の自主的活動を促進し，疾病を予防し，健康と福祉の増進に寄与することを目的とし，地域における食育活動，親子の食育教室等の活動に取り組んでいる団体である旨陳述する。しかし，同団体の具体的な活動内容，同協会の構成員の属性，氏家議員が同会に入会するに至った経緯，氏家議員の議員としての活動と同団体の活動との関係等は不明であり，また，「賛助会会費」

という会費の位置づけからすれば，同会費は，同団体の活動を支援するための援助金，すなわち寄附としての側面を含むと解する余地があることを考え併せると，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関する経費と認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう会議費には該当しないというべきである。

(ウ) したがって，番号１９の団体会費２０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

イ　谷久議員

(ア) 番号２５（土庄高等学校翠雲会，教育振興会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ナ２６，丙４６）及び弁論の全趣旨によれば，谷久議員が，平成２５年６月２５日，香川県立土庄高等学校翠雲会・教育振興会に対して，同会の会費５０００円を研修費として政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号２５の団体会費の本件使途基準適合性

谷久議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っており，このような団体・組織の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，「土庄高等学校翠雲会，教育振興会」なる団体は，その名称からすると，土庄高等学校卒業者の親睦団体あるいはその関係者の教育振興を図ることを目的とする団体と推認される。また，谷久議員は，同団体の具体的な活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等について何ら説明しておらず，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものと認めるに足りな

いから，上記支出は，本件使途基準にいう研修費に該当しないというべきである。

c　したがって，番号２５の団体会費５０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(イ)　番号２６（土庄町社会福祉協議会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ナ２７，丙３６）及び弁論の全趣旨によれば，谷久議員が，平成２５年７月２日，社会福祉法人土庄町社会福祉協議会に対し，平成２５年度社会福祉協議会賛助会費として，５０００円を研修費として政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号２５の団体会費の本件使途基準適合性

谷久議員は，障害者等の社会的弱者の支援は県政の課題であり，会合参加者と福祉活動に従事したりすることなどは，議員の政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

確かに，「社会福祉法人土庄町社会福祉協議会」なる団体は，その名称からして，地域の社会福祉の充実，向上に取り組む団体と推認される。もっとも，谷久議員は，同団体の具体的な活動内容，同協会の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等について何ら説明しておらず，同団体の基本情報は不明であり，もとより，賛助会費という会費の位置づけからすれば，上記会費は，寄附としての意味合いが強いともいえることを考え併せると，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関する経費と認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう研修費には該当しないというべきである。

c　したがって，番号２６の団体会費５０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(ウ) 番号３１～３３（土庄中学校教育振興会）の団体会費について

a 認定事実

証拠（甲ナ３２～３４，丙３６）及び弁論の全趣旨によれば，下記の事実が認められる。

(a) 番号３１につき，谷久議員は，平成２５年８月２１日，土庄中学校教育振興会に対し，平成２５年度の土庄中学校教育振興会の個人会費として１万円を研修費として政務活動費から支払った。

(b) 番号３２につき，谷久議員は，同年９月５日，土庄中学校教育振興会に対し，平成２５年度の土庄中学校教育振興会の賛助会費として，５０００円を研修費として政務活動費から支払った。

(c) 番号３３につき，谷久議員は，同月１７日，土庄中学校教育振興会に対し，平成２５年度の土庄中学校教育振興会の個人会費として１万円を研修費として政務活動費から支払った。

b 番号３１～３３の団体会費の本件使途基準適合性

谷久議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っている旨陳述するところであり，「土庄中学校教育振興会」という団体の名称からすると，土庄中学校関係者が，同校の所在地域の公教育の振興を図ることを目的とする団体と推認されるところであるから，上記のうちａ(a)，同(c)の各個人会費の支払が，議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連を有しないとはいえない。

他方，ａ(b)は「賛助会費」というのであって，同団体の活動を支援する寄附的な側面を含むと解され，同団体の具体的な活動内容のほか，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等について詳細は不明であるため，賛助会費が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動を行う団体に参加することの経費とまでは認められ

ないから，上記のうちａ(b)の賛助会費としての支出は，研修費に該当しないというべきである。

c　したがって，番号３１～３３の団体会費のうち，合計２万円（番号３１及び３３）は適法であるが，賛助会費５０００円（番号３２）につき政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(エ)　番号３９（香川県防衛協会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ナ４０の１，丙３６）及び弁論の全趣旨によれば，谷久議員が，平成２６年２月２４日，香川県防衛協会に対し，年会費５０００円を研修費として政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号３９の団体会費の本件使途基準適合性

谷久議員は，日本の安全保障，災害対策等において重要な役割を果たしている自衛隊に対する県民の理解を深め，自衛隊の活動を支援することは，国政及び県政にとって重要な政策課題である旨陳述するところであり，上記陳述はやや抽象的ではあるが，「香川県防衛協会」は，少なくとも地域の災害対策において重要な役割を果たす自衛隊の理解を深めるための活動に関与する団体であると推認されるから，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有しないとはいえない。したがって，上記支出は，本件使途基準にいう研修費には該当しないとはいえない。

c　したがって，番号３９の団体会費５０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反するとはいえず，適法である。

(オ)　番号４０（小豆島大観音奉賛会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ナ４０の２，丙３６）及び弁論の全趣旨によれば，谷久議員が，平成２６年２月２４日，小豆島大観音奉賛会に対し，研修費として

年会費３０００円を支払ったことが認められる。

b　番号４０の団体会費の本件使途基準適合性

谷久議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要である旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的に過ぎ，むしろ，同団体の名称からすれば，小豆島大観音奉賛会に対する会費は，小豆島大観音を建立した寺院の事業の維持管理に用いられる費用であると推認され，宗教的要素が強く，当該団体において，議員としての政務活動その他の活動に関連する活動等が行われるとは想定し難い。「小豆島大観音奉賛会」なる団体については，その余の基本情報，すなわち団体の活動目的，平素の活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等の基本情報は不明であることを併せると，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものとは認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう研修費には該当しないというべきである。

c　したがって，番号４０の団体会費３０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

ウ　辻村議員

(ア)　番号４０（善通寺国際友の会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ニ４０，丙２２）及び弁論の全趣旨によれば，辻村議員が，平成２５年７月１６日，善通寺国際友の会に対して，会議費として，年会費３０００円を支払ったことが認められる。

b　番号４０の団体会費の本件使途基準適合性

辻村議員は，国際交流を促進し，交流人口の拡大を図ることは重要な

県政の課題である旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的に過ぎ，「善通寺国際友の会」なる団体の活動目的，平素の具体的な活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等といった基本情報は不明であり，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動とは認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう会議費に該当しないというべきである。

c　したがって，番号４０の団体会費３０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(イ) 番号４１（公益財団法人ボーイスカウト日本連盟）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ニ４１，丙２２）及び弁論の全趣旨によれば，辻村議員は，公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に対し，会議費として，年会費１万円を支払ったことが認められる。

b　番号４１の団体会費の本件使途基準適合性

辻村議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っており，このような団体・組織の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的な一般論に過ぎず，当該「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟」なる団体の活動目的，平素の具体的な活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等の基本情報は不明であり，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動との合理的関連性のある活動に関するものと認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう会議費には該当しないというべきである。

c　したがって，番号４１の団体会費１万円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(ウ)　番号８３（ファイブアローズ後援会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ニ８６，丙２２）及び弁論の全趣旨によれば，辻村議員は，平成２５年１２月２０日，株式会社ファイブアローズに対し，会議費として，年会費１万２０００円を支払ったと認められる。

b　番号８３の団体会費の本件使途基準適合性

辻村議員は，香川県を本拠地として活動しているバスケットボール等のチームを様々な形で支援することは，県下での当該スポーツの振興につながり，各地との交流人口の拡大や青少年の健全育成等に資するから，極めて有意義である旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的に過ぎる上，特定のスポーツチームの私企業である後援会への支援としての会費の支払は，個人の趣味としての性格も強く，寄附的な意味合いも含まれるし，議員の行う政務活動その他の活動といかなる関連を有するか説明されたとはいえないほか，上記後援会の活動目的，具体的な活動内容，同議員が同後援会に入会するに至った経緯，同後援会の活動と同議員の議員としての活動との関係等の基本情報は不明であることも併せると，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものとも認められない。以上からすれば，同団体に対する支出は，本件使途基準にいう会議費には該当しないというべきである。

c　したがって，番号８３の団体会費１万２０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(エ)　番号１１１（香川県銃剣道連盟）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ニ１１４，丙２２）及び弁論の全趣旨によれば，辻村議員は，

平成２６年３月３日，香川県銃剣道連盟に対し，会議費として，３万６０００円を支払ったこと，そのうち，３万円は，同連盟の年会費であったことが認められる（残６０００円については，後記(4)タで検討する。）。

b　番号１１１の団体会費の本件使途基準適合性

辻村議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的一般論に過ぎる上，「香川県銃剣道連盟」なる団体は武道関連競技に関する団体と推認され，議員の行う政務活動その他の活動との関連が説明されたとはいえず，そのほか，同団体の活動目的，平素の具体的な活動内容，同連盟の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等の基本情報は不明であり，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものとも認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう会議費には該当しないというべきである。

c　したがって，番号１１１の団体会費３万円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

エ　平木議員

(ｱ)　番号１５（香川県青年海外協力隊を育てる会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ハ１５，丙２６）及び弁論の全趣旨によれば，平木議員が，平成２５年５月８日，香川県青年海外協力隊を育てる会に対し，研修費として年会費５０００円を政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号１５の団体会費の本件使途基準適合性

平木議員は，国際交流を促進し，交流人口の拡大を図ることは，重要な県政の課題であり，そのような場に議員が参加することは，極めて有

意義である旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的に過ぎ，「香川県青年海外協力隊を育てる会」なる団体の活動目的，具体的な活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等の基本情報は不明であるし，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものとも認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう研修費に該当しないというべきである。

c　したがって，番号１５の団体会費５０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(イ)　番号３４（公益財団法人ボーイスカウト日本連盟）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲ハ３４，丙２６）及び弁論の全趣旨によれば，平木議員が，平成２５年７月１９日，公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に対し，研修費として，年会費１万円を政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号３４の団体会費の本件使途基準適合性

平木議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っており，このような団体・組織の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述するが，上記ウ(イ)bと同様の理由により，上記支出は，本件使途基準にいう研修費には該当しないというべきである。

c　したがって，番号３４の団体会費１万円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

オ　松本議員

(ア)　認定事実

証拠（甲ヘ４８の２，丙２９）及び弁論の全趣旨によれば，松本議員が，

平成２６年１月２８日，一宮商工振興会に対し，会議費として，平成２５年度の年会費４０００円を政務活動費から支出したことが認められる。

(イ) 番号１４（一宮商工振興会）の本件使途基準適合性

松本議員は，地域における商工業の振興を目的としている団体は，中小企業を含む商工業の振興を図ることを通じて地域活性化に大いに寄与しているところ，議員がそのような団体に参加することは，極めて有意義である旨陳述するところであり，上記陳述はやや抽象的ではあるが，「一宮商工振興会」なる団体の名称からすると，香川県下の一宮地区における商工業の振興を図ることを目的とする団体と推認されるところであるから，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有しないともいえない。したがって上記支出は，本件使途基準にいう会議費の支出に該当しないとはいえず，適法である。

(ウ) したがって，番号１４の団体会費４０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反するとはいえず，適法である。

カ 山田議員

(ア) 番号８（ボーイスカウト丸亀第四団）の団体会費について

a 認定事実

証拠（甲モ５の２，丙４０）及び弁論の全趣旨によれば，山田議員が，平成２５年５月３日，ボーイスカウト丸亀第四団に対し，研修費として，育成会費６０００円を政務活動費から支出したことが認められる。

b 番号８の団体会費の本件使途基準適合性

山田議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っている旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的一般論に過ぎず，「ボーイスカウト丸亀第四団」なる団体の活動目的，具体的な活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団

体の活動と同議員の議員としての活動との関係等の基本情報は不明であるし，「育成会費」という費目からすると，ボーイスカウト丸亀第四団の活動に充てられる費用と推認されるものの，ボーイスカウトの育成と県政との関連性は判然としない。いずれにしても，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものとも認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう研修費に該当しないというべきである。

c　したがって，番号８の団体会費６０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(イ)　番号９（香川県隊友会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲モ６，丙４０）及び弁論の全趣旨によれば，山田議員が，平成２５年５月９日，香川県隊友会に対し，研修費として，年会費１万円を政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号９の団体会費の本件使途基準適合性

山田議員は，日本の安全保障，災害対策等において重要な役割を果たしている自衛隊に対する県民の理解を深め，自衛隊の活動を支援することは，国政及び県政にとって重要な政策課題である旨陳述する。

しかし，上記陳述は抽象的に過ぎる上，「香川県隊友会」なる団体は名称それ自体からして自衛隊ＯＢ等関係者を会員とする団体であることが推認されるところであり，これに，当該団体の具体的な活動目的，平素の活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等といった基本情報はなお不明であることを併せると，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものと認めるにはなお足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう研修費に

は該当しないというほかはない。

c　したがって，番号９の団体会費１万円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(ウ)　番号１３（丸亀検察審査協会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲モ９，丙４０）及び弁論の全趣旨によれば，山田議員が，平成２５年６月２０日，丸亀検察審査協会に対し，研修費として，平成２５年度賛助会費１万円を政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号１３の団体会費の本件使途基準適合性

山田議員は，丸亀検察審査協会は，検察審査員の経験者が中心となって構成し，検察審査会制度の普及活動（人権意識の啓発等）を行っており，その活動経費は，全て構成員の会費で賄われている旨陳述する。しかし，それを裏付ける客観的証拠はなく，かえって，活動経費が構成員の会費によってのみ賄われていることからすれば親睦団体であるとも考えられる上，「賛助会費」という会費の位置づけからすれば，会費は同団体の活動を支援するための援助金，すなわち寄附としての性格を有するというべきであり，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連を有する活動に関するものと認めるに足りないから，上記支出が本件使途基準にいう研修費には該当しないというべきである。

c　したがって，番号１３の団体会費１万円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(エ)　番号１４及び３４（いずれも亀の会）の団体会費について

a　認定事実

証拠（甲モ１０，モ３０，丙４０）及び弁論の全趣旨によれば，山田議員が，平成２５年７月３１日，亀の会に対して，研修費として，下半期会費５万円を，平成２６年１月１７日，同会に対して，上半期会費５

万円をそれぞれ政務活動費から支出したことが認められる。

b　番号１４及び３４の各団体会費の本件使途基準適合性

山田議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体・組織が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。しかし，上記陳述は抽象的な一般論に過ぎないものであり，当該「亀の会」なる団体の活動目的，平素の具体的な活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等といった基本情報はなお判然とせず，同団体が山田議員が説明するまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体・組織であるとも，議員の行う政務活動その他の活動といかなる関連を有するかも，説明されたとはいえず，会費の支払が議員の行う政務活動その他の活動と合理的関連性を有する活動に関するものと認めるに足りないから，上記支出は，本件使途基準にいう研修費に該当しないというべきである。

c　したがって，番号１４及び３４の各団体会費合計１０万円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

キ　竹本議員

(ア)　認定事実

証拠（甲ト５５～５７，７１～７３，１００～１０２，１１３～１１５，丁８）及び弁論の全趣旨によれば，下記の事実が認められる。

a　番号５５～５７につき，竹本議員は，平成２５年６月２７日，香川県倫理法人会に対し，誌代（職場の教養），モーニングセミナー会費（４～６月分）合計３万円を研修費として政務活動費から支出した。

b　番号７１～７３につき，同議員は，同年９月２４日，香川県倫理法人会に対し，誌代（職場の教養），モーニングセミナー会費（７～９月分）

合計３万円を研修費として政務活動費から支出した。

c　番号１００～１０２につき，同議員は，同年１２月２４日，香川県倫理法人会に対し，誌代（職場の教養），モーニングセミナー会費（１０～１２月分）合計３万円を研修費として政務活動費から支出した。

d　番号１１３～１１５につき，同議員は，平成２６年3月２０日，香川県倫理法人会に対し，誌代（職場の教養），モーニングセミナー会費合計３万円を研修費として政務活動費から支出した。

(イ) 番号５５～５７（いずれも香川県倫理法人会モーニングセミナー），番号７１～７３，１００～１０２及び１１３～１１５（いずれもモーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ）の団体会費の本件使途基準適合性

竹本議員は，香川県倫理法人会について，企業倫理を学ぶとともに，経営の成功事例，失敗事例の検討から県内企業の活性化を図る団体であり，同団体では，行政の企業に対する支援の在り方について意見交換等することができる旨陳述している。しかし，上記陳述は抽象的に過ぎ，当該団体の活動目的，具体的な活動内容，同団体の構成員の属性，同議員が同団体に入会するに至った経緯，同団体の活動と同議員の議員としての活動との関係等の基本情報は不明である。また，上記各会費の支払態様からすれば，いずれも「モーニングセミナー」の参加会費とみられるが，上記団体のモーニングセミナーでは，幸福の科学の本の読み合わせも行われたと釈明しているところであり，幸福の科学が新興の宗教団体であることに鑑みると，同団体の「モーニングセミナー」との活動と議員の政務活動その他の活動との関連性はより一層判然とせず，県政との間で合理的関連性があったとは認められない。

(ウ) したがって，番号５５～５７，番号７１～７３，１００～１０２及び１１３～１１５の各団体会費合計１２万円に政務活動費を充当したことは，

本件使途基準に反し違法である。

(4) 会合参加費用について

ア 綾田議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ア２～４２，丙１５）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

綾田議員は，綾田議員番号２～４２の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付した会合は，いずれも飲食を伴う会合であった。綾田議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付した会合において，他の参加者とともに飲食に参加した。

綾田議員は，同議員番号２～４２の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として政務活動費から支出した。綾田議員は，これら各会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはなく，同議員以外の会合参加者が上記各会合の参加費用を負担していたか否かについては同議員は釈明しておらず，いずれも不明である。同議員は，上記各会合の主催者から会費の支払を求められることがなかったため，その参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，一律１万円であった。

(イ) 綾田議員番号２～４２記載の各会合参加費用について

綾田議員番号２～４２記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたことがあったか否かは不明であるが，綾田議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参

加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，会合によって，その規模や参加人数場所，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては一律１万円が支払われていることからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められず，公金支出の在り方として甚だ不適切というほかない。

よって，綾田議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，綾田議員番号２～４２記載の各会合参加費用合計４１万円の支出は，いずれも経費には該当せず，本件使途基準に反する違法な支出である。

イ　新井議員

(ア) 認定事実

証拠（甲イ８～１６，丙１６）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

新井議員は，新井議員番号８～１６の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付した会合は，いずれも飲食を伴う会合であったが，新井議員は，いずれの会合においても飲食をしていない。

新井議員は，同議員番号８～１６の会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として政務活動費から支出した。同議員は，これら各会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，参加資格は来賓とも釈明し，各会合の主催者側から会費の

支払を求められることはなかったと陳述している。

なお，同議員以外の会合参加者が上記各会合の参加費用を負担していたか否かについては，同議員は，上記番号１２～１６については不明とし，番号８，９及び１１については釈明していない。同議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「不明」と付記したか，空欄とした会合においては，主催者から会費の支払を求められることはなかったため，その参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，番号１５の会合（９０００円）を除き，５０００円又は１万円であった。

(イ) 新井議員番号８～１６記載の各会合参加費用について

新井議員は，同議員番号８～１６記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたかは不明であるとしており，同議員自身も，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，会合によって，その規模や参加人数，場所，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号１５の会合を除き，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも認められない。

よって，新井議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，新井議員番号８～１６記載の各会合参加費用合計６万４０００円の支出は，いずれも経費には該当せず，本件使途基準に反する違法な支出である。

ウ　有福議員

(ア)　認定事実

証拠（甲ウ２の１～４１の３，丙２７，４５）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

有福議員は，有福議員番号２～１５９の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であった。有福議員は，「議員の飲食の有無」欄に「×」と付記したか，空欄とした会合以外の会合では，他の参加者とともに飲食に参加した。

有福議員は，上記会合中，同議員番号２～１５９の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも会議費として政務活動費から支出した。同議員がこれら各会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，参加資格は地元県議とも釈明し，各会合の主催者から会費の支払を求められることはなかった。

なお「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合以外の会合では，議員以外の参加者が同議員と同額の参加費用を負担したか否かについて，同議員は，負担していないか，不明であると釈明した。同議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」と付した会合以外の会合において，主催者から会費の支払を求められることはなかったため，その参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，５０００円又は１万円であった。また，領収書は，１６０通中十数通を除きほぼ同様の体裁のものである。

(イ)　有福議員番号２～４３及び４５～１５９の会合参加費用について

有福議員番号２～４３及び４５～１５９記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたかは不明であるこ

と，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。同議員は，上記金額は会合の規模や参加人数に応じて見積もった旨陳述するが，これらは会合によって異なるであろうにもかかわらず，いずれも不明であり，金額が５０００円や１万円の２通りしかないことや領収書の体裁に照らし，これら会合の規模や内容に応じて実費が適切に見積もられて支払われたとも直ちには言い難い。

よって，有福議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 有福議員番号４４（東梶自治会役員懇談会）の会合参加費用について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合，主張はＢ類型）

番号４４の会合の開催場所はホテルであったこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったことからすると，同参加費用は，議員自身の飲食代であると推測される。

有福議員は，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，当該団体の一般的な活動目的や活動内容が上記であったとしても，上記はその「役員懇談会」であったというのであり，上記開催日時における番号４４の会合それ自体の開催目的やその内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的な内容は何ら明らかでない。ホテルにおいて

飲食を伴うものであったことを併せ考慮すると，同会合が県政に関する議員の行う調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは未だ認められず，飲食を伴う必要性があったとも認められない。

したがって，有福議員番号４４記載の会合に対する５０００円の政務活動費の支出は，本件使途基準に反し違法である。

(エ) したがって，有福議員が番号２～１５９記載の各会合参加費用として，会議費の費目で政務活動費から支出した合計１０９万円については，違法な支出である。

エ　石川議員

(ア) 認定事実

証拠（甲エ２～９７，丙１７，４２）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

石川議員は，同議員番号２～９７の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であったが，石川議員がこれらの飲食に参加することはなかった。

同議員は，同議員番号２～９７の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として政務活動費から支出した。

同議員は，これらの会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，各会合の主催者から会費の支払を求められることはないと陳述し，このうち「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」と付記した会合（同議員番号１４，８１）以外の会合では，同議員は，議員以外の参加者が同議員と同額の参加費用を負担していたか否かは不明であると釈明し，あるい

は釈明しなかった。同議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」と付記した会合以外の会合において，主催者から会費の支払を求められることはなかったため，その参加費用を自分自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，番号７７（３０００円）を除いて，５０００円又は１万円であった。

(イ) 石川議員番号２～１３，１５～８０，８２～９７の各会合参加費用について（議員以外の会合参加者に同額の参加費用を要したとは認められない場合）

石川議員番号２～１３，１５～８０，８２～９７記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたことはなかったこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。同議員は，上記金額は会合の規模や参加人数に応じて見積もった旨陳述するが，これらは各会合によって異なるであろうにもかかわらず，いずれも不明であり，番号７７を除いて，金額が５０００円又は１万円の２通りしかないことに照らすと，これら会合の規模や内容に応じて実費が適切に見積もられて支払われたとも直ちにはいい難い。

よって，石川議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 石川議員番号１４及び８１について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a　番号１４（T．S社会問題を考える会）の会合参加費用について（主張はB類型）

番号１４の会合は，詫間事務所で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったものの，石川議員は飲食に参加しなかったこと，同会合の参加費用は５０００円であり，議員以外の参加者も同額を負担していたことが認められる。同会合の際，石川議員自身は飲食をしなかったにせよ，飲食に参加した他の会合参加者において５０００円を支払っていたことからすれば，上記会合参加費用は，議員自身の飲食費用であったと推認される。

石川議員は，同団体は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体であり，そのような団体が開催する会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。(丙４２に「№１３」とあるのは１４のことと解される。)

しかし，同議員は，そもそも会合を主催した「Ｔ．Ｓ社会問題を考える会」なる団体の目的，活動内容及び構成員等といった当該団体の基本情報について何ら説明していないため，番号１４の会合それ自体の目的や具体的内容はなお一層不明というほかないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められず，同会合に飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，石川議員番号１４の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

b　番号８１（２０１４年新春旗開き）の会合参加費用について（主張はＣ類型）

番号８１の会合は，参加者全員が参加費用負担を求められた会合であるものの，ホテルで開催されたこと，同会合の名称は「新春旗開き」であったこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，参加費用は８００

０円であったこと，同会合の主催者は，部落解放同盟坂出・綾歌ブロック連絡協議会であり，同会の会員が同会合の参加資格を有していたことが認められる。一般に，「旗開き」とは，年初めの顔合わせの機会，すなわち新年会の意で用いられていることからすると，同会合は，上記協議会の会員同士で酒食を共にしながら，新年を祝うことを主目的とするものであったと推認される。

他方で，石川議員は，部落解放同盟は，部落差別の撤廃と人権社会の確立を目的とし，部落の環境改善，生活擁護，仕事保障，教育の機会均等等の運動を展開しているところ，その会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

確かに，部落差別の撤廃及び人権社会の確立は，香川県においても重要な政策課題であるといえるから，部落解放同盟という団体それ自体の目的は県政に関連するものといえる。しかしながら，石川議員は，番号８１の当該会合それ自体の開催目的・内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等について何ら説明しておらず，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされていないから，同会合が県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められず，同会合に飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，石川議員番号８１の会合参加費用への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(エ) 以上より，石川議員番号２～９７の各会合参加費用合計５７万６０００円の研修費としての支出はいずれも本件使途基準に反し，違法である。

オ　氏家議員

(ア) 認定事実

証拠（甲オ６の１～３４の２，乙２２，２３の１，２３の２，丙３４）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

氏家議員は，同議員番号８～６１の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合（番号１０，１５及び１７）は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，氏家議員は，番号１０の会合の際，他の参加者とともに飲食に参加した。

同議員は，同議員番号８～６１の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも会議費として政務活動費から支出した。同議員がこれら会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，参加資格はいずれも来賓とも釈明し，各会合の主催者から会費の支払を求められることはなかった。

なお，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」と付記した会合（同議員番号１０）以外の会合では，同議員は，議員以外の参加者が同議員と同額の参加費用を負担していたか否かにつき不明であると釈明した。同議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」と付記した会合以外の会合において，主催者から会費の支払を求められることはなかったため，同議員自身が参加費用を見積もって支払っていたところ，その金額は，５０００円又は１万円であった。

(イ) 氏家議員番号８，９，１１～６１の各会合に関する各支出について

a　氏家議員番号８，９，１１～６１（番号３１を除く。）の各会合に関する各支出

氏家議員番号８，９，１１～６１（番号３１を除く。）記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたことはなかったこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえない

から，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。同議員は，上記金額は会合の規模や参加人数に応じて見積もった旨陳述するが，これらはいずれも不明であり，各会合によって異なるであろうにもかかわらず，番号１９（２０００円）の会合を除き，金額が５０００円又は１万円の２通りしかないことを併せると，これら会合の規模や内容に応じて実費が適切に見積もられて支払われたとも直ちには言い難い。

よって，氏家議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

b　なお，同議員は，令和２年１２月３日，香川県議会に対し，番号３１の会合に係る会合参加費用１万円を返還しているから，同会合参加費用は判断の対象とならない。

(ウ)　同議員番号１０（教職員歓送迎会）について（議員以外の参加者も参加費用の負担をした会合，主張はＣ類型）

番号１０の会合は，参加者全員が参加費用負担を求められた会合であるものの，ホテルで開催されたこと，同会合の名称が「歓送迎会」であること，同会合は飲食（会席膳）を伴うものであったこと，酒類が提供されることが多い時間帯に開催されていること，参加費用は６０００円であったこと，同会合の主催者は，象郷小学校ＰＴＡであることが認められる。一般に，歓送迎会は，参加者間で送別を惜しみ，新たな出会いを喜ぶ場であって，具体的内容を伴う意見交換がなされる場ではないことからすれば，同会合は，飲食をしながら上記小学校に勤務する教職員と保護者の間での懇親を深めることを主目的とする会合であったと推認される。

氏家議員は，同会合を主催したＰＴＡについて，ＰＴＡは，各学校における保護者と教職員による団体・組織であり，児童生徒の健全な発展に寄与することを目的に，様々なボランティア活動をしており，同団体の会合

に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，当該団体の一般的な活動目的や活動内容が上記であったとしても，上記開催日時における番号１０の会合それ自体の開催目的，意見交換の有無内容等の同会合の詳細については何ら明らかでなく，具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政に関する調査研究その他の会合と合理的関連性を有する会議会合の実質を有するものであったとは認められない。

よって，氏家議員番号１０の会合参加費用６０００円に政務活動費を充当したことは，本件使途基準に反し違法である。

(エ) したがって，氏家議員番号８～６１（番号３１を除く。）までの各会合参加費用合計３４万３０００円を会議費を費目として政務活動費から支出したことは，いずれも本件使途基準に反し，違法である。

カ　尾崎議員

(ア) 認定事実

証拠（甲キ２の１～３１の２，丙３５）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

尾崎議員は，同議員番号２～１７２の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，尾崎議員は，番号２，３２，４５，５１及び１０７を除く全ての会合において，他の参加者とともに飲食に参加した。

同議員は，同議員番号２～１７２の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも会議費として政務活動費から支出した。同議員がこれら会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，これら会合に参加するに際し，各会合の主催者から会費の支

払を求められることはないと陳述し，番号１２９の会合を除き，他の会合参加者における同議員と同額の会費負担の有無については何ら釈明していない。同議員は，これらの各会合において，会合主催者から会費の支払を求められることがなかったため，その参加費用を自分自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，番号８０の会合（８０００円）を除き，５０００円又は１万円であった。また，領収書１７１通は意見交換会費などと不動文字で記載されたほぼ同様の体裁のものである。

(イ) 尾崎議員番号２～１７２記載の各会合参加費用について

a 同議員番号２～１７２（番号１２９を除く。）の各支出について

尾崎議員番号２～１７２（番号１２９を除く。）記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたかは不明であること，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない（同議員が飲食をしたか否かは影響しない。）。

また，同議員は，上記金額は，会合の規模や参加人数に応じて見積もった旨陳述するが，本件各証拠を踏まえても，これらはいずれも不明であり，会合によって，その規模や参加人数，場所，会合の目的及び内容等がそれぞれ異なるであろうにもかかわらず，尾崎議員が会合参加費用として支払ったのは，番号８０の会合（８０００円）を除き，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，尾崎議員において，これら会合の規模や内容に応じた実費が適切に見積もられて支払われたとも直ちには言い難い。

よって，尾崎議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は

本件使途基準に反しているといえ，違法である。

b　番号１２９（みきの会賀詞交換会）の会合参加費用について（主張はＣ類型）

番号１２９の会合の名称が「賀詞交換会」であること，同会合の開催場所はホテルと思しき場所であること，同会合は，飲食を伴うものであったこと，参加費用は５０００円であったこと，同会合の開催時間は，酒類が提供されることの多い時間帯であることからすれば，同会合は，飲食を共にしながら，参加者との間で新年を言祝ぎ，名刺交換をするなどして，互いの親睦を深めることを主目的とするものと推認される。

この点，尾崎議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体・組織が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，同議員は，同会合を主催した「みきの会」の活動目的，活動内容及び構成員等の当該団体の基本情報はもとより，上記開催日時における番号１２９の会合の開催目的やその内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容について何ら説明しておらず，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政に関し議員が行う調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性も認められない。

よって，尾崎議員番号１２９の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

(ウ)　したがって，尾崎議員番号２～１７２記載の各会合参加費用合計１３１万８０００円を会議費を費目として政務活動費から支出したことは，いずれも本件使途基準に反し，違法である。

キ　香川議員

(ア)　認定事実

証拠（甲ク４の１～５７，丙１２，３１）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

香川議員は，同議員番号４～１０２の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，香川議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付した会合において，他の参加者とともに飲食に参加した。

香川議員は，同議員番号４～１０２の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として政務活動費から支出した。同議員がこれら会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった。なお，議員以外の各会合参加者において，同議員と同額の参加費用を負担していたかについては，何ら釈明されていない。また，香川議員が同議員番号４～１０２記載の各会合に参加するに際し，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかったため，その参加費用は，同議員自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，番号３０，５３，６２，７５及び１０２の計５つの会合（いずれも５０００円）を除いて，一律１万円であった。また，領収書は十数通を除きほぼ同様の体裁のものであった。

(イ)　香川議員番号４～１０２記載の各会合参加費用について

香川議員番号４～１０２記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたとは認められないこと，香川議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められたことはなかった旨陳述

していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合の日時，場所，各会合の主催者，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，上記(ア)記載の５つの会合を除いては，一律１万円が支払われ，その会合の多くの開催場所が自治会場で，提供された飲食の内容も弁当であることが多く，１万円を経費として要するとはおよそ考え難い。そうすると，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められず，公金支出の在り方として甚だ不適切というほかない。

よって，香川議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，香川議員番号４～１０２記載の各会合参加費用合計９６万５０００円を，会議費を費目として政務活動費から支出したことは，いずれも本件使途基準に反し，違法である。

ク 黒島議員

(ア) 認定事実

証拠（甲コ１の２～９の２，丙１３，３２）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

黒島議員は，同議員番号２～２０の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，黒島議員は，番号３を除くその余の会合の際，他の参加者とともに飲食に参加した。

黒島議員は，同議員番号２～２０の各会合に参加するに際し，各「政務

活動費支出額（円）」欄記載の金額を，番号２～１７の会合についてはいずれも調査研究費として，番号１８～２０の会合についてはいずれも研修費として，それぞれ政務活動費から支出した。同議員がこれら会合に参加するに際し，各会合の主催者から会費の支払を求められることはなかった。番号１５，１６，１８及び１９を除いたその余の各会合において，他の参加者が黒島議員と同額の参加費用を負担していたか否かについて，同議員は釈明していない。また，同議員が同議員番号２～２０記載の各会合に参加するに際し，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかったため，その参加費用は，同議員自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，番号２０の会合（４２４０円）を除いて，一律１万円であった。

(イ) 黒島議員番号２～１４，１７及び２０の各会合参加費用について

黒島議員番号２～１４，１７及び２０記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたかは不明であること，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。同議員は，上記金額は，会合の規模や参加人数に応じて見積もった旨陳述するが，本件各証拠を踏まえても，これらはいずれも不明であるほか，議員以外の参加者も参加費用を負担していた４つの会合を除いた１５個の会合のうち，番号２０の会合を除いては，一律１万円の政務活動費が充てられていることからすれば，黒島議員において，これら会合の規模や内容に応じた実費が適切に見積もられて支払われたとも直ちには言い難い。

よって，黒島議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件

使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号１５，１６，１８及び１９の各会合参加費用について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a 番号１５（小豆島霊場８８協力会総会）について（主張はＡ又はＢ類型）

番号１５の会合は，飲食を伴うものであったこと，その会合参加費用は１万円と高額であったこと，会合開催場所は旅館であることからすると，同会合は，飲食を主目的とするものであったと推認される。

この点，黒島議員は，上記団体に関する陳述であるかは必ずしも明らかでないものの，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，同議員は，「小豆島霊場８８協力会総会」という団体・組織の目的，活動内容及び構成員等の当該団体の基本情報はもとより，上記開催日時における番号１５の会合の開催目的やその内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容を何ら説明していない。また，その一方で，一般に，会合としての「総会」というのは，当該団体の活動状況等に関する報告や同団体内部の組織に関する決議等が行われる機会であるが，上記団体の目的や活動内容が不明であることを併せると，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められず，飲食を伴う必要性も認め難い。

したがって，黒島議員番号１５の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

b 番号１６（新春賀詞交換会と新春政談の集い）の会合参加費用につい

て（主張はＣ類型）

番号１６の会合の名称が「新春賀詞交換会と新春放談の集い」であり，同会合に係る領収書にも同旨の記載があること，同会合の開催場所はホテルであること，同会合は，飲食を伴うものであったこと，参加費用は５０００円であったこと，同会合の開催時間は，酒類が提供されることの多い時間帯であることからすれば，同会合は，飲食を共にしながら，参加者との間で新年を祝うとともに，名刺交換をするなどして，互いの親睦を深めることを主目的とするものと推認される。

この点，黒島議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体・組織が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，同議員は，同会合を主催した「小豆島とのしょう産業連絡協議会」の活動目的，活動内容及び構成員等の当該団体の基本情報はもとより，上記開催日時における番号１６の会合の開催目的やその内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容について何ら説明しておらず，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，黒島議員番号１６の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

c　番号１８（田中河内介顕彰会総会）の会合参加費用について（主張はＡ類型）

番号１８の会合は，寺で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は３０００円であったこと，同会合を主

催したのは，「田中河内介顕彰会」なる団体であることが認められる。これらの事実からすると，上記参加費用は，議員自身の飲食費用であったと推認される。

黒島議員は，郷土における歴史上の偉業（ため池の築造・回収，河川の治水事業，飛行機の開発等）を成し遂げた人を顕彰・研究する活動は，地域文化の振興という側面だけでなく，現在および将来に及ぶ県政の課題を解決し，地域の振興を図る側面からも重要であるところ，このような活動の一環としての会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同議員は，同会合を主催した「田中河内介顕彰会」なる団体の具体的な活動内容や構成員等の当該団体の基本情報はもとより，上記開催日時における番号１８の会合の開催内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容についても何ら説明しておらず，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性も認められない。

よって，黒島議員番号１８の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

d　番号１９（小豆島町立内海中学校教育懇談会総会）の会合参加費用について（主張はＢ類型）

番号１９の会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の開催場所はホテルであったこと，同会合の開催時間帯は，一般に酒類が提供されることの多い時間帯であったこと，同会合の参加費用は５０００円であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，黒島議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，黒島議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，

青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っており，このような団体・組織の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，当該団体がその種の団体であったとしても「懇談会」の活動目的や活動内容はなお不明であり，また，上記開催日時における番号１９それ自体の会合の開催目的や内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容について何ら説明されておらず，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められず，ホテルでの飲食を伴う必要性も認め難い。

(エ) したがって，黒島議員番号２～２０記載の各会合参加費用合計１６万７２４０円を政務活動費から支出したことは，いずれも本件使途基準に反し，違法である。

ケ　五所野尾議員

(ア) 認定事実

証拠（甲サ４の１～４９，丙１８の１，４３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

五所野尾議員は，同議員番号４～８５の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に飲食の内容が記載されている会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，五所野尾議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付記した会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

五所野尾議員は，同議員番号４～８５の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として，それぞれ政務活動費から支出した。同議員がこれら会合に参加するに際し，各会合の

主催者から会費の支払を求められることはなかった。同議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合（後記(ウ)掲記の各会合）以外の会合では，議員以外の参加者が同議員と同額の参加費用を負担していたかどうかは不明であると釈明し，あるいは釈明しなかった。なお，同議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合以外の会合では，その参加費用を自分自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，５０００円又は１万円であった。

(イ) 五所野尾議員番号４，５，７～１３，１５，１７，１９～３５，３７～５３，５５～６０，６２～７１，７３，７４，７６～７８，８０，８１，８３及び８５の各会合参加費用について

五所野尾議員番号４，５，７～１３，１５，１７，１９～３５，３７～５３，５５～６０，６２～７１，７３，７４，７６～７８，８０，８１，８３及び８５の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたかは不明であること，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。また，同議員は，上記金額は，会合の規模や参加人数に応じて見積もった旨陳述するが，本件各証拠を踏まえても，これらはいずれも不明であり，会合によって，その規模や参加人数，場所，会合の目的及び内容等がそれぞれ異なるであろうにもかかわらず，五所野尾議員が会合参加費用として支払ったのは，番号８５（２５００円）の会合を除き，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，五所野尾議員において，これら会合の規模や内容に応じた実費が適切に見積もられて支払われたとも直ちには言い難い。

したがって，五所野尾議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用

について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号６，１４，１６，１８，３６，５４，６１，７２，７５，７９，８２，８４の各会合参加費用について（議員以外の参加者も議員と同額か，それより多額の参加費用を負担していた会合）

a 番号５４，８２及び８４（主張はＢ類型）

(a) 番号５４（中曽根弘文氏による研修会）の会合参加費用について

番号５４の会合の開催場所はホテルであること，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の開催時間帯は，酒類が提供されることの多い時間帯であること，同会合の参加費用は，１万円と高額であったことからすると，同会合は，飲食主目的であったか，あるいは酒食を交えて国会議員を囲む懇親目的であったことが推認される。

この点，五所野尾議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくり，まちおこし，地域振興，地域活性化等を目的に構成した団体の会合に参加することは，議員の政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同議員は，同会合を主催した「四国皐月会」なる団体（「四国皐月回会」と記載されている陳述書もあるが，同一の団体と思われる。）について，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体と述べる（丙４３）一方で，地域住民の芸能，技芸，演芸，趣味等を核として形成された団体とも述べ（丙１８），同一団体について，異なる性格を述べているところであり，同団体の真の設立目的や活動内容等は明らかでない。加えて，番号５４の会合の領収書を見ても，「中曽根弘文氏による研修会」としか記載されておらず（甲サ３１の１），その他関係各証拠を踏まえても，上記開催日時における番号

５４の会合それ自体の開催目的やその内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的な内容は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証がなされたとはいえないから，上記各会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

したがって，五所野尾議員番号５４の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(b) 番号８２（香川の教育に関する意見交換会）の会合参加費用について

番号８２の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，五所野尾議員は，同会合を主催した香川県教職員連盟は，香川県の教職員が構成している団体であり，子ども重視の教育の推進，香川の教育の向上・発展を目指して研究活動を行っているところ，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述しており，同団体の目的それ自体は，県政と関連があると認められる。

しかし，当該団体の活動目的や活動内容が上記であったとしても，上記開催日時における番号８２の会合の開催目的やその内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の同会合それ自体の具体的内容を何ら説明しておらず，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性があったとも認められない。

したがって，五所野尾議員番号８２の会合参加費用に対する政務活

動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(c) 番号８４（ふくふく会　県政に関する意見交換会）の会合参加費用について

番号８４の会合は，ホテルで開催されたこと，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，一般に酒類が提供されることが多い時間帯に開催されていたことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，五所野尾議員は，上記会合を主催した「県異業種交流ふくふく会」は，県内の様々な業種の人が集まって地域振興のため意見交換したり，提言したりする活動をしている団体であり，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，上記会合の領収書を見ても，「県政に関する意見交換会」としか記載されておらず（甲サ４８），その他関係各証拠を踏まえても，当該会合開催目的・内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の番号８４の会合それ自体の具体的内容は何ら明らかでなく，同会合に飲食を伴う必要性は不明であるから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

したがって，五所野尾議員番号８４の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

b 番号７２及び７５（主張はＣ類型）

(a) 番号７２（部落解放同盟香川県連合会豊明支部２０１４年新春「旗」開き）の会合参加費用について

上記エ(ウ)b（石川議員の番号８１）と同様の理由により，五所野尾議員番号７２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途

基準に反し違法である。

(b) 番号７５（松楠会新年意見交換会）の会合参加費用について

番号７５の会合の開催場所は，ホテルであること，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は４０００円であったこと，同会合の主催者は，松楠会仲善支部であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，五所野尾議員自身の飲食費用であったと推認される。

五所野尾議員は，青少年の健全育成を目的とする団体は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請，研修，意識啓発等を行っているから，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，「松楠会」なる団体の構成員，活動目的，平素の具体的な活動内容等は何ら明らかにされていない上，上記開催日時における番号７５の会合それ自体の開催目的，内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容も何ら説明されていないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，同会合に飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，五所野尾議員番号７５の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

c 番号6，１４，１６，１８，３６，６１及び７９（主張はD類型）

(a) 番号６（四国皐月会総会・意見交換会）の会合参加費用について

番号６の会合は，飲食店で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，飲食店で県政に関する意見交換等がなされることは通常想定し難いこと，同会合の会合参加費用は，１万円と高額であったことからすれば，同会合は，飲食を主目的とするものであったか，

あるいは酒食を交えて参加者間の懇親を深める目的のものと推認される。

しかし，同会合を主催した「四国皐月会」なる団体の活動目的，活動内容，構成員等の当該団体の基本情報は不明である上（上記a(a)），同会合の領収書を見ても，「総会，意見交換会」との記載があるのみ（甲サ５の１）で，当該日時における同会合の開催目的・内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の同会合それ自体の具体的内容はなお一層不明というほかないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとの具体的な反証がなされたとはいえない。

したがって，五所野尾議員番号６の会合の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(b) 番号１４（四条小学校ＰＴＡとの意見交換会）の会合参加費用について

番号１４の会合は，結婚式場で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，五所野尾議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，五所野尾議員は，上記会合について，ＰＴＡは，各学校における保護者と教職員による団体であり，児童生徒の健全な発達に寄与することを目的として様々なボランティア活動をしており，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

上記会合を主催したＰＴＡの活動目的は，県政と関連するものの，番号１４の会合それ自体については，領収書を見ても，「四条小ＰＴＡとの意見交換会」との記載があるのみ（甲サ９の２）で，同会合の

開催目的，内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の同会合それ自体の具体的内容は何ら明らかでなく，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性があったとも認められない。

したがって，五所野尾議員番号１４の会合の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(c) 番号１６（満濃中学校ＰＴＡとの意見交換会）

番号１６の会合は，結婚式場で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は，五所野尾議員以外の参加者が６０００円，同議員は１万円であったことが認められる。なお，五所野尾議員とそれ以外の参加者とで会合参加費用の金額が異なっていた理由は不明である。これらのことからすると，五所野尾議員以外の参加者も負担していた６０００円の参加費用分は，当該会合参加者の飲食費用であったと推認される。

この点，五所野尾議員は，上記会合について，ＰＴＡは，各学校における保護者と教職員による団体であり，児童生徒の健全な発達に寄与することを目的として様々なボランティア活動をしており，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

上記会合を主催したＰＴＡの活動目的は，県政と関連するものの，番号１６の会合それ自体の開催目的，内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の当該会合それ自体の具体的内容は何ら明らかでなく，同会合が議員の行う調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性があったとも認められない。

また，五所野尾議員において，他の参加者よりも４０００円も多く

負担すべき理由は見当たらず，同額分はＰＴＡに対する寄附であったとみるのが自然である。

したがって，五所野尾議員番号１６の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(d) 番号１８（田中壮一郎氏を囲む教育懇談会），番号３６（教育行政に関する意見交換会），番号７９（教育課題についての意見交換会）の各会合参加費用について

番号１８（参加費用は８０００円），３６（参加費用は５０００円）及び７９（参加費用は５０００円）の各会合は，いずれも飲食店で開催されたこと，飲食店で県政に関する意見交換等がなされることは通常想定し難いこと，各会合は飲食を伴うものであったことからすれば，これら各会合の目的は，県政に関する意見交換というよりも，酒食を交えながら参加者間での懇親を図ることにあったと推認される。

五所野尾議員は，これら各会合を主催した香川県教職員連盟について上記ａ(b)のとおり陳述する。

同団体の目的が県政と関連するものと認められることは，前述のとおりであるものの，番号１８の会合の領収書には，「田中壮一郎を囲む教育懇談会　意見交換会」と（甲サ１１の２），番号３６の会合の領収書には「教育行政に関する意見交換会」と（甲サ２０の２），番号７９の会合の領収書には「教育課題についての意見交換会」（甲サ４４の２）とそれぞれ記載があるのみで，その他関係各証拠を踏まえても，当該各会合それ自体の開催目的・内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかでなく，上記各会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，同各会合に飲食を伴う必要性があったとも認められない。

したがって，五所野尾議員番号１８，３６及び７９の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(e) 番号６１（佐文スポーツクラブ総会及び意見交換会）の会合参加費用について

番号６１の会合は，割烹料亭で開催されたという意味で飲食店での会合であること，飲食店で県政に関する意見交換等がなされることは通常想定し難いこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円と高額であることからすると，同会合は，飲食を主目的とするものであり，その会合参加費用は，議員自身の飲食費用であったと推認される。

五所野尾議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，上記会合の主催者である「佐文スポーツクラブ」なる団体の構成員，活動目的，平素の具体的な活動内容等は何ら明らかにされていない上，上記開催日時における番号６１の会合それ自体の開催目的，内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容も何ら説明されておらず，これら上記団体名から通常想起される活動と会合内容からすれば，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，同会合に飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，五所野尾議員番号６１の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(エ) したがって，五所野尾議員番号４～８５記載の各会合参加費用合計４８万４５００円を研修費を費目として政務活動費から支出したことは，いず

れも本件使途基準に反し，違法である。

コ　斉藤議員

(ア)　認定事実

証拠（甲シ２の１～１０８の２，丙１９，４４）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

斉藤議員は，同議員番号２～１６７の「会合開催日時」欄記載の年月日に，「会合開催場所」欄記載の場所において，「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，斉藤議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付した会合の際，他の参加者とともに飲食に参加した。

斉藤議員は，同議員番号２～１６７の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも調査研究費として，それぞれ政務活動費から支出した。同議員は，これら会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはなかった。同議員は，このうち，番号２，３，５，６，９，２８及び４８の会合以外の会合において，他の参加者が同議員と同額の参加費用を負担していたか否かを釈明しておらず，番号１１６は，他の参加者が議員と同額の参加費用を負担していたか否かは不明と釈明し，また，番号２，３，５，６，９，２８及び４８の会合については，他の参加者も会合参加費用を負担していたものの，その金額は不明であり，他の参加者が同議員と同額の会合参加費用を負担していたのは番号４８の会合のみであった。なお，同議員は，上記番号４８以外の各会合において，主催者側から会合参加費用の支払を求められることがなかったため，その参加費用を自分自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，番号１４５の会合（３０００円）を除いて，１万円又は５０００円であった。

(イ) 番号２～４７，４９～１６７の会合参加費用について

斉藤議員番号２～４７，４９～１６７の各会合のうち，番号２，３，５，６，９及び２８の会合については，同議員以外の他の参加者も会費を出していたとされるものの，その金額は不明であり，同議員以外の参加者が同議員と同額の会費を負担していたとは認められないし，その余の各会合においても，同議員以外の他の参加者が同議員と同額の会費を負担していたとは認められないこと，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。また，同議員は，上記金額は，会合の規模や参加人数に応じて見積もった旨陳述するが，本件各証拠を踏まえても，これらはいずれも不明であり，会合によって，その規模や参加人数，場所，会合の目的及び内容等がそれぞれ異なるであろうにもかかわらず，斉藤議員がこれらの会合について会合参加費用として支払ったのは，番号１４５の会合を除いて，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，斉藤議員において，これら会合の規模や内容に応じた実費が適切に見積もられて支払われたとも直ちには言い難い。

したがって，斉藤議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号４８（オイスカ三豊推進協議会総会）の会合参加費用について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合，主張はＢ類型）

番号４８の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は６０００円であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，斉藤議員自身の飲食費用

であったと推認される。

斉藤議員は，同会合を主催したオイスカ三豊推進協議会について，「オイスカ」は，人々が様々な違いを乗り越えて共存し，自然と調和して生きる世界を目指して，主に，アジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を展開し，特に各国の青年が地域のリーダーとなれるよう人材育成に努める団体であり，同団体の活動の促進を図ることは，国際交流等の観点から県政の課題として重要である旨陳述する。

しかし，上記「オイスカ」なる団体ないし上記主催団体の平素の活動内容や構成員等の当該団体の基本情報は不明である上，上記会合の領収書には「県政に関する意見交換会費として」としか記載されておらず（甲シ３９の１），当該開催日時場所における番号４８の会合それ自体の開催目的・内容，参加者の属性等の具体的内容は何ら明らかでなく，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，同会合に飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，斉藤議員番号４８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(エ) したがって，斉藤議員の番号２～１６７の各会合参加費用合計９４万７０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

サ　佐伯議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ス５の１～８８，丙１４）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

佐伯議員は，同議員番号７～１７０の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄

に「○」を付した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，佐伯議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付した会合の際，他の参加者とともに飲食に参加した（なお，番号７については釈明にすら回答しない態度を勘案した。）。

佐伯議員は，同議員番号７～１７０の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額を，いずれも会議費として，それぞれ政務活動費から支出した。佐伯議員は，これら会合の参加に際して，会費を要したと釈明するものの，主催者側から会費の支払を求められたことはなく，同議員以外の他の参加者が佐伯議員と同額の会費を負担していたか否かについても釈明しておらず，不明である。各会合の主催者に対し，５０００円又は１万円（番号２５（６０００円）及び番号５８（８０００円）の会合を除く。）をいずれも会議費として政務活動費から支出した。

(イ) 佐伯議員番号７～１０７記載の各会合参加費用について

佐伯議員番号７～１０７記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたことはなかったこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，各会合によって，その規模や参加人数，場所内容等は，いずれも異なるにもかかわらず，その参加費用としては，番号２５及び５８の会合を除き，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも認められない。

よって，佐伯議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件

使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，佐伯議員の番号７～１０７の各会合参加費用合計９５万５０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

シ 白井議員

(ア) 認定事実

証拠（甲セ２の１～４８，丙２０）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

白井議員は，同議員番号２～６８の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加し，番号１６及び５５の会合では５０００円，番号２８の会合では８０００円，番号５９の会合では３０００円を，その余の会合では一律１万円をそれぞれ研修費として政務活動費から支出した。白井議員は，これら会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはなく，他の参加者が白井議員と同額の会費を負担していたか否かについて，同議員は釈明しておらず，いずれも不明である。

(イ) 白井議員番号２～６８の会合参加費用について

白井議員番号２～６８記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたことはなかったこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，各会合によって，その規模や参加人数，場所，各会合の目的及び内容等はいずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号１６，２８，５５及び５９の４つの会合を除き，一律１万円の定額が支払われていることからすれば，同

議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，白井議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，白井議員の番号２～６８の各会合参加費用合計６５万１０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ス　十河議員

(ア) 認定事実

証拠（甲タ２～７９，丙２１，３３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

十河議員は，同議員番号２～７９の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加し，各会合主催者に対し，番号２３の会合（２万円）を除き，一律１万円をいずれも研修費として政務活動費から支出した。十河議員は，これら会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはなく，同議員以外の他の会合参加者が十河議員と同額の会費を負担していたか否かについて，番号２の会合を除いて釈明していない。

(イ) 十河議員番号２～７９の会合参加費用について

十河議員番号２～７９記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められたことはなかったこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，各会合によって，その規模，参加人数，

場所内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号２３の会合を除いて一律１万円の定額が支払われていることからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められず，公金支出の在り方として甚だ不適切である。

よって，十河議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，十河議員の番号２～７９の各会合参加費用合計７９万円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

セ　高城議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ツ２～１２８，丙２８）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

高城議員は，同議員番号２～１３０の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，高城議員は，その全ての会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

高城議員は，同議員番号２～１３０の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として支出した。同議員は，これら会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはない。高城議員は，これらの各会合のうち，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合では，同議員以外の会合参加者も同額の参加費用を負担していると釈明しており（ただし，番号６３，１１９，１２２及び１２４は金額は不知），「×」

又は「不知」と記載した会合では，同議員以外の会合参加者が参加費用を負担したかは，参加費としてでなく年会費としての支払があるか，不知ないし不明と釈明し，同欄が空欄の会合については釈明していない。

なお，高城議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合以外の各会合では，参加費用を自分自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，番号３（２０００円）を除いて，５０００円又は１万円であった。

(イ) 高城議員番号２～４，６～１４，１６，１７，１９～３９，４１～４８，５０～７１，７３～７６，７８～８９，９１，９３，９５，９６，９８～１０２，１０４，１０６，１０７，１０９～１１１，１１４～１１６，１１９～１３０の各会合参加費用について

高城議員番号２～４，６～１４，１６，１７，１９～３９，４１～４８，５０～７１，７３～７６，７８～８９，９１，９３，９５，９６，９８～１０２，１０４，１０６，１０７，１０９～１１１，１１４～１１６，１１９～１３０記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して参加費として会費の支払が求められたことはないか（番号１４，１７，１９，２８，２９，３０，３５，３６，３９，４１，４３，５０，５４，５５，５６，７１及び１０２については，年会費として求められていたとしても当該会合への参加に要する費用として求められていたとはいえない。番号６３，１１９，１２２及び１２４については議員以外の者も参加費を負担しているものの金額が不明であるというのであり，議員自身の負担金額が参加費として義務付けられた金額とはいえない。），不知ないし不明であること，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，各会

合によって，その規模や参加人数，場所，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号３（２０００円）を除いて，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない（番号２６，２７については「自治会，市の補助金あり」という点が当該団体の何らかの性格を示すものとしても，当該会合への議員の参加費の性格等を示すものでもない。）。

よって，高城議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号５，１５，１８，４０，４９，７２，７７，９０，９２，９４，９７，１０３，１０５，１０８，１１２，１１３，１１７及び１１８について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a 番号１８，４０，９０，９２，９４，９７，１０５及び１１８（主張はＢ類型）

(a) 番号１８（観音寺調停協会総会）の会合参加費用について

番号１８の会合は，飲食店又は旅館と思しき場所で開催されていること，飲食を伴うものであったこと，参加費用は５０００円であったこと，同会合の名称は「総会」であったことが認められる。一般的に，「総会」というのは，当該団体の活動状況等に関する報告や同団体の組織に関する決議等が行われる機会であり，飲食店で行うことが想定されていないから，同会合は，飲食を主目的とするものであったと推認される。

この点，高城議員は，調停協会は，裁判所の調停委員により構成されている団体であり，調停制度の改善発展に寄与すべく，同団体の開

催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号１８の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号１８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号４０（国際交流協会総会）の会合参加費用について

番号４０の会合は，ホテルで開催されたこと，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の名称は「総会」であったこと，同会合の主催者は，観音寺国際交流協会であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，高城議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，高城議員は，国際交流を促進し，交流人口の拡大を図ることは，重要な県政の課題であり，そのような場に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，観音寺国際交流協会という団体の活動目的，平素の活動内容等の基本情報は不明である上，番号４０の会合それ自体の内容についても説明されておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではないから，同会合が議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性があったとも認められない。

よって，高城議員番号４０の会合参加費用に対する政務活動費の充

当は違法である。

(c) 番号９０（総会）の会合参加費用について

番号９０の会合は，旅館で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費は１万円であったこと，同会合の名称は「総会」であったこと，同会合の主催者は香川県ＪＣ議員連盟であることが認められる。一般に，「総会」というのは，当該団体の活動状況等に関する報告や同団体の組織に関する決議等が行われる機会であり，飲食を伴うことが通常とまではいえず，開催場所を併せ考慮すると，同会合は飲食を主目的とするものであったと推認される。

高城議員は，青年会議所（ＪＣ）は，２０歳から４０歳までの青年により構成され，「修練」，「奉仕」及び「友情」の信条の下，より良い社会作りを目指して，ボランティア，行政改革等の社会的課題に取り組んでおり，同団体の会合において，青年がよりよい社会作りの活動をすることに関する見解を表明するとともに，青年の社会参画に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，上記青年会議所（ＪＣ）と主催団体であるＪＣ議員連盟の関係についてはなお不明であるほか，高城議員は，番号９０の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではないから，同会合が議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，同会合と飲食の機会との間に一体性を認めることもできない。

よって，高城議員番号９０の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(d) 番号９２（ロータリー四国地区大会）の会合参加費用ついて

番号９２の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円と高額であったこと，同会合の主催者は，ロータリー四国地区協議会であったこと，同団体の会員が参加資格を有していたことが認められる。

高城議員は，ロータリークラブは，職業倫理を重んずる実業人，専門職業人等の集まりであり，社会奉仕活動，人道的活動等を通じて地域社会及び国際社会に貢献しているところ，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，本件マニュアルは，研修費のうちの「会費」の費目において，会費として支出するのに適しない例として，ロータリークラブのような個人の立場で加入している団体などに対する会費を挙げ，ロータリークラブの会費に政務活動費を充当することを認めていない。そして，上記会合では，ロータリークラブの会員に参加資格があったことからすれば，上記会合への参加は，同団体に所属する高城議員個人の立場としての参加と推認することができるから，同会合参加費用への政務活動費の充当は，本件使途基準に反する。

したがって，高城議員番号９２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(e) 番号９４（大宝会勉強会）の会合参加費用について

番号９４の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，会合参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，「大宝会」なる団体であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，高城議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，高城議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務

員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体であり，そのような団体が開催する会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同会合を主催した「大宝会」なる団体の具体的な活動目的，平素の活動内容等の基本情報は不明である上，番号９４の会合それ自体の内容についても説明されておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の当該会合それ自体の具体的内容は何ら明らかではないから，同会合が議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められず，飲食を伴う必要性があったとも認められない。

よって，高城議員番号９４の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(f) 番号９７（香川県行政書士会役員会）の会合参加費用について

番号９７の会合は，ホテルで開催されたこと，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，香川県行政書士会であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，高城議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，高城議員は，行政書士は，行政に関する手続の円滑な実施に寄与し，ひいては国民の利便に資しているところ，行政書士の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号９７の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではないから，議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会合がなされたものとは認められない。また，同会合の名称どおり，上記会合が香川県行政書

士会の「役員会」であったとしても，一般に，役員会は，当該団体内部の運営方針等の決議等を行う場であることからすれば，同会合の内容が議員の行う調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとも言い難い。

よって，高城議員番号９７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(g) 番号１０５（勉強会及び意見交換会）の会合参加費用について

番号１０５の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，香川県農業経営者協議会であったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合参加費用は，高城議員自身の飲食費用であったと推認される。

この点，高城議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

確かに，香川県農業経営者協議会は上記の種類に属する団体であることがうかがわれ，領収書による限り勉強会ないし意見交換会であるというのであるが，高城議員は，番号１０５の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとまでは認められず，したがって，ホテルでの飲食を伴う必要性があったとも認められない。

よって，高城議員番号１０５の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(h) 番号１１８（香川県飲食業生活衛生同業組合総会）の会合参加費用について

同会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の名称は「総会」であったこと，同会合の主催者は，香川県飲食業生活衛生同業組合であったことが認められる。一般に，「総会」というのは，当該団体の活動状況等に関する報告や同団体の組織に関する決議等が行われる機会であり，必ずしも飲食を伴うことが通常ともいえないから，同会合は，飲食を主目的とするものか，酒食を共にして参加者間の懇親を深める目的のものと推認される。

高城議員は，飲食店，宿泊施設等の経営者，従事者等の団体は，地域の飲食業等の振興発展を通じて地域活性化を図っているところ，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号１１８の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったものとは認められないし，同会合と飲食の機会との間に一体性を認めることもできない。

よって，高城議員番号１１８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

b 番号７２，７７，１０３，１１３及び１１７（主張はＣ類型）

(a) 番号７２（全国大会慰労会）の会合参加費用について

番号７２の会合の名称が「慰労会」であったこと，飲食を伴う会合であったこと，参加費用は２０００円であったこと，一般に，飲食時には酒類が提供されることが多い時間帯に開催されていることから

すれば，同会合は，会合参加者間での懇親を深め，酒食を交えて労をねぎらうことを主目的とする会合であったと推認される。

この点，高城議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っており，このような団体・組織の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号７２の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号７２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号７７（香川県立保健医療大学開学１０周年祝賀会）の会合参加費用について

番号７７の会合の名称が「祝賀会」であり，一般的に，祝賀会の席上で，県政の課題に関する具体的な意見交換をすることは想定されていないこと，飲食を伴う会合であったこと，参加費用は１万円で開催場所はホテルであったことからすれば，同会合は，香川県立保健医療大学の開学１０周年を記念し，会合参加者間で飲食を交えて祝賀することを主目的とする会合であったと推認される。

この点，高城議員は，高齢化・人口減少の社会において，地域医療を確保するとともに，その充実を図ることは，県政の課題であり，そのような趣旨の会合に議員が参加することは極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号７７の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったものとは認められない。

よって，高城議員番号７７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(c) 番号１０３（新年みとよ名刺交換会）の会合参加費用について

番号１０３の会合の名称が名刺交換会であること，一般に，「名刺交換会」は，異業種交流の機会として設けられ，人脈づくりを目的とすること，同会合は，飲食を伴うものであったこと，参加費用は３０００円で開催場所はホテルであったこと，同会合は，平成２６年の元旦に開催されたことからすれば，同会合は，新年を迎えるとともに，新たな人脈づくりを図り，更なる発展の契機とすることを主目的とする会合であったと推認される。

この点，高城議員は，青年会議所は，２０歳から４０歳までの青年により構成され，よりよい社会作りを目指して，ボランティア，行政改革等の社会的課題に取り組んでいるところ，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号１０３の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号１０３の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(d) 番号１１３（新年賀詞交歓会）の会合参加費用について

番号１１３の会合の名称は「新年賀詞交歓会」であること，同会合の開催場所はホテルであること，同会合は，飲食を伴うものであったこと，参加費用は３０００円であったこと，同会合の開催時間は，酒類が提供されることの多い時間帯であることからすれば，同会合は，飲食を共にしながら，参加者との間で新年を祝うとともに，名刺交換をするなどして，互いの親睦を深めることを主目的とするものと推認される。

この点，高城議員は，法人会は，正しい税知識を基礎として，企業経営に必要な組織・情報を得るとともに，公平・健全な税制実現の運動をしており，国政及び県政にとって重要な政策課題であるところ，そのような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，同議員は，同会合を主催した「観音寺法人会」の活動目的，活動内容及び構成員等の当該団体の基本情報はもとより，上記開催日時における番号１１３の会合それ自体の開催目的やその内容，参加者の属性，意見交換の有無内容等の具体的内容について何ら説明しておらず，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が議員の行う調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，高城議員番号１１３の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

(e) 番号１１７（香川県連盟新年会）の会合参加費用について

番号１１７の会合の名称は「新年会」であること，同会合は飲食を伴うものであったこと，開催場所はホテルで参加費用は６０００円であったこと，同会合の主催者は，香川県少林寺拳法連盟であったことからすると，同会合は，同連盟に所属する者同士の間で新年を祝い，飲食を交えて懇親を深めることを主目的とする会合であったと推認される。

この点，高城議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，高城議員は，番号１１７の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号１１７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

c　番号５，１５，４９，１０８及び１１２（主張はD類型）

(a)　番号５（観音寺東小学校歓送迎会）の会合参加費用について

番号５の会合の名称は「歓送迎会」であること，同会合は飲食を伴うものであったこと（参加費用６０００円），同会合の主催者は，観音寺東小学校で，ＰＴＡ役員及び教員に同会合の参加資格があったことからすると，同会合は，同小学校を離任する教員を送別するとともに，新たな出会いを祝うことを主目的とする会合であったと推認される。

この点，高城議員は，ＰＴＡは，各学校における保護者と教職員による団体・組織であり，児童生徒の健全な発展に寄与することを目的

に，様々なボランティア活動をしており，同団体の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号５の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号５の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号１５（うたつ会総会）の会合参加費用について

番号１５の会合の開催場所は，飲食店であったこと，飲食を伴うものであったこと，同会合参加費用は１万円であったこと，同会合の名称は「総会」であったことが認められる。一般的に，「総会」というのは，当該団体の活動状況等に関する報告や同団体の組織に関する決議等が行われる機会であるが，通常飲食店で行うことが想定されていないから，同会合は，飲食を主目的とするものか，酒食を共にすることで参加者間の懇親を深める目的であったと推認される。

この点，高城議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体であり，そのような団体が開催する会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，「うたつ会」という団体・組織の目的，活動内容の基本情報はもとより，番号１５の会合それ自体の内容についても説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに

足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号１５の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(c) 番号４９（少林寺拳法観音寺演武会懇談会）の会合参加費用について

番号４９の会合の名称が「少林寺拳法観音寺演武会懇談会」であったこと，同会合は飲食店で開催されたこと（参加費用５０００円），同会合は，飲食を伴うものであったことからすると，同会合は，少林寺拳法の演武会終了後の慰労を兼ねた懇親会であったと推認される。

この点，高城議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，高城議員は，番号４９の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号４９の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(d) 番号１０８（中讃議連「地方自治」に関する意見交換会）の会合参加費用について

番号１０８の会合の開催場所は，飲食店であり，同会合は，飲食を伴うもの（参加費用５０００円）であったところ，通常，県政に関す

る意見交換を行う場所として，飲食店は想定されず，また，飲食店で意見交換を行う必要性もないから，同会合は，飲食を主目的とするものであったと推認される。

この点，高城議員は，中讃議員連盟が開催した意見交換会に出席した際の非会員会費である旨陳述するが，同会合それ自体の内容については説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号１０８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(e) 番号１１２（豊浜地区自治会協議会）の会合参加費用について

番号１１２の会合の開催場所は，飲食店であり，同会合は，飲食を伴うものであった（参加費用５０００円）ところ，通常，県政に関する意見交換を行う場所として，飲食店は想定されず，また，飲食店で意見交換を行う必要性もないから，同会合は，飲食を主目的とするものであったと推認される。

この点，高城議員は，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，高城議員は，番号１１２の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理

的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，高城議員番号１１２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(エ) したがって，高城議員番号２～１３０の各会合参加費用合計９４万２０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ソ　谷久議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ナ８～２５，２８～３１，３５～３９，丙３６，４６）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

谷久議員は，同議員番号８～２４，２７～３０，３４～３８の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，谷久議員は，その全ての会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

谷久議員は，これら各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額(円)」欄記載の金額をいずれも研修費として支出した。同議員は，これら各会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはない。これらの会合のうち，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合では，同議員以外の会合参加者も同額の参加費用を負担していると釈明されており（番号２９及び３５を除く。），「×」を付した会合では，同議員以外の会合参加者は参加費用を負担しておらず，番号１９では同欄に「不明」と記載し，その余の同欄が空欄の会合については釈明していない。

なお，谷久議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会

合以外の会合では，各会合参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，番号２４（１万０２１５円），１９（２万円），３９（５０００円）及び４０（３０００円）の会合を除いて，一律１万円であった。

(イ) 番号９，１１～１７，１９，２１，２２，２４，２９，３４～３６の会合参加費用について

谷久議員番号９，１１～１７，１９，２１，２２，２４，２９，３４～３６記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して同額の会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合の日時，場所，各会合の主催者，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，番号２４の会合を除いて，その参加費用としては，番号１９（２万円）の会合を除き，一律１万円と高額の参加費用が支払われていることからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，谷久議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号８，１０，１８，２０，２３，２７，２８，３０，３７及び３８について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a　番号１０，１８，２３及び３７の各会合参加費用について（主張はＡ又はＢ類型）

(a) 番号１０（小豆地区消防連合会）の会合参加費用について

番号１０の会合の参加費用は，５０００円であったこと，領収書（甲

ナ１０）の但書には，「小豆地区消防連合会定例表彰式」と記載されていたこと，同会合の主催者は，小豆地区消防連合会であること，同会合は，消防団関係者に参加資格があったことが認められる。これらの事実からすると，上記会合は，小豆地区消防連合会において定例で行われている表彰式であったと認められるところ，一般的には，そのような式典において，県政に関する具体的な意見交換や会議を行うことは想定されないから，県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものではなかったと推認される。

谷久議員は，消防団又はその構成員の地域の消防・防災を目的とした会合に議員が参加することは極めて有意義である旨陳述するが，番号１０の会合それ自体の内容について説明するものではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとは認められない。

よって，谷久議員番号１０の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号１８（まちづくり懇談会商工部会）の会合参加費用について

番号１８の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の主催者は，まちづくり懇談会商工部会であったこと，同会合は，同商工部会の会員に参加資格が認められていたこと，飲食は，会合の終了後に行われたことが認められる。これらのことからすると，同会合の参加費用５０００円は，飲食費用であったと推認される。

谷久議員は，地域の商工会は，中小企業による商工業の振興を図ることを通じて地域活性化に大いに寄与している団体であり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，当該団体の一般的な活動目的や活動内容が上記であったと

しても，谷久議員は，番号１８の会合それ自体の内容について説明しておらず，開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものか否か不明であるし，同会合と飲食の機会が一体であったとも認められない。

よって，谷久議員番号１８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(c) 番号２３（まちづくり懇談会女性部会）の会合参加費用について

番号２３の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の主催者は，まちづくり懇談会女性部会であったこと，同会合は，有志に参加資格が認められていたことが認められる。これらのことからすると，参加費用２０００円は，飲食費用であったと推認される。

谷久議員は，婦人会等は，男女平等の推進，青少年の健全育成等を目的として活動している団体であり，議員が女性の地位向上を通じて地域社会の発展を図る目的で，同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，谷久議員は，番号２３の会合それ自体の内容について説明しておらず，開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容は何ら明らかではなく，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものか否か不明であるし，同会合と飲食の機会が一体であったとも認められない。

よって，谷久議員番号２３の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(d) 番号３７（土庄町社会福祉協議会役員会）の会合参加費用について

番号３７の会合の名称は，「土庄町社会福祉協議会役員会」であっ

たこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，社会福祉法人土庄町社会福祉協議会であったことが認められる。なお，同会合の開催場所や開催時間帯については不明である。

谷久議員は，地域における福祉活動，特に障害児等の社会的弱者の支援は重要な県政の課題であり，議員がそのような場に参加することとは，極めて有意義である旨陳述する。

確かに社会福祉協議会の活動目的は県政に関連するものであるが，谷久議員は，番号３７の会合それ自体の内容について説明しておらず，開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものか否か不明であるし，同会合と飲食の機会が一体であったとも認められない。

よって，谷久議員番号３７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

b　番号２０（台湾小豆島友好会）の会合参加費用について（主張はＢ類型）

番号２０の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の主催者は，台湾小豆島友好会であったこと，同会合は有志に参加資格が認められていたことが認められる。これらのことからすると，参加費用３０００円は，飲食費用であったと推認される。

谷久議員は，国際交流を促進し，交流人口の拡大を図ることは，重要な県政の課題であり，国際交流の促進・交流人口の拡大を図る場に議員が参加することは極めて有意義である旨陳述する。

しかし，谷久議員は，同団体の目的，構成員，平素の活動内容等の当

該団体の基本情報や番号２０の会合それ自体の内容について説明しておらず，開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものか否か不明であるし，同会合と飲食の機会が一体であったとも認められない。

よって，谷久議員番号２０の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

c　番号８及び番号３８（いずれも五人会）の会合参加費用について（主張はD類型）

番号８の会合は，飲食店で開催され，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合は，各団体の長に参加資格があったことが認められる。また，番号３８の会合も，飲食店で開催され，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万２０００円であったこと，同会合は，各団体の長に参加があったことが認められる。通常，県政に関する意見交換等を行う場として飲食店は想定されず，飲食店で行う必要性も乏しいことからすると，上記各会合は，いずれも飲食を主目的とするものであったと推認される。

谷久議員は，五人会は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体であり，そのような団体が開催する会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，上記団体の活動目的や活動内容についての基本情報はなお不明である上，谷久議員は，上記各会合それ自体の内容については説明しておらず，各会合の参加者の属性，開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，上記各会合が県政に関する調査研究その

他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，谷久議員番号８及び３８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

d　番号２７（土庄町商工会青年部会　小豆島まつり実行委員会）の会合参加費用について（主張はＦ類型）

番号２７の会合の名称は，「小豆島まつり実行委員会」であること，同会合の参加費用は１万円であったこと，飲食を伴う会合ではなかったこと，同会合の主催者は，土庄町商工会青年部会であり，会員及び有志に参加資格があったことが認められる。なお，同会合の開催場所や開催時間帯は不明である。

谷久議員は，地域の商工会は，中小企業による商工業の振興を図ることを通じて地域活性化に大いに寄与している団体であり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

確かに地域の商工会は同議員の説明するとおりの活動目的や稼働内容を有しているとみられるが，会合自体の趣旨は領収書上，直接にはまつりの実行そのものであることが強く推認される上，谷久議員自身は，番号２７の会合それ自体の内容について説明しておらず，会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は上記以上に何ら明らかではないから，結局，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認め難いというほかはない。

よって，谷久議員番号２７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

e　番号３０（津山市スポーツ少年団交流会）の会合参加費用について（主張はH類型）

番号３０の会合の名称は，「津山市スポーツ少年団交流会」であるこ

と，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，津山市スポーツ少年団であったことが認められる。なお，同会合の開催場所や同会合の開催時間帯は不明である。スポーツ少年団の交流会という名称からして，一般的には，その機会に県政に関する意見交換等がなされることは想定し難く，また飲食を伴う必然性も認められないから，同会合は，飲食を主目的とするものであったと推認される。

谷久議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年のための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っており，このような団体・組織の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，谷久議員は，番号３０の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，谷久議員番号３０の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

f　番号２８（土庄高校野球部壮行会）の会合参加費用について（主張はＩ類型）

番号２８の会合の名称は，「土庄高校野球部壮行会」であること，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，土庄高校野球部保護者会であることが認められる。なお，同会合の開催場所や同会合の開催時間帯は不明である。これらのことからすると，上記会合は，土庄高校野球部員の保護者とともに，何らかの大会を控えていた同野球部を激励し，応援することを主目的とする会合であったと推認される。

谷久議員は，青少年の健全育成を目的とする団体・組織は，青少年の

ための健全な環境づくり，青少年育成指導者の要請・研修，意識啓発等を行っており，このような団体・組織の会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，谷久議員は，上記会合それ自体の内容について説明せず，上記推認を覆すに足る反証がなされたとはいえず，その他の証拠を見ても，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったと認めるに足る証拠はない。

よって，番号２８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は，本件使途基準に反し違法である。

(エ) したがって，谷久議員番号８～２４，２７～３０，３４～３８の各会合参加費用合計２１万７２１５円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

タ　辻村議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ニ６～１１８，丙２２）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

辻村議員は，同議員番号６～３９，４２～８２，８４～１１５の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，辻村議員は，その全ての会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

辻村議員は，同議員番号６～３９，４２～８２，８４～１１５の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも会議費として支出した。同議員は，これらの各会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者から会費の支払を求められたことはな

い。これらの各会合のうち，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合では，同議員以外の会合参加者も同額の参加費用を負担していると釈明し，「×」ないし「不明」と記載した会合では，同議員以外の会合参加者は参加費用を負担していないか，不明と釈明しており，同欄が空欄の会合については，辻村議員は釈明していない。

なお，辻村議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合以外の会合では，各会合参加費用を自分自身で見積もって支払っていたところ，その金額は，番号７１，１００（いずれも７０００円）及び７３（６０００円）を除いて，５０００円又は１万円であった。

(イ) 番号７，１０～２４，２６～３８，４３～５７，６０～７６，７９，８１，８４～９８，１００～１０２，１０５～１１０，１１２～１１５の会合参加費用について

辻村議員番号７，１０～２４，２６～３８；４３～５７，６０～７６，７９，８１，８４～９８，１００～１０２，１０５～１１０及び１１２～１１５記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合の日時，場所，各会合の主催者，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なっているにもかかわらず，その参加費用としては，番号７１，７３及び１００の３つの会合を除き，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも認められない。

よって，辻村議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について

経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号６，８，９，２５，３９，４２，５８，５９，７７，７８，８０，８２，９９，１０３，１０４，１１１の会合について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a 番号２５（隊友会善通寺支部定期総会）及び８０（隊友会善通寺支部研修会）の会合参加費用について（主張はＡ類型）

番号２５の会合は，ホテルで開催されたこと，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合を主催したのは，隊友会善通寺支部であることが認められる。また，番号８０の会合も，ホテルで開催されたこと，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合を主催したのは，隊友会善通寺支部であることが認められる。

辻村議員は，日本の安全保障，災害対策等において重要な役割を果たしている自衛隊に対する県民の理解を深め，自衛隊の活動を支援すべく，このような目的を有する会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，辻村議員は，上記各会合それ自体の内容について説明しておらず，各会合の参加者の属性，開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容も明らかでない一方で，一般に，「総会」というのは，当該団体の活動状況等に関する報告や同団体の組織に関する決議等が行われる機会であることからすると，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する意見交換としての実質を有する会合であるとは認められない。また，番号８０の会合についても，その名称は「研修会」であるものの，その具体的な内容は明らかでなく，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理

的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

したがって，辻村議員番号２５及び８０の各会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

b　番号８，３９，５８，７７及び１１１（主張はＢ類型）

(a)　番号８（第１４音楽隊後援会総会），番号３９（香川県隊友会総会）及び番号５８（善通寺市自衛隊協力会総会）の会合参加費用について

番号８の会合は，自衛隊駐屯地で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，第１４音楽隊後援会であること，領収書（甲ニ８）の但書には，「平成２５年度会費として」というスタンプ印の後に，手書きで「文化芸術振興に関する意見交換会」と記載されていたことが認められる。

番号３９の会合は，重要文化財として知られる旧善通寺偕行社で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，香川県隊友会であること，領収書（甲ニ３９）の但書には，手書きで「総会費として（国防に関する意見交換会）」と記載されていたことが認められる。

番号５８の会合は，香川県護国神社参集殿で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万５０００円であったこと，同会合の主催者は，善通寺自衛隊協力会であること，領収書（甲ニ５８）の但書には，手書きで「防衛問題に関する意見交換会会費として」と記載されていたことが認められる。

これらの会合について，辻村議員は，日本の安全保障，災害対策等において重要な役割を果たしている自衛隊に対する県民の理解を深め，自衛隊の活動を支援すべく，このような目的を有する会合に議員

が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，辻村議員は，上記各会合それ自体の内容を説明しておらず，上記各会合の参加者の属性，開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容も明らかでない一方で，いずれも会合の名称は「総会」であるところ，一般に，「総会」というのは，当該団体の活動状況等に関する報告や同団体の組織に関する決議等が行われる機会であり，必ずしも飲食を伴うことが通常とはいえないから，上記各会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとまでは認められず，いずれも飲食を伴う必要性も認められない。

したがって，辻村議員番号８，３９及び５８の各会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

(b) 番号７７（香川県漆芸研究所意見交換会）の会合参加費用について

番号７７の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万５０００円であったこと，同会合の主催者は香川県漆芸研究所であり，漆芸関係者が参加資格を有していたこと，領収書(甲ニ８０)の但書には，手書きで「文化振興に関する意見交換会会費として」と記載されていたことが認められる。

辻村議員は，県の伝統工芸として名高い漆芸の保存・振興は，重要な県政の課題であり，漆芸の保存・振興を目的とした会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，番号７７の会合の名称は「意見交換会」であるものの，開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容も明らかでなく，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認め

られないし，飲食を伴う必要性も認められない。

よって，辻村議員番号７７の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

(c) 番号１１１（香川県銃剣道連盟総会）の会合参加費用について

番号１１１の会合は，旅館で行われたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合を主催したのは，香川県銃剣道連盟であること，同会合の参加費用は６０００円であったこと（領収書には，３万６０００円と記載されているが，そのうちの３万円は，年会費である。）が認められる。これらのことからすると，上記参加費用６０００円は，飲食費用であったと推認される。

辻村議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，辻村議員は，番号１１１の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，飲食を伴う必要性も認められない。

よって，辻村議員番号１１１の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

c 番号７８及び８２（主張はＡ又はＢ類型）

(a) 番号７８（自衛隊第１４音楽隊後援会研修会）の会合参加費用について

番号７８の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，会合参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，自衛隊第１４音楽隊後援会であること，同会合の名称は，「自衛隊第１４音楽隊後援会研修会」であることが認められる。これらの事実からすると，上記参加費用は，飲食費用であったと推認さ

れる。

辻村議員は，日本の安全保障，災害対策等において重要な役割を果たしている自衛隊に対する県民の理解を深め，自衛隊の活動を支援すべく，このような目的を有する会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，辻村議員は，番号７８の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，飲食を伴う必要性も認められない。

よって，辻村議員番号７８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号８２（善通寺柔道協会総会）の会合参加費用について

番号８２の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，領収書（甲ニ８５）の但書には，手書きで「スポーツ振興に関する意見交換会会費として」と記載されていたことが認められる。これらのことからすると，上記参加費用は，飲食費用であったと推認される。

辻村議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかしながら，辻村議員は，番号８２の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食と同会合の一体性も認められない。

よって，辻村議員番号８２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

d　番号９９及び１０４（主張はC類型）

(a)　番号９９（善通寺工業クラブ創立５０周年）の会合参加費用について

番号９９の会合は，重要文化財として知られる旧善通寺偕行社で開催されたこと，同会合の名称は，「善通寺工業クラブ創立５０周年」であること，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は善通寺工業クラブであり，同団体の会員が参加資格を有していたことが認められる。同会合に係る領収書（甲ニ１０２）の但書には，手書きで「地方経済に関する意見交換会会費として」と記載されているものの，上記会合の名称等からすれば，同会合は，飲食を共にしながら，善通寺工業クラブの創立５０周年を祝うことを主目的とする会合であったと推認される。そして，そのような式典の場で，県政に関する具体的な意見交換がなされることは想定し難いから，同会合が県政との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものではなかったと推認される。

辻村議員は，一定の地域に立地する工業を主体とする企業で構成する団体は，地域の工業の振興を通じて地域活性化を図っており，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，当該団体自体の具体的な活動目的，構成員，平素の活動内容等の基本情報は不明である上，辻村議員は番号９９の会合それ自体の内容について説明していないから，上記会合参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえない。

よって，辻村議員番号９９の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号１０４（部落解放同盟与北支部旗開き）の会合参加費用について

番号１０４の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の名称は，「旗開き」と釈明されているが，「旗開き」と同趣旨であると考えられること，同会合の参加費用は１万円であったことが認められる。一般に，「旗開き」とは，年初めの顔合わせの機会，すなわち新年会の意で用いられていることからすると，同会合は，酒食を共にしながら，会合参加者間で新年を祝うことを主目的とするものであったと推認される。

辻村議員は，部落解放同盟は，部落差別の撤廃と人権社会の確立を目的とし，部落の環境改善，生活擁護，仕事保障，教育の機会均等等の運動を展開しているところ，その会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，団体の性格はそうであったとしても，辻村議員は，番号１０４の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，辻村議員番号１０４の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

e 番号６，９，４２及び１０３（主張はD類型）

(a) 番号６（さぬき青年会議所研修会）の会合参加費用について

番号６の会合は，飲食店（焼肉）で開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は８０００円であったこと，同会合の主催者は，さぬき青年会議所シニア会であったことが認

められる。同会合の開催場所が焼肉店であり，そのような場所で県政に関する意見交換を行うことが通常は想定されず，またその必要性も乏しいことからすると，同会合は，飲食を主目的とする会合であったと推認される。

辻村議員は，青年会議所は，２０歳から４０歳までの青年により構成され，よりよい社会作りを目指して，ボランティア，行政改革等の社会的課題に取り組んでいるところ，同団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同議員は，番号６の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，辻村議員番号６の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号９（ＳＮＳ勉強会）及び番号４２（ＳＮＳ研究会）の会合参加費用について

番号９の会合は，飲食店で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，「ＳＮＳ勉強会」なる団体であること，同会合は，同団体の会員に参加資格が認められていたことが認められる。また，番号４２の会合も，飲食店で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，「ＳＮＳ勉強会」なる団体であること，同会合は，同団体の会員に参加資格が認められていたことが認められる。上記各会合の開催場

所が飲食店であり，そのような場所で県政に関する意見交換を行うことが通常は想定されず，またその必要性も乏しいことからすると，上記各会合は，いずれも飲食を主目的とする会合であったと推認される。

辻村議員は，急速に情報通信技術が伸展する中で，ＳＮＳをコミュニケーションツールとして活用するための研究会等に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，当該団体の活動目的，構成員，平素の活動内容等の基本情報は不明である上，辻村議員は上記各会合それ自体の内容について説明しておらず，上記各会合参加者の属性，その開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，上記各会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，辻村議員番号９及び４２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(c) 番号１０３（アクセスクラブ研修会）の会合参加費用について

番号１０３の会合は，飲食店で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，「アクセスクラブ」なる団体であること，同会合は同団体の会員に参加資格が認められていたことが認められる。同会合の開催場所が飲食店であり，そのような場所で県政に関する意見交換を行うことが通常は想定されず，またその必要性も乏しいことからすると，同会合は，飲食を主目的とする会合であったと推認される。

辻村議員は，同団体は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体であり，そのような団体が開催する会合に参加する

ことは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，「アクセスクラブ」なる団体の具体的な活動目的や構成員，平素の活動内容等の基本情報は不明である上，辻村議員は番号１０３の会合それ自体の内容について説明しておらず，上記会合参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記推認を覆すに足る具体的な反証がなされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，辻村議員番号１０３の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(ウ) したがって，辻村議員番号６～３９，４２～８２，８４～１１５の各会合参加費用合計６５万４０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

チ　新田議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ネ５の１～２０の２，丙２３）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

新田議員は，同議員番号８～３１の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，新田議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付した会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

新田議員は，同議員番号８～３１の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも調査研究費として支出した。同議員は，これらの会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，

主催者側から会費の支払を求められたことはない。新田議員は，これらの各会合のうち，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合（番号２８，３０及び３１）では，同議員以外の会合参加者も同額の参加費用を負担していると釈明しており，その余の会合のうち，同欄が空欄の会合については釈明しておらず，「不明」その他の記載をした会合については，議員以外の会合参加者において同額の参加費用を負担していたか否か不明と釈明したもの，「会費積み立て」と釈明したものがある。

なお，新田議員は，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付した会合以外の会合では，各会合参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，番号２９の会合（５万円）を除いて，５０００円又は１万円であった。

(イ) 番号８～２７及び２９の会合参加費用について

新田議員番号８～２７及び２９記載の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合の日時，場所，各会合の主催者，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，番号２９の会合を除いて，その参加費用としては，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，新田議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 新田議員番号２８，３０及び３１の会合参加費用について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a 番号２８及び３０（主張はＢ類型）

(a) 番号２８（２０１４年少林寺拳法香川県連盟意見交換会）の会合参加費用について

番号２８の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は６０００円であること，同会合の主催者は，香川県少林寺拳法連盟であり，同連盟の会員が同会合の参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすると，同会合の参加費用は，飲食費用であったと推認される。

新田議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，新田議員は，番号２８の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，上記団体の通常想定される活動目的等を併せ考慮すると，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食と同会合の一体性も認められない。

よって，新田議員番号２８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号３０（大志会）の会合参加費用について

番号３０の会合は，ホテルで開催されたこと，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，「大志会」という団体であったこと，領収書（甲ネ２０の１）には「総会会費として（意見交換会）」と記載されていたことが認められ

る。これらのことからすると，同会合参加費用は，飲食費用であったと推認される。

新田議員は，国会議員で構成する研究，研修，協議等の会合において，国政及び県政において重要な課題に関する研究・研修・協議等を行うことは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，新田議員は，「大志会」なる団体の活動目的，構成員，平素の活動内容等の基本情報や番号３０の会合それ自体の内容について説明しておらず，これらはいずれも何ら明らかではないし，「総会」の会議としての性質も併せ鑑みると，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められず，飲食と同会合の一体性も認められない。

よって，新田議員番号３０の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

b　番号３１（四国皐月会総会）の会合参加費用について（主張はＡ又はＢ類型）

番号３１の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合の主催者は，「皐月会」という団体であったこと，領収書（甲ネ２０の２）の但書には，「四国皐月会　会費」と印字され，手書きで「意見交換会」と記載されていたことが認められる。

新田議員は，国会議員で構成する研究，研修，協議等の会合において，国政及び県政において重要な課題に関する研究・研修・協議等を行うことは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，新田議員は，「皐月会」なる団体の活動目的，構成員，平素の活動内容等の基本情報や番号３１の会合それ自体の内容について説明しておらず，これらはいずれも何ら明らかではなく，上記団体の活動目

的や内容が不明であることと「総会」の通常想定される内容も併せ鑑みると，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食の必要性も認められない。

よって，新田議員番号３１の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(ウ) したがって，新田議員番号８～３１の各会合参加費用合計２０万６０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ツ　花崎議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ノ２の１～７の５，丙２４）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

花崎議員は，同議員番号２～１８の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，花崎議員は，番号７の会合の際にのみ，他の参加者とともに飲食に参加した。

花崎議員は，同議員番号２～１８の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも調査研究費として支出した。同議員は，これらの各会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはない。同議員は，議員以外の会合参加者において，議員と同額の参加費用を負担していたか否かについては全く釈明していない。

なお，花崎議員は，上記各会合の参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，番号４の会合（６０００円）を除き，５０００円又は１万円であった。

(イ) 花崎議員番号２～１８の会合参加費用について

花崎議員番号２～１８の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，各会合によって，その規模や参加人数，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，番号４の会合を除いて，その参加費用としては，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，花城議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，花崎議員番号２～１８の各会合参加費用合計１３万６０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

テ　平木議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ハ２～７１，丙２６）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

平木議員は，同議員番号２～７１の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。同議員は，これら各会合が飲食を伴うものであったか否か，議員自身が飲食をしたか否かについて一切釈明しておらず，これら各会合に参加するに際し，議員以外の会合参加者において参加費用を負担したか否かについても，番号２８を除いて，何ら釈明していない。

平木議員は，同議員番号２～７１の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として支出した。同議員は，これら会合の参加に際して，主催者側から会費の支払を求められたことはない。

なお，平木議員は，番号２８の会合以外の会合参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，番号２７（１万５０００円），番号３３（７０００円）及び番号５５（８０００円）の３つの会合を除き，５０００円又は１万円であった。

(イ) 平木議員番号２～２７，２９～７１の会合参加費用について

平木議員番号２～２７，２９～７１の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，各会合によって，その規模や参加人数，場所，各会合の目的及び内容等がそれぞれ異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，上記番号２７，３３及び５５を除いては，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，平木議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号２８の会合について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合，主張はＡ又はＢ類型）

番号２８の会合において，平木議員は，会合参加費用として，香川県食

肉事業協同組合に対し，１万円を支払ったことが認められる。

平木議員は，生活衛生関係の営業者で構成する団体は，生活衛生関係営業について，衛生施設の改善向上，経営の健全化等を通じて公衆衛生の向上，増進に資することを目的としており，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同議員は，番号２８の会合の開催日時，名称，意見交換の有無内容等の当該会合それ自体の具体的内容について何ら説明しておらず，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

(エ) したがって，平木議員番号２～７１の各会合参加費用合計６１万５０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ト　松原議員

(ア) 認定事実

証拠（甲フ４の１～１３の３，丙３７）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

松原議員は，同議員番号６～４０の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容（「懇親会」との記載も含む。）を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，松原議員は，番号３２の会合を除く，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付した全ての会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

松原議員は，同議員番号６～４０の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも会議費として支出した。同議員は，これら会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，各

会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった。

なお，番号３２の会合以外の会合については，松原議員以外の会合参加者が参加費用を負担していたか否かは不明であるが，同議員は，各会合参加費用を自分自身で見積もって支払っており，その金額は，５０００円又は１万円であった。

(イ) 松原議員番号６～３１，３３～４０の会合参加費用について

松原議員番号６～３１，３３～４０の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合の日時，場所，各会合の主催者，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，松原議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 同議員番号３２（総会）の会合参加費用について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合，主張はD類型）

番号３２の会合は，飲食店で行われたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の主催者は，三木町議会議員ＯＢ会であったこと，松原議員と他の参加者は，同会の年会費として５０００円を支払ったこと，松原議員は懇親会に参加しなかったこと（補助参加人綾田らの平成３０年

２月６日付け準備書面(2)）が認められる。以上を踏まえると，番号３２の会合は，三木町議会議員のＯＢらが集まって，飲食を交えながら懇親を深める会であったと推認される。なお，上記年会費が上記会合に要した費用に充てられたかどうかは判然としないものの，上記金額を支払った日に上記会合が開催されていることからすれば，上記会合に要した費用に充当されたと考えるのが自然である。

松原議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体であり，そのような団体が開催する会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同議員は，番号３２の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の目的，意見交換の有無内容等はいずれも何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証がされたとはいえないから，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合の実質を有するものであったとは認められないし，飲食と同会合の一体性も認められない。

よって，松原議員番号３２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(ウ) したがって，松原議員番号６～４０の各会合参加費用合計２１万円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ナ　松本議員

(ア) 認定事実

証拠（甲へ4の2，１３の1，１５の1，２０の2，３６の2，４０の2，４５の2，４７の1，丙２９）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

松本議員は，同議員番号６～１３の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載

の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に飲食の内容を記載した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，松本議員は，番号７の会合を除く，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付記した全ての会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

松本議員は，同議員番号６～１３の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも会議費として支出した。同議員はこれらの各会合に参加するに際し，会費を要したと釈明する一方で，各会合の主催者から会費の支払を求められることはなかった。

なお，「議員以外の参加費用の有無」欄に「×」を付記又は「不明」と記載した会合（番号６，８，１０及び１３）は，松本議員以外の会合参加者が参加費用を負担していないか，不明と釈明したものであるが，同議員は，そのような会合の際には，各会合参加費用を自分自身で見積もって支払っており，各会合主催者に対し，一律１万円の定額を支払っていた。

(イ) 松本議員番号６，８，１０及び１３の会合参加費用について

松本議員番号６，８，１０及び１３の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合の日時，場所，各会合の主催者，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なっているにもかかわらず，その参加費用としては，１万円と定額かつ高額の参加費用が支払われていることからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，松本議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について

経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 番号７，９，１１及び１２について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a 番号７（香川ヨーガ道友会）の会合参加費用について（主張はＡ又はＢ類型）

番号７の会合は，アカデミー高松で開催されたこと，同会合の参加費用は１万２０００円であること，同会合の主催者はヨーガ道友会であり，同会の会員が参加資格を有していたことが認められる。なお，同会合は，飲食を伴うものではなかった。これらのことを踏まえると，同会合の主催者は，ヨガを通じて心身の健康の維持向上を目的とする団体であると推認され，個人の趣味に基づき加入する性格が強い団体とうかがわれる。

松本議員は，地域住民芸能，技芸，演芸，趣味，健康法等を核として形成された団体は，大衆文化の担い手として県民の生活を豊かにし，地域活性化に大きく寄与しているから，そのような団体の主催する会合に議員が参加することは極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同議員は，番号７の会合それ自体の内容について説明していないため，同会合の目的，意見交換の有無内容等はいずれも何ら明らかではなく，これに加えて，上記の団体名から通常想定される活動目的や内容からすれば，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは直ちには認められない。

よって，松本議員番号７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

b 番号９及び番号１１（いずれも学生と社会人との交流会）の各会合参加費用について（主張はＢ類型）

番号９及び１１の各会合は，いずれも香川県民ホールで開催されたこ

と，上記各会合の名称は，「学生と社会人との交流会」であったこと，各会合の主催者は，株式会社ビットコミュニケーションズなる会社であること，いずれの会合も軽食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は，各１０００円であったことが認められる。これらの事実からすると，上記各会合は，民間企業が主催して開催された，学生と社会人との交流を図る会であったと推認される。

松本議員は，「学生と社会人との交流会」は，学生と社会人との交流，意思疎通を通じて，実際の職場における働き方や職業そのものに対する考え方について相互理解を深め，ひいては安定的な雇用の確保に資することを目的とした会合であり，そのような会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，上記陳述は抽象的に過ぎ，上記各会合における具体的な意見交換の有無内容や意見聴取結果等については判然としないし，同会合と飲食との一体性も不明である。

よって，松本議員番号９及び１１の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

c　番号１２（一宮郷土振興協会）の会合参加費用について（主張はD類型）

番号１２の会合は，飲食店で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものであったこと，同会合の参加費用は３５００円であったことが認められる。通常，県政に関する会議会合を行う場所として，飲食店は想定されず，また，通常，その必要性もないから，同会合は，飲食を主目的とするものであったか，あるいは飲食を交えての懇親の趣旨と推認される。

松本議員は，地域における商工業の振興を目的としている団体は，中小企業を含む商工業の振興を図ることを通じて地域活性化に大いに寄

与しているところ，議員がそのような団体に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同議員は，番号１２の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の目的，意見交換の有無内容等はいずれも何ら明らかではないから，上記推認を覆すに反証がなされたとはいえない。

よって，松本議員番号１２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(エ) したがって，松本議員番号６～１３の各会合参加費用合計５万７５００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ニ　宮本議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ミ２の１～２２の４，丙３８）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

宮本議員は，同議員番号２～１４２の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記した会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，宮本議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」と付記した会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

宮本議員は，同議員番号２～１４２の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として支出した。同議員は，これら各会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはない。

なお，宮本議員は，上記各会合において，同議員以外の会合参加者において参加費用を負担していたか否かについて全く釈明に応じていないが，各会合主催者から同議員に対し，決められた会合参加費用負担を求められ

ることはなく，自分自身で見積もった金額を参加費用として支払っていた。その金額は，番号２（３万円），３（６０００円），５（５５００円），５３（８０００円），９４（３０００円），１０２（３０００円）及び１０６（１万５０００円）の７つの会合を除いて，５０００円又は１万円であった。

(イ) 宮本議員番号２～１４２の会合参加費用について

宮本議員番号２～１４２の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，各会合によって，その規模や参加人数，場所，各会合の目的及び内容等がそれぞれ異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，上記多数の会合中，上記番号２，３，５，５３，９４，１０２及び１０６の７つの会合を除けば，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとは，なお認め難い。

よって，宮本議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，宮本議員番号２～１４２の各会合参加費用合計１０４万５５００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ヌ 山下議員

(ア) 認定事実

証拠（甲メ４の１～５３の３，丙３９）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

山下議員は，同議員番号６～１８７の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容（「記念品」との記載を除く。）を記載してある会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，山下議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」と付記した会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

山下議員は，同議員番号６～１８７の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額を研修費又は会議費として支出した。同議員は，これら各会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはなかった。

なお，「議員以外の参加費用の有無」欄に「不明」又は「必要（金額不明）」と記載した会合については，山下議員以外の会合参加者の参加費用の負担の有無が不明あるいは負担していたとしてもその金額が不明の場合である。同議員は，そのような会合の際には，各会合参加費用を自分自身で見積もって支払っていたところ，番号７（１０００円）及び番号９（１万円）の会合を除き，各会合主催者に対し，一律５０００円の定額を支払っていた。

(イ) 山下議員番号７，９～１６，１８～３４，３６，３７，３９，４２，４５，４８，５１，５２，５６，５８，５９，６１，６２，６４～６８，７０～７２，７４～８０，８３～８５，９０，９２，９３，９５～１００，１０２～１０４，１０６～１１５，１１８，１２１～１２３，１２５，１２６，１２８～１３５，１３９，１４０，１４２，１４５，１４６，１４８～１５３，１５５，１５６，１５８～１６１，１６３～１６５，１６８～１７２，１７４，１７６，１７８，１８０，１８１，１８３～１８５の会合参加費用について

山下議員の上記各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合によって，その規模や参加人数，場所，各会合の目的及び内容等は，それぞれ異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号７及び９の２つの会合を除いて，一律５０００円と定額の参加費用が支払われていることからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，山下議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 山下議員番号６，８，１７，３５，３８，４０，４１，４３，４４，４６，４７，４９，５０，５３～５５，５７，６０，６３，６９，７３，８１，８２，８６～８９，９１，９４，１０１，１０５，１１６，１１７，１１９，１２０，１２４，１２７，１３６～１３８，１４１，１４３，１４４，１４７，１５４，１５７，１６２，１６６，１６７，１７３，１７５，１７７，１７９，１８２，１８６及び１８７について（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a　番号６，４３，４４，４６，４９，５０，５４，５５，７３，１０５，１１７，１２４，１２７，１３６，１４３，１５４，１６６，１７５及び１７９（主張はＡ類型）

(a) 番号６（高瀬グラウンドゴルフ部総会）の会合参加費用について

番号６の会合は，たかせ天然温泉集会場で開催されたこと，同会合

は飲食（うどん懐石定食）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，高瀬グラウンドゴルフ部であり，同部の部員が同会合の参加資格を有していたことが認められる。上記に加え，一般に，県政に関する意見交換が入浴施設の集会場で行われるとは想定し難いことを踏まえると，番号６の会合は，飲食をしながら会合参加者間で懇親を深めることを主目的とする会合であったと推認される。

山下議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，上記陳述は，番号６の会合それ自体の内容について説明するものでなく，同会合の目的，意見交換の有無内容等はいずれも不明であり，上記推認を覆すに足る反証がされたとはいえない。したがって，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合の実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号６の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号４３（高瀬茶業組合総会）の会合参加費用について

番号４３の会合を主催したのは，高瀬茶業組合であり，同組合の組合員が参加資格を有していたこと，飲食を伴う会合ではなかったこと，同会合の参加費用は５０００円であったことが認められる。なお，同会合の開催場所について，山下議員は，三豊市高瀬町羽方と釈明するだけで，具体的な開催場所は不明である。

山下議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述す

る。

山下議員は，番号４３の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないが，上記団体の性格のほか，飲食を伴わないことなどを考慮すると，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有しないとまでは認められない。

よって，山下議員番号４３の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法であるとはいえない。

(c) 番号４４（香川県建設労働組合高瀬地区総会）の会合参加費用について

番号４４の会合は，飲食店で開催されたこと，同会合は，飲食（弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であること，同会合の主催者は，香川県建設労働組合高瀬地区であり，同組合の組合員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，建設労働者等の団体は，建設労働者，職人等の地位の向上を通じて地域の活性化を図っているところであり，同団体が主催する会合に議員が参加することは極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号４４の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と同会合との一体性も認められない。

よって，山下議員番号４４の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(d) 番号４６（高瀬町ペタンク協会総会）の会合参加費用について

番号４６の会合は，公民館で開催されたこと，同会合は，飲食を伴

うものではなかったこと，参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，高瀬町ペタンク協会であり，同協会の会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号４６の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないし，もとより上記会合を主催した団体の名称を踏まえても，同団体の活動が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有するとは直ちには認められない。

よって，山下議員番号４６の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(e) 番号４９（吟天館高瀬吟詠会総会）の会合参加費用について

番号４９の会合は，公民館で開催されたこと，同会合は，飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であること，同会合の主催者は吟天館高瀬吟詠会であり，同会の会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，地域住民の芸能，技芸等を核として形成された団体は，大衆文化の担い手として県民の生活を豊かにし，地域活性化に大いに寄与しているところ，このような団体の活動を活発にすべく，議員が同団体の主催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号４９の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内

容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と同会合との一体性も認められない。

よって，山下議員番号４９の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(f) 番号５０（上高瀬長寿会総会）の会合参加費用について

番号５０の会合は，公民館で開催されたこと，飲食を伴う会合ではなかったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は上高瀬長寿会であり，同会の会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，敬老を趣旨とした会合は，現在の超高齢社会において，高齢者福祉の充実を図るとともに高齢者の活力を社会に生かすためにも重要であり，議員がこのような会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号５０の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではなく，同会合の名称からして，高齢者を敬い，長寿を祝う趣旨が強い会合と推認され，議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有するとは直ちには認められない。

よって，山下議員番号５０の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(g) 番号５４（本村天満宮氏子会総会）及び番号１２４（本村自治会天満宮氏子会集会）の各会合参加費用について

番号５４の会合の名称は，「本村天満宮氏子会総会」，番号１２４の会合の名称は，「本村自治会天満宮氏子会集会」であったこと，各会合は，飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，各会合の参加費用

は５０００円であったこと，各会合の主催者は，いずれも本村天満宮氏子会であり，氏子が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，上記各会合それ自体の内容等について説明しておらず，各会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，各会合の式次第等は何ら明らかでない上，一般に，氏子とは同じ氏神を信仰し，その神社の信仰圏を形成する人々を指すことからすれば，氏子会の総会は，本村天満宮の維持管理に関する協議をする場と推認され，祭祀ないし宗教的要素が極めて強い会合であったと推認されるから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有するとは認められないし，飲食を伴う必要性があったとも認められない。

よって，山下議員番号５４及び１２４の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(h) 番号５５（たかせヨーガの会講習会・総会）の会合参加費用について

番号５５の会合の名称は，「たかせヨーガの会講習会・総会」であったこと，同会合は，飲食を伴うものではなかったこと，同会合の主催者は，たかせヨーガの会であり，同会の会員が参加資格を有していたことが認められる。なお，同会合の開催場所について，山下議員は，三豊市高瀬町上麻と釈明するだけで，具体的な開催場所は不明である。

山下議員は，地域住民の芸能，技芸等を核として形成された団体は，大衆文化の担い手として県民の生活を豊かにし，地域活性化に大いに

寄与しているところ，このような団体の活動を活発にすべく，議員が同団体の主催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号５５の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでない。そして，「講習会」という同会合の名称を踏まえると，同会合は，会合参加者で実際にヨガの練習を行う会であったと推認され，ヨガを行うことと議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間に合理的関連性があるとは認められない。

よって，山下議員番号５５の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(i) 番号７３（朝日山森林公園を守る会総会）の会合参加費用について

番号７３の会合は，飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，朝日山森林公園を守る会であり，同会の会員が参加資格を有していたことが認められる。なお，山下議員は，同会合の開催場所について，三豊市高瀬町下麻と釈明するだけで，具体的な開催場所は不明である。

山下議員は，地域住民による環境保全，自然との共生のための団体の会合に参加し，国及び地方公共団体の環境保全等の対策という県政の課題に取り組むことは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号７３の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と同会合との一体性も認められない。

よって，山下議員番号７３の会合参加費用に対する政務活動費の充

当は違法である。

(j) 番号１０５（大武連自治会意見交換会），番号１１７（宗板自治会集会），番号１６６（片上自治会総会）番号１７５（上分東自治会総会）及び番号１７９（矢之岡自治会総会）の各会合参加費用について

番号１０５，１１７，１６６，１７５及び１７９の各会合は，自治会場又は自治会館で開催されたこと，各会合は，いずれも飲食（仕出し弁当ないしオードブル）を伴うものであったこと，参加費用はいずれの会合も５０００円であること，各会合の主催者は，自治会であり，その自治会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，これらの各会合について，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，上記各会合それ自体の内容等について説明しておらず，各会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，各会合の式次第等は何ら明らかではないから，いずれも飲食と同会合との一体性は認められない。

よって，山下議員番号１０５，１１７，１６６，１７５及び１７９の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(k) 番号１２７（浪打八幡宮さぬき文化自然塾）の会合参加費用について

番号１２７の会合は，浪打八幡宮社務所で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものではなかったこと，同会合の参加費用は５０００円であること，同会合の主催者は，浪打八幡宮宮司であり，地域住民が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図

ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員の述べる上記説明は抽象的に過ぎ，上記団体の目的や活動内容は全く不明である上，番号１２７の会合それ自体の内容等については，その開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は不明であり，会合の名称や開催場所も併せるとなお一層不明というほかなく，飲食がなかったことを考え併せたとしても，直ちに議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との合理的関連性を有する会議会合としての実質を有する会合であったとは認められない。

よって，山下議員番号１２７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(1) 番号１３６（さぬき剣山信仰会総会）の会合参加費用について

番号１３６の会合は，飲食（寄せ鍋）を伴うものであったこと，同会合の主催者は，さぬき剣山信仰会であり，同会会員がその参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号１３６の会合それ自体の内容等について何ら説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は明らかではなく，会合の名称からして直ちに議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との合理的関連性を有するとは認められないし，飲食の必要性も認められない。

よって，山下議員番号１３６の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(m) 番号１４３（香川県農業経営者協会勝間地区総会）の会合参加費用について

番号１４３の会合は，ＪＡ勝間支所で開催されたこと，同会合は飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５００円であったこと，同会合の主催者は，香川県農業経営者協会であり，同協会の会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号１４３の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，いずれも飲食を伴う必要性があったとは認められない。

よって，山下議員番号１４３の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(n) 番号１５４（香川用水比地水利組合総会）の会合参加費用について

番号１５４の会合は，飲食店で開催されたこと，同会合は，飲食（仕出し弁当，オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，香川用水比地水利組合であり，同組合の組合員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述す

る。

しかし，山下議員は，番号１５４の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，いずれも飲食を伴う必要性があったとは認められない。

よって，山下議員番号１５４の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

b　番号８，４７，５３，５７，６３，６９，８１，８２，８６～８９，１３８，１６７，１７３，１７７，１８２，１８６，１８７（主張はB類型）

(a)　番号８（大水上の森を守る会夏季講習会）及び番号８１（大水上の森を守る会研修会）の各会合参加費用について

番号８及び８１の各会合は，いずれも大水上神社で開催されたこと，前者の会合の名称は，大水上の森を守る会夏季講習会，後者の会合の名称は大水上の森を守る会研修会であったこと，各会合は，飲食（仕出し弁当，オードブル）を伴うものであったこと，各会合の参加費用は５０００円であったこと，各会合を主催したのは，大水上の森を守る会であり，同会会員が参加資格を有していたことが認められる。

上記に加え，一般的な仕出し弁当やオードブルの金額として５０００円は高額であることも踏まえると，上記参加費用は，議員自身の飲食費用と同会への寄附を合わせた金額であると推認される。

山下議員は，地域住民による環境保全，自然との共生のための団体の会合に参加し，国及び地方公共団体の環境保全等の対策という県政の課題に取り組むことは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，上記陳述は抽象的に過ぎ，上記各会合それ自体の内容について説明するものでなく，各会合の目的，意見交換の有無内容等はい

ずれも不明であり，飲食を伴うことや，上記会合の名称や開催場所を考え併せても，上記推認を覆すには足りず，議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間に合理的関連性を有する会議会合としての実質を有する会合が行われたものとは直ちには認められない。

よって，山下議員番号８及び８１の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号４７（羽方協議会総会）の会合参加費用について

番号４７の会合は，羽方会館で開催されたこと，同会合は，飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，羽方協議会であり，同協議会の会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，自治会役員，企業経営者，公務員，退職公務員等地域振興に関心のある有志者がまちづくりや地域振興等を目的に構成した団体であり，そのような団体が開催する会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号４７の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と同会合との一体性は認められない。

よって，山下議員番号４７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(c) 番号５３（三豊市まちづくり推進隊高瀬総会）の会合参加費用について

番号５３の会合は，下勝間環境改善センターで開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものではなかったこと，同会合の参加費用は５０００円であること，同会合の主催者はまちづくり推進隊高瀬で，同隊

の隊員が参加資格を有していたことが認められる。

「まちづくり推進隊高瀬」という団体・組織の目的，活動内容等の同団体の基本情報は不明な部分が多く，番号５３の会合の参加者の属性，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容に不明部分は非常に多いものの，上記の名称や公共センターでの開催や飲食を伴わないことなどを総合考慮すると，上記会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有しないとまでは認められない。

よって，山下議員番号５３の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法であるとはいえない。

(d) 番号５７（三豊市建設業協会総会）の会合参加費用について

番号５７の会合は，飲食（会食懐石料理）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，三豊市建設業協会であり，同協会の協会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，建設業者は，地域の生活・産業基盤の整備，健全快適な県土づくりのため，公共事業及び民間事業を遂行しているところであり，建設業の健全な発展を促進することは重要な課題であるから，建設業者の組織する団体が主催する会合に議員が参加することは極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号５７の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と同会合との一体性は認められない。

よって，山下議員番号５７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(e) 番号６３（野津午自治会新年度集会）の会合参加費用について

番号６３の会合は，自治会館で開催されたこと，同会合は飲食（仕出し弁当・オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，野津午自治会であり，その自治会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号６３の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と同会合との一体性は認められない。

よって，山下議員番号６３の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(f) 番号６９（オイスカ三豊推進協議会総会）の会合参加費用について

番号６９の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食（オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は６０００円であったこと，同会合の主催者は，オイスカ三豊推進協議会であり，同会の会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，同会合を主催したオイスカ三豊推進協議会について，「オイスカ」は，人々が様々な違いを乗り越えて共存し，自然と調和して生きる世界を目指して，主に，アジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を展開し，特に各国の青年が地域のリーダーとなれるよう人材育成に努める団体であり，同団体の活動の促進を図ることは，国際交流等の観点から県政の課題として重要である旨陳述する。

しかし，同団体の平素の活動内容や構成員等の当該団体の基本情報は不明である上，番号６９の会合参加者の属性，同会合の開催目的，内容等の具体的内容は何ら明らかでなく，上記会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，同会合と飲食との一体性も認められない。

したがって，山下議員番号６９の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(g) 番号８２（笠田東営農組合総会）の会合参加費用について

番号８２の会合は，自治会館で開催されたこと，同会合は，飲食（仕出し弁当，オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，笠田東営農組合であり，同組合の組合員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号８２の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と同会合との一体性は認められない。

よって，山下議員番号８２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(h) 番号８６（上新名獅子若衆自治会壮青年部初会合），番号８７（西下獅子組自治会壮青年部初会合），番号８８（川東獅子組自治会壮青年部初会合）の各会合参加費用について

番号８６～８８の各会合は，いずれも自治会館で開催されたこと，各会合は，飲食（仕出し弁当，オードブル）を伴うものであったこと，各会合の参加費用は，いずれも５０００円であったこと，番号８６の主催者は，上新名獅子若衆，番号８７の主催者は，西下獅子組壮青年部，番号８８の主催者は，川東獅子組壮青年部であったことが認められる。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，上記各会合それ自体の内容等について説明しておらず，各会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではない。「初会合」という会合の名称からして，上記各会合は，壮青年部に所属する者同士の顔合わせの趣旨の強い会合であったと推認され，議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有するとは認められないし，飲食と同会合との一体性も認められない。

よって，山下議員番号８６～８８の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(i) 番号８９（矢ノ岡自治会三世代交流会）の会合参加費用について

番号８９の会合は，自治会館で開催されたこと，同会合は，飲食（バーベキュー，オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合を主催したのは，矢ノ岡自治会であり，同自治会の会員が参加資格を有していたことが認められる。そして，上記会合の名称が「三世代交流会」であることや同会合が飲食を伴っていることも踏まえれば，同会合は，飲食をしながら世代が

異なる自治会の会員同士で交流を図り，懇親を深めることを主目的とする会合であったと推認される。

山下議員は，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号８９の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，上記会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものあったとも認められないし，飲食と同会合との一体性も認められない。

よって，山下議員番号８９の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(j) 番号１３８（三豊観音寺柔道協会総会）の会合参加費用について

番号１３８の会合は，ホテルで開催されたこと，同会合は，飲食（オードブル，懐石）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，三豊観音寺柔道協会であり，同協会の協会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号１３８の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容は何ら明らかではなく，同会合が県政と合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められないし，飲食と

同会合の一体性も認められない。

よって，山下議員番号１３８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(k) 番号１６７（加茂下西自治会総会），番号１７３（黒嶋自治会総会），番号１７７（三反地自治会総会），番号１８２（北条自治会総会）及び番号１８６（井出自治会青壮年部総会）の各会合参加費用について

番号１６７，１７３，１７７，１８２及び１８６の各会合は，自治会場又は自治会館で開催されたこと，各会合は，いずれも飲食（仕出し弁当，オードブル）を伴うものであったこと，各会合の参加費用は，いずれも５０００円であったこと，各会合の主催者は，いずれも自治会であり，その自治会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，これらの各会合について，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，上記各会合それ自体の内容等について説明しておらず，各会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，各会合の式次第等は何ら明らかではないから，いずれも飲食と同会合との一体性も認められない。

よって，山下議員番号１６７，１７３，１７７，１８２及び１８６の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(l) 番号１８７（瀬丸池棒親会総会）の会合参加費用について

番号１８７の会合は，羽方会館で開催されたこと，同会合は，飲食を伴うものではなかったこと，同会合の参加費用は５０００円であること，同会合の主催者は，瀬丸池棒親会であり，同会会員が参加資格を有していたことが認められる。

山下議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，「瀬丸池棒親会」なる団体がため池の水利などと関連する活動を行うようであることがうかがわれるものの，山下議員の説明は抽象的に過ぎ，それ以上同団体の活動目的や平素の活動内容等の基本情報はもとより，番号１８７の会合それ自体の内容等について何ら説明しておらず，上記団体の活動目的と内容が不明であることと，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないことを考え併せると，飲食を伴うものでなかったとしても，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有したものであったとは認められない。

よって，山下議員番号１８７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

c　番号３５，４０，４１，９１，１１６，１３７，１４１及び１４４（主張はＣ類型）

(a)　番号３５（長畷自治会新年度懇親会）の会合参加費用について

番号３５の会合の名称は，「新年度懇親会」であること，同会合は，飲食（仕出し弁当，オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，長畷自治会であり，その自治会員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，長畷自治会員が飲食を交えながら，新年度を契機に互いの親睦を深めることを主目的とした会合であったと推認される。

山下議員は，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号３５の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証はなされていないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有したものであったとは認められない。

よって，山下議員番号３５の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号４０（大師道を歩く会新年度懇親会）の会合参加費用について

番号４０の会合の名称は，「新年度懇親会」であったこと，同会合は，飲食（仕出し弁当，郷土料理）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，大師道を歩く会という団体であり，同会の会員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，大師道を歩く会の会員が飲食を交えながら，新年度を契機に互いの親睦を深めることを主目的とした会合であったと推認される。

山下議員は，地域住民の運動等を核として形成された団体は，地域活性化に大きく寄与しているところであり，このような団体の会合に議員が参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員の説明は抽象的に過ぎ，上記団体の活動目的や活動内容といった基本情報は結局不明というほかない上，番号４０の会合それ自体の内容等については何ら説明しておらず，同会合の開催目

的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証はなされていない。したがって，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合の実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号４０の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(c) 番号４１（西下自治会獅子組新年度懇親会）の会合参加費用について

番号４１の会合は，飲食（オードブル，バーベキュー）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は，５０００円であったこと，同会合の主催者は，西下自治会獅子組連であり，その会員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，西下自治会獅子組連の会員が飲食を交えながら互いの親睦を深めることを主目的とした会合であったと推認される。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号４１の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証はなされていないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号４１の会合参加費用に対する政務活動費の充

当は違法である。

(d) 番号９１（高瀬茶業組合品評会表彰祝賀会）の会合参加費用について

番号９１の会合の名称は，「高瀬茶業組合品評会表彰祝賀会」であったこと，同会合は，飲食（コース料理）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は，５０００円であったこと，同会合の主催者は，高瀬茶業組合であり，同組合の組合員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，飲食を交えながら，品評会において優れた評価を受けた高瀬茶の生産者を表彰するとともに，その受賞を祝うことを主目的とする会合であったと推認される。

山下議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号９１の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでない上，一般に，祝賀の場で県政に関する具体的な意見交換等がなされることは想定し難いことからすれば，上記推認を覆すに足りず，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号９１の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(e) 番号１１６（鉾八幡宮秋季例大祭氏子慰労会）の会合参加費用について

番号１１６の会合の名称は，「鉾八幡宮秋季例大祭氏子慰労会」で

あること，同会合は，飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，鉾八幡宮氏子会であり，氏子が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，上記会合は，鉾八幡宮で行われた例大祭の運営等に携わった氏子達を飲食を交えながら慰労することを主目的とする会合であったと推認される。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号１１６の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，各会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証はなされていないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったものとは認められない。

よって，山下議員番号１１６の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(f) 番号１３７（駅東自治会集会懇親会），番号１４１（林自治会忘年会）及び番号１４４（山地自治会忘年会）の各会合参加費用について

番号１３７の会合は，自治会館で行われたこと，同会合は，飲食（寄せ鍋，オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は，駅東自治会であり，同自治会の会員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，駅東自治会の会員が飲食を交えながら互いの親睦を深めることを主目的とした会合であったと推認される。

また，番号１４１及び１４４の各会合の名称は，いずれも「忘年会」であること，各会合は，いずれも飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，各会合の参加費用は，いずれも５０００円であったこと，各会合の主催者は，いずれも自治会であり，各自治会の自治会員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，飲食を交えながら，各自治会の会員が互いにその年の苦労をねぎらい，親睦を深めることを主目的とした会合であったと推認される。

山下議員は，これらの会合について，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，上記各会合それ自体の内容等について説明しておらず，各会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，各会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証はなされていないから，いずれの会合も議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号１３７，１４１及び１４４の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

d　番号９４（香川県畑地帯総合土地改良事業連絡協議会総会）の会合参加費用について（主張はD類型）

番号９４の会合は，飲食店で開催されたこと，同会合は，飲食（オードブル）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は，５０００円であったこと，同会合の主催者は，香川県畑地帯総合土地改良事業連絡協議会であったことが認められる。

山下議員は，農業者の団体は，土地改良施設等の設置管理等を行い，農業の基盤を支えるとともに，農業生産を担っているから，議員が同団体が開催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号９４の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかではないから，飲食と会合との一体性も認められない。

よって，山下議員番号９４の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

e　番号１１９（西下獅子組打ち上げ懇親会）及び１２０（川東獅子組壮青年部打ち上げ懇親会）の各会合参加費用について（主張はＣ又はＤ類型）

番号１１９及び１２０の各会合の名称は，いずれも「打ち上げ懇親会」であったこと，各会合はいずれも飲食店で開催されたこと，各会合は，飲食（前者の会合は寄せ鍋，後者の会合では仕出し弁当とオードブル）を伴うものであったこと，各会合の参加費用はいずれも５０００円であったこと，各会合の主催者はいずれも自治会や獅子組などとされ，実質的には地元獅子舞主催団体であったことが認められる。これらのことからすれば，上記各会合は，参加者間で飲食をしながら懇親を深めることを主目的とする会合であったと推認される。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，上記各会合それ自体の内容等について説明しておらず，各会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，各会

合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証はなされていないから，各会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号１１９及び１２０の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

f　番号１０１（本村西東自治会敬老会）の会合参加費用について（主張はＥ類型）

番号１０１の会合の名称は，「敬老会」であること，同会合は，自治会館で開催されたこと，同会合は飲食（仕出し弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合の主催者は自治会であり，自治会の会員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，飲食をしながら高齢者の長寿を祝うとともに，親睦を図ることを主目的とする会合であったと推認される。

山下議員は，敬老を趣旨とした会合は，現在の超高齢社会において，高齢者福祉の充実を図るとともに高齢者の活力を社会に生かすためにも重要であり，議員がこのような会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，番号１０１の会合それ自体の内容等について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証はなされていないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号１０１の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

g　番号１７（諶之丞まつり），６０（二ノ宮ふる里まつり）及び１５７（白坂自治会百手豊穣記念祭）の会合参加費用について（主張はＦ類型）

番号１７，６０及び１５７の各会合は，いずれも祭りであったことが認められるところ，一般に地域の祭りの場で県政に関する具体的な意見交換等がなされることは想定し難い。

山下議員は，地域の伝統的・民俗的・文化的な行事の維持継続を図ることは，文化的にも地域振興としても県政の課題として重要であるから，そのような行事を中心とする会合に参加することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，山下議員は，上記各会合それ自体の内容等について説明しておらず，各会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，各会合の式次第等は何ら明らかではなく，上記各会合の名称からして，いずれも議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとも認められない。

よって，山下議員番号１７，６０及び１５７の各会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

h　番号３８及び１４７（主張はＧ類型）

(a)　番号３８（高瀬町カラオケ同好会総会・発表会）の会合参加費用について

番号３８の会合の名称は，「カラオケ同好会総会・発表会」であることからすれば，同会合は，カラオケ愛好家が集まって，歌を歌うことを主目的とする，趣味としての性格が強い会合であったと推認される。

山下議員は，地域住民の芸能，技芸，園芸，趣味，健康法等を核として形成された団体は，大衆文化の担い手として県民の生活を豊かにし，地域活性化に大いに寄与しているところ，このような団体の活動

を活発にすべく，議員が同団体の主催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同陳述は抽象的に過ぎ，山下議員は，番号３８の会合それ自体の内容については説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証がなされたとは認められないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号３８の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(b) 番号１４７（高瀬吟詠会新年吟詠奉納会）の会合参加費用について

番号１４７の会合の名称が，「新年吟詠奉納会」であったこと，同会合は飲食を伴うものであったことからすれば，同会合は，新年を機に，参加者間で吟詠を披露し，飲食を共にしながら参加者間での交流を図る会であったと推認され，県政に関連する意見交換等が行われるとは通常想定し難い。

山下議員は，地域住民の芸能，技芸，園芸，趣味，健康法等を核として形成された団体は，大衆文化の担い手として県民の生活を豊かにし，地域活性化に大いに寄与しているところ，このような団体の活動を活発にすべく，議員が同団体の主催する会合に参加することは，極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同陳述は抽象的に過ぎ，山下議員は，番号１４７の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証がなされたとは認められないから，同会合

が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号１４７の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

i　番号１６２（樫谷自治会地鎮祭）の会合参加費用について（主張はＩ類型）

番号１６２の会合の名称が「地鎮祭」であること，同会合の主催者が樫自治会であることからすれば，同会合は，何らかの工事を開始するに当たって自治会が主催した，神を祀り，工事の無事を祈ることを主目的とする会合と推認されるところ，かかる習俗的な儀式において，県政に関する意見交換が行われるとは想定し難い。

山下議員は，各地域の自治会は，地域振興の要であるから，自治会の総会等に出席し，自身の活動実績等を報告し，会合参加者との懇談を通じて県民の意思を把握することは，政務活動として極めて有意義である旨陳述する。

しかし，同陳述は抽象的に過ぎ，山下議員は，番号１６２の会合それ自体の内容について説明しておらず，同会合の開催目的，意見交換の有無内容等の具体的内容，同会合の式次第等は何ら明らかでなく，上記推認を覆すに足る反証がなされたとは認められないから，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

よって，山下議員番号１６２の会合参加費用に対する政務活動費の充当は違法である。

(ウ)　したがって，山下議員番号６～１８７の各会合参加費用合計９０万２０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ネ　山田議員

(ア)　認定事実

証拠（甲モ３の１～５の１，モ７の１～８，モ１１～２９，モ３１～３６，モ３８，丙４０，４１）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

山田議員は，同議員番号３～７，１０～１２，１５～３３，３５～４０，４２の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に飲食の内容が記載されている会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，山田議員は，番号５の会合を除く全ての会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

山田議員は，同議員番号３～７，１０～１２，１５～３３，３５～４０，４２の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として支出した。同議員は，これら各会合の参加に際して，会費を要したと釈明する一方で，主催者側から会費の支払を求められたことはない。

なお，山田議員は，上記各会合において，同議員以外の会合参加者において参加費用を負担していたか否かについては，不明（同議員は，「不明」と釈明するほか，「年会費を集めている」，「会員から集めている」旨釈明するが，集金されたそれらの費用が，当該会合にどのように充てられ，同議員以外の参加者の参加費用がどのように処理されていたのかは不明である。）であるか，釈明していない。しかし，各会合主催者から同議員に対し，決められた会合参加費用の負担を求められることはなく，自分自身で見積もった金額を参加費用として支払っており，その金額は，番号１９（５００円）及び２４（９０００円）を除いて，５０００円又は１万円であった。

(イ)　山田議員番号３～７，１０～１２，１５～３３，３５～４０及び４２の

各会合参加費用について

山田議員番号３～７，１０～１２，１５～３３，３５～４０及び４２の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，各会合によって，その規模，参加人数，場所，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号１９及び２４の２つの会合を除いて，５０００円又は１万円と２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，山田議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，山田議員番号３～７，１０～１２，１５～３３，３５～４０及び４２の各会合参加費用合計２０万９５００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ノ 竹本議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ト２３～１２２，丁８）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

竹本議員は，同議員番号２３～５４，５８～７０，７４～９９，１０３～１１２及び１１６～１２２の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会

合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄に「○」を付記又は飲食の内容が記載されている会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，竹本議員は，その全ての会合の際に，他の参加者とともに飲食に参加した。

竹本議員は，同議員番号２３～５４，５８～７０，７４～９９，１０３～１１２及び１１６～１２２の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として支出した。

なお，「議員以外の参加費用の有無」欄に「○」を付記した会合以外の会合において，同議員以外の会合参加者が参加費用を負担していたか否かについては，不明と釈明し，あるいは，釈明に回答していない。しかし，各会合主催者から同議員に対し，決められた会合参加費用の負担を求められることはなかったため，同議員は，自分自身で見積もった金額を参加費用として支払っており，その金額は，５０００円又は１万円であった。

(イ) 竹本議員番号２３～５４，５８～６１，６３～７０，７４～９９，１０３～１１１及び１１６～１２２の会合参加費用について

竹本議員番号２３～５４，５８～６１，６３～７０，７４～９９，１０３～１１１及び１１６～１２２の各会合において，同議員以外の会合参加者が同議員と同額の会合参加費用を負担していたか否か不明であることからすれば，同議員以外の各会合参加者に対して同議員と同額の会費の支払が求められていたとは認められず，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これら各会合の日時，場所，各会合の主催者，各会合の目的及び内容等は，いずれも異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，５０００円又は１万円の２通りしかないことからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたと

も到底認められない。

よって，竹本議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) 同議員番号６２及び１１２（議員以外の参加者も議員と同額の参加費用を負担していた会合）

a 番号６２（香川県森林協会後援会）の会合参加費用について（主張はA類型）

番号６２の会合の名称は，「後援会」であること，同会合は飲食（弁当）を伴うものであったこと，同会合の参加費用は５０００円であったこと，同会合に係る領収証（甲ト６２）の但書には，「平成２５年度森林協会主催懇親会参加費」と印字されていたこと，同会合の主催者は，香川県森林協会であり，県議会林活議連メンバー及び森林協会会員が参加資格を有していたことが認められる。これらのことからすれば，同会合は，香川県森林協会会員及び県議会林活議連メンバーとの間で，飲食を共にしながら懇親を深めることを主目的とする会合と推認される。

そして，竹本議員は，上記会合を主催した香川県森林協会という団体の目的，活動内容及び構成員等の当該団体の基本情報や番号６２の会合それ自体の具体的内容について何ら説明していないから，上記推認を覆すに足る反証がなされたとはいえない。よって，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

したがって，竹本議員番号６２の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

b 番号１１２（中日友好協会訪日団歓迎会）の会合参加費用について（主張はD類型）

番号１１２の会合の名称は，「中日友好協会訪日団歓迎会」であること，同会合は飲食店で開催され，飲食を伴う会合であったこと，同会合の参加費用は１万円であったこと，同会合に係る領収書（甲ト１１２）の但書には，「中日友好協会代表団歓迎会費として」と印字されていたこと，同会合の主催者は，香川県日中友好協会であり，その会員が参加資格を有していたことが認められる。上記会合の名称からして，同会合は，酒食を交えながら中日友好協会訪日団を歓迎することを主目的とする会合であったと推認される。

そして，竹本議員は，上記会合を主催した香川県日中友好協会という団体の目的，活動内容及び構成員等の当該団体の基本情報や番号１１２の会合それ自体の具体的内容について何ら説明していないから，上記推認を覆すに足る反証がなされたとはいえない。よって，同会合が議員の行う県政に関する調査研究その他の活動との間で合理的関連性を有する会議会合としての実質を有するものであったとは認められない。

したがって，竹本議員番号１１２の会合に対する会合参加費用の支払は，本件使途基準に反し違法である。

(ウ) したがって，竹本議員番号２３～５４，５８～７０，７４～９９，１０３～１１２及び１１６～１２２の各会合参加費用合計７３万円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ハ　森議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ム４の１～１４の１１，丁７）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

森議員は，同議員番号２５～１５５の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合のうち，「会合における飲食の有無」欄

に「○」を付記又は飲食の内容が記載されている会合は，いずれも飲食を伴う会合であるところ，森議員は，「議員の飲食の有無」欄に「○」を付記した会合において，他の参加者とともに飲食に参加した。

森議員は，同議員番号２５～１５５の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも研修費として支出した。森議員は，これら各会合の参加に際して，主催者側から会費の支払を求められたことはなかった。

なお，上記各会合において，同議員以外の会合参加者において参加費用を負担していたか否かについては，不明であるか，森議員は釈明していない。しかし，各会合主催者から同議員に対し，決められた会合参加費用の負担を求められることはなく，自分自身で見積もった金額を参加費用として支払っており，その金額は，番号６５の会合（６０００円）を除き，一律５０００円であった。

(イ) 森議員番号２５～１５５の各会合参加費用について

森議員番号２５～１５５の各会合において，同議員以外の会合参加者が同議員と同額の会合参加費用を負担していたか否か不明であることからすれば，同議員以外の各会合参加者が同議員と同額の会合参加費用を負担していたとは認められず，これら各会合に参加するために，参加費用の支払が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，各会合の規模や参加人数場所，各会合の目的及び内容等はそれぞれ異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号６５の会合を除き，一律５０００円と定額の参加費用が支払われていることからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとは到底認められない。

よって，森議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経

費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，森議員番号２５～１５５の各会合参加費用合計６５万６０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

ヒ　西川議員

(ア) 認定事実

証拠（甲ヌ２の１～ヌ１０の２，丙３０）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

西川議員は，同議員番号２～１８の各「会合開催日時」欄記載の年月日に，各「会合開催場所」欄記載の場所において，各「会合の名称」欄記載の各会合に参加した。これら会合は，飲食を伴うものではなかったか，西川議員が釈明をしていないため，その有無は不明である。

西川議員は，同議員番号２～１８の各会合に参加するに際し，各「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額をいずれも会議費として支出した。西川議員は，これら各会合の参加に際して，主催者側から会費の支払を求められたことはなかった。

なお，西川議員は，上記各会合において，同議員以外の会合参加者において参加費用を負担していたか否かについて何ら釈明していないが，各会合主催者から同議員に対し，決められた会合参加費用の負担を求められることはなく，自分自身で見積もった金額を参加費用として支払っており，その金額は，番号２の会合（５０００円）を除き，一律１万円であった。

(イ) 西川議員番号２～１８の各会合参加費用について

西川議員番号２～１８の各会合において，同議員以外の各会合参加者に対して会費の支払が求められていたとは認められないこと，同議員自身，各会合の主催者側から会費の支払を求められることはなかった旨陳述していることからすれば，これら各会合に参加するために，参加費用の支払

が義務付けられていたとはいえないから，これら各会合の参加費用が経費であるとは認められない。加えて，これらは，会合によって，その規模，参加人数，場所，各会合の目的及び内容等がそれぞれ異なるであろうにもかかわらず，その参加費用としては，番号２の会合（５０００円）を除き，１万円と定額かつ高額の参加費用が支払われていることからすれば，同議員において，各会合の規模や内容等に応じた参加費用を適切に見積もった上で会合参加費用が支払われていたとも到底認められない。

よって，西川議員がこれら会合の主催者に対して支払った費用について経費とみることはできないから，これらに対する政務活動費の充当は本件使途基準に反しているといえ，違法である。

(ウ) したがって，西川議員番号２～１８の各会合参加費用合計１６万５０００円への政務活動費の充当は，本件使途基準に反し，違法である。

5　まとめ

(1) 返還を求める金額の計算

ア　上記4(3)，(4)で認定したところによれば，補助参加人番号１につき前記４(4)ア，番号２につき同イ，番号３につき同ウ，番号４につき同エ，番号５につき前記4(3)ア，(4)オ，番号７につき前記4(4)カ，番号８につき同キ，番号９につき同ク，番号１０につき同ケ，番号１１につき同コ，番号１２につき同サ，番号１３につき同シ，番号１４につき同ス，番号１６につき同セ，番号１７につき前記4(3)イ，(4)ソ，番号１８につき前記4(3)ウ，(4)タ，番号１９につき前記(4)チ，番号２０につき同ツ，番号２１につき前記4(3)エ，(4)テ，番号２２につき前記4(4)ト，番号２３につき前記4(3)オ，(4)ナ，番号２４につき前記4(4)ニ，番号２５につき同ヌ，番号２６につき前記4(3)カ，(4)ネ，番号２９につき前記4(4)ノ，番号３１につき同ハ，番号３２につき同ヒに，それぞれ記載のとおりの違法な支出があったものというべきである。これらの金額を集計すると，各議員の違法な支出額は，別紙２のうち「認容額計算

表」の「補助参加人番号」欄（但し，番号６，１５，２７，２８，３０以外）に対応する各Ａ（違法支出認定額）欄記載のとおりとなる。

イ　ところで，収支報告書による報告に係る政務活動費等の支出において，実際には存在しない支出又は使途基準に適合しない支出が計上されていた場合でも，収支報告書上の支出総額からこれらを控除した額が政務活動費の交付額を下回ることとならない場合には，当該政務活動費の交付を受けた議員は不当利得返還義務を負わない（最高裁判所平成３０年１１月１６日第二小法廷判決・民集７２巻６号９９３頁）が，反対に，収支報告書上の支出総額からこれらを控除した額が政務活動費の交付額を下回ることとなる場合には，下回った差額分については不当利得返還義務を負うことになるから，支出した政務活動費総額から使途基準に適合しない金額（すなわち違法支出認定額）を控除した金額と交付額の差額については，本来交付に係る政務活動費により填補されるべき金額でなかったものとして，被告から議員に対する不当利得を求め得る金額となることになる。

ウ　各議員らの総支出額は，別紙２の２枚目の「認容額計算表」の各Ｂ（支出した政務活動費総額）欄記載のとおりであり（なお，同欄は，前記前提事実(2)ウ(イ)のとおり，各議員らのうち収支報告後に返還した別紙６「平成２５年度政務活動費収支一覧表」の「修正の有無」欄に「有」とある９名〔同表番号欄２，５，７，９，１７，１８，２０，２３，２４〕については返還後の金額である「修正後の総支出額（円）」欄記載金額，収支報告書上残余があるとして返還した１名〔同表番号欄２１〕を含む「修正の有無」欄に「無」とある２３名については修正前の総支出額と同じ金額である。），上記イのとおり，これが交付額３６０万円を下回る場合は，別紙２の２枚目の「認容額計算表」のＡ（違法支出認定額）欄記載金額がそのまま認容額となるが，３６０万円を上回る場合は，それぞれ，Ａ（違法支出認定額）欄記載金額からＢ（支出した政務活動費総額）欄記載金額を控除し，Ｃ（政務活動費交付額）

欄記載金額を加算して得た額が認容額となる（その結果は同表Ｄ（認容額）欄）。

エ　以上によれば，別紙２の１枚目の「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」中の「補助参加人番号」欄１～４，７～１４，１６，１８～２１，２３～２６，３１，３２の各補助参加人は，それぞれ，対応する同別紙の「認容額（円）」欄記載の金額の不当利得返還義務を香川県に負っており，被告は上記補助参加人らにこれらを請求すべきこととなる。

(2)　附帯請求について

なお，原告は，平成２５年度の政務活動費収支報告書の提出期限翌日以降の法定利息ないし遅延損害金も併せて被告に返還されるべきとの前提で，上記提出期限（平成２６年４月３０日。本件条例８条１項）の翌日である同年５月１日以降返還金額に対する年５分の金員の返還請求も行うところ，香川県監査委員が本件各支出を適法と判断したことを踏まえると，民法７０４条にいう悪意受益者とは直ちには認め難い。また，各議員らの負うべき不当利得返還債務は，その返還について条例上履行期限の定めもないことなども併せると期限の定めのない債務であると解されるところ，被告が本訴において上記各議員の不当利得返還請求債務の存在を否認していることを踏まえると，被告が本訴でした上記各議員に対する訴訟告知をもって請求をしたとも認め難い。以上によれば，原告の法定利息ないし遅延損害金に係る請求も理由がない。

第４　結論

よって，原告の請求は，被告に対し，別紙２の１枚目の「請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表」中の「補助参加人番号」欄１～４，７～１４，１６，１８～２１，２３～２６，３１，３２の各補助参加人に対し，対応する各「認容額（円）」欄記載の金額について，それぞれ香川県に支払うよう請求することを求める限度で理由があるからこれを認容し，その余はいずれも理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決する。

高松地方裁判所民事部

裁判長裁判官　　天　野　智　子

裁判官　　深　見　菜有子

裁判官三好瑛理華は，転補のため，署名押印することができない。

裁判長裁判官　　天　野　智　子

（別紙１）

当事者目録

高松市

原　　告

同訴訟代理人弁護士　　光　成　卓　明

高松市番町４丁目１番１０号

被　　告　　香川県知事浜田恵造

同訴訟代理人弁護士　　宮　崎　浩　二

同指定代理人　　瀧　本　浩　司

同　　西　山　哲　矢

同　　浅　野　浩　司

同　　加　門　誠　司

高松市

被告補助参加人　　綾　田　福　雄

（以下「綾田議員」という。）

香川県丸亀市

同　　新　井　由　泰

（以下「新井議員」という。）

香川県坂出市

同　　有　福　哲　二

（以下「有福議員」という。）

香川県観音寺市

同　　石　川　豊

（以下「石川議員」という。）

香川県仲多度郡琴平町

同　　氏　家　孝　志

（以下「氏家議員」という。）

高松市香西本町

同　　大　山　一　郎

（以下「大山議員」という。）

香川県坂出市

同　　尾　崎　道　廣

（以下「尾崎議員」という。）

香川県丸亀市

同　　香　川　芳　文

（以下「香川議員」という。）

香川県小豆郡小豆島町

同　　黒　島　　啓

（以下「黒島議員」という。）

香川県仲多度郡まんのう町

同　　五所野尾　恭　一

（以下「五所野尾議員」という。）

香川県三豊市

同　　斉　藤　勝　範

（以下「斉藤議員」という。）

香川県観音寺市

同　　佐　伯　明　浩

（以下「佐伯議員」という。）

高松市

同　　白　井　昌　幸

（以下「白井議員」という。）

香川県さぬき市

同　　十　河　　直

（以下「十河議員」という。）

高松市

同　　高　木　英　一

（以下「高木議員」という。）

香川県観音寺市

同　　高　城　宗　幸

（以下「高城議員」という。）

香川県小豆郡土庄町

同　　谷　久　浩　一

（以下「谷久議員」という。）

香川県善通寺市

同　　辻　村　　修

（以下「辻村議員」という。）

香川県仲多度郡多度津町

同　　新　田　耕　造

（以下「新田議員」という。）

香川県東かがわ市

同　　花　崎　光　弘

（以下「花崎議員」という。）

高松市

同　　平　木　　享

（以下「平木議員」という。）

香川県木田郡三木町

同　　松　原　哲　也

（以下「松原議員」という。）

高松市

同　　松　本　公　継

（以下「松本議員」という。）

高松市

同　　宮　本　欣　貞

（以下「宮本議員」という。）

香川県三豊市

同　　山　下　昭　史

（以下「山下議員」という。）

香川県丸亀市

同　　山　田　正　芳

（以下「山田議員」という。）

香川県坂出市

同　　西　川　昭　吾

（以下「西川議員」といい，以下上記２７名を併せて「補助参加人綾田ら」という。）

上記２７名訴訟代理人弁護士　田　代　　健

同　　菊　池　昌　晴

香川県東かがわ市

同　　砂　川　　保

（以下「砂川議員」という。）

香川県善通寺市

同　　高　田　良　徳

（以下「高田議員」という。）

高松市

同　　竹　本　敏　信

（以下「竹本議員」という。）

香川県丸亀市

同　　米　田　晴　彦

（以下「米田議員」という。）

香川県三豊市

同　　森　　裕　行

（以下「森議員」といい，以下上記５名を併せて「補助参加人砂川ら」という。）

上記５名訴訟代理人弁護士　吉　田　明　央

同　　前　原　雅　也

以上

（別紙２）

【請求額・認容額・訴訟費用負担割合一覧表】

補助参加人番号	議員	請求金額（円）	認容額（円）	訴訟費用負担割合
1	綾田福雄	780,547	250,547	3 ／ 10
2	新井由泰	954,000	64,000	3 ／ 50
3	有福哲二	1,272,902	742,902	3 ／ 5
4	石川　豊	1,094,529	564,529	1 ／ 2
5	氏家孝志	702,776	0	負担なし
6	大山一郎	325,291	0	負担なし
7	尾崎道廣	1,240,689	710,689	3 ／ 5
8	香川芳文	1,527,162	877,162	3 ／ 5
9	黒島　啓	652,040	122,040	1 ／ 5
10	五所野尾恭一	657,943	7,943	1 ／ 100
11	斉藤勝範	1,211,677	681,677	3 ／ 5
12	佐伯明浩	1,448,681	818,681	3 ／ 5
13	白井昌幸	690,334	160,334	1 ／ 5
14	十河　直	1,005,535	475,535	1 ／ 2
15	高木英一	95,277	0	負担なし
16	高城宗幸	1,359,796	829,796	3 ／ 5
17	谷久浩一	682,769	0	負担なし
18	辻村　修	1,283,483	513,483	2 ／ 5
19	新田耕造	828,035	98,035	1 ／ 10
20	花崎光弘	596,995	66,995	1 ／ 10
21	平木　享	1,145,000	615,000	1 ／ 2
22	松原哲也	460,808	0	負担なし
23	松本公継	831,500	57,500	7 ／ 100
24	宮本欣貞	1,560,570	1,030,570	7 ／ 10
25	山下昭史	1,312,645	542,645	2 ／ 5
26	山田正芳	801,475	251,475	3 ／ 10
27	砂川　保	48,058	0	負担なし
28	高田良徳	317,659	0	負担なし
29	竹本敏信	247,817	0	負担なし
30	米田晴彦	398,538	0	負担なし
31	森　裕行	605,074	125,074	1 ／ 5
32	西川昭吾	330,171	135,171	2 ／ 5
		26,469,776	9,741,783	

（別紙２）

【認容額計算表】

補助参加人番号	議員	A 違法支出認定額	B 支出した政務活動費総額	C 政務活動費交付額	D 認容額
1	綾田福雄	410,000	3,759,453	3,600,000	250,547
2	新井由泰	64,000	3,557,447	3,600,000	64,000
3	有福哲二	1,090,000	3,947,098	3,600,000	742,902
4	石川　豊	576,000	3,611,471	3,600,000	564,529
5	氏家孝志	343,000	4,130,224	3,600,000	0
6	大山一郎	0	3,804,709	3,600,000	0
7	尾崎道廣	1,318,000	4,207,311	3,600,000	710,689
8	香川芳文	965,000	3,687,838	3,600,000	877,162
9	黒島　啓	167,240	3,645,200	3,600,000	122,040
10	五所野尾恭一	484,500	4,076,557	3,600,000	7,943
11	斉藤勝範	947,000	3,865,323	3,600,000	681,677
12	佐伯明浩	955,000	3,736,319	3,600,000	818,681
13	白井昌幸	651,000	4,090,666	3,600,000	160,334
14	十河　直	790,000	3,914,465	3,600,000	475,535
15	高木英一	0	4,154,723	3,600,000	0
16	高城宗幸	942,000	3,712,204	3,600,000	829,796
17	谷久浩一	260,215	3,932,446	3,600,000	0
18	辻村　修	709,000	3,795,517	3,600,000	513,483
19	新田耕造	206,000	3,707,965	3,600,000	98,035
20	花崎光弘	136,000	3,669,005	3,600,000	66,995
21	平木　享	615,000	3,426,707	3,600,000	615,000
22	松原哲也	210,000	4,039,192	3,600,000	0
23	松本公継	57,500	2,923,758	3,600,000	57,500
24	宮本欣貞	1,045,500	3,614,930	3,600,000	1,030,570
25	山下昭史	912,000	3,969,355	3,600,000	542,645
26	山田正芳	336,000	3,684,525	3,600,000	251,475
27	砂川　保	0	4,031,942	3,600,000	0
28	高田良徳	0	3,762,341	3,600,000	0
29	竹本敏信	850,000	4,642,183	3,600,000	0
30	米田晴彦	0	3,681,462	3,600,000	0
31	森　裕行	656,000	4,130,926	3,600,000	125,074
32	西川昭吾	165,000	3,629,829	3,600,000	135,171
					9,741,783

※認容額の計算について

①３６０万円＜Ｂの場合：Ｄ＝Ａ－Ｂ＋Ｃ

②３６０万円＞Ｂの場合：Ｄ＝Ａ

別 紙 3　　政務活動費マニュアル抜粋

Ⅱ　政務活動費の使途基準

1　全般的な留意事項(全国都道府県議会議長会)

項　目	内　　容	
政務活動費を充当するのに適しない例	政党活動への支出	・党大会への出席 ・県連(政党等)活動 ・政党構成員として招待された式典、会合への出席 ・政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む) ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 ・政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費
	選挙活動への支出	・衆・参議員選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成 ・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)
	後援会活動への支出	・後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・後援会活動としての報告会等の開催経費
	私的経費への支出	・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等) ・宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等) ・私的用務による観光、レクリエーション、旅行 ・親睦会、レクリエーション等への参加のための経費
按　分	議員の活動は政務活動以外に、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。 そのため特に事務所費、人件費等は、各活動の実績に応じて按分して支払う必要があるが、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考え方もある。	

2 経費毎の使途基準

(1) 調査研究費

支出費目	内　容	政務活動費の充当の可否	留　意　点
全　般			・簡潔にまとめた報告書等の作成が必要
資料印刷費	印刷製本代 資料コピー料	○ 実費	
委託費	個人・団体に調査研究を委託する経費	○ 実費	・委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成し、成果物とともに保管が必要
文書通信費	送料(郵便料等)	○ 実費	全国都道府県議会議長会の考え方(以下、【全議】) ・電子メール等紙媒体以外の通信を含む。
会　費	会派共同調査費、議員連盟会費	○ 実費	【全議】 ・団体の活動内容や目的が政務活動に適うものであることが必要
交通費	JR, 私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶料金 高速道路等利用料、駐車料金 タクシー料金 レンタカー料金	○ 実費	【全議】 ・議員派遣等公務旅行と併せて政務活動を行う場合、公務の部分と政務活動の部分が、時間、場所、経費等で重複することがないよう明確に区分することが必要 ・タクシーの利用については、利用日時、行き先、利用目的等の領収書等への添え書きが必要 ・レンタカーが他の用務にも利用される場合には、次の燃料費と同様に按分により支出
	代行料	× 充当できない	【H22.6監査委員】 ・代行運転利用は、飲酒を伴うケースと思われやすい。
	燃料費 (ガソリン代)	※年間を通じて、下記のどちらかの方法を選択 ○ガソリン代で積算する場合 ⇒按分 ○走行距離で積算する場合 ⇒1km当たり37円	・自家用車を使用した際に支出できるのは、燃料費、高速道路等利用料、駐車料金のみであり、その他の維持管理に要する経費には支出できない。 ・ガソリン代で積算する方法を選択する場合で実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を1／2以内とする。 ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。 ・走行距離で積算する方法を選択する場合は、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要 【全議】 ・使用キロ数(記録をとっておくことが必要)及び主な目的で区分する。 なお、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。

（1） 調査研究費

支出費目	内　容	政務活動費の充当の可否	留　意　点
交　通　費	日当	× 充当できない	【全議】 ・議員に対しては、交通費及び諸雑費の範囲を超え、出席の労に対する対価的なものを含むことはできない。
宿　泊　費	宿泊費	○ 実費	

(2) 研修費

支出費目	内　容	政務活動費の充当の可否	留　意　点
会場費・機材借上費（主催）	会場借上料 機材借上料	○ 実費	
講師謝金（主催）	謝金等	○ 実費	
消耗品費（主催）		○ 実費	【全議】 ・消耗品については、直接必要であると認められる経費に限定すべきである。
資料印刷費（主催）	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		
会　費（主催・参加）	会費、分担金	○ 実費	【全議】 ・議員が開催主体となる場合の会費には、共催団体等への分担金、年会費等も含む。 【全議】 ・会費として支出するのに適しない例 ① 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 （例）町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等 ③ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費 ④ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
研修参加費（参加）	負担金、参加費	○ 実費	【全議】 ・政党主催の研修会は不可
文書通信費（主催・参加）	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		
交　通　費（主催・参加）	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		
宿　泊　費（主催・参加）	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		

（3） 広聴広報費

支出費目	内　容	政務活動費の充当の可否	留　意　点
広報誌・報告書等印刷費	印刷製本代 資料コピー料	○　按分	・実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を1／2以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。 ・県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は、按分せずに 充当できる。 ・議員個人が発行する会報に要する経費については政務活動費を充当することができるが、後援会が発行する会報に要する経費については、内容に関わらず、政務活動費を充当することはできない。 【H22.6監査委員】 ・広報誌等の作成年月日、作成部数等を領収書等に添え書きしておくこと。また、広報誌等を見本として保管しておくこと。 【全議】 ・ 同じ広報誌に県政報告など政務活動の内容としての広報と後援会活動や政党活動など政務活動以外の活動が記載されている場合は、紙面の割合により按分することも考えられるが、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。 ・ホームページの作成・運営費についても同様に考えることができる。
委　託　費	広報誌やホームページ等の作成を外部委託する経費		
文書通信費	送料（郵送料等）		
交　通　費	前記の （1） 調査研究費の内容に同じ		
会場費・機材借上費	前記の （2） 研修費の内容に同じ		【全議】 ・ 会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 ・ 議会傍聴者のためのバスの借上げ料については、公職選挙法の制限（寄附の禁止）に抵触するおそれがあることから、支出できない。

(4) 要請陳情費

支出費目	内　容	政務活動費の充当の可否	留　意　点
資料印刷費	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		
文書通信費	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		
交 通 費	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		
宿 泊 費	前記の (1) 調査研究費の内容に同じ		

(5) 会議費

支出費目	内　容	政務活動費の充当の可否	留　意　点
全　般			【全議】 ・政務活動費を充当するのに適しない例 ① 飲食・会食を主目的とする各種会合 ② バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食 ③ 議員が他の団体の（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席 ④ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食 （公職選挙法第199条の2） 寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）
会場費・機材借上費（主催）	前記の （2） 研修費の内容に同じ		
講師謝金（主催）	前記の （2） 研修費の内容に同じ		
資料印刷費（主催）	前記の （1） 調査研究費の内容に同じ		
消耗品費（主催）	前記の （2） 研修費の内容に同じ		
文書通信費（主催・参加）	前記の （1） 調査研究費の内容に同じ		
交通費（主催・参加）	前記の （1） 調査研究費の内容に同じ		
宿泊費（主催・参加）	前記の （1） 調査研究費の内容に同じ		
会　費（参加）	前記の （2） 研修費の内容に同じ		【全議】 ・政党主催の国会報告会は不可

(5) 会議費

支出費目	内　容	政務活動費の充当の可否	留　意　点
食糧費 （主催）	茶菓子代	○ 実費とし、社会通念上、妥当な金額	・政務活動としての会議との一体性が必要である。 ・酒の提供は、懇親的、交際的な比重が強くなり誤解を生みやすいため、極力避けるべきである。 ・何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することができない。 （公職選挙法第139条）

別 紙 4　　政務活動費マニュアル抜粋

様式第４号

収 支 報 告 書

平成26年 4月20日

香川県議会議長 ○○ ○○ 殿

議員名　議会 太郎 (議会)

香川県議会政務活動費交付条例第８条第１項~~（第２項）~~の規定により、別紙のとおり平成25年度における政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

別紙
（その１）

平成２５年度政務活動費収支報告

年度の総額を記載する

主な支出内訳を記載し、合計額が左欄金額と一致する必要はない

印は不要

議員名　　議会　太郎

１　収支の状況

（単位：円）

経費		金額	主な内訳	
収入	政務活動費	3,600,000		
支出	調査研究費	656,325	県外調査経費（旅費、宿泊料） 共同調査（委託）費	100,160 540,000
	研修費	310,746	○○セミナー（参加費、旅費） ××講演会（会費、旅費・宿泊料） △△研究会（講師謝金、講師旅費、会場使用料等）	46,000 90,532 135,387
	広聴広報費	80,000	広報誌（印刷代、送料）	80,000
	要請陳情費	50,000	陳情経費（旅費、宿泊料）	50,000
	会議費	65,000	意見交換会（２回、会場使用料等）	65,000
	資料作成費	31,500	調査報告書（印刷代）	31,500
	資料購入費	116,452	新聞購読料（３紙） 書籍購入	108,252 8,200
	事務所費	698,425	賃借料 光熱水費	600,000 98,425
	事務費	468,125	事務機器賃借料 通信費 消耗品代	216,000 130,536 35,688
	人件費	960,000	給与等	960,000
	支出合計	3,436,573		
残余		163,427		

欄の大きさは記載内容により適宜調整する

（その２）

２　政務活動の実施状況

議員名　　**議会　太郎**

政務活動	具体的な内容
調　査　研　究	**１　共同調査** **○月○日　場所　○○（○○について、講師○○○○氏）** **○月○日　場所　○○（○○について、講師○○○○氏）** **２　県外（県内）調査** **日　　程　○月○日～○月○日** **調査場所　○○県○○市○○課、○○施設、○○町○○施設** **調査内容　○○について** **３　調査研究委託** **委 託 先　○○研究所** **委託内容　○○について**
研　　修	**研修会参加** **・危機管理フォーラムへの参加** **日　　程　○月○日** **研修場所　○○市○○会館** **・地方財政セミナーへの参加** **日　　程　○月○日** **研修場所　○○市○○ホール**
広　聴　広　報	**１　広報誌の発行** **発行年月日　○月○日、○月○日（計２回）** **発 行 部 数　各○○部** **２　ホームページの開設管理委託** **３　県政報告会** **地域住民に対する県政についての報告会** **○月○日　　○○市**
会　　議	**１　団体との意見交換会** **○月○日　　○○町**
そ　の　他	

日程、調査場所、調査内容等を記入してください。

日程、研修場所、研修内容等を記入してください。
研修内容等の資料は、各自で保管しておいてください。

内容により、この欄に記載し難い場合は、別紙を添付することも可能

１「具体的な内容」欄は、実施事業の具体的な内容を簡潔に記載してください。
２　政務活動の実施状況であるため、調査研究、研修、広聴広報、会議、その他（要請陳情）の活動についてのみ記入してください。
３　資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費は全事業にわたって使用されるため、特に記載する必要はありません。

（別紙５）

議員別支出一覧表

※留意点

・「会合開催日時」，「会合の名称」，「会合開催場所」，「参加資格」，「議員以外の参加費用の有無」，「会合における飲食の有無」及び「議員の飲食の有無」欄の各記載は，補助参加人欄ら作成の釈明書中の記載に基づき認定したものである。なお，釈明書中の記載に「不明」と回答があるものは「不明」とし，何らの釈明がなされていない部分については空欄としている。

・「支出費目」，「領収書発行者」，「領収書金額」及び「領収書日付」欄の各記載は，「甲号証」欄記載の各書証に基づき認定したものである。

・「政務活動費支出額」及び「分類」欄の各記載は，原告において違法な政務活動費支出であるとする金額及びその理由を記載したものである。

・「認容の別」欄の記載は，「○」が請求認容，「×」が請求棄却である。

・「認容額（円）」欄記載の金額は，本件使途基準に反した支出であると認めた金額である。

・「開催日時」欄及び「領収書日付」欄に各記載の月日については，４月１日～１２月３１日までが平成２５年，１月１日～３月３１日までが平成２６年の記載とし，年数の表示を省略する。

綾田福雄議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	―	―	―	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ア１	530,000	―	×	-	
2	4/1 11:30～13:30	香川県理容生活衛生同業組合高松支部総会	パールガーデン	組合員他		○		研修費	香川県理容生活衛生同業組合高松支部　支部長（黒塗り）	10,000	4/1	ア２	10,000	A	○	10,000	寄付
3	4/6 10:00～14:00	香川県陶芸クラブ総会	高松市ふれあい創作館	会員他		×		研修費	香川町陶芸クラブ代表者（黒塗り）	10,000	4/6	ア３	10,000	A	○	10,000	寄付
4	4/7 10:00～12:00	平成25年度香川町川東地区忠魂碑奉賛会	川東八幡神社	遺族会他		×		研修費	香川町川東地区忠魂碑奉賛会会長（黒塗り）	10,000	4/7	ア４	10,000	A	○	10,000	寄付
5	4/14 10:00～12:00	自衛隊父兄会高松南支部総会	塩江樺川荘	自衛隊父兄会他		×		研修費	自衛隊父兄会高松南支部代表者（黒塗り）	10,000	4/14	ア５	10,000	A	○	10,000	寄付
6	4/29 10:00～14:00	祇園座公演	香川町東谷平尾八幡神社祇園座	祇園座会員他一般		×		研修費	香川町農村歌舞伎保存会会長（黒塗り）	10,000	4/28	ア６	10,000	G	○	10,000	寄付
7	4/10 13:30～16:00	草創の会　勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会会長（黒塗り）	10,000	5/11	ア７	10,000	J	○	10,000	寄付
8								研修費	香川町浅野土地改良区理事長　上原勉	10,000	5/16	ア８	10,000	AorB	○	10,000	寄付
9								研修費	香川県理容生活衛生同業組合理事長　佐藤（黒塗り）	10,000	5/20	ア９	10,000	AorB	○	10,000	寄付
10	5/23 10:00～12:00	東谷延寿会総会	さぬき温泉	延寿会会員他		○	×	研修費	東谷延寿会代表者（黒塗り）	10,000	5/23	ア１０	10,000	A	○	10,000	寄付
11	5/23 19:30～21:00	香南ししまるスポーツクラブ総会	香南中体育館	会員		×		研修費	香南ししまるスポーツクラブ代表者（黒塗り）	10,000	5/23	ア１１	10,000	B	○	10,000	寄付
12								研修費	特定非営利活動法人香川南部手をつなぐ育成会　理事長　羽床敬三	10,000	5/27	ア１２	10,000	AorB	○	10,000	寄付
13								研修費	塩江温泉旅館飲食協同組合　理事長松岡耕（黒塗り）	10,000	5/28	ア１３	10,000	AorB	○	10,000	寄付
14	5/11 13:30～16:00	草創の会　勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会会長（黒塗り）	10,000	6/22	ア１４	10,000	J	○	10,000	寄付
15	7/1 9:30～12:00	竜王山山開き	竜王山キャンプ場	上西校区及び関係者		×		研修費	上西校区連合自治会　会長（黒塗り）	10,000	7/1	ア１５	10,000	I	○	10,000	寄付
16	6/22 13:30～16:00	草創の会　勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会会長（黒塗り）	10,000	7/13	ア１６	10,000	J	○	10,000	寄付
17	平成25年7月26日	高松地区農業士会懇談会	マツノイパレス	高松地区農業士地関係者		○	○	研修費	高松地区農業士会会長（黒塗り）	10,000	7/26	ア１７	10,000	AorB	○	10,000	寄付
18	8/4 10:00～12:00	ひょうげ祭り実行委員会	川東コミュニティセンター	会員他		×		研修費	ひょうげ祭り保存会　会長（黒塗り）	10,000	8/4	ア１８	10,000	A	○	10,000	寄付
19								研修費	東谷ちゃらちゃん祭り実行委員会事務局	10,000	8/10	ア１９	10,000	F	○	10,000	寄付
20								研修費	川東校区夏まつり実行委員会	10,000	8/24	ア２０	10,000	F	○	10,000	寄付
21	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	研修費	高松市中央商工会青年部塩江支部　支部長（黒塗り）	10,000	8/28	ア２１	10,000	M	○	10,000	寄付
22	9/8 12:00～16:00	ひょうげ祭り	集落研修センターひょうげの里	会員及び一般		×		研修費	ひょうげ祭り保存会　会長（黒塗り）	10,000	9/8	ア２２	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
23	不明	不明	不明	不明		不明	不明	研修費	香川県理容生活衛生同業組合高松支部　支部長（黒塗り）	10,000	9/9	ア２３	10,000	M	○	10,000	寄付
24								研修費	第７回「親守詩」実行委員会	10,000	9/14	ア２４	10,000	I	○	10,000	寄付
25	12/14 19:00～21:00	モラロジー研究所との懇談会	オークラホテル高松	モラロジー会員		○	○	研修費	高松モラロジー事務所　代表世話人（黒塗り）	10,000	9/14	ア２５	10,000	B	○	10,000	寄付
26	9/21 13:30～16:00	草創の会　勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会　会長（黒塗り）	10,000	9/21	ア２６	10,000	J	○	10,000	寄付
27								研修費	西嶋八兵衛顕彰会会長　綾田福雄	10,000	9/22	ア２７	10,000	AorB	○	10,000	寄付
28	10/25 13:30～16:00	草創の会　勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会　会長（黒塗り）	10,000	10/25	ア２８	10,000	J	○	10,000	寄付
29	11/23 13:30～16:00	草創の会　勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会　会長（黒塗り）	10,000	11/23	ア２９	10,000	J	○	10,000	寄付
30	不明	不明	不明	不明		不明	不明	研修費	香川県理容生活衛生同業組合高松支部　支部長（黒塗り）	10,000	12/2	ア３０	10,000	M	○	10,000	寄付
31	不明	不明	不明	不明		不明	不明	研修費	高松モラロジー事務所　代表世話人（黒塗り）	10,000	12/7	ア３１	10,000	M	○	10,000	寄付
32	1/13 9:00～15:00	香川県キンボール交流大会	高松市香川町体育館	参加選手その他関係者		×		研修費	香川県キンボールスポーツ連盟会長（黒塗り）	10,000	1/13	ア３２	10,000	H	○	10,000	寄付
33								研修費	公益社団法人香川県接骨師会会長　石原誠	10,000	1/18	ア３３	10,000	AorB	○	10,000	寄付
34								研修費	NPO法人TAG会理事長　松熊義美	10,000	1/19	ア３４	10,000	AorB	○	10,000	寄付
35	1/24 18:00～21:00	南会新春懇談会	岩崎荘	南会会員		○	○	研修費	南会会長　（黒塗り）	10,000	1/24	ア３５	10,000	C	○	10,000	寄付
36	12/28 16:00～21:00	草創の会　懇談会	岩崎荘	会員		×		研修費	草創の会会長　（黒塗り）	10,000	1/24	ア３６	10,000	B	○	10,000	寄付
37	2/22 13:30～16:00	草創の会　勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会会長　（黒塗り）	10,000	2/2	ア３７	10,000	J	○	10,000	寄付
38								研修費	立満池土地改良区　理事長　村尾昭雄	10,000	3/8	ア３８	10,000	AorB	○	10,000	寄付
39	3/9 9:00～13:00	香川町剣道大会	川東小学校体育館	高松南部地域の小中高生		×		研修費	香川町剣道指導者（黒塗り）代表　（黒塗り）	10,000	3/9	ア３９	10,000	H	○	10,000	寄付
40	3/15 13:30～16:00	草創の会勉強会	興願寺	会員		×		研修費	草創の会　会長　（黒塗り）	10,000	3/15	ア４０	10,000	J	○	10,000	寄付
41								研修費	香南開拓パイロット営農組合組合長　河田務	10,000	3/16	ア４１	10,000	AorB	○	10,000	寄付
42								研修費	高松市塩江町土地改良区　理事長　川田　史	10,000	3/29	ア４２	10,000	AorB	○	10,000	寄付
										940,000			940,000			410,000	

新井由泰議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	金額	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	平成26年2月14日	イ１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	平成25年4月15日	イ２	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	平成25年10月4日	イ３	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会地域振興議員連盟　会長　氏家孝志	60,000	平成25年4月15日	イ４	60,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会地域振興議員連盟　会長　氏家孝志	60,000	平成25年10月4日	イ５	60,000	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会伝統文化継承議員連盟　会長　松原哲也	60,000	平成25年4月15日	イ６	60,000	—	×	-	
7	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会伝統文化継承議員連盟　会長　松原哲也	60,000	平成25年10月4日	イ７	60,000	—	×	-	
8								研修費	社会福祉法人塩屋福祉会とまと園　理事長　麻田ヒデミ	10,000	8/1	イ８	10,000	AorB	○	10,000	寄付
9								研修費	特別養護老人ホームたるみ荘　園長　今田律子	10,000	8/31	イ９	10,000	AorB	○	10,000	寄付
10	9/16 17：00～19：00		丸亀市大手町市民広場	来賓	不明	×		研修費	COSミュージックフェスタ実行委員会　実行委員長	5,000	9/16	イ１０	5,000	G	○	5,000	寄付
11								研修費	丸亀市武道の祭典実行委員会　会長　筒井和雄	5,000	3/30	イ１１	5,000	AorBorH	○	5,000	寄付
12	1/28 18：00～20：00	土器町北振興協会	オオクラホテル	来賓	不明	○	×	研修費	土器町北振興協（黒塗り）	10,000	1/31	イ１２	10,000	B	○	10,000	寄付
13	1/18 18：00～19：00	城坤地区連合自治会	懐風亭	来賓	不明	○	×	研修費	城坤地区連合自治会	5,000	1/18	イ１３	5,000	D	○	5,000	寄付
14	1/25 12：00～13：00	めいりん郷土を愛する会	城北コミュニティセンター	来賓	不明	○	×	研修費	めいりん郷土を愛する会代表（黒塗り）	5,000	1/25	イ１４	5,000	A	○	5,000	寄付
15	8/22 18：00～20：00	ふれ愛の町みなみを創る会	城南コミュニティセンター	来賓	不明	○	×	研修費	ふれ愛の町みなみをつくる会　会長（黒塗り）	9,000	8/22	イ１５	9,000	B	○	9,000	寄付
16	3/16 13:30～14：30	BASALIVE	丸亀市民会館	来賓	不明	×		研修費	月下桜舞連　代表（黒塗り）	5,000	3/16	イ１６	5,000	G	○	5,000	寄付
										954,000			954,000			64,000	

有福哲二議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ウ１	530,000	—	×	-	
2	4/6 18：30～21：00	上林田、中川原、北庄司青年団合同寄合	上林田公民館	地元県議	不明	○	○	会議費	上林田獅子（黒塗り）会	10,000	4/6	ウ２－①	10,000	B	○	10,000	寄付
3								会議費	瀬居底曳網組合	10,000	4/6	ウ２－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
4	4/7 12：00～13：00	濃峰自治会総会	濃峰自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	濃峰自治会会合	5,000	4/7	ウ２－③	5,000	A	○	5,000	寄付
5	4/7 19：00～20：00	揚昭和会総会	揚自治会館	地元県議	不明	○	弁当を持ち帰る	会議費	揚昭和会	5,000	4/7	ウ２－④	5,000	B	○	5,000	寄付
6								会議費	加茂老人クラブ連合	10,000	4/7	ウ３－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
7	4/9 15：30～16：30	与島連合自治会総会	柳屋	地元県議	不明	御膳	○	会議費	与島地区連合自治会会長	10,000	4/9	ウ３－②	10,000	D	○	10,000	寄付
8	4/14 8：10～9：00	坂出ソフトボール協会名誉顧問杯 ソフトボール大会	坂出総社グランド	地元県議	不明	×		会議費	坂出市ソフトボール協会会長	5,000	4/14	ウ３－③	5,000	H	○	5,000	寄付
9	4/14 12：05～12：30	本浦自治会えびすまつり（寄合）	本浦自治会館	地元県議	不明	○	弁当を持ち帰る	会議費	本浦自治会（黒塗り）	5,000	4/14	ウ３－④	5,000	F	○	5,000	寄付
10	4/14 11：00～11：30	北浦自治会えびすまつり（寄合）	北浦自治会館	地元県議	不明	○	弁当を持ち帰る	会議費	北浦自治会会長	5,000	4/14	ウ４－①	5,000	F	○	5,000	寄付
11	4/14 11：30～12：00	西浦自治会えびすまつり（寄合）	西浦自治会館	地元県議	不明	○	弁当を持ち帰る	会議費	西浦南自治会会長	5,000	4/14	ウ４－②	5,000	F	○	5,000	寄付
12	4/14 12：05～14：00	竹浦自治会えびすまつり（寄合）	竹浦自治会館	地元県議	不明	○	弁当を持ち帰る	会議費	瀬居竹浦　三班当屋（黒塗り）	5,000	4/14	ウ４－③	5,000	F	○	5,000	寄付
13								会議費	高屋川原中屋敷公民館	5,000	4/14	ウ４－④	5,000	AorB	○	5,000	寄付
14								会議費	高屋消防団	5,000	4/20	ウ５－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
15	4/21 19：00～21：00	府中湖観光協会総会	城山温泉	地元県議	不明	折詰弁当	○	会議費	府中湖観光協会会長	10,000	4/21	ウ５－②	10,000	B	○	10,000	寄付
16								会議費	JA香川県はまかいどう松山（黒塗り）	10,000	4/22	ウ５－③	10,000	AorB	○	10,000	寄付
17	4/23 18：00～21：00	坂出市農業経営者協議会総会	坂出グランドホテル	地元県議	不明	御膳	○	会議費	坂出市農業経営者協議会会長	10,000	4/23	ウ５－④	10,000	B	○	10,000	寄付
18								会議費	加茂消防団第一部　吉田茂	5,000	4/27	ウ６－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
19								会議費	新宮老人クラブ	5,000	4/28	ウ６－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
20								会議費	打越自治会　自治会長　福田富夫	5,000	4/28	ウ６－③	5,000	AorB	○	5,000	寄付
21	5/2 17：00～18：00	香川県建設業協会建築部会及び建築事業協同組合総会	ホテルクレメント高松	県議会環境建設委員長	不明	御膳	○	会議費	香川県建設業協会建築部会	10,000	5/2	ウ７－①	10,000	B	○	10,000	寄付
22	5/9 17：30～18：30	香川県建設業協会中讃支部総会	オークラホテル丸亀	地元県議	不明	○	○	会議費	香川県建設業協会中讃支部　支部長	5,000	5/9	ウ７－②	5,000	B	○	5,000	寄付
23								会議費	宇多津町建設業協会	10,000	5/18	ウ７－③	10,000	AorB	○	10,000	寄付
24	5/18 18：00～19：00	府中若山会総会	新宮自治会館	地元県議	不明	折詰弁当	○	会議費	若山会　会計	5,000	5/18	ウ８－①	5,000	B	○	5,000	寄付
25	5/20 15：00～17：00	坂出園芸センター蔬菜部総会	坂出グランドホテル	地元県議	不明	御膳	○	会議費	香川県農業協同組合坂出園芸センター蔬菜統合部会　代表	10,000	5/20	ウ８－②	10,000	A	○	10,000	寄付
26	5/23 11：00～13：00	王越敬老会	坂出グランドホテル	地元県議	×	御膳	○	会議費	王越婦人会会長	10,000	5/23	ウ８－③	10,000	E	○	10,000	寄付
27	5/24 15：00～17：00	坂出みかん共撰場総会	坂出グランドホテル	地元県議	不明	御膳	○	会議費	坂出みかん共撰場運営委員長	10,000	5/24	ウ８－④	10,000	A	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額(円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額(円)	分類	認容の別	認容額(円)	理由
28								会議費	加茂老人クラブ	5,000	5/25	ウ９－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
29								会議費	坂出有線放送電話協会	5,000	5/25	ウ９－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
30	5/26 11：00～12：00	松山敬老会	松山小学校体育館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	松山婦人会代表	10,000	5/26	ウ９－③	10,000	E	○	10,000	寄付
31	6/2 10：00～10：30	向自治会謝日(寄合)	向自治会館	地元県議	不明	○	弁当を持ち帰る	会議費	向自治会長	5,000	6/2	ウ１０－①	5,000	F	○	5,000	寄付
32	6/5 11：00～11：30	上自治会謝日(寄合)	上自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	青海町上自治会代表	5,000	6/2	ウ１０－②	5,000	F	○	5,000	寄付
33	6/2 12：00～13：00	沙弥自治会えびすまつり（寄合）	沙弥自治会館	地元県議	×	弁当	○	会議費	（黒塗り）	5,000	6/2	ウ１０－③	5,000	F	○	5,000	寄付
34	6/2 8：00～8：30	林田連合自治会ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ大会	林田グランド	地元県議	×	×		会議費	林田連合自治会体育会(黒塗り)	5,000	6/2	ウ１０－④	5,000	H	○	5,000	寄付
35	6/9 12：00～13：00	東梶敬老会	東梶自治会館	地元県議	×	弁当	○	会議費	東梶自治会会長	5,000	6/9	ウ１１－①	5,000	E	○	5,000	寄付
36								会議費	一般社団法人香川県建設産業団体連合会会長	10,000	6/7	ウ１１－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
37								会議費	自衛隊父兄会坂出支部	5,000	6/9	ウ１１－③	5,000	AorB	○	5,000	寄付
38								会議費	一般社団法人香川県調理師会代表理事	10,000	6/9	ウ１１－④	10,000	AorB	○	10,000	寄付
39	6/14 19：00～21：00	林田連合自治会新旧会長会	東梶公民館	地元県議	×	折詰弁当	○	会議費	林田地区連合自治会　会長	5,000	6/14	ウ１２－①	5,000	B	○	5,000	寄付
40								会議費	坂出地区飲食組合理事長	10,000	6/20	ウ１２－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
41								会議費	坂出商工会議所会頭　榊　久	10,000	6/27	ウ１２－③	10,000	AorB	○	10,000	寄付
42	6/30 18：30～20：30	北獅子保存会総会	ささや	地元県議	不明	御膳	○	会議費	北下獅子保存会	10,000	6/30	ウ１３－①	10,000	D	○	10,000	寄付
43	7/21 19：00～20：00	揚昭和会寄合	オークラホテル丸亀	地元県議	不明	○	○	会議費	揚昭和会会計	5,000	7/21	ウ１３－②	5,000	B	○	5,000	寄付
44	7/26 19：00～21：00	東梶自治会役員懇談会	坂出グランドホテル	地元県議	○	○	○	会議費	東梶自治会会長	5,000	7/26	ウ１３－③	5,000	B	○	5,000	
45								会議費	沙弥海水浴場	10,000	7/15	ウ１４－①	10,000	I	○	10,000	寄付
46	7月17日	坂出園芸センター軟弱野菜部会総会	坂出グランドホテル	地元県議	不明	御膳	○	会議費	香川県農業協同組合坂出園芸センター軟弱野菜部会代表	10,000	7/17	ウ１４－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
47								会議費	加茂消防団第一部　吉田茂	5,000	7/20	ウ１４－③	5,000	AorB	○	5,000	寄付
48	7/21 18：00～19：00	西梶親子会反省会	西梶自治会館	地元県議	不明	○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	7/21	ウ１４－④	5,000	B	○	5,000	寄付
49								会議費	宇多津商工会会長水野謙	10,000	8/17	ウ１５－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
50	8/17 17：00～20：00	東梶自治会地蔵盆まつり	東梶自治会館	地元県議	不明	○	○	会議費	東梶自治会　会長	5,000	8/18	ウ１５－②	5,000	F	○	5,000	寄付
51	8/18 18：00～20：00	中央校区盆踊り大会	鉄砲町児童公園	地元県議	不明	○	○	会議費	坂出市中央地区社協会計(★黒塗り)	10,000	8/18	ウ１５－③	10,000	F	○	10,000	寄付
52	8/18 10：00～11：00	北山自治会総会	五色台国民休暇村	地元県議	×	御膳	○	会議費	北山自治会会長	5,000	8/18	ウ１５－④	5,000	A	○	5,000	寄付
53	9/1 9：00～10：00	林田町民バレーボール大会	坂出市立体育館	地元県議	×	×		会議費	林田地区連合自治会会長	5,000	9/1	ウ１６－①	5,000	H	○	5,000	寄付
54	9/7 8：00～8：30	金山野球スポーツ少年団記念交流大会	林田運動公園	地元県議	×	×	×	会議費	金山野球スポーツ少年団　代表	10,000	9/7	ウ１６－②	10,000	H	○	10,000	寄付
55	9/8 10：30～12：30	加茂敬老会	城山温泉	地元県議	×	折詰弁当	○	会議費	加茂婦人会	10,000	9/8	ウ１６－③	10,000	E	○	10,000	寄付
56	9/8 11：00～12：00	中川原子供太鼓台入魂式	総社神社	地元県議	不明	×	×	会議費	中川原太鼓台保存会　会長	5,000	9/8	ウ１６－④	5,000	I	○	5,000	寄付
57	9/8 17：00～19：00	上林田自治会荒神まつり（寄合）	上林田自治会館	地元県議	不明	○	○	会議費	上林田自治会	5,000	9/8	ウ１６－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額(円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額(円)	分類	認容の別	認容額(円)	理由
58								会議費	沙弥自治会	10,000	9/14	ウ１７－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
59								会議費	北庄司自治会	5,000	9/15	ウ１７－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
60								会議費	与島連合自治会　住谷一弘	5,000	9/15	ウ１７－③	5,000	AorB	○	5,000	寄付
61								会議費	坂出市消防団川津分団　分団長 川田昌和	10,000	9/15	ウ１７－④	10,000	AorB	○	10,000	寄付
62	9/15 10：30～11：00	北前谷自治会謝日(寄合)	北前谷自治会館	地元県議	不明	○	弁当を 持ち帰る	会議費	北前谷自治会長	5,000	9/15	ウ１７－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
63	9/15 11：30～12：00	額東自治会謝日(寄合)	額東自治会館	地元県議	不明	○	弁当を 持ち帰る	会議費	額東自治会　会長	5,000	9/15	ウ１８－①	5,000	F	○	5,000	寄付
64	9/15 11：00～11：30	南前谷自治会謝日(寄合)	南前谷自治会館	地元県議	不明	○	弁当を 持ち帰る	会議費	南前谷社日（黒塗り）	5,000	9/15	ウ１８－②	5,000	F	○	5,000	寄付
65	9/15 12：30～13：00	櫃石敬老会	櫃石小学校体育館	地元県議	×	○	弁当を 持ち帰る	会議費	櫃石自治会　会長	5,000	9/15	ウ１８－③	5,000	E	○	5,000	寄付
66	9/22 8：00～9：00	東部地区ふれあい福祉運動会	東部小学校	地元県議	×	×		会議費	東部地区社会福祉協議会　代表者	10,000	9/22	ウ１８－④	10,000	H	○	10,000	寄付
67	9/27 11：00～12：00	府中敬老会	城山温泉	地元県議	×	折詰弁当	○	会議費	府中婦人会　会長	10,000	9/27	ウ１８－⑤	10,000	E	○	10,000	寄付
68	9/28 11：30～12：30	岩黒敬老会	岩黒自治会館	地元県議	×	○	弁当を 持ち帰る	会議費	岩黒自治会　会計	5,000	9/28	ウ１９－①	5,000	E	○	5,000	寄付
69	9/29 11：00～13：00	林田敬老会	坂出グランドホテル	地元県議	×	御膳	○	会議費	林田婦人会	10,000	9/29	ウ１９－②	10,000	E	○	10,000	寄付
70								会議費	加茂老人クラブ	5,000	10/5	ウ２０－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
71	10/6 11：00～12：00	瀬居自治会合同敬老会	瀬居小学校	地元県議	×	折詰弁当	○	会議費	瀬居自治会合同敬老会　代表者	10,000	10/6	ウ２０－②	10,000	E	○	10,000	寄付
72								会議費	府中湖水のフェスティバル実行委員会	10,000	10/6	ウ２０－③	10,000	H	○	10,000	寄付
73								会議費	一般社団法人香川県調理師会 代表理事	10,000	10/7	ウ２０－④	10,000	AorB	○	10,000	寄付
74								会議費	山樋青年会	10,000	10/12	ウ２１－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
75	10/12 16：00～17：00	北下自治会青年会寄合	北下自治会館	地元県議	×	○	○	会議費	加茂町北下青年会会長	10,000	10/12	ウ２１－②	10,000	A	○	10,000	寄付
76								会議費	上林田獅子舞保存会	10,000	10/12	ウ２２－①	10,000	F	○	10,000	寄付
77	10/12 17：00～18：00	上氏部青年団寄合	氏部自治会館	地元県議	×	○	○	会議費	上氏部青年団　団長	10,000	10/12	ウ２２－②	10,000	A	○	10,000	寄付
78								会議費	西梶親子会	5,000	10/13	ウ２２－③	5,000	AorB	○	5,000	寄付
79								会議費	杉佛青年会	10,000	10/13	ウ２３－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
80	9/14 9：00～9：30	与島町民運動会	与島中学校	地元県議	×	×		会議費	与島連合自治会長	5,000	10/14	ウ２３－②	5,000	H	○	5,000	寄付
81	11/3 10：00～12：00	宇多津太鼓台祭り	宇多津町役場	地元県議	×	×		会議費	宇多津太鼓保存会　会計	10,000	11/3	ウ２４－①	10,000	F	○	10,000	寄付
82	11/3 9：00～10：00	江尻連合老人クラブ芸能大会	江尻町公民館	地元県議	×	○	弁当を 持ち帰る	会議費	江尻老人クラブ　会計	10,000	11/3	ウ２４－②	10,000	G	○	10,000	寄付
83								会議費	高屋北獅子保存会	5,000	11/3	ウ２４－③	5,000	F	○	5,000	寄付
84	11/9　6:50 ～11/10 19:30	林田連合自治会研修	林田連合自治会 名古屋研修	地元県議	不明	○	○	会議費	林田地区連合自治会　会長	10,000	11/9	ウ２５－①	10,000	L	○	10,000	寄付
85	11/9　6:50 ～11/10 19:30	林田連合自治会研修	林田連合自治会 名古屋研修	地元県議	不明	○	○	会議費	林田地区連合自治会　会長	10,000	11/10	ウ２５－②	10,000	L	○	10,000	寄付
86	11/16 20：30～21：30	東梶獅子舞保存会反省会	丸亀　甜牛	地元県議	不明	焼肉	○	会議費	東梶獅子舞保存会　会長	10,000	11/16	ウ２５－③	10,000	CorD	○	10,000	寄付
87	11/16 19：00～20：00	杉仏青年会反省会	城山温泉	地元県議	不明	御膳	○	会議費	杉仏青年会　会長	5,000	11/16	ウ２５－④	5,000	C	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
88								会議費	林田太鼓台だんじり運営委員会	5,000	11/16	ウ２５－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
89	11/23 13：00～14：00	坂出菊花同好会表彰式	坂出福祉センター	地元県議	不明	×		会議費	坂出菊花同好会　会長	10,000	11/23	ウ２６－①	10,000	I	○	10,000	寄付
90								会議費	坂出市体育指導委員OB会	10,000	11/23	ウ２６－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
91	11/24 18：00～19：00	宇多津太鼓台保存会親睦会	サンルート瀬戸大橋	地元県議	×	御膳	○	会議費	宇多津太鼓保存会　代表	10,000	11/24	ウ２６－③	10,000	C	○	10,000	寄付
92	11/27 18：30～21：30	水のフェスティバルイン府中湖　反省会	城山温泉	実行委員	×	折詰弁当	○	会議費	府中湖水のフェスティバル実行委員会　会長	10,000	11/27	ウ２７－①	10,000	C	○	10,000	寄付
93	11/30 18：30～19：30	松山スポーツ少年団忘年会	坂出プラザホテル	地元県議	不明	御膳	○	会議費	松山スポーツ少年団	10,000	11/30	ウ２７－②	10,000	C	○	10,000	寄付
94								会議費	松山高屋消防団	5,000	12/1	ウ２８－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
95	12/4 19：00～21：00	林田連合自治会反省会	東梶自治会館	地元県議	×	折詰弁当	○	会議費	林田地区連合自治会　会長	5,000	12/4	ウ２８－②	5,000	C	○	5,000	寄付
96								会議費	上林田獅子舞	5,000	12/7	ウ２８－③	5,000	F	○	5,000	寄付
97								会議費	中川原太鼓保存会　中條伸也	5,000	12/7	ウ２８－④	5,000	F	○	5,000	寄付
98								会議費	宇多津建設業協会	10,000	12/12	ウ２８－⑤	10,000	AorB	○	10,000	寄付
99								会議費	坂出商工会議所会頭	10,000	12/12	ウ２９－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
100								会議費	一般社団法人香川県調理師会代表理事	10,000	1/6	ウ２９－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
101								会議費	加茂地区連合自治会会長	10,000	1/11	ウ２９－③	10,000	AorB	○	10,000	寄付
102								会議費	松山消防団大屋富分団　会計川上浩司	5,000	1/12	ウ２９－④	5,000	AorB	○	5,000	寄付
103								会議費	林田消防団会計　松村和之	5,000	1/12	ウ２９－⑤	5,000	AorB	○	5,000	寄付
104								会議費	坂出消防府中分団　谷口和文	10,000	1/12	ウ３０－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
105								会議費	番ノ州分団2部2班班長　浅野一善	10,000	1/12	ウ３０－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
106								会議費	高屋消防団	5,000	1/12	ウ３０－③	5,000	AorB	○	5,000	寄付
107								会議費	神谷消防団　会計山本真司	5,000	1/12	ウ３０－④	5,000	AorB	○	5,000	寄付
108								会議費	加茂消防団　来田	10,000	1/12	ウ３０－⑤	10,000	AorB	○	10,000	寄付
109	1/14 15：00～16：00	与島連合自治会新年会	柳屋	地元県議	×	御膳	○	会議費	与島地区連合自治会　会長	10,000	1/14	ウ３１－①	10,000	CorD	○	10,000	寄付
110								会議費	加茂老人クラブ	10,000	1/18	ウ３１－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
111	1/18 19：00～20：00	揚昭和会新年会	瀬戸内荘	地元県議	不明	御膳	○	会議費	揚昭和会　会計	5,000	1/18	ウ３１－③	5,000	C	○	5,000	寄付
112	1/26 11：30～12：00	向自治会ももて(寄合)	向自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	青海町向自治会	5,000	1/26	ウ３１－④	5,000	F	○	5,000	寄付
113	1/26 10：30～11：00	上自治会ももて(寄合)	上自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	青海町上自治会　代表	5,000	1/26	ウ３１－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
114	1/26 11：00～11：30	中村自治会ももて(寄合)	中村自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	中村自治会　会計	5,000	1/26	ウ３２－①	5,000	F	○	5,000	寄付
115	1/26 9：00～10：00	櫃石王子神社ももて	櫃石王子神社	地元県議	×	×		会議費	櫃石王子神社　代表	5,000	1/26	ウ３２－②	5,000	F	○	5,000	寄付
116								会議費	内閣府認定公益社団法人全日本司厨士協会四国地方香川県本部	10,000	1/29	ウ３２－③	10,000	AorB	○	10,000	寄付
117	2/1	若山会新年会	新宮自治会館	地元県議	×	折詰弁当	○	会議費	若山会	5,000	2/1	ウ３３－①	5,000	C	○	5,000	寄付
118	2/2 8：00～13：00	神谷奥自治会ももて（寄合）	神谷神社社務所	地元県議	×	○	×	会議費	神谷奥自治会	5,000	2/2	ウ３３－②	5,000	F	○	5,000	寄付
119	2/2 8：00～13：00	下氏部東自治会ももて(寄合)	氏部自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	加茂下氏部東自治会（東組）	5,000	2/2	ウ３３－③	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
120	2/2 8：00～13：00	中所自治会ももて(寄合)	中所自治会館	地元県議	×	○	×	会議費	中所自治会　会長	5,000	2/2	ウ３３－④	5,000	F	○	5,000	寄付
121	2/2 8：00～13：00	下氏部自治会中組ももて(寄合)	氏部自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	加茂下氏部自治会（中組）	5,000	2/2	ウ３３－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
122	2/2 8：00～13：00	神谷第3自治会ももて(寄合)	西紋悟宅	地元県議	×	○	×	会議費	神谷第３自治会　会長	5,000	2/2	ウ３４－①	5,000	F	○	5,000	寄付
123	2/2 8：00～13：00	神谷第4自治会ももて(寄合)	神谷公民館	地元県議	×	○	×	会議費	神谷第四自治会長	5,000	2/2	ウ３４－②	5,000	F	○	5,000	寄付
124	2/2 8：00～13：00	神谷第1自治会ももて(寄合)	山下忠義宅	地元県議	×	○	×	会議費	神谷第一部落（黒塗り）	5,000	2/2	ウ３４－③	5,000	F	○	5,000	寄付
125	2/2 8：00～13：00	神谷南自治会ももて(寄合)	高尾光男宅	地元県議	×	○	×	会議費	神谷南自治会　会長	5,000	2/2	ウ３４－④	5,000	F	○	5,000	寄付
126	2/2 8：00～13：00	下氏部松ノ緑自治会総会	大林昇宅	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	加茂下氏部松ノ緑自治会	5,000	2/2	ウ３４－⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
127	2/2 8：00～13：00	下氏部西組ももて(寄合)	土居敬典宅	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	下氏部西組	5,000	2/2	ウ３５－①	5,000	F	○	5,000	寄付
128	2/2 8：00～13：00	神谷第2自治会ももて(寄合)	池田勝宅	地元県議	×	○	×	会議費	神谷奥自治会	5,000	2/2	ウ３５－②	5,000	F	○	5,000	寄付
129	2/15 17：00～20：00	瀬戸大橋駅伝優勝祝賀会	はしだ屋	地元県議	不明	○	○	会議費	林田連合自治会　体育会	5,000	2/15	ウ３５－③	5,000	CorD	○	5,000	寄付
130								会議費	松山スポーツ少年団	10,000	2/15	ウ３５－④	10,000	AorBorH	○	10,000	寄付
131	2/18 10：00～11：00	港老人会総会	五色台国民休暇村	地元県議	×	御膳	○	会議費	港老人クラブ（黒塗り）	5,000	2/18	ウ３５－⑤	5,000	E	○	5,000	寄付
132	2/23 10：00～11：00	北庄司自治会仲間づくりの会	北庄司自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	北庄司老人会　会計	5,000	2/23	ウ３６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
133	3/2 9：00～13：00	東條自治会総会	東條自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	東條自治会　会長	5,000	3/2	ウ３６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
134	3/2 9：00～13：00	弘法寺南自治会ももて(寄合)	弘法寺南自治会館	地元県議	×	○	×	会議費	弘法寺南同行　席元	5,000	3/2	ウ３６－③	5,000	F	○	5,000	寄付
135	3/2 8：00～13：00	本坊自治会ももて(寄合)	本坊自治会館	地元県議	×	○	×	会議費	本坊自治会長	5,000	3/2	ウ３６－④	5,000	F	○	5,000	寄付
136	3/2 9：00～13：00	弘法寺中自治会ももて(寄合)	弘法寺中自治会館	地元県議	×	○	×	会議費	弘法寺中自治会　会長	5,000	3/2	ウ３６－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
137								会議費	弘法寺北自治会	5,000	3/2	ウ３７－①	5,000	F	○	5,000	寄付
138	3/2 9：00～13：00	上氏部西自治会ももて(寄合)	氏部自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	上氏部西組自治会長	5,000	3/2	ウ３７－②	5,000	F	○	5,000	寄付
139	3/2 8：30～9：00	坂出市長杯綱引き大会	坂出市立体育館	地元県議	×	×		会議費	坂出市綱引連盟事務局(黒塗り)	10,000	3/2	ウ３７－③	10,000	H	○	10,000	寄付
140	3/9 18：00～20：00	中北自治会ももて(寄合)	大屋冨公民館	地元県議	×	○	×	会議費	中北自治会　会計	5,000	3/9	ウ３７－④	5,000	F	○	5,000	寄付
141	3/9 10：00～12：00	新川南自治会ももて(寄合)	北自治会館	地元県議	×	○	×	会議費	新川南自治会　自治会長	5,000	3/9	ウ３７－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
142								会議費	大屋冨谷西自治会	5,000	3/9	ウ３８－①	5,000	F	○	5,000	寄付
143	3/9 10：00～12：00	川端自治会ももて(寄合)	大屋冨公民館	地元県議	×	○	×	会議費	川端自治会　代表	5,000	3/9	ウ３８－②	5,000	F	○	5,000	寄付
144	3/9 10：00～12：00	須賀中央自治会ももて(寄合)	五色台国民休暇村	地元県議	×	○	×	会議費	松山地区須加中央自治会　会長	5,000	3/9	ウ３８－③	5,000	F	○	5,000	寄付
145								会議費	綾坂下自治会	5,000	3/9	ウ３８－④	5,000	F	○	5,000	寄付
146	3/9 10：00～12：00	須賀北自治会ももて(寄合)	坂出グランドホテル	地元県議	×	○	×	会議費	須加北自治会(黒塗り)	5,000	3/9	ウ３８－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
147	3/9 10：00～12：00	須賀南自治会ももて(寄合)	五色台国民休暇村	地元県議	×	○	×	会議費	大屋冨町須賀南自治会　会長	5,000	3/9	ウ３９－①	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
148	3/9 18：00～20：00	谷東自治会総会	谷東自治会館	地元県議	×	○	×	会議費	大屋冨谷東自治会長	5,000	3/9	ウ３９－②	5,000	B	○	5,000	寄付
149	3/9 18：00～20：00	川北自治会ももて(寄合)	北自治会館	地元県議	×	○	×	会議費	川北自治会　代表	5,000	3/9	ウ３９－③	5,000	F	○	5,000	寄付
150	3/16 9：30～13：00	額東自治会謝日(寄合)	額東自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	府中町額東自治会　会長	5,000	3/16	ウ３９－④	5,000	F	○	5,000	寄付
151								会議費	高屋下所自治会	5,000	3/16	ウ３９－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
152	3/16 9：30～13：00	蚊渕自治会ももて(寄合)	蚊渕自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	蚊渕自治会　代表	5,000	3/16	ウ４０－①	5,000	F	○	5,000	寄付
153	3/16 9：30～13：00	北前谷自治会謝日(寄合)	北前谷自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	北前谷自治会長	5,000	3/16	ウ４０－②	5,000	F	○	5,000	寄付
154								会議費	府中町新宮自治会	5,000	3/16	ウ４０－③	5,000	AorB	○	5,000	寄付
155	3/21 19：00～21：00	大屋冨自治会総会	大屋冨公民館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	大屋冨町自治会　代表	10,000	3/21	ウ４０－④	10,000	B	○	10,000	寄付
156	3/16 18：00～18：30	大屋冨中南自治会 ももて(寄合)	大屋冨公民館	地元県議	×	○	×	会議費	大屋冨中南自治会　自治会長	5,000	3/16	ウ４０－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
157	3/22 19：00～19：30	中屋敷自治会謝日(寄合)	中屋敷公民館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	中屋敷自治会会長	5,000	3/22	ウ４１－①	5,000	F	○	5,000	寄付
158								会議費	高屋川原自治会	5,000	3/23	ウ４１－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
159	3/23 10：00～11：00	沖自治会謝日(寄合)	沖自治会館	地元県議	×	○	弁当を持ち帰る	会議費	沖自治会（黒塗り）	5,000	3/24	ウ４１－③	5,000	F	○	5,000	寄付
										1,620,000			1,620,000			1,090,000	

石川豊議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	－	－	－	－	－	－	－	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	エ１	530,000	－	×	-	
2	4/1 13:00～14:30	神田川改修期成会	神田神社社務所	神田神社役員	不明	×		研修費	神田川改修期成会代表	5,000	4月1日	エ２	5,000	A	○	5,000	寄付
3	4/1 11:00～12:30	一ノ谷ペタンク同好会総会	一ノ谷総合コミュニティセンター	一の谷ペタンク同好会会員	不明	弁当 お茶	×	研修費	一ノ谷ペタンク同好会　会長	5,000	4/2	エ３	5,000	A	○	5,000	寄付
4	4/3 18:00～19:30	一ノ谷女性の会	吉岡自治会館	一の谷女性の会会員	不明	お茶		研修費	一ノ谷女性の会　代表	5,000	4月3日	エ４	5,000	B	○	5,000	寄付
5	4/5 10:00～11:30	本大老人会（春秋会）	江藤自治会館	春秋会会員	不明	弁当	×	研修費	本大老人会（春秋会会長）	5,000	4月5日	エ５	5,000	A	○	5,000	寄付
6								研修費	NPO法人ラーフ障害福祉サービス事業所やまもも　石川浩久	5,000	4月6日	エ６	5,000	AorB	○	5,000	寄付
7	4/6 18:00～19:30	吉岡太鼓台保存会	吉岡自治会館	吉岡太鼓台保存会会員	不明	× （お茶）		研修費	吉岡町太鼓台保存会代表	10,000	4月6日	エ７	10,000	B	○	10,000	寄付
8	4/7 18:00～19:30	一ノ谷スポーツクラブ総会	一ノ谷総合コミュニティセンター	一の谷スポーツクラブ会員	不明	×		研修費	一ノ谷スポーツクラブ会長	5,000	4月7日	エ８	5,000	B	○	5,000	寄付
9								研修費	里山つくも春まつり実行委員会代表　藤川行義	5,000	4月7日	エ９	5,000	F	○	5,000	寄付
10	4/8 11:00～12:30	老人花見会	吉岡神社社務所	吉岡老人会会員	不明	弁当 お茶	×	研修費	老人花見会　代表	5,000	4月8日	エ１０	5,000	C	○	5,000	寄付
11	4/13 10:30～12:00	中田井町梅月会	中田井集会場	中田井町梅月会会員	不明	弁当 お茶	×	研修費	中田井町梅月会会長	5,000	4月13日	エ１１	5,000	A	○	5,000	寄付
12	4/14 12:00～13:30	高屋神社春祭り実行委員会	高屋神社社務所	高屋神社役員	不明	弁当 お茶	×	研修費	高屋神社春祭り実行委員会主任総代	5,000	4月14日	エ１２	5,000	F	○	5,000	寄付
13	4/16 10:00～11:30	古川長寿会	古川東公民館	古川町老人会会員	不明	弁当 お茶	×	研修費	古川長寿会　会長	5,000	4月16日	エ１３	5,000	A	○	5,000	寄付
14	4/17 18:00～20:00	T.S社会問題を考える会	詫間事務所	T．S会会員	○	お茶	×	研修費	T.S.社会問題を考える会　会長	5,000	4月17日	エ１４	5,000	B	○	5,000	
15								研修費	観音寺市建設業協会　会長小畑孝一郎	5,000	4月19日	エ１５	5,000	AorB	○	5,000	寄付
16	4/20 11:00～12:30	八幡老人親睦会	八幡自治会館	八幡老人会会員	不明	弁当 お茶	×	研修費	八幡老人親睦会　会長	5,000	4月20日	エ１６	5,000	C	○	5,000	寄付
17	4/21 19:00～20:30	吉岡町総会	吉岡自治会館	吉岡町民	不明	お茶	×	研修費	吉岡町水利総代	10,000	4月21日	エ１７	10,000	B	○	10,000	寄付
18	4/26 11:00～12:30	関谷長寿会	関谷公民館	関谷老人会会員	不明	弁当 お茶	×	研修費	関谷長寿会会長	10,000	4月26日	エ１８	10,000	A	○	10,000	寄付
19								研修費	観音寺市身体障害者協会　会長高橋紀一	5,000	4/27	エ１９	5,000	AorB	○	5,000	寄付
20	4/28 12:00～13:00	大和講	神恵院寺務所	大和講会員		×		研修費	大和講観音寺中央連合支部代表	10,000	4月28日	エ２０	10,000	G	○	10,000	寄付
21	4/28 18:30～19:30	本大町水利組合	本大集会所	本大町水利関係者	不明	×		研修費	観音寺市本大町　総代	10,000	4月28日	エ２１	10,000	B	○	10,000	寄付
22	4/29 10:00～11:30	木之郷地区敬老会	木之郷公民館	木之郷地区老人会会員	不明	×		研修費	木之郷地区敬老会　会計	5,000	4月29日	エ２２	5,000	E	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
23	4/30 13：30～14：30	一ノ谷地区社会福祉協議会総会	一ノ谷コミュニティセンター	一の谷地区社会福祉協議会役員	不明	×		研修費	一ノ谷地区社会福祉協議会　会長	5,000	4月30日	エ２３	5,000	A	○	5,000	寄付
24	5/5	豊浜駅つつじ祭り	JR豊浜駅前広場	つつじ祭り役員，須賀自治会役員	不明	×		研修費	豊浜町須賀自治会長	5,000	5/5	エ２４	5,000	F	○	5,000	寄付
25	5/26 19：00～20：30	T.S会スポーツクラブ	詫間事務所	T．S会会員	不明	×		研修費	T.S.会スポーツクラブ	5,000	5/6	エ２５	5,000	B	○	5,000	寄付
26								研修費	観音寺市一谷池土地改良区　理事長長谷川清	5,000	5/7	エ２６	5,000	AorB	○	5,000	寄付
27								研修費	香川県建設業協会西讃支部　支部長	5,000	5/10	エ２７	5,000	AorB	○	5,000	寄付
28	5/12 10：30～12：00	豊浜地区長寿を祝う会	豊浜公会堂	豊浜町老人会，婦人会	不明	弁当	×	研修費	豊浜女性の会　代表	5,000	5/12	エ２８	5,000	E	○	5,000	寄付
29	5/17 19：00～20：00	上市商店街振興組合	上市コミュニティホール	上市商店街組合員	不明	オードブル	×	研修費	上市商店街振興組合（代）	5,000	5/17	エ２９	5,000	B	○	5,000	寄付
30	5/21 19：00～20：00	一ノ谷女性の会	吉岡自治会館	一ノ谷女性の会会員	不明	×		研修費	一の谷女性の会　代表	5,000	5/21	エ３０	5,000	B	○	5,000	寄付
31	5/24 19：00～20：00	一ノ谷青少年育成会	一ノ谷コミュニティセンター	一ノ谷地区各種団体役員	不明	×		研修費	一ノ谷青少年育成会　会長	5,000	5/24	エ３１	5,000	B	○	5,000	寄付
32	5/25 19：00～20：00	吉岡町太鼓台保存会	吉岡自治会館	吉岡町太鼓台保存会会員	不明	×		研修費	吉岡町太鼓台保存会　代表	10,000	5/25	エ３２	10,000	B	○	10,000	寄付
33	5/26 10：00～11：00	障害者スポーツ大会	観音寺市立総合体育館	市障害者協会会員	不明	×		研修費	観音寺市障害者協会　会長	5,000	5/26	エ３３	5,000	H	○	5,000	寄付
34	5/26	一ノ谷地区体育祭	一ノ谷小学校	一ノ谷地区住民	不明	×		研修費	観音寺市一ノ谷体育協会　会長	5,000	5/26	エ３４	5,000	H	○	5,000	寄付
35	5/29 13:00～14:00	大和講	神恵院寺務所	大和講会員	不明	×		研修費	大和講観音寺中央連合支部　代表	5,000	5月29日	エ３５	5,000	L	○	5,000	寄付
36	5/30 10:00～11:00	一ノ谷さつき友の会	一ノ谷コミュニティセンター	一ノ谷さつき友の会会員	不明	×		研修費	一ノ谷さつき友の会　会長	5,000	5月30日	エ３６	5,000	G	○	5,000	寄付
37								研修費	香川県建設労働組合西讃支部 香川県建設国保組合西讃支部 支部長高原延和	5,000	6/9	エ３７	5,000	AorB	○	5,000	寄付
38	6/11 18:30～20:00	観音寺市商店街連合会総会	晩翠	観音寺商店街連合会役員	不明	○	×	研修費	観音寺商店街連合会　会長	5,000	6月11日	エ３８	5,000	D	○	5,000	寄付
39								研修費	あじさい祭り実行委員会　会長 合田功	5,000	6/15	エ３９	5,000	F	○	5,000	寄付
40								研修費	観音寺商工会議所	5,000	6/25	エ４０	5,000	AorB	○	5,000	寄付
41								研修費	一般社団法人三豊・観音寺市医師会　会長　池田博行	5,000	6/29	エ４１	5,000	AorB	○	5,000	寄付
42	7/13 12:00～13:00	豊浜一の宮海水浴場海開き	豊浜一の宮海岸	大豊商工会青年部	不明	○	×	研修費	豊浜一の宮海岸同好会　代表	5,000	7月13日	エ４２	5,000	I	○	5,000	寄付
43								研修費	香川県建設業協会西讃支部　支部長	5,000	7/23	エ４３	5,000	AorB	○	5,000	寄付
44	8/4 8：00～9:00	レディース大会	かんぽの宿ゲートボール場	観音寺ペタンク協会女性会員	不明	×		研修費	観音寺市ペタンク協会会長	5,000	8月4日	エ４４	5,000	H	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
45	8/9 16:00～17：30	県畑地帯総合土地改良事業対策連絡協議会	はやしや	三豊観音寺畑地帯協議会役員	不明	○	×	研修費	香川県畑地帯総合土地改良事業対策連絡協議会　会長	5,000	8月9日	エ４５	5,000	D	○	5,000	寄付
46	8/24 19：00～20:30	観音寺三豊建設同友会	観音寺グランドホテル	観音寺三豊建設同友会会員	不明	○	×	研修費	観音寺三豊建設同友会会長	5,000	8月24日	エ４６	5,000	B	○	5,000	寄付
47	9/15 9:00～10：00	三豊近県剣道記念大会	三豊市総合体育館	三豊・観音寺剣道連盟役員	不明	×		研修費	三豊・観音寺剣道連盟　会長	5,000	9/14	エ４７	5,000	H	○	5,000	寄付
48	9/21 10：00～11:00	戦没者慰霊祭	国祐寺	豊浜町和田地区戦没者遺族	不明	×		研修費	観音寺市遺族連合会　和田支部代表	5,000	9月21日	エ４８	5,000	I	○	5,000	寄付
49	9/22 8：30～9：30	四国ペタンク競技大会	観音寺総合グランド	四国ペタンク協会会員	不明	×		研修費	香川県ペタンク協会会長	5,000	9月22日	エ４９	5,000	H	○	5,000	寄付
50								研修費	萩まつり実行委員会　委員長吉田隆浩	5,000	9/23	エ５０	5,000	F	○	5,000	寄付
51	9/26 8：30～9：30	一ノ谷地区敬老会	一ノ谷コミュニティセンター	一ノ谷地区社会福祉協議会役員，老人会役員	不明	×		研修費	一ノ谷地区社会福祉協議会　会長	5,000	9月26日	エ５１	5,000	E	○	5,000	寄付
52	9/29 17：00～19:00	まとい会研修会	一ノ谷消防分団屯所	一ノ谷消防分団員	不明	○	×	研修費	一ノ谷消防まとい会	5,000	9月29日	エ５２	5,000	L	○	5,000	
53	9/29 9：00～10:00	香川県健康福祉祭 ペタンク競技大会	観音寺市総合運動公園	香川県ペタンク協会役員	不明	×		研修費	香川県ペタンク協会会長	5,000	9月29日	エ５３	5,000	H	○	5,000	寄付
54	9/29 8：30～9：30	観音寺町民体育祭	有明グラウンド	観音寺町体育会役員	不明	×		研修費	観音寺町体育会　会長	5,000	9月29日	エ５４	5,000	H	○	5,000	寄付
55								研修費	豊浜まつり実行委員会会長合田久仁男	10,000	10/6	エ５５	10,000	F	○	10,000	寄付
56								研修費	柞田・木之郷秋祭り実行委員会会計合田健志	5,000	10月12日	エ５６	5,000	F	○	5,000	寄付
57	10/12 13：30～14：30	豊田地区秋祭り実行委員会壇尻の会	豊田小学校	壇尻の会役員		×		研修費	豊田地区秋祭り実行委員会壇尻の会	5,000	10月12日	エ５７	5,000	F	○	5,000	寄付
58								研修費	豊田地区秋祭り実行委員会　代表豊田敏計	5,000	10月12日	エ５８	5,000	F	○	5,000	寄付
59	10/12 13：30～14：30	常磐地区太鼓台一斉集合	常磐小学校	常盤太鼓台役員	不明	×		研修費	常磐地区自治会協議会　会長	5,000	10月12日	エ５９	5,000	F	○	5,000	寄付
60	10/13 19：00～20:00	古川下所太鼓台保存会	古川下所集会所	古川下所太鼓台役員		×		研修費	古川下所太鼓台保存会　代表	10,000	10月13日	エ６０	10,000	F	○	10,000	寄付
61	10/13 12：00～13:00	一ノ谷秋まつり	一ノ谷小学校	本大子供太鼓保存会役員	不明	×		研修費	本大子供(黒塗り）保存会　代表	5,000	10月13日	エ６１	5,000	F	○	5,000	寄付
62	10/13 12：00～13:00	中田井太鼓台保存会	一ノ谷小学校	中田井太鼓台保存会役員	不明	×		研修費	中田井太鼓台保存会	10,000	10月13日	エ６２	10,000	F	○	10,000	寄付
63	10/13 12：00～13:00	吉岡子供太鼓保存会	一ノ谷小学校	吉岡子供太鼓役員		×		研修費	吉岡子供太鼓保存会　代表	5,000	10月13日	エ６３	5,000	F	○	5,000	寄付
64	10/13 17：00～18:00	吉岡町太鼓台保存会	吉岡自治会館	吉岡町太鼓台保存会役員		×		研修費	保存会(黒塗り）　吉岡町太鼓	10,000	10月13日	エ６４	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
65								研修費	本大若連祭り実行委員長　荻田一憲	10,000	10/14	エ６５	10,000	F	○	10,000	寄付
66	10/18 10：00～11:00	社家第九号太鼓保存会	石川事務所	社家第九号太鼓保存会役員		×		研修費	社家第九號太鼓保存会	5,000	10月18日	エ６６	5,000	F	○	5,000	寄付
67	10/19 18：00～19:30	吉岡子供太鼓役員反省会	吉岡自治会館	吉岡子供太鼓役員	不明	お茶		研修費	吉岡子供太鼓実行委員会　会計	10,000	10月19日	エ６７	10,000	F	○	10,000	
68								研修費	粟井神社秋祭り実行委員会　今滝亨	5,000	10/20	エ６８	5,000	F	○	5,000	寄付
69								研修費	吉岡町太鼓台秋祭り実行委員会	10,000	10/26	エ６９	10,000	F	○	10,000	寄付
70								研修費	さぬき豊浜ちょうさ祭実行委員会会長　合田久仁男	5,000	10/28	エ７０	5,000	F	○	5,000	寄付
71								研修費	一ノ谷地区文化祭実行委員会委員長合田光富	5,000	11/17	エ７１	5,000	AorBorG	○	5,000	寄付
72								研修費	観音寺市商工会議所	5,000	11/22	エ７２	5,000	AorB	○	5,000	寄付
73	12/1 13：00～15：00	柞田，木ノ郷ナイターリーグ反省会	柞田構造改善センター	柞田，木ノ郷ソフトボール協会会員	不明	○	×	研修費	柞田木之郷ソフトボール協会会長	5,000	12/1	エ７３	5,000	C	○	5,000	寄付
74								研修費	豊田分団分団長　堀川和敬	5,000	12/1	エ７４	5,000	AorB	○	5,000	寄付
75	12/8 16：00～17：30	三豊観音寺柔道協会	観音寺グランドホテル	三豊観音寺柔道協会会員	不明	×		研修費	三豊観音寺柔道協会　会長（黒塗り）部長(黒塗り)	5,000	12/8	エ７５	5,000	A	○	5,000	寄付
76	12/12 18：30～20：30	一ノ谷自治会協議会総会	第一会館	一ノ谷地区自治会役員	不明	○	×	研修費	一ノ谷地区自治会協議会　会長	10,000	12/12	エ７６	10,000	B	○	10,000	寄付
77								研修費	社団法人みとよ青年会議所	3,000	1/1	エ７７	3,000	AorB	○	3,000	寄付
78								研修費	香川県議会中讃議員連盟　会長五所野尾恭一	5,000	1/8	エ７８	5,000	D	○	5,000	寄付
79								研修費	観音寺商工会議所	5,000	1/10	エ７９	5,000	AorB	○	5,000	寄付
80	1/12 12：30～14：30	消防一ノ谷分団出初式	第一会館	消防一ノ谷分団団員	不明	○	×	研修費	一ノ谷分団（観音寺市消防団）分団長　岩本安弘	5,000	1/12	エ８０	5,000	I	○	5,000	寄付
81	1/17 18：00～20：00	2014年新春旗開き	ホテルサンルート瀬戸大橋	坂出・綾歌ブロック連絡協議会会員	○	○	×	研修費	部落解放同盟香川支部坂出・綾歌ブロック議長　大藤正孝	8,000	1/17	エ８１	8,000	C	○	8,000	
82	1/20 16：00～18：00	香川県飲食業生活衛生同業組合新春懇談会	観音寺グランドホテル	香川県飲食業生活衛生同業組合役員	不明	○	×	研修費	香川県飲食業生活衛生同業組合理事長	5,000	1/20	エ８２	5,000	C	○	5,000	寄付
83	1/20 18：30～20：30	豊浜地区自治会協議会懇談会	浜田屋	豊浜地区自治会協議会役員	不明	○	×	研修費	豊浜地区自治会協議会　会長	5,000	1/20	エ８３	5,000	C,D	○	5,000	寄付
84	2/19 18：00～19：30	豊田女性の会	石川事務所	豊田女性の会役員		× （お茶）		研修費	豊田女性の会　代表	5,000	2/19	エ８４	5,000	B	○	5,000	寄付
85	3/9 9：00～11：00	本村自治会総会	本村公民館	本村自治会会員		×		研修費	観音寺市吉岡町本村自治会長	10,000	3/9	エ８５	10,000	A	○	10,000	寄付
86	3/15 18：30～19：30	吉岡東自治会総会	吉岡自治会館	吉岡東自治会会員		×		研修費	吉岡自治会長	10,000	3/15	エ８６	10,000	B	○	10,000	寄付
87	3/15 19：00～20：30	本大下自治会総会	本大下公民館	本大下自治会会員	不明	×		研修費	本大下自治会　会長	5,000	3/15	エ８７	5,000	B	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
88	3/16 18：00～20：00	吉岡西自治会総会	吉岡自治会館	吉岡西自治会会員	不明	×		研修費	吉岡西自治会　会計	10,000	3/16	エ８８	10,000	B	○	10,000	寄付
89	3/16 13：00～14：00	山田自治会総会	山田構造改善センター	山田自治会会員	不明	×		研修費	山田自治会　会長代行	5,000	3/16	エ８９	5,000	A	○	5,000	寄付
90	3/16 10：00～11：30	江藤地区総会	江藤自治会館	江藤自治会会員	不明	×		研修費	江藤自治会　会長	5,000	3/16	エ９０	5,000	A	○	5,000	寄付
91	3/16 19：00～20：30	本大上自治会総会	本大集会場	本大上自治会会員	不明	×		研修費	本大上自治会　会長	5,000	3/16	エ９１	5,000	B	○	5,000	寄付
92	3/16 10：00～12：00	千田自治会総会	千田公民館	千田自治会会員	不明	○	×	研修費	千田自治会　会長	5,000	3/16	エ９２	5,000	A	○	5,000	寄付
93	3/22 10：00～11：30	一ノ谷グランドゴルフ同好会総会	一ノ谷コミュニティセンター	一の谷グランドゴルフ同好会会員	不明	弁当	×	研修費	一の谷グラウンド・ゴルフ同好会　会長	5,000	3/22	エ９３	5,000	A	○	5,000	寄付
94	3/23 9：00～10：00	御永歌，大和講総会	総合コミュニティセンター	大和講会員		×		研修費	大和講　観音寺中央連合支部支部長	10,000	3/23	エ９４	10,000	L	○	10,000	寄付
95	3/24	豊浜遺族会	宗林寺	豊浜遺族会会員	不明	×		研修費	豊浜遺族会	5,000	3/24	エ９５	5,000	I	○	5,000	寄付
96	3/26	東南アジアナショナリズム研究会	合田学邸	東南アジア研究会会員		×		研修費	東南アジアナショナリズム(判読不能)	10,000	3/26	エ９６	10,000	AorBorJ	○	10,000	寄付
97	3/28 18：30～20：00	一ノ谷自治会協議会役員会	まちだ	一ノ谷自治会協議会役員会	不明	○	×	研修費	一ノ谷地区自治会協議会　会長	5,000	3/28	エ９７	5,000	D	○	5,000	寄付
										1,106,000			1,106,000			576,000	

氏家孝志議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	オ１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	4/15	オ２－①	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	10/4	オ３	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会地域振興議員連盟会長　氏家孝志	60,000	4/15	オ２－②	60,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会地域振興議員連盟会長　氏家孝志	60,000	10/4	オ４－①	60,000	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長　松原哲也	60,000	10/4	オ４－②	60,000	—	×	-	
7	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長　松原哲也	60,000	4/15	オ５	60,000	—	×	-	
8	4/6	下櫛梨自治会総会	下櫛梨自治会館	来賓	不明	×		会議費	下櫛梨自治会長	10,000	4/6	オ６－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
9	4/19 13：00～14：30	琴平にんにく部会総会	JA香川県ふれあいセンター琴平店	来賓	不明	×		会議費	琴平にんにく部会　部会長	5,000	4/19	オ６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
10	4/19 18：00～20：00	教職員歓送迎会	琴平グランドホテル紅梅亭	来賓	○	会席膳	○	会議費	象郷小学校PTA会長	6,000	4/19	オ７－①	6,000	C	○	6,000	
11								会議費	更生保護法人香川県更生保護協会　理事長綾田福雄	10,000	4/23	オ７－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
12								会議費	部落解放同盟香川縣連合會　豊明支部	5,000	4/26	オ８	5,000	AorB	○	5,000	寄付
13								会議費	櫛梨福寿会　会長	5,000	4/27	オ９－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
14								会議費	社団法人大正琴協会琴修会さぬき琴平支部　支部長豊嶋敏弘	5,000	4/28	オ９－②	5,000	AorBorG	○	5,000	寄付
15	4/29 8：00～10：00	木ノ井青年会打合せ	木ノ井集会所	会員	不明	飲み物，茶菓子		会議費	木ノ井青年会　代表	10,000	4/29	オ１０－①	10,000	A	○	10,000	寄付
16	5/1 9：30～11：00	平成25年度仲多度郡婦人団体連絡協議会総会	まんのう町満濃農村環境改善センター	来賓	不明	×		会議費	仲多度郡婦人連絡協議会　会計	5,000	5/1	オ１０－②	5,000	A	○	5,000	寄付
17	5/12 10：00～12：00	自衛隊父兄会仲多度支部総会	まんのう町満濃農村環境改善センター	来賓	不明	お弁当	×	会議費	自衛隊父兄会仲多度支部　支部長	5,000	5/12	オ１１	5,000	A	○	5,000	寄付
18								会議費	国際ソロプチミストこんぴら	5,000	5/12	オ１２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
19								会議費	香川県食生活改善推進連絡協議会	2,000	5/15	オ１２－②	2,000	K	○	2,000	寄付
20	5/17 13：30～15：00	平成25年度仲善教育会琴平支部総会	琴平町総合センター	来賓	不明	×		会議費	仲善教育会	5,000	5/17	オ１３－①	5,000	A	○	5,000	寄付
21	5/21 9：00～9：30 （開会式）	仲善ゲートボール大会	いこいの郷グランド	来賓	不明	×		会議費	琴平GB協会事務局	5,000	5/21	オ１３－②	5,000	H	○	5,000	寄付
22								会議費	まんのう町建設業協同組合　代表理事	10,000	5/29	オ１４－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
23								会議費	仲多度更生保護女性会　会長	5,000	5/29	オ１４－②	5,000	AorB.	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
24								会議費	さぬきバイカーズミーティング実行委員会　代表取締役	5,000	6/1	オ１５－①	5,000	L	○	5,000	寄付
25								会議費	国際ソロプチミストこんぴら代表者	5,000	6/4	オ１５－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
26								会議費	仲多度地区身体障害者連絡会会長	5,000	6/15	オ１６－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
27								会議費	琴平町老人クラブ連合会　会長	5,000	6/17	オ１６－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
28								会議費	香川（黒塗り）協会　会長	10,000	6/21	オ１７－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
29								会議費	琴平地区青年経営研究会　代表幹事	5,000	6/30	オ１７－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
30								会議費	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会会長小野正人	5,000	7/22	オ１８－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
31								会議費	小山の会事務局会計担当	10,000	7/26	オ１８－②	10,000	AorB	×	-	寄付
32								会議費	象郷少年野球クラブ	10,000	8/3	オ１９－①	10,000	H	○	10,000	寄付
33								会議費	まんのう町建設業協会会長白川正昭	10,000	8/7	オ１９－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
34								会議費	社会福祉法人正友会　理事長長谷川純子	5,000	8/17	オ２０－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
35								会議費	仲多度郡婦人連絡協議会	5,000	8/17	オ２０－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
36								会議費	壇那会	10,000	8/17	オ２１－①	10,000	F	○	10,000	寄付
37								会議費	社会福祉法人優真会　理事長	10,000	9/15	オ２１－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
38								会議費	煎茶茶会	5,000	9/15	オ２２－①	5,000	G	○	5,000	寄付
39								会議費	吉野地区敬老会実行委員会　委員長	5,000	9/15	オ２２－②	5,000	E	○	5,000	寄付
40								会議費	まんのう町月見の会	5,000	9/15	オ２３－①	5,000	F	○	5,000	寄付
41								会議費	琴平町営農組合　組合長	5,000	9/27	オ２３－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
42								会議費	金剛禅総本山少林寺　代表浦田武尚	5,000	10/5	オ２４－①	5,000	H	○	5,000	寄付
43								会議費	中讃建設業協同組合　代表理事	10,000	10/10	オ２４－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
44								会議費	木ノ井青年会　代表	10,000	10/20	オ２５－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
45								会議費	買田自治会　会長	5,000	10/27	オ２５－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
46								会議費	高篠地区敬老会	5,000	10/27	オ２６－①	5,000	E	○	5,000	寄付
47								会議費	琴平町文化協会　会長	5,000	10/31	オ２６－②	5,000	G	○	5,000	寄付
48								会議費	吉野公民館館長　長田玲子	5,000	11/3	オ２７－①	5,000	G	○	5,000	寄付
49								会議費	壇那会　会長	10,000	11/24	オ２８	10,000	F	○	10,000	寄付
50								会議費	照井自治会　会計	5,000	12/1	オ２９－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
51								会議費	象郷少年野球クラブ　会長	10,000	12/22	オ２９－②	10,000	H	○	10,000	寄付
52								会議費	社団法人実践倫理宏正会琴平会場事務責任者	5,000	1/1	オ３０－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
53								会議費	吉野公民館館長　長田玲子	5,000	1/13	オ３０－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
54								会議費	2014えじゃ～ない会　会長	10,000	1/25	オ３１－①	10,000	L	○	10,000	寄付
55								会議費	歌なかま百花の会	5,000	2/23	オ３１－②	5,000	G	○	5,000	寄付
56								会議費	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会会長	5,000	3/8	オ３２－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
57								会議費	極真空手中山道場	10,000	3/21	オ３２－②	10,000	H	○	10,000	寄付
58								会議費	買田自治会　会計	5,000	3/22	オ３３－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
59								会議費	琴平町少年野球合同チーム	10,000	3/22	オ３３－②	10,000	H	○	10,000	寄付
60								会議費	吉野光元自治会	5,000	3/23	オ３４－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
61								会議費	琴平町土地改良区　理事長	5,000	3/24	オ３４－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
										1,243,000			1,243,000			343,000	

大山一郎議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）
1	2/14	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	カ１	530,000
							530,000			530,000

尾崎道廣議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	キ１	530,000	—	×	-	
2	4/2 11：00～12：00	池園町長寿会総会	南部公民館	池園町自治会（65歳以上）		茶菓子	×	会議費	池園長寿会	5,000	4/2	キ２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
3	4/6 18：00～20：00	坂出市柔道協会総会	アリス	坂出市柔道協会会員		○	○	会議費	坂出市柔道協会	10,000	4/6	キ２－②	10,000	D	○	10,000	寄付
4	4/6 16：00～18：00	瀬居底曳網組合総会	坂出グランドホテル	瀬居底曳網組合組合員		○	○	会議費	瀬居底曳網組合	10,000	4/6	キ２－③	10,000	A	○	10,000	寄付
5	4/6 10：00～12：00	与島老人クラブ	与島開発総合センター	与島老人クラブメンバー		軽食	○	会議費	与島老人クラブ	5,000	4/6	キ２－④	5,000	A	○	5,000	寄付
6	4/6 11：00～12：00	与島地区社会福祉協議会本浦支部会	坂出市公民館本浦分館	与島地区本浦自治会会員		○	○	会議費	与島地区社協本浦支部	5,000	4/6	キ２－⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
7	4/7 11：00～14：00	鳥若太鼓台保存会春の親睦会	東大浜公園広場	鳥若太鼓台保存会会員		○	○	会議費	島若太鼓台	10,000	4/7	キ２－⑥	10,000	C	○	10,000	寄付
8	4/7 11：30～14：00	笠指獅子舞保存会花まつり及び親睦	福江公民館	笠指自治会会員		○	○	会議費	笠指獅子保存会　会長	10,000	4/7	キ３－①	10,000	C	○	10,000	寄付
9	4/7 16：00～18：00	坂出市ターゲット・バードゴルフ協会総会	アリス	坂出市ターゲット・バードゴルフ協会会員		○	○	会議費	坂出市ターゲットバードゴルフ協会	10,000	4/7	キ３－②	10,000	D	○	10,000	寄付
10	4/7 11：00～12：00	富士見町四丁目自治会花見の会	西山会館	富士見町四丁目自治会会員		○	○	会議費	富士見町四丁目自治会	5,000	4/7	キ３－③	5,000	C	○	5,000	寄付
11	4/7 10：00～11：00	弘法寺北自治会春の会	弘法寺北公民館	弘法寺北自治会会員		○	○	会議費	弘法寺北自治会	5,000	4/7	キ３－④	5,000	A	○	5,000	寄付
12	4/9 15：30～17：00	与島地区連合自治会総会	アリス	与島地区連合自治会各会長		○	○	会議費	与島地区連合自治会　会長　高尾義明	10,000	4/9	キ３－⑤	10,000	D	○	10,000	寄付
13	4/14 11：00～14：00	小与島春まつり	小与島公民館	小与島自治会及び小与島出身者の会		○	○	会議費	小与島自治会	10,000	4/14	キ３－⑥	10,000	F	○	10,000	寄付
14	4/14 10：00～10：30	城山団地自治会総会	城山団地集会所	城山団地自治会会員		茶菓子	○	会議費	城山団地自治会	5,000	4/14	キ４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
15	4/14 9：00～12：00	漁業関係者との懇談	西浦公民館	西浦南自治会会員		○	○	会議費	西浦南自治会	5,000	4/14	キ４－②	5,000	A	○	5,000	寄付
16	4/14 9：00～12：00	漁業関係者との懇談	北浦集会所	北浦自治会会員		○	○	会議費	北浦自治会	5,000	4/14	キ４－③	5,000	A	○	5,000	寄付
17	4/14 9：00～12：00	漁業関係者との懇談	竹浦公民館	竹浦自治会会員		○	○	会議費	瀬居竹浦３班当屋	5,000	4/14	キ４－④	5,000	A	○	5,000	寄付
18	4/14 9：00～12：00	漁業関係者との懇談	本浦公民館	本浦自治会会員		○	○	会議費	本浦自治会	5,000	4/14	キ４－⑤	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
19	4/14 9：00～12：00	漁業関係者との懇談	西浦中公民館	西浦中自治会会員		○	○	会議費	西浦中自治会	5,000	4/14	キ４－⑥	5,000	A	○	5,000	寄付
20	4/14 11：00～13：00	天満太鼓台保存会総会	大前市議会議員宅	天満太鼓台保存会会員		○	○	会議費	天満太鼓台	10,000	4/14	キ５－①	10,000	A	○	10,000	寄付
21	4/14 10：00～15：00	金山地区グループ活動発表会	金山集会所	新開金山自治会会員		×		会議費	新開金山自治会	5,000	4/14	キ５－②	5,000	G	○	5,000	寄付
22	4/20 18：00～20：00	坂出市サッカー協会総会	坂出グランドホテル	坂出市サッカー協会会員		○	○	会議費	坂出市サッカー協会	10,000	4/20	キ５－③	10,000	B	○	10,000	寄付
23	4/21 18：30～20：30	府中湖観光協会総会	城山温泉	府中湖観光協会会員		○	○	会議費	府中湖観光協会	10,000	4/21	キ５－④	10,000	B	○	10,000	寄付
24	4/21 13：00～16：00	坂出ロータリー柔道大会	坂出市民武道場	中讃柔道協会会員		×		会議費	中讃柔道協会	10,000	4/21	キ５－⑤	10,000	H	○	10,000	寄付
25	4/21 19：00～21：00	金山地区連合自治会総会	アリス	金山地区連合自治会各会長		○	○	会議費	金山地区連合自治会	10,000	4/21	キ５－⑥	10,000	D	○	10,000	寄付
26	4/25 14：10～18：30	オイスカ創立20周年記念大会	オークラホテル丸亀	オイスカ会員		○	○	会議費	公益財団法人オイスカ四国支部　会長石井淑雄	10,000	4/25	キ６－①	10,000	A	○	10,000	寄付
27	4/28 9：00～14：00	内濱春祭	八幡神社	内濱地区自治会会員		×		会議費	内濱春祭実行委員会　楠五三男	10,000	4/28	キ６－②	10,000	F	○	10,000	寄付
28	4/28 10：00～12：00	金山地区社会福祉協議会総会	金山小学校体育館	金山地区自治会会員		×		会議費	金山地区社会福祉協議会会長	5,000	4/28	キ6－③	5,000	A	○	5,000	寄付
29	5/3 16：00～18：00	香川県柔道連盟総会	オークラホテル高松	香川県柔道連盟会員		○	○	会議費	香川県柔道連盟	10,000	5/3	キ６－④	10,000	A	○	10,000	寄付
30	5/6 8：30～15：30	金山地区ソフトボール耐久大会	金山小学校運動場	金山地区自治会会員		×		会議費	金山地区体育会	5,000	5/6	キ６－⑥	5,000	H	○	5,000	寄付
31	5/8 18：30～20：30	香川県造園協会坂出支部総会	ホテルサンルート瀬戸大橋	香川県造園協会坂出支部会員		○	○	会議費	香川県造園協会坂出支部支部長森田宏和	10,000	5/8	キ７－①	10,000	B	○	10,000	寄付
32	5/9 17：30～19：00	香川県建設業協会中讃支部総会	オークラホテル丸亀	香川県建設業協会中讃支部会員		○	×	会議費	香川県建設業協会中讃支部　支部長	5,000	5/9	キ７－②	5,000	B	○	5,000	寄付
33	5/11 9：30～11：30	坂出市身体障がい者第14回福祉大会	東部小学校体育館	坂出市身体障がい者団体連合会会員		×		会議費	坂出市身体障がい者団体連合会　会長	5,000	5/11	キ７－③	5,000	A	○	5,000	寄付
34	5/12 9：30～12：00	金山地区子ども会発会式	金山小学校	江尻親睦会会員		×		会議費	江尻親睦会	5,000	5/12	キ７－④	5,000	I	○	5,000	寄付
35	5/12 10：00～11：30	与島地区社会福祉協議会第22回評議員総会	坂出市勤労福祉センター	与島地区社会福祉協議会会員		×		会議費	与島地区社会福祉協議会会長	5,000	5/12	キ７－⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
36	5/20 10：00～11：30	香川県理容組合通常総代会	サンメッセ	香川県理容業環境衛生同業組合会員		×		会議費	香川県（判読不能）理事長	10,000	5/20	キ７－⑥	10,000	A	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
37	5/20 15：00～18：00	平成24年度坂出園芸センター蔬菜統合部会総会及び反省会		坂出園芸センター蔬菜統合部会会員		○	○	会議費	香川県農業協同組合坂出園芸センター蔬菜統合部長	10,000	5/20	キ８－①	10,000	C	○	10,000	寄付
38	5/21 10：00～11：00	西部地区福祉ママの会総会	西部つどいの家	西部地区福祉ママ会員		×		会議費	西部地区福祉ママ	5,000	5/21	キ８－②	5,000	A	○	5,000	寄付
39	5/24 15：00～18：00	坂出みかん共撰場通常総会及び反省会	坂出グランドホテル	坂出みかん共撰場利用会員		○	○	会議費	坂出みかん共撰場　運営委員長	10,000	5/24	キ８－③	10,000	C	○	10,000	寄付
40	5/25 11：00～12：00	茶がゆの会	岩黒集会所	岩黒自治会会員		○	○	会議費	与島地区社協岩黒支部	5,000	5/25	キ８－④	5,000	A	○	5,000	寄付
41	5/26 9：00～13：00	津島寿一杯囲碁まつり	坂出市勤労福祉センター	囲碁愛好家		×		会議費	日本棋院香川県本部讃棋支部　沼田忍	5,000	5/26	キ８－⑤	5,000	G	○	5,000	寄付
42	5/26 13：00～16：00	金山地区町民運動会	金山小学校	金山地区自治会会員		×		会議費	金山地区社会福祉協議会会長	5,000	5/26	キ８－⑥	5,000	H	○	5,000	寄付
43	5/29 12：00～14：00	旅館組合総会	国民休暇村	坂出旅館業環境衛生同業組合会員		○	○	会議費	坂出旅館業環境衛生同業組合	10,000	5/29	キ９－①	10,000	A	○	10,000	寄付
44	6/2 11：00～12：00	沙弥自治会蛭子まつり	沙弥集会所	沙弥自治会会員		○		会議費	沙弥自治会	10,000	6/2	キ９－②	10,000	F	○	10,000	寄付
45	6/2 9：00～15：00	南部公民館活動発表会	南部公民館	南部公民館活動利用者及び自治会		○	×	会議費	南部公民館まつり実行委員会	5,000	6/2	キ９－③	5,000	G	○	5,000	寄付
46	6/7 19：00～20：30	オイスカ坂出総会	坂出グランドホテル	オイスカ坂出推進協議会会員		○	○	会議費	オイスカ坂出推進協（黒塗り）株式会社石井内（黒塗り）	10,000	6/7	キ９－④	10,000	B	○	10,000	寄付
47	6/14 11：00～12：00	仁池初閘抜式	飛渡神社及びおおばやし	仁池土地改良区会員		○	○	会議費	綾歌郡仁池土地改良区理事長	10,000	6/14	キ９－⑤	10,000	I	○	10,000	寄付
48	6/15	与島地区連合自治会会長会	不明	与島連合自治会各会長		×		会議費	与島地区連合自治会　会長	10,000	6/15	キ９－⑥	10,000	AorB	○	10,000	寄付
49	6/19 17：30～19：30	香川県造園協会総会	リーガホテルゼスト高松	香川県造園協会会員		○	○	会議費	香川県造園協会　会長	10,000	6/19	キ１０－①	10,000	B	○	10,000	寄付
50	6/20 16：00～18：00	坂出地区飲食組合総会	坂出グランドホテル	坂出地区飲食組合会員		○	○	会議費	坂出地区飲食組合　理事長	10,000	6/20	キ１０－②	10,000	A	○	10,000	寄付
51	6/23 11：00～12：00	松山漁業協同組合総会	大屋富公民館	松山漁業協同組合会員		○	×	会議費	松山漁業協同組合　代表理事組合長藤井貞夫	10,000	6/23	キ１０－③	10,000	A	○	10,000	寄付
52	6/25 19：00～21：00	金山地区連合自治会長と外部団体合同会	アリス	金山地区連合自治会会員		○	○	会議費	金山校（黒塗り）会	10,000	6/25	キ１０－④	10,000	D	○	10,000	寄付
53	6/27 17：00～19：00	坂出商工会議所総会	坂出グランドホテル	坂出商工会議所会員		○	○	会議費	坂出商工会議所　会頭榊久雪	10,000	6/27	キ１０－⑤	10,000	B	○	10,000	寄付
54	6/29 10：00～11：30	坂出アパート業協会総会	ふれあい会館	坂出アパート業協会会員		×		会議費	坂出アパート業協会　会長茨正徳	10,000	6/29	キ１０－⑥	10,000	A	○	10,000	寄付
55	7/6 18：00～19：00	江尻恵比寿神社夏まつり	恵比寿神社	江尻地区自治会会員		×		会議費	恵比須神社　総代	5,000	7/6	キ１１－①	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
56	7/15 10：00～12：00	「ひまわり祭り」	江尻保育所東隣りの休耕田	江尻地区自治会会員		×		会議費	金山地区社会福祉協議会会長	5,000	7/15	キ１１－②	5,000	F	○	5,000	寄付
57	7/15 11：00～12：00	沙弥海水浴場海開き	沙弥海水浴場	沙弥海開き関係者		×		会議費	沙弥海水浴場	10,000	7/15	キ１１－③	10,000	I	○	10,000	寄付
58	7/8	不明	金山小学校	金山野球スポーツ少年団関係者		×		会議費	金山野球スポーツ少年団代表	10,000	7/8	キ１１－④	10,000	AorBorH	○	10,000	寄付
59	8/4 10：00～12：00	坂出市柔道選手権大会	坂出市民武道場	坂出市柔道協会会員		×		会議費	坂出柔道協会	10,000	8/4	キ１１－⑤	10,000	H	○	10,000	寄付
60	8/17 18：30～20：00	うたづ夏まつり	宇多津町役場駐車場	宇多津町商工会		×		会議費	宇多津商工会　会長	10,000	8/17	キ１２－①	10,000	F	○	10,000	寄付
61	8/17 18：00～20：00	うたづ夏まつり	宇多津町役場	宇多津夏祭り実行委員会関係者		×		会議費	宇多津夏祭り実行委員会実行委員長	10,000	8/17	キ１２－②	10,000	F	○	10,000	寄付
62	8/18 18：00～20：00	中央地区盆踊り	鉄炮町児童公園	中央地区自治会会員		×		会議費	坂出市中央社協会計	10,000	8/18	キ１２－③	10,000	F	○	10,000	寄付
63	8/25 18：00～20：00	新開夏まつり	金山集会所	新開金山子ども会会員		×		会議費	新開金山子ども会	5,000	8/25	キ１２－④	5,000	F	○	5,000	寄付
64	9/7 18：30～21：00	西部地区婦人バレーボール大会	坂出小学校体育館	西部地区自治会会員		×		会議費	西部地区婦人バレーボール	5,000	9/7	キ１２－⑤	5,000	H	○	5,000	寄付
65	9/7 8：00～15：00	金山野球スポーツ少年団交流大会	林田運動公園	野球スポーツ少年団関係者		×		会議費	金山野球スポーツ少年団代表	10,000	9/7	キ１２－⑥	10,000	H	○	10,000	寄付
66	9/14 11：00～13：00	沙弥敬老会	沙弥集会場	沙弥自治会会員（80歳以上）		○	○	会議費	沙弥自治会	5,000	9/14	キ１３－①	5,000	E	○	5,000	寄付
67	9/15 11：00～13：00	与島敬老会	旧与島中学校体育館	与島連合自治会老人会会員		○	○	会議費	与島連合自治会	5,000	9/15	キ１３－②	5,000	E	○	5,000	寄付
68	9/15 11：30～13：30	櫃石敬老会	櫃石公民館	櫃石自治会老人会会員		○	○	会議費	櫃石自治会	5,000	9/15	キ１３－③	5,000	E	○	5,000	寄付
69	9/15 17：00～20：00	川津分団消防操法訓練解団式	坂出グランドホテル	坂出市消防関係者		○	○	会議費	坂出市消防団川津分団分団長川田昌和	10,000	9/15	キ１３－④	10,000	B	○	10,000	寄付
70	9/21 10：00～12：00	池園町敬老会	南部公民館	池園町自治会老人会会員		○	○	会議費	池園町自治会　会長	5,000	9/21	キ１３－⑤	5,000	E	○	5,000	寄付
71	9/22 8：00～12：00	東部地区ふれあい福祉運動会	東部小学校運動場	東部地区連合自治会会員		×		会議費	東部地区社会福祉協議会	10,000	9/22	キ１３－⑥	10,000	H	○	10,000	寄付
72	9/22 9：30～12：00	与島地区ふれあい運動会	瀬居中学校運動場	与島地区連合自治会会員		×		会議費	坂出市与島地区社会福祉協議会　会長	10,000	9/22	キ１４－①	10,000	H	○	10,000	寄付
73	9/22 9：00～15：00	チャリティー歌謡公演発表会	坂出市民ホール	歌謡愛好会		×		会議費	カラオケ喫茶北山	10,000	9/22	キ１４－②	10,000	G	○	10,000	寄付
74	9/25 17：00～18：30	五色台秋まつり	介護老人保健施設五色台	保険施設入居者とその家族		×		会議費	介護老人保健施設五色台施設長	10,000	9/25	キ１４－③	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
75	9/27 11：00～13：00	府中地区敬老会	城山温泉	府中地区自治会老人会会員		○	○	会議費	府中婦人会　会長	10,000	9/27	キ１４－④	10,000	E	○	10,000	寄付
76	9/27 11：00～14：00	西部地区敬老会	坂出グランドホテル	西部地区自治会老人会会員		○	○	会議費	坂出市西部婦人会　会長	10,000	9/27	キ１４－⑤	10,000	E	○	10,000	寄付
77	9/26 11：00～14：00	金山地区敬老会	坂出グランドホテル	金山地区自治会老人会会員		○	○	会議費	金山婦人会　会長	10,000	9/27	キ１４－⑥	10,000	E	○	10,000	寄付
78	9/28 11：30～14：00	岩黒敬老会	岩黒集会所	岩黒自治会老人会会員		○	○	会議費	岩黒自治会　会計	5,000	9/28	キ１５－①	5,000	E	○	5,000	寄付
79	10/6 11：00～14：00	瀬居自治会合同敬老会	瀬居小学校体育館	瀬居自治会老人会会員		○	○	会議費	瀬居自治会合同敬老会	10,000	10/6	キ１５－②	10,000	E	○	10,000	寄付
80	10/6 18：00～20：00	ベトナム・ハイフォン市政府関係者訪問団歓迎会	JRホテルクレメント	日越関係者		○	○	会議費	香川県総務部知事公室国際課課長川池陽子	8,000	10/7	キ１５－③	8,000	L	○	8,000	
81	10/6 9：00～12：00	善通寺・丸亀・坂出三市対抗柔道大会	坂出市民武道場	中讃柔道協会会員		×		会議費	坂出柔道協会	10,000	10/6	キ１５－④	10,000	H	○	10,000	寄付
82	10/12 15：30～16：30	大松杯バレーボール大会歓迎セレモニー	ユープラザうたづ	大会参加チーム関係者		×		会議費	大松杯バレーボール大会会長	10,000	10/12	キ１５－⑤	10,000	C	○	10,000	寄付
83	10/14 9：00～12：00	与島町民運動会	旧与島中学校運動場	与島連合自治会会員		×		会議費	与島連合自治会	5,000	10/14	キ１５－⑥	5,000	H	○	5,000	寄付
84	10/14 9：00～12：00	岩黒小・中学及び町民運動会	岩黒小・中学校運動場	岩黒自治会会員		×		会議費	坂出市立岩黒小・中学校PTA	5,000	10/15	キ１６－①	5,000	H	○	5,000	寄付
85	10/27 9：30～14：00	西部地区「健康と福祉のつどい」	坂出小学校体育館	西部地区自治会会員		×		会議費	西部地区社会福祉協議会会長	5,000	10/27	キ１６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
86	11/3 9：00～14：00	江尻連合老人クラブ芸能大会	江尻公民館	江尻老人クラブ会員		×		会議費	江尻老人クラブ	10,000	11/3	キ１６－③	10,000	G	○	10,000	寄付
87	11/3 10：00～13：00	少林寺拳法連盟中讃ブロック大会	少林寺拳法連盟本部（多度津）	少林寺拳法連盟中讃ブロック会員		×		会議費	2013年度香川県少林寺拳法連盟(黒塗り）実行委員会	10,000	11/3	キ１６－④	10,000	H	○	10,000	寄付
88	11/3 8：30～12：00	与島地区体育大会（ソフトボール、ソフトバレーボール）	瀬居小学校	与島地区連合自治会会員		×		会議費	与島地区体育協会	10,000	11/3	キ１６－⑤	10,000	H	○	10,000	寄付
89	11/3 10：00～15：30	宇多津太鼓台祭	宇多津町役場駐車場	宇多津町太鼓台保存会会員		×		会議費	宇多津太鼓台保存会　会計	10,000	11/3	キ１６－⑥	10,000	F	○	10,000	寄付
90	11/4 10：00～12：00	金山地区「コスモス祭」	江尻ニュータウン休耕田	金山地区自治会会員		×		会議費	金山地区社会福祉協議会会長	5,000	11/4	キ１７－①	5,000	F	○	5,000	寄付
91	11/23 13：00～14：00	菊花展示品評会表彰式	勤労福祉センター	坂出菊花同好会会員		×		会議費	坂出菊花同好会	10,000	11/23	キ１７－②	10,000	I	○	10,000	寄付
92	11/24 18：00～20：00	宇多津太鼓台保存会反省会	ホテルサンルート瀬戸大橋	宇多津太鼓台保存会会員		○	○	会議費	宇多津太鼓保存会	5,000	11/24	キ１７－③	5,000	C	○	5,000	寄付
93	11/29 18：30～20：00	桜の会親睦会	シェルエメール	桜の会会員		○	○	会議費	桜の会	5,000	11/29	キ１７－④	5,000	CorD	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
94	11/29 19：00～20：30	オイスカ坂出支部親睦会	坂出グランドホテル	オイスカ坂出支部会員		○	○	会議費	オイスカ坂出推（黒塗り）株式会社石（黒塗り）	5,000	11/29	キ１７－⑤	5,000	C	○	5,000	寄付
95	12/1 15：00～17：00	香川県柔道連盟懇親会	オークラホテル高松	香川県柔道連盟会員		○	○	会議費	香川県柔道連盟　会長	10,000	12/1	キ１７－⑥	10,000	C	○	10,000	寄付
96	12/1 17：30～19：30	西部子ども会反省会	なかもず	西部子ども会世話人		○	○	会議費	西部校区子ども育成連絡協議会　西部子ども会会長	5,000	12/1	キ１８－①	5,000	CorD	○	5,000	寄付
97	12/1 17：00～19：00	讃岐五達磨会反省会	アリス	讃岐五達磨会会員		○	○	会議費	讃岐五達磨会	10,000	12/1	キ１８－②	10,000	CorD	○	10,000	寄付
98	12/1 16：30～20：00	笠指幼少年消防クラブ年末夜回り	笠指集会場	笠指子供会育成会会員		×		会議費	坂出市金山校区　笠指子供会育成会	5,000	12/1	キ１８－③	5,000	B	○	5,000	寄付
99	12/2 19：00～21：00	五和会	橙馬	五和会会員		○	○	会議費	五和会	10,000	12/2	キ１８－④	10,000	D	○	10,000	寄付
100	12/13 18：30～21：00	社会福祉法人鵜足津福祉会合同懇親会	オークラホテル丸亀	社会福祉法人鵜足津福祉会関係者		○	○	会議費	社会福祉法人鵜足津福祉会　理事長	10,000	12/13	キ１８－⑤	10,000	C	○	10,000	寄付
101	12/7 19：00～21：00	福江太鼓台保存会反省会	ホテルサンルート瀬戸大橋	福江太鼓台保存会会員		○	○	会議費	福江大池太鼓台	10,000	12/7	キ１８－⑥	10,000	C	○	10,000	寄付
102	12/12	坂出商工会議所懇親会	寿司伝	坂出商工会議所会員		○	○	会議費	坂出商工会議所　会頭榊久雪	10,000	12/12	キ１９－①	10,000	CorD	○	10,000	寄付
103	12/14 18：00～20：00	松山剣心会懇親会	町川うどん	松山剣心会スポーツ少年団会員		○	○	会議費	松山剣心会スポーツ少年団	10,000	12/14	キ１９－②	10,000	CorD	○	10,000	寄付
104	12/14 19：30～21：00	新浜ソフトボールクラブ懇親会	林田うまか食堂	新浜ソフトボールクラブ会員		○	○	会議費	新浜ソフトボールクラブ	10,000	12/14	キ１９－③	10,000	CorD	○	10,000	寄付
105	12/20 18：00～20：00	坂出市ターゲット・バードゴルフ協会役員会	アリス	坂出市ターゲット・バードゴルフ協会役員		○	○	会議費	坂出市ターゲットバードゴルフ協会	10,000	12/20	キ１９－④	10,000	D	○	10,000	寄付
106	12/21 18：30～20：30	西部地区学校開放事業反省会	うまか坊	西部地区学校関係者		○	○	会議費	西部学校開放	5,000	12/21	キ１９－⑥	5,000	CorD	○	5,000	寄付
107	12/23 9：00～12：00	松山剣心会クリスマス会及び練習試合	松山小学校体育館	松山剣心会スポーツ少年団会員		○	×	会議費	松山剣心会スポーツ少年団	5,000	12/22	キ２０－①	5,000	H	○	5,000	寄付
108	12/22 9：00～12：00	坂出市会長杯ドッジボール大会	坂出市立体育館	ドッジボール大会参加関係者		×		会議費	坂出市ドッジボール協会	10,000	12/22	キ２０－②	10,000	H	○	10,000	寄付
109	12/23 12：00～14：00	坂出専修道院クリスマス会	ホテルサンルート瀬戸大橋	坂出専修道院育成会会員		○	○	会議費	坂出専修道院	10,000	12/23	キ２０－④	10,000	A	○	10,000	寄付
110	12/27 20：30～24：00	番ノ州分団夜警	沙弥消防屯所	消防団番ノ州分団団員		×		会議費	番ノ州分団2部2班　浅野一善	10,000	12/27	キ２０－⑤	10,000	B	○	10,000	寄付
111	12/27 20：30～24：00	西部分団夜警	福江消防屯所	消防団西部分団団員		×		会議費	坂出市消防団1部2班　戸川大	10,000	12/27	キ２０－⑥	10,000	B	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
112	12/28 20：30～24：00	西部分団夜警	寿町消防屯所	消防団西部分団団員		×		会議費	坂出市消防団西部分団第2部　薄井正幸	10,000	12/28	キ２１－①	10,000	B	○	10,000	寄付
113	12/29 20：30～24：00	西部分団夜警	八幡町消防屯所	消防団西部分団団員		×		会議費	坂出市消防団西部分団3部好井弘城	10,000	12/29	キ２１－②	10,000	B	○	10,000	寄付
114	1/3 10：00～12：00	坂出市少林寺拳法協会稽古始め	坂出第一高校体育館	坂出市少林寺拳法協会会員		×		会議費	坂出市拳法協会	10,000	1/3	キ２１－③	10,000	H	○	10,000	寄付
115	1/3	不明	八幡神社社務所	内濱太鼓台保存会会員		×		会議費	内濱太鼓台　総代	10,000	1/3	キ２１－④	10,000	AorB	○	10,000	寄付
116	1/7 12：00～14：00	坂出旅館組合新春役員会	城山温泉	坂出旅館組合会員		○	○	会議費	坂出旅館業環境衛生同業組合　理事長	10,000	1/7	キ２１－⑤	10,000	C	○	10,000	寄付
117	1/12 11：00～12：00	金山地区瀬戸大橋駅伝壮行会	金山小学校体育館	金山地区体育会会員		×		会議費	金山地区体育会	10,000	1/12	キ２１－⑥	10,000	I	○	10,000	寄付
118	1/12 13：00～15：00	加茂消防分団懇親会	城山温泉	加茂消防分団団員		○	○	会議費	加茂消防団　来田	10,000	1/12	キ２２－①	10,000	C	○	10,000	寄付
119	1/12 13：30～15：30	坂出消防府中分団懇親会	城山温泉	府中分団団員		○	○	会議費	坂出消防府中分団	10,000	1/12	キ２２－②	10,000	C	○	10,000	寄付
120	1/12 9：00～12：00	松山剣心会もちつき会	松山小学校体育館	松山剣心会会員		×		会議費	松山剣心会	5,000	1/12	キ２２－③	5,000	A	○	5,000	寄付
121	1/13 18：30～20：30	金山地区単位自治会長と外部団体との懇親会	アリス	金山地区連合自治会会員		○	○	会議費	金山校区連合自治会	10,000	1/13	キ２２－④	10,000	CorD	○	10,000	寄付
122	1/14 15：00～17：00	与島連合自治会懇親会	アリス	与島地区連合自治会各会長		○	○	会議費	与島地区連合自治会　会長	10,000	1/14	キ２２－⑤	10,000	CorD	○	10,000	寄付
123	1/16 18：30～20：00	坂出青年会議所通常総会	坂出グランドホテル	坂出青年会議所会員及びOB		○	○	会議費	公益社団法人坂出青年会議所　理事長	10,000	1/16	キ２２－⑥	10,000	B	○	10,000	寄付
124	1/19 15：00～16：00	西部地区瀬戸大橋駅伝競走大会反省会	つどいの家	西部地区自治会会員		○	○	会議費	西部地区体育会	5,000	1/19	キ２３－①	5,000	C	○	5,000	寄付
125	1/19	ソロプチミスト坂出チャリティーバザール	坂出市民ホール			×		会議費	国際ソロプチミスト坂出	10,000	1/19	キ２３－②	10,000	L	○	10,000	寄付
126	1/19 16：00～18：00	東部地区瀬戸大橋駅伝競走大会反省会	アリス	東部地区自治会会員		○	○	会議費	東部地区体育会	10,000	1/19	キ２３－③	10,000	CorD	○	10,000	寄付
127	1/19 12：00～14：00	香川県生活衛生協会賀詞交換会	高松センチュリーホテル	香川県生活衛生協会会員		○	○	会議費	香川県生活衛生協会　会長佐藤功	10,000	1/19	キ２３－④	10,000	C	○	10,000	寄付
128	1/19 17：30～20：00	少林寺拳法香川県連盟懇親会	オークラホテル丸亀	少林寺拳法香川連盟会員		○	○	会議費	香川県少林寺拳法連盟	10,000	1/19	キ２３－⑤	10,000	C	○	10,000	寄付
129	1/23 18：30～20：30	みきの会賀詞交換会	セントベイヒルズ	みきの会関係者	○	○	○	会議費	みきの会	5,000	1/23	キ２３－⑥	5,000	C	○	5,000	寄付
130	1/25							会議費	金山地区社会福祉協議会会長	5,000	1/25	キ２４－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
131	1/26 11：00～14：00	宮下太鼓保存会もちつき会	丸二被服(株)駐車場	宮下町自治会会員		×		会議費	宮下太鼓台　総代	5,000	1/26	キ２４－②	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
132	1/26 9：00～16：00	新春チャリティー 歌謡公演発表会	坂出市民ホール	歌謡愛好会		×		会議費	カラオケ喫茶北山	10,000	1/26	キ２４－③	10,000	G	○	10,000	寄付
133	2/1 18：00～20：00	与島自治会体育会 合同懇親会	坂出グランドホテル	与島地区連合 自治会会員		○	○	会議費	与島地区連合自治会　会長	10,000	2/1	キ２４－④	10,000	C	○	10,000	寄付
134	2/2 9：00～12：00	百々手	神谷中所自治会館	神谷町中所 自治会会員		×		会議費	神谷町中所自治会	5,000	2/2	キ２４－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
135	2/2 9：00～12：00	百々手	神谷個人宅	神谷南自治会 会員		×		会議費	神谷南自治会　会長	5,000	2/2	キ２４－⑥	5,000	F	○	5,000	寄付
136	2/2 9：00～12：00	百々手	神谷個人宅	神谷町第一 自治会		×		会議費	第一部落	5,000	2/2	キ２５－①	5,000	F	○	5,000	寄付
137	2/2 9：00～12：00	百々手	神谷個人宅	神谷町第二 自治会		×		会議費	神谷第2	5,000	2/2	キ２５－②	5,000	F	○	5,000	寄付
138	2/2 9：00～12：00	百々手	神谷個人宅	神谷町第四 自治会		×		会議費	神谷第四自治会　会長	5,000	2/2	キ２５－③	5,000	F	○	5,000	寄付
139	2/2 9：00～12：00	百々手	神谷個人宅	神谷町第三 自治会		×		会議費	神谷第3自治会　会長	5,000	2/2	キ２５－④	5,000	F	○	5,000	寄付
140	2/2 9：00～12：00	百々手	神谷神社社務所	神谷奥自治会		×		会議費	神谷奥自治会	5,000	2/2	キ２５－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
141	2/2 14：00～18：00	香川県薬剤師会朝日町会館内覧会懇話会	薬剤師朝日町会館及びリーガゼストホテル高松	香川県薬剤師会会員		○	○	会議費	一般社団法人香川県薬剤師会	10,000	2/2	キ２５－⑥	10,000	A	○	10,000	寄付
142	2/9		宇多津商工会館					会議費	新浜ソフトボール　木下美智子	10,000	2/9	キ２６－①	10,000	L	○	10,000	寄付
143	2/9 10:00～11:00	長縄手水利組合総会	田町コミュニティー	長縄手水利 組合会員		×		会議費	長縄手水利組合	5,000	2/9	キ２６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
144	2/15 10：00～15：00	坂出市民歌謡愛好友の会	坂出市民ホール	歌謡愛好会		×		会議費	坂出市民歌謡愛好友の会	10,000	2/15	キ２６－③	10,000	G	○	10,000	寄付
145	2/23 9：30～14：00	ふれあいひな祭り	江尻公民館	金山地区自治会		×		会議費	金山地区母子愛育会	5,000	2/23	キ２６－④	5,000	F	○	5,000	寄付
146	2/23 8：30～12：00	東部子供会スポーツ少年団送別親子運動会	東部小学校	東部地区自治会会員		×		会議費	東部スポーツ少年団	5,000	2/23	キ２６－⑤	5,000	H	○	5,000	寄付
147	2/23 10：00～12：00	金山地区親睦会 ボーリング大会	中央ボーリング場	金山地区自治会		×		会議費	金山地区体育会	10,000	2/23	キ２７－①	10,000	H	○	10,000	寄付
148	3/2 10：30～12：00	百々手	弘法寺中自治会館	府中町弘法寺中自治会		×		会議費	弘法寺中自治会　会長	5,000	3/2	キ２７－②	5,000	F	○	5,000	寄付
149	3/2 9：30～10：30	百々手	本坊自治会館	府中本坊自治会		×		会議費	本坊自治会	5,000	3/2	キ２７－③	5,000	F	○	5,000	寄付
150	3/2 10：00～11：30	百々手	弘法寺北自治会館	弘法寺北自治会		×		会議費	弘法寺北自治会	5,000	3/2	キ２７－④	5,000	F	○	5,000	寄付
151	3/2 11：00～12：00	百々手	弘法寺南自治会館	弘法寺南自治会		×		会議費	弘法寺南同行百々手祭 席元	5,000	3/2	キ２７－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
152	3/2 8：30～12：00	坂出市綱引大会	坂出市立体育館	坂出市綱引 連盟会員		×		会議費	坂出市綱引連盟事務局	10,000	3/2	キ２７－⑥	10,000	H	○	10,000	寄付
153	3/9 18：00～19：30	百々手	北公民館	川北自治会		×		会議費	川北自治会	5,000	3/9	キ２８－①	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
154	3/9 10：30～12：30	百々手	国民休暇村五色台	須加南自治会		×		会議費	須加南自治会	5,000	3/9	キ２８－②	5,000	F	○	5,000	寄付
155	3/9 18：00～20：00	百々手	大屋富公民館	中北自治会		×		会議費	中北自治会　会計	5,000	3/9	キ２８－③	5,000	F	○	5,000	寄付
156	3/9 18：00～20：00	百々手	谷西自治会館	谷西自治会		×		会議費	谷西自治会	5,000	3/9	キ２８－④	5,000	F	○	5,000	寄付
157	3/9 11：00～13：00	百々手	坂出グランドホテル	須加北自治会		×		会議費	須加北自治会	5,000	3/9	キ２８－⑤	5,000	F	○	5,000	寄付
158	3/9 11：00～13：00	百々手	大屋富公民館	川端自治会		×		会議費	川端（黒塗り）自治会長	5,000	3/9	キ２８－⑥	5,000	F	○	5,000	寄付
159	3/9 18：00～20：00	百々手	谷東自治会館	谷東自治会		×		会議費	大屋富谷東自治会	5,000	3/9	キ２９－①	5,000	F	○	5,000	寄付
160	3/9 10：00～11：30	百々手	国民休暇村五色台	須加中央自治会		×		会議費	須加中央自治会	5,000	3/9	キ２９－②	5,000	F	○	5,000	寄付
161	3/9 11：00～13：00	百々手	谷公民館	新川南自治会		×		会議費	新川南自治会　自治会長	5,000	3/9	キ２９－③	5,000	F	○	5,000	寄付
162	3/15 18：30～20：30	金山地区子ども会総会	アリス	金山地区子ども会育成連絡協議会		○	○	会議費	金山地区子ども会育成連絡協議会	10,000	3/15	キ２９－④	10,000	D	○	10,000	寄付
163	3/15			金山地区自治会		×		会議費	金山地区体育会	5,000	3/15	キ２９－⑤	5,000	AorBorH	○	5,000	寄付
164	3/16 10：30～12：00	社日祭	蛟渕自治会館	蛟渕自治会		×		会議費	蛟渕自治会	5,000	3/16	キ２９－⑥	5,000	F	○	5,000	寄付
165	3/16 18：00～19：30	百々手	大屋富公民館	中南自治会		×		会議費	大屋富中南自治会　自治会長	5,000	3/16	キ３０－①	5,000	F	○	5,000	寄付
166	3/21 18：30～20：00	大屋富自治会総会	大屋富公民館	大屋富自治会		○	○	会議費	大屋富町自治会	10,000	3/21	キ３０－②	10,000	B	○	10,000	寄付
167	3/23 8：30～13：00	会長杯ドッジボール大会	坂出市立体育館	大会参加関係者		×		会議費	坂出市ドッジボール協会	10,000	3/23	キ３０－③	10,000	H	○	10,000	寄付
168	3/24 10：00～11：30	自治会総会	高屋沖公民館	高屋沖自治会		×		会議費	沖自治会	5,000	3/24	キ３０－④	5,000	A	○	5,000	寄付
169	3/27 11：00～12：00	池園町長寿会総会	南部公民館	池園町自治会長寿会		×		会議費	池園町長寿会	5,000	3/27	キ３０－⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
170	3/29 19：00～20：00	新浜一区自治会総会	COOP冨士見町店2F	新浜一区自治会		×		会議費	新浜地区自治会	5,000	3/29	キ３０－⑥	5,000	B	○	5,000	寄付
171	3/29 19：00～21：00	金山地区体育会総会	アリス	金山地区体育会関係者		×		会議費	金山地区体育会	10,000	3/29	キ３１－①	10,000	D	○	10,000	寄付
172	3/29 19：00～20：00	池園町自治会総会	南部公民館	池園町自治会		×		会議費	池園町自治会　会長	5,000	3/29	キ３１－②	5,000	B	○	5,000	寄付
										1,848,000			1,848,000			1,318,000	

香川芳文議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	平成26年2月14日	ク１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	平成25年4月15日	ク２	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	平成25年10月4日	ク３	60,000	—	×	-	
4	4/4 12：00～13：30	沖老人クラブ総会	城山温泉	沖老人クラブ会員		弁当	○	研修費	飯山町沖老人クラブ会計係	10,000	4/4	ク４－①	10,000	A	○	10,000	寄付
5	4/5 9：20～12:00	粟熊老壮連合会総会	専立寺	老壮会員		×		研修費	栗熊老壮連合会	10,000	4/5	ク４－②	10,000	A	○	10,000	寄付
6	4/6 18：30～20:00	三ノ池自治会総会	三ノ池自治会場	自治会員		弁当	○	研修費	三ノ池自治会	10,000	4/6	ク５－①	10,000	B	○	10,000	寄付
7	4/7 10:00～10:30	五反地自治会総会	五反地自治会場	五反地自治会員		弁当	×	研修費	五反地自治会	10,000	4/7	ク５－②	10,000	A	○	10,000	寄付
8	4/7 10:40～11:10	安川自治会総会	安川自治会場	安川自治会員		弁当	×	研修費	安川自治会	10,000	4/7	ク６－①	10,000	A	○	10,000	寄付
9	4/7 11:20～11:40	庄自治会総会	庄八幡宮社務所	庄自治会員		弁当	×	研修費	富熊庄自治会	10,000	4/7	ク６－②	10,000	A	○	10,000	寄付
10	4/7 11:50～12:10	北原自治会総会	北原自治会場	北原自治会員		弁当	×	研修費	北原自治会	10,000	4/7	ク７－①	10,000	A	○	10,000	寄付
11	4/7 12:20～12:40	上新開自治会総会	上新開自治会場	上新開自治会員		弁当	×	研修費	上新開自治会	10,000	4/7	ク７－②	10,000	A	○	10,000	寄付
12	4/7 12:50～13:20	川井自治会総会	川井自治会場	川井自治会員		弁当	×	研修費	飯山町川井自治会　自治会長	10,000	4/7	ク８－①	10,000	A	○	10,000	寄付
13	4/7 13:30～14:30	河内自治会総会	河内自治会場	河内自治会員		弁当	○	研修費	河内自治会　会計係	10,000	4/7	ク８－②	10,000	A	○	10,000	寄付
14	4/7 18:00～20:00	四反地第二自治会総会	飯山ひらた	四反地第二自治会員		会席料理	○	研修費	四反地第二自治会	10,000	4/7	ク９－①	10,000	B	○	10,000	寄付
15								研修費	飯山町消防団第5分団　新居世志彦	10,000	4/11	ク９－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
16	4/13 18:30～19:00	岡下所自治会総会	飯山ひらた	岡下所第二自治会員		弁当	×	研修費	岡下所自治会　自治会長	10,000	4/13	ク１０－①	10,000	D	○	10,000	寄付
17	4/14 18:00～20:00	楠見峠同行総会	楠見自治会場	楠見峠同行員		弁当	○	研修費	楠見峠同行	10,000	4/14	ク１０－②	10,000	B	○	10,000	寄付
18	4/19 11:00～12:00	岡東西老人クラブ総会	富士見館	岡東西老人クラブ員		弁当	×	研修費	岡東西老人クラブ会長（黒塗り）岡東会長（黒塗り）岡西会長	10,000	4/19	ク１１－①	10,000	A	○	10,000	寄付
19	4/20 18:00～19:00	姿谷自治会総会	姿谷自治会場	姿谷自治会員		弁当		研修費	姿谷自治会	10,000	4/20	ク１１－②	10,000	B	○	10,000	寄付
20	4/20 19:00～20:30	商工会青年部 OB意見交換会	丸亀市飯綾商工会	商工会青年部員，ＯＢ		焼肉・焼きそば等	○	研修費	丸亀市飯綾商工会青年部部長	10,000	4/20	ク１２－①	10,000	B	○	10,000	寄付
21	4/21 10:00～11:20	木村老壮会総会	木村自治会場	木村老壮会員		弁当	×	研修費	本村老壮会	10,000	4/21	ク１２－②	10,000	A	○	10,000	寄付
22	4/21 11:30～12:30	中の坪敬老会	長郷寺	中の坪自治会，老人，婦人会		弁当	×	研修費	中の坪婦人会	10,000	4/21	ク１３－①	10,000	E	○	10,000	寄付
23	4/21 12:40～14:00	上川井自治会総会	上川井自治会場	上川井自治会員		弁当	○	研修費	上川井自治会　会計	10,000	4/21	ク１３－②	10,000	A	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
24	4/21 18:30～20:30	四反地自治会1班総会	飯山ひらた	四反地自治会1班会員		会席料理	○	研修費	四反地自治会1班　自治会長	10,000	4/21	ク１４－①	10,000	D	○	10,000	寄付
25	4/22 12:00～13:00	下法東いきいきクラブ総会	四国健康村	下法東老人会員		弁当	×	研修費	下法東いきいきクラブ	10,000	4/22	ク１４－②	10,000	A	○	10,000	寄付
26	4/26 10:00～11:00	飯山地区老人クラブ連合会総会	飯山センター	飯山地区老人クラブ連合会員		×		研修費	飯山地区老人クラブ連合会　会計担当	10,000	4/26	ク１５－①	10,000	A	○	10,000	寄付
27	4/26 11:10～12:00	大原老壮会総会	大原自治会場	大原老壮会員		弁当	×	研修費	大原老壮会	10,000	4/26	ク１５－②	10,000	A	○	10,000	寄付
28	4/28 11:30～12:30	東原自治会総会	東原自治会場	東原自治会員		焼肉・焼きそば等	○	研修費	東原自治会	10,000	4/28	ク１６－①	10,000	A	○	10,000	寄付
29	4/28 18:00～20:00	沖クラブ総会	飯山ひらた	沖クラブ会員		盛り合わせ	○	研修費	沖クラブ	10,000	4/28	ク１６－②	10,000	D	○	10,000	寄付
30								研修費	四国公共交通議員連盟会長　平木享	5,000	4/30	ク１７	5,000	AorB	○	5,000	寄付
31	5/2 19:00～20:00	飯山南コミュニティ協議会総会	飯山南コミュニティセンター	飯山南コミュニティ協議会会員		×		研修費	飯山南コミュニティ協議会	10,000	5/2	ク１８－①	10,000	B	○	10,000	寄付
32	5/3 18:00～20:00	西の山自治会総会	西の山自治会場	西の山自治会員		弁当	○	研修費	西の山自治会	10,000	5/3	ク１８－②	10,000	B	○	10,000	寄付
33	5/12 10:00～12:00	西沖老壮会総会	西沖会場	西沖老壮会員		×		研修費	西沖老壮会	10,000	5/12	ク１９－①	10,000	A	○	10,000	寄付
34	5/12 8:30～9:30	岡田久次郎まつり	岡田コミュニティセンター	自由参加 主に岡田地区住民		×		研修費	岡田コミュニティ	10,000	5/12	ク１９－②	10,000	F	○	10,000	寄付
35	5/17 9:20～10:10	富熊老壮連合会総会	富熊コミュニティセンター	富熊老壮連合会役員		×		研修費	富熊老壮連合会	10,000	5/17	ク２０－①	10,000	A	○	10,000	寄付
36	5/18 11:00～12:30	竜王地区敬老会	竜王自治会場	竜王地区老人		弁当	×	研修費	竜王婦人会	10,000	5/18	ク２０－②	10,000	E	○	10,000	寄付
37								研修費	特定非営利活動法人香川県レクリエーション協会	10,000	5/18	ク２１	10,000	AorB	○	10,000	寄付
38								研修費	第16分団（丸亀市消防団）金丸繁利	10,000	5/18	ク２２－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
39								研修費	西沖公民館　公民館会計　十河潔	10,000	5/19	ク２２－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
40								研修費	丸亀市消防団第17分団上法　新居世志彦	10,000	5/30	ク２３	10,000	AorB	○	10,000	寄付
41	6/3 18:00～20:00	商工会青年部 どろんこ祭反省会	焼肉　啓	飯綾商工会青年部員		焼肉	○	研修費	丸亀市飯綾商工会青年部部長	10,000	6/3	ク２４－①	10,000	CorD	○	10,000	寄付
42								研修費	大窪池土地改良区　理事長　三好光則	10,000	6/15	ク２４－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
43	7/27 18:00～20:00	北原自治会集会	北原自治会場	北原自治会員，老人会員、子供会		どじょう汁等	○	研修費	北原自治会	10,000	7/27	ク２５－①	10,000	B	○	10,000	寄付
44	7/28 17:50～18:50	高津地区夏祭り	高津自治会場	高津自治会員,老人会員、子供会		焼きそば等	○	研修費	高津翔和会	10,000	7/28	ク２６－①	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
45	7/28 11:00～13:00	香川県市町村年金者連盟丸亀支部飯山分会総会	飯山ひらた	飯山町役場等退職者（含新丸亀市役所）		○	○	研修費	香川県市町村年金者連盟丸亀支部飯山分会	10,000	7/28	ク２６－②	10,000	D	○	10,000	寄付
46	8/4 11:00～12:00	東原自治会、川井自治会上川井自治会意見交換会	東原自治会場	東原自治会員川井・上川井自治会役員		×		研修費	東原自治会	10,000	8/4	ク２７－①	10,000	A	○	10,000	寄付
47	8/4 18:00～20:00	沖クラブタ涼み会	四反地自治会場	沖地区住民老人会、子供会		どじょう汁等	○	研修費	沖クラブ	10,000	8/4	ク２７－②	10,000	B	○	10,000	寄付
48								研修費	大窪池土地改良区　理事長三好光則	10,000	8/9	ク２８－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
49	8/17 16:00～18:00	勉強会（県政報告等）	飯綾商工会館	飯綾商工会青年部員		×		研修費	丸亀市飯綾商工会青年部部長	10,000	8/17	ク２８－②	10,000	B	○	10,000	寄付
50								研修費	丸亀市消防団飯山第5分団新居世志彦	10,000	8/19	ク２９－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
51	8/24 9:00～10:00	飯山少年野球大会	土器川グランド	飯山少年野球クラブ員，父兄		×		研修費	飯山少年野球クラブ	10,000	8/24	ク２９－②	10,000	H	○	10,000	寄付
52	9/1 16:30～18:00	四反地第２自治会集会	四反地第２自治会場	四反地第２自治会員，家族		どじょう汁等	○	研修費	四反地第2自治会	10,000	9/1	ク３０－①	10,000	A	○	10,000	寄付
53	9/2	香川日独協会意見交換会		香川日独協会員				研修費	香川日独協会　会長	5,000	9/2	ク３０－②	5,000	C	○	5,000	寄付
54	9/8 11:00～13:00	河内地区主催意見交換会	河内、谷淵繁夫宅	河内始め飯山町内住民、土器町高津地区住民		どじょう汁等	○	研修費	河内自治会	10,000	9/8	ク３１－①	10,000	A	○	10,000	寄付
55	9/10 10:00～12:00	飯山町岡老人会勉強会	富士見館	岡老人会員		×		研修費	飯山町岡老人会	10,000	9/10	ク３１－②	10,000	A	○	10,000	寄付
56	9/15 16:00～17:00	富熊青年会意見交換会	本村自治会場	富熊青年部員 地区住民		どじょう汁等	×	研修費	富熊青年会	10,000	9/15	ク３２－①	10,000	A	○	10,000	寄付
57	9/15 18:00～20:00	竜王自治会意見交換会	竜王自治会場	竜王自治会員		弁当	○	研修費	竜王自治会	10,000	9/15	ク３２－②	10,000	B	○	10,000	寄付
58	9/16 10:00～10:30	飯山南地区敬老会	飯山南小学校	飯山南地区敬老会員		×		研修費	飯山南婦人会	10,000	9/19	ク３３－①	10,000	E	○	10,000	寄付
59	9/22 7:30～8:00	飯綾商工会女性部意見交換会	飯綾商工会館	商工会女性部員		×		研修費	丸亀市飯綾商工会女性部部長	10,000	9/22	ク３３－②	10,000	A	○	10,000	寄付
60	10/4 9:00～10:00	意見交換会	香川芳文後援会場	上法南獅子組員		×		研修費	上法南獅子組	10,000	10/4	ク３４	10,000	F	○	10,000	寄付
61	10/13 19:00～21:00	沖青年会意見交換会	飯峰亭	沖地区青年部員		盛り合わせ	○	研修費	沖青年会	10,000	10/13	ク３５－①	10,000	D	○	10,000	寄付
62			丸亀城	一般人，菊花同好会員		×		研修費	丸亀市菊花同好会	5,000	10/15	ク３５－②	5,000	L	○	5,000	寄付
63	10/18 16:00～19:00	香川県養豚振興会総会	甜牛	養豚振興会員		焼肉	○	研修費	香川県養豚振興会	10,000	10/18	ク３６－①	10,000	D	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
64	10/19 17:00～18:00	古子川防災対策会議	高津自治会場	高津地区		×		研修費	高津翔和会	10,000	10/19	ク３６－②	10,000	A	○	10,000	寄付
65	10/23 12:00～13:00	沖地区老人会	城山温泉	沖老人会員		弁当	×	研修費	飯山町沖老人会　会長	10,000	10/23	ク３７－①	10,000	A	○	10,000	寄付
66	10/26 8:30～10:00	富熊老壮連合会スポーツ大会	富熊小学校	富熊老壮会員		×		研修費	富熊老壮連合会　会長	10,000	10/26	ク３７－②	10,000	H	○	10,000	寄付
67								研修費	綾歌ふるさとまつり実行委員会　会長岩崎勲	10,000	10/26	ク３８	10,000	F	○	10,000	寄付
68	11/14 7:30～8:30	飯山グラウンドゴルフ大会	飯山運動公園	飯山グラウンドゴルフ同好会員		×		研修費	飯山GG同好会（会計）	10,000	11/14	ク３９－①	10,000	H	○	10,000	寄付
69	11/17 10:30～11:30	樋の口環境保全活動大会	樋の口会場	樋の口 環境保全会員		×		研修費	樋の口環境保全活動組織	10,000	11/16	ク３９－②	10,000	L	○	10,000	寄付
70								研修費	丸亀市消防団飯山第5分団 新居世志彦	10,000	11/16	ク４０－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
71	11/21 18:00～19:00	飯綾商工会女性部役員意見交換会	飯綾商工会館	飯綾商工会女性部役員		×		研修費	丸亀市飯綾商工会女性部部長	10,000	11/21	ク４０－②	10,000	B	○	10,000	寄付
72	11/24 18:00～19:00	飯綾商工会青年部役員意見交換会	飯綾商工会館	飯綾商工会青年部役員		×		研修費	丸亀市飯綾商工会青年部部長	10,000	11/24	ク４１－①	10,000	B	○	10,000	寄付
73	12/1 17:30～19:00	富熊庄自治会意見交換会	飯山ひらた	富熊庄 自治会員		会席料理	○	研修費	富熊庄自治会	10,000	12/1	ク４１－②	10,000	D	○	10,000	寄付
74	12/1 19:20～20:30	四反地自治会1班意見交換会	サンルート瀬戸大橋	四反地1班 自治会員		会席料理	○	研修費	四反地自治会1班　自治会長	10,000	12/1	ク４２－①	10,000	B	○	10,000	寄付
75	12/6 18:00～20:00	土器町連合自治会意見交換会	有家	土器町連合 自治会役員		会席料理	○	研修費	土器町連合自治会	5,000	12/6	ク４２－②	5,000	D	○	5,000	寄付
76	12/7 17:30～19:00	北原自治会意見交換会	北原自治会場	北原自治会員，老人会員，子供会		寄せ鍋	×	研修費	北原自治会	10,000	12/7	ク４３－①	10,000	B	○	10,000	寄付
77	12/7 19:10～21:00	西の山自治会意見交換会	西の山自治会場	西の山自治会員		弁当	○	研修費	西の山自治会	10,000	12/7	ク４３－②	10,000	B	○	10,000	寄付
78								研修費	大窪池土地改良区　理事長三好光則	10,000	12/12	ク４４－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
79								研修費	丸亀消防第16分団　金丸繁利	10,000	12/13	ク４４－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
80	12/14 18:30～20:30	岡下所自治会意見交換会	飯山ひらた	岡下所 自治会員		会席料理	○	研修費	岡下所自治会	10,000	12/14	ク４５－①	10,000	D	○	10,000	寄付
81	12/15 11:30～13:00	姿谷自治会意見交換会	瀬戸内荘	姿谷自治会員		弁当	×	研修費	姿谷自治会	10,000	12/15	ク４５－②	10,000	A	○	10,000	寄付
82	12/15 10:00～11:00	飯山少年野球クラブ卒団式	土器川グラウンド	飯山少年野球クラブ員，父兄		×		研修費	飯山少年野球クラブ	10,000	12/15	ク４６－①	10,000	H	○	10,000	寄付
83	12/17 17:00～19:00	楠見池水利組合役員会	飯山ひらた	楠見池水利組合役員		会席料理	○	研修費	楠見池水利組合	10,000	12/16	ク４６－②	10,000	D	○	10,000	寄付
84	12/19 18:00～20:00	県政報告会 意見交換会	飯山ひらた	香川県職員退職会綾歌会員		鍋料理	○	研修費	香川県職員退職会綾歌会	10,000	12/19	ク４７－①	10,000	D	○	10,000	寄付
85	12/22 13:00～14:00	讃岐愛瓢会展示会総会	丸亀市総合 学習センター	讃岐愛瓢会員		×		研修費	讃岐愛瓢会	10,000	12/22	ク４７－②	10,000	L	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
86	12/22 18:00～20:00	竜王水利節季割会	竜王自治会場	竜王自治会員		弁当	○	研修費	竜王自治会　会長	10,000	12/22	ク４８－①	10,000	B	○	10,000	寄付
87	12/30 18:00～20:00	河内自治会意見交換会	河内自治会場	河内自治会員		弁当	○	研修費	河内自治会	10,000	12/30	ク４８－②	10,000	B	○	10,000	寄付
88	H.26 1/4 17:00～19:00	岡田地区有志会	杉山	岡田地区有志（有力者）		寄せ鍋	○	研修費	岡田地区有志会　会計	10,000	1/4	ク４９－①	10,000	D	○	10,000	寄付
89	H.26 1/11 19:00～20:00	楠見西峠同行意見交換会	楠見集会場	楠見西峠同行員		弁当	×	研修費	楠見西峠	10,000	1/11	ク４９－②	10,000	F	○	10,000	寄付
90	H.26 1/12 18:00～20:00	四反地第２自治会 意見交換会	飯山ひらた	四反地第２自治会員、家族		会席料理	○	研修費	四反地第2自治会	10,000	1/12	ク５０－①	10,000	D	○	10,000	寄付
91	H.26 1/26 17:00～20:30	沖クラブ意見交換会	山鳥	沖クラブ会員		焼き鳥等	○	研修費	沖クラブ　代表	10,000	1/26	ク５１	10,000	D	○	10,000	寄付
92	H.26 1/28 18:30～20:30	土器町北振興協議会 意見交換会	オークラホテル丸亀	土器町北振興 協議会員		会席料理	○	研修費	土器町北振興協議会会長	10,000	1/28	ク５２－①	10,000	B	○	10,000	寄付
93	H.26 1/31 19:00～21:00	飯綾商工会青年部 どろんこ祭準備会	飯綾商工会館	飯綾商工会青年部員、OB		打込うどん等	○	研修費	丸亀市飯綾商工会青年部部長	10,000	1/31	ク５２－②	10,000	B	○	10,000	寄付
94	H.26 2/1 19:00～21:00	沖獅子組意見交換会	飯山ひらた	沖獅子組員		盛り合わせ	○	研修費	沖獅子組	10,000	2/1	ク５３－①	10,000	D	○	10,000	寄付
95	H.26 2/4 18:30～20:30	消防団OB会意見交換会	飯峰亭	消防団OB会(含 新丸亀市OB)		盛り合わせ	○	研修費	飯山町消防団OB会	10,000	2/4	ク５３－②	10,000	D	○	10,000	寄付
96								研修費	丸亀市消防団飯山第5分団 新居世志彦	10,000	2/7	ク５４－①	10,000	A	○	10,000	寄付
97								研修費	丸亀市飯山町土地改良区 理事長大林安一	10,000	2/20	ク５４－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
98	H.26 3/9 11:00～12:00	竜王自治会 百々手意見交換会	竜王自治会場	竜王自治会員		弁当	×	研修費	川西町北竜王自治会　前組	10,000	3/9	ク５５－①	10,000	F	○	10,000	寄付
99	H.26 3/9 12:20～13:20	東沖自治会総会	宇多津健康ランド	東沖自治会員		弁当	○	研修費	丸亀市飯山町東沖自治会	10,000	3/9	ク５５－②	10,000	A	○	10,000	寄付
100	H.26 3/16 12:00～13:30	下真時自治会総会	下真時自治会場	下真時自治会員		弁当	○	研修費	下真時自治会	10,000	3/16	ク５６－①	10,000	A	○	10,000	寄付
101								研修費	社会福祉法人丸亀ひまわり会　理事長高橋厚	10,000	3/27	ク５６－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
102								研修費	川西地区地域づくり推進協議会　会長	5,000	3/30	ク５７	5,000	L	○	5,000	寄付
										1,615,000			1,615,000			965,000	

黒島啓議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	―	―	―	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	コ１－①	530,000	―	×	-	
2								調査研究費	内海サッカースポーツ少年団	10,000	3/23	コ１－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
3	4/7 11:00～13:00	空柔クラブ	常光寺	自治会員ほか		○		調査研究費	空柔クラブ　会長	10,000	4/7	コ２－①	10,000	A	○	10,000	寄付
4	5/2 18:30～21:00	小豆ブロック商工会青年部連絡協議会　総会	ホテルオリビアン			○	○	調査研究費	小豆ブロック商工会青年部連絡協議会	10,000	5/2	コ２－②	10,000	B	○	10,000	寄付
5	5/3 17:00～20:00		肥土山自治会			○	○	調査研究費	肥土山自治会長	10,000	5/3	コ２－③	10,000	B	○	10,000	寄付
6	5/12 11:30～14:00	香川県建設労働組合内海支部総会	ホテルたるや			○	○	調査研究費	香川県建設労働組合内海支部　支部長	10,000	5/12	コ３－①	10,000	A	○	10,000	寄付
7	6/8 17:00～20:00	野卵会 ホタルまつり	吉田ダム下公園			○	○	調査研究費	野卵会	10,000	6/8	コ３－②	10,000	F	○	10,000	寄付
8								調査研究費	小豆郡手をつなぐ育成会会長黒島啓	10,000	8/26	コ３－③	10,000	AorB	○	10,000	寄付
9								調査研究費	内海サッカースポーツ少年団	10,000	9/8	コ４－①	10,000	H	○	10,000	寄付
10								調査研究費	草壁公民館　木村玲子	10,000	9/8	コ４－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
11								調査研究費	フットサル実行委員会	10,000	9/8	コ４－③	10,000	H	○	10,000	寄付
12								調査研究費	安田自治会	10,000	9/8	コ５－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
13								調査研究費	小豆郡手をつなぐ育成会会長黒島啓	10,000	12/5	コ５－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
14								調査研究費	一九六四会	10,000	12/7	コ５－③	10,000	AorB	○	10,000	寄付
15	12/11	小豆島霊場88協力会総会	かつや旅館		○	○	○	調査研究費	小豆島霊場八十八協力会会長	10,000	12/11	コ６－①	10,000	AorB	○	10,000	
16	H26　1/11 18:00～20:00	新春賀詞交換会と新春放談の集い	小豆島国際ホテル		○	○	○	調査研究費	小豆島とのしょう産業連絡協議会会長	5,000	1/11	コ６－②	5,000	C	○	5,000	
17	12/11 12:00～14:00	空柔クラブ	常光寺	自治会員他		○	○	調査研究費	空柔クラブ　会長	10,000	1/12	コ６－③	10,000	A	○	10,000	寄付
18	4/29 10:30～13:00	田中河内介顕彰会総会	雲海寺		○	○	○	研修費	田中河内介顕彰会事務局	3,000	4/29	コ７－①	3,000	A	○	3,000	
19	6/17 18:30～21:00	小豆島町立内海中学校教育懇談会総会	ホテルたるや		○	○	○	研修費	小豆島町立内海中学校教育懇談会　会長	5,000	6/17	コ８－①	5,000	B	○	5,000	
20								研修費	一般財団法人小豆島オリーブ公園　理事長塩田幸雄	4,240	10/11	コ９－②	4,240	AorB	○	4,240	寄付
										697,240			697,240			167,240	

五所野尾恭一議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	－	－	－	－	－	－	－	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	サ１	530,000	－	×	-	
2	－	－	－	－	－	－	－	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	4/15	サ２	60,000	－	×	-	
3	－	－	－	－	－	－	－	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	60,000	10/4	サ３	60,000	－	×	-	
4	4/6 11:00～14:00	長尾長生会総会及び意見交換会	満濃荘会議室	会員	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	（黒塗り）	5,000	4/6	サ４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
5								研修費	大口公民館　山内弘一	5,000	4/6	サ４－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
6	4/10 18:30～21:00	四国皐月会総会・意見交換会	ＧＡＯ	会員	○	食事・飲み物	○	研修費	四国皐月回会事務局	10,000	4/10	サ５－①	10,000	D	○	10,000	
7	4/14 12:00~14:30	帆山老人会（福寿会）総会・意見交換会	帆山公民館	会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	5,000	4/14	サ５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
8	4/20 10:00～11:30	四条婦人会総会・意見交換会	満濃農村環境改善センター	会員	不明	飲み物	○	研修費	（黒塗り）	5,000	4/20	サ６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
9	4/20 17:00～19:00	満濃南小PTAとの意見交換会	結婚式場まなべ	ＰＴＡ会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	まんのう町立満濃南小学校PTA　会長	10,000	4/20	サ６－②	10,000	D	○	10,000	寄付
10	4/20 19:00～21:00	本村自治会総会・意見交換会	本村集会所	自治会会員	不明	飲み物（お茶，菓子）	○	研修費	四条本村自治会　会長	5,000	4/20	サ７	5,000	B	○	5,000	寄付
11	4/23 10:00～13:00	四条地区老人会総会・意見交換会	満濃農改センター	会員	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	（黒塗り）	5,000	4/23	サ８－①	5,000	A	○	5,000	寄付
12	4/23 10:00～13:00	神野延寿会総会・意見交換会	神野公民館	会員	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	（黒塗り）	5,000	4/23	サ８－②	5,000	A	○	5,000	寄付
13	平成25年4月26日	部落解放同盟豊明支部総会・意見交換会	苗田児童館	会員，行政関係者など		飲み物		研修費	支部長	5,000	4/26	サ９－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
14	平成25年4月26日	四条小学校PTAとの意見交換会	結婚式場まなべ	ＰＴＡ役員	○	弁当・飲み物		研修費	四条小PTA会長	5,000	4/26	サ９－②	5,000	D	○	5,000	
15	4/27 10:00～11:00	まんのう山草展・意見交換会	満濃農村環境改善センター	会員	不明	飲み物	○	研修費	（黒塗り）	5,000	4/27	サ１０－①	5,000	G	○	5,000	寄付
16	4/27 17:00～19:00	満濃中学校PTAとの意見交換会	結婚式場まなべ	ＰＴＡ役員	○ ６０００円	弁当・飲み物	○	研修費	満濃中学校	10,000	4/27	サ１０－②	10,000	D	○	10,000	
17	5/1 9:30～11:30	仲多度婦人団体連絡協議会　総会・意見交換会	満濃町農改センター	会員	不明	飲み物，茶菓子など	○	研修費	（黒塗り）	5,000	5/1	サ11－①	5,000	A	○	5,000	寄付
18	5/3 18:00～20:00	田中壮一郎氏を囲む教育懇談会	だいりん	連盟役員	○	食事・飲み物	○	研修費	香川県教職員連盟	8,000	5/3	サ１１－②	8,000	D	○	8,000	
19	5/5 10:00～12:00	炭所西老友会総会・意見交換会	満濃荘	会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	炭所西老友会	5,000	5/5	サ１２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
20	5/12 11:00～13:00	炭所東旭会総会・意見交換会	広袖集会所	会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	炭所東旭会会計	5,000	5/12	サ１２－②	5,000	A	○	5,000	寄付
21	5/12 10:00～13:00	自衛隊父兄会仲多度支部　総会・意見交換会	満濃農村環境改善センター	会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	自衛隊父兄会仲多度支部支部長	5,000	5/12	サ１３－①	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
22	5/12 10:00～12:00	国際ソロプチミストこんぴら意見交換会	琴平観光センター	会員	不明	飲み物，茶菓子など	○	研修費	国際ソロプチミストこんぴら	5,000	5/12	サ１３－②	5,000	A	○	5,000	寄付
23	5/17 19:30～21:00	まんのう町交通安全母の会連合会総会及び意見交換会	まんのう町役場会議室	会員	不明	飲み物	○	研修費	まんのう町交通安全母の会連合会　会長	5,000	5/17	サ１４－①	5,000	B	○	5,000	寄付
24	5/25 10:00～13:00	香教連定期大会及び教育懇談会	ミューズホール	会員	不明	食事・飲み物	○	研修費	香川県教職員連盟	5,000	5/25	サ１４②	5,000	A	○	5,000	寄付
25	5/26 18:00～21:00	四条体育協会総会・意見交換会	四条公民館	会員	不明	食事・飲み物	○	研修費	四條体協	5,000	5/26	サ１５－①	5,000	B	○	5,000	寄付
26	5/28 19:30～	まんのう町社会福祉協議会四条支部総会及び意見交換会	満濃農村環境改善センター	会員	不明	飲み物	○	研修費	（黒塗り）	5,000	5/28	サ１５－②	5,000	B	○	5,000	寄付
27	5/29 10:00～12:00	仲多度更生保護女性会総会・意見交換会	満濃農改センター	会員	不明	飲み物・茶菓子	○	研修費	（黒塗り）	5,000	5/29	サ１６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
28	5/29 17:30～19:00	まんのう町建設業協同組合総会及び意見交換会	ホテル琴参閣	組合員	不明	食事・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	5/29	サ１６－②	10,000	B	○	10,000	寄付
29	6/1 11:00～13:00	さぬきバイカーズミーティング意見交換会	土器川どきどき広場	会員	不明	食事・飲み物	○	研修費	さぬきバイカーズミーティング実行委員会　委員長	5,000	6/1	サ１７－①	5,000	H	○	5,000	寄付
30	6/2 17:30～20:00	仲南地区自治会連合会歓送迎会・意見交換会	虎丸旅館	自治会長	不明	食事・飲み物	○	研修費	仲南地区連合自治会長	10,000	6/2	サ１７－②	10,000	C	○	10,000	寄付
31								研修費	NPO法人さぬき夢桜の会理事長	5,000	6/9	サ１８－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
32	6/14 18:00～2:00	新老人の会香川支部意見交換会	琴平グランドホテル桜の抄	会員	不明	食事・飲み物	○	研修費	財団法人ライフ・プランニング・センター「新老人の会」香川支部世話人代表	5,000	6/14	サ１８－②	5,000	B	○	5,000	寄付
33	6/15 10:00～13:00	仲多度地区身体障害者連絡会　総会・意見交換会	満濃農改センター	会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	仲多度地区身体障害者連絡会　会長	5,000	6/15	サ１９－①	5,000	A	○	5,000	寄付
34	6/25 17:00～19:00	中通地区自治会総会及び意見交換会	道の駅エピアみかど	会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	6/25	サ１９－②	10,000	B	○	10,000	寄付
35	7/14 9:00～15:00	ひまわり祭意見交換会	帆山公民館	実行委員会委員	不明	食事・飲み物	○	研修費	ひまわり祭実行委員長	5,000	7/14	サ２０－①	5,000	F	○	5,000	寄付
36	7/23 18:00～21:00	教育行政に関する意見交換会	だいりん	連盟会員	○	食事・飲み物	○	研修費	香川県教職員連盟	5,000	7/23	サ２０－②	5,000	D	○	5,000	
37	7/27 16:00～19:00	福良見フェスティバル及び意見交換会	白鳥神社	実行委員	不明	食事・飲み物	○	研修費	福良見フェスティバル実行委員会	5,000	7/27	サ２１	5,000	F	○	5,000	寄付
38	8/6 5:00～6:00	平和祈念朝起会及び意見交換会	琴平町総合センター	会員	不明	×	×	研修費	（黒塗り）	5,000	8/6	サ２２①	5,000	A	○	5,000	寄付
39								研修費	まんのう町建設業協会会長白川正昭	10,000	8/7	サ２２－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
40	8/10 17:00～20:00	第２回下分自治会盆踊り大会及び意見交換会	下分自治会館	自治会員	不明	軽食・茶菓子・飲み物	○	研修費	下分自治会	5,000	8/10	サ２３－①	5,000	F	○	5,000	寄付
41	8/17 10:00～12:00	仲多度郡婦人連絡協議会研修会県政報告会及び意見交換会	満濃農改センター	婦人会員	不明	飲み物・茶菓子	○	研修費	仲多度郡婦人連絡協議会	5,000	8/17	サ２３－②	5,000	A	○	5,000	寄付
42	8/24 17:00～19:30	香川県小中学校管理職員協議会セミナー及び意見交換会	花樹海	会員	不明	食事・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	8/24	サ２４－①	10,000	B	○	10,000	寄付
43								研修費	香川県森林協会　会長宮本欣貞	5,000	8/27	サ２４－②	5,000	A	○	5,000	寄付
44								研修費	白川忠幸	5,000	8/31	サ２５	5,000	G	○	5,000	寄付
45	9/7 10:00～12:00	神野延寿会物故者慰霊祭・　意見交換会	神野農村婦人の家	会員	不明	飲み物・茶菓子	○	研修費	神野延寿会　会長	5,000	9/7	サ２６－①	5,000	I	○	5,000	寄付
46	9/14 10:00～13:00	神野地区敬老会・意見交換会	神野公民館	地区内８０歳以上の者	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	神野地区敬老会　会計	5,000	9/14	サ２６－②	5,000	E	○	5,000	寄付
47	9/15 16:00～20:00	まんのう月見の会及び意見交換会	まんのうかりん広場	実行委員	不明	食事・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	5,000	9/15	サ２７－①	5,000	B	○	5,000	寄付
48	9/15 10:00～13:00	吉野地区敬老会・意見交換会	吉野体育館	地区内高齢者	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	吉野地区敬老会実行委員会　委員長	5,000	9/15	サ２７－②	5,000	E	○	5,000	寄付
49	9/16 10:00～13:00	四条地区敬老会・意見交換会	満濃農改センター	地区内高齢者	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	四条地区敬老会実行委員会	5,000	9/16	サ２８－①	5,000	E	○	5,000	寄付
50	9/23 10:00～13:00	佐文地区敬老会・意見交換会	佐分公民館	地区内高齢者	不明	弁当・飲み物	○	研修費	敬老会運営委員長	5,000	9/23	サ２８－②	5,000	E	○	5,000	寄付
51	10/26 17:00～21:00	まんのう町太鼓台かきくらべ及び意見交換会	まんのう町役場，駐車場	実行委員	不明	飲み物	○	研修費	高篠地区敬老会実行委員会	5,000	10/27	サ２９	5,000	F	○	5,000	寄付
52	10/27 10:00～13:00	高篠地区敬老会・意見交換会	高篠小学校体育館	地区内高齢者	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	太鼓台かきくらべ実行委員会	5,000	10/26	サ３０－①	5,000	E	○	5,000	寄付
53	10/27 10:00～11:00	まんのう町かりんまつり県発動機愛好者との意見交換会	国営讃岐まんのう公園	会員	不明	飲み物・茶菓子	○	研修費	県発動機愛好会	5,000	10/27	サ３０－②	5,000	F	○	5,000	寄付
54	11/1 19:00～21:00	中曽根弘文氏による研修会	喜代美山荘花樹海	会員	○	食事・飲み物	○	研修費	四国皐月回会　事務局	10,000	11/1	サ３１－①	10,000	B	○	10,000	
55	11/2 10:00～11:00	まんのう町盆栽野草展及び意見交換会	満濃農改センター	会員	不明	飲み物	○	研修費	（黒塗り）	5,000	11/2	サ３１－②	5,000	L	○	5,000	寄付
56	11/3 9:00～12:00	忠八祭り及び意見交換会	道の駅もみの木パーク	実行委員	不明	昼食・飲み物	○	研修費	忠八まつり実行委員会	5,000	11/3	サ３２－①	5,000	F	○	5,000	寄付
57								研修費	吉野公民館　館長長田玲子	5,000	11/3	サ３２－②	5,000	G	○	5,000	寄付
58	11/10 9:00～10:00	神野公民館まつり及び意見交換会	神野公民館	実行委員	不明	飲み物・もち・茶菓子	○	研修費	神野公民館長　横関保	5,000	11/10	サ３３－①	5,000	G	○	5,000	寄付
59								研修費	四条公民館長　香川史子	5,000	11/10	サ３３－②	5,000	G	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
60								研修費	高篠公民館まつり実行委員長　豊田洋	5,000	11/17	サ３４－①	5,000	G	○	5,000	寄付
61	11/30 19:30～21:30	佐文スポーツクラブ総会及び意見交換会	割烹料亭　平田	クラブ会員	○	食事・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	11/30	サ３４－②	10,000	D	○	10,000	寄付
62	12/1 6:30～12:00	木こく池水の祭典及び意見交換会	木こく池周辺及び管理棟	実行委員	不明	食事・飲み物	○	研修費	木こく池水の祭典実行委員会	5,000	12/1	サ３５－①	5,000	F	○	5,000	寄付
63	12/1 11:00～14:00	まんのう町校長OB現役校長の会・意見交換会	結婚式場まなべ	まんのう町内の元校長，現役校長	不明	食事・飲み物	○	研修費	(黒塗り)	5,000	12/1	サ３５－②	5,000	D	○	5,000	寄付
64	12/1 11:00～14:00	照井地区敬老会・意見交換会	照井公民館	地区内高齢者	不明	弁当・飲み物・菓子	○	研修費	照井地区敬老会実行委員会	5,000	12/1	サ３６－①	5,000	E	○	5,000	寄付
65	12/8 9:00～15:00	ふれあい人権フェスタin長尾会館、意見交換会	長尾会館	実行委員	不明	食事・飲み物・もち・茶菓子	○	研修費	ふれあい人権フェスタ実行委員会	5,000	12/8	サ３６－②	5,000	L	○	5,000	寄付
66	12/15 18:00～21:00	四條体協　意見交換会	四條公民館	体協会員	不明	食事・飲み物	○	研修費	四條体協	5,000	12/15	サ３７－①	5,000	B	○	5,000	寄付
67	12/19 18:00～21:00	琴平交通安全協会四条支部意見交換会	結婚式場まなべ	会員	不明	食事・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	12/19	サ３７－②	10,000	D	○	10,000	寄付
68	12/23 17:00～20:00	まんのう町剣道大会意見交換会	結婚式場まなべ	実行委員	不明	食事・飲み物	○	研修費	まんのう町剣道大会実行委員会委員長	10,000	12/23	サ３８－①	10,000	D	○	10,000	寄付
69								研修費	山田幸三	10,000	12/28	サ３８－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
70	12/29 18:00～21:00	四條地区青壮年者との意見交換会	本村集会場	自治会役員，地区内青壮年	不明	食事・飲み物	○	研修費	本若会	5,000	12/29	サ３９	5,000	B	○	5,000	寄付
71	1/1 5:00～6:00	元朝式及び意見交換会	琴平総合センター	会員	不明	×		研修費	（黒塗り）	5,000	1/1	サ４０－①	5,000	F	○	5,000	寄付
72	1/10 17:30～20:00	部落解放同盟香川県連合会豊明支部２０１４年新春「旗」開き	ホテル琴参閣	会員	○	食事・飲み物	○	研修費	部落解放同盟豊明支部支部長	10,000	1/10	サ４０－②	10,000	C	○	10,000	
73	1/12 9:00～10:30	高篠連合自衛消防団出初式及び意見交換会	高篠小学校	団員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	高篠自衛消防連合会	5,000	1/12	サ４１－①	5,000	I	○	5,000	寄付
74								研修費	吉野公民館　館長長田玲子	5,000	1/13	サ４１②	5,000	A	○	5,000	寄付
75	1/18 10:30～13:00	松楠会新年意見交換会	善通寺グランドホテル	会員	○	食事・飲み物	○	研修費	松楠会仲善支部長	4,000	1/18	サ４２－①	4,000	C	○	4,000	
76	1/19 10:00～12:00	長炭地区自衛消防連合出初式及び意見交換会	長炭河川敷グランド	団員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	長炭自衛消防団団長会	5,000	1/19	サ４２－②	5,000	I	○	5,000	寄付
77	1/22 18:00～21:00	まんのう町建設業協同組合総会及び意見交換会	琴参閣	組合員	不明	食事・飲み物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	1/22	サ４３	10,000	B	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
78	2/2 10:00～13:00	神野自衛消防団　出初式及び意見交換会	まんのう町勤労青少年ホーム	団員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	神野自衛消防団（後援会）広報主任	5,000	2/2	サ４４－①	5,000	I	○	5,000	寄付
79	2/8 18:00～21:00	教育課題についての意見交換会	だいりん	会員	○	食事・飲み物	○	研修費	香川県教職員連盟	5,000	2/8	サ４４－②	5,000	D	○	5,000	
80								研修費	県異業種交流ふくふく会	5,000	2/25	サ４５	5,000	AorB	○	5,000	寄付
81	3/1 10:00～11:00	まんのう町梅花展及び意見交換会	満濃農改センター	地域住民	不明	飲み物	○	研修費	まんのう町梅花展実行委員会	5,000	3/1	サ４６－①	5,000	L	○	5,000	寄付
82	3/18 18:30～21:00	香川の教育に関する意見交換会	リーガホテルゼスト高松	会員	○	食事・飲み物	○	研修費	香川県教職員連盟	5,000	3/18	サ４６－②	5,000	B	○	5,000	
83	3/23 18:30～20:00	宮東自治会　総会及び意見交換会	吉野大宮集会場	会員	不明	飲み物	○	研修費	宮東自治会	5,000	3/23	サ４７	5,000	B	○	5,000	寄付
84	3/26 18:00～20:00	ふくふく会　県政に関する意見交換会	ホテル福屋	会員	○	食事・飲み物	○	研修費	県異業種交流ふくふく会	5,000	3/26	サ４８	5,000	B	○	5,000	
85	3/30 18:00～20:00	帆山自治会総会及び意見交換会	帆山公民館	会員	不明	弁当・飲み物	○	研修費	帆山自治会	2,500	3/30	サ４９	2,500	B	○	2,500	寄付
										1,134,500			1,134,500			484,500	

斉藤勝範議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	シ１	530,000	—	×	-	
2	4/2 10:00～11:15	辻地区戦没者追悼式	山本町辻山本の宮	戦没者遺族	会費は出していた	×		調査研究費	山本町辻遺族会	5,000	4/2	シ２－①	5,000	I	○	5,000	寄付
3	4/3 10:00～11:20	河内戦没者追悼式	山本町河内軍人墓地境内	戦没者遺族	会費は出していた	×		調査研究費	山本町河内遺族会	5,000	4/3	シ２－②	5,000	I	○	5,000	寄付
4	4/3 18:30～20:00	田井自治会青年部との会	三豊市豊中町上高野田井	田井自治会青年部				調査研究費	三豊市豊中町上高野田井自治会	5,000	4/3	シ３	5,000	B	○	5,000	寄付
5	4/4 10:00～11:20	神田地区戦没者追悼式	三豊市山本町神田忠魂碑前	戦没者遺族	会費は出していた	×		調査研究費	神田遺族会代表	5,000	4/4	シ４	5,000	I	○	5,000	寄付
6	4/5 10:00～11:00	財田大野戦没者追悼式	山本町財田大野軍人墓地境内	戦没者遺族	会費は出していた	×		調査研究費	山本町財田大野遺族会	5,000	4/5	シ５－①	5,000	I	○	5,000	寄付
7	4/5 10:00～12:00	豊中町桑山長寿会	豊中町岡本　不動の滝コミュニティセンター	桑山長寿会会員		弁当		調査研究費	三豊市豊中町桑山長寿会会計	5,000	4/5	シ５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
8	4/6 19:00～20:00	田井自治会青壮年部	豊中町上高野田井自治会場	田井自治会青壮年		○	○	調査研究費	豊中町田井自治会青壮年部	5,000	4/6	シ６	5,000	B	○	5,000	寄付
9	4/6 15:00～16:30	岡本水利組合	豊中町岡本谷コミュニティセンター	水利組合役員	会費は出していた	弁当		調査研究費	岡本水利組合	5,000	4/6	シ７	5,000	A	○	5,000	寄付
10	4/6 10:30～11:15	大見寿会	大見公民館	大見寿会会員				調査研究費	大見寿会	5,000	4/6	シ８	5,000	A	○	5,000	寄付
11	4/6 13:45～14:20	樫谷ふるさと会総会	高瀬町樫谷自治会場	ふるさと会会員		弁当		調査研究費	樫谷ふるさと会会長	5,000	4/6	シ９	5,000	A	○	5,000	寄付
12	4/6 12:30～13:30	第28回謀之丞まつり	三豊市財田町　戸川ダム公園			×		調査研究費	謀之丞まつり実行委員会委員長	5,000	4/6	シ１０－①	5,000	F	○	5,000	寄付
13	4/7 10:00～10:30	比地大地区春季慰霊祭	熊岡八幡宮	戦没者遺族				調査研究費	英霊崇敬会会長	5,000	4/7	シ１０－②	5,000	I	○	5,000	寄付
14	4/7 12:00～12:45	北村自治会花見の会	三野町吉津　北村自治会場	北村自治会員		弁当		調査研究費	北村自治会	5,000	4/7	シ１１	5,000	C	○	5,000	寄付
15	4/7 13:00～14:00		仁尾町新開自治会場	新開自治会員				調査研究費	新開自治会	5,000	4/7	シ１２	5,000	A	○	5,000	寄付
16	4/7 11:00～11:30	戦没者追悼式	財田町鉾八幡宮	戦没者遺族				調査研究費	鉾八幡宮社務所　宮司	5,000	4/7	シ１３－①	5,000	I	○	5,000	寄付
17	4/16 11:00～12:00	本山長寿会	豊中町コミュニティセンター	本山長寿会員		弁当		調査研究費	本山長寿会	5,000	4/16	シ１３－②	5,000	A	○	5,000	寄付
18	4/8 19:00～20:00		正本自治会場	正本自治会員				調査研究費	正本自治会自治会長	5,000	4/8	シ１４	5,000	B	○	5,000	寄付
19	4/11 10:00～10:30	吉津延寿の集い	三野町公民館　吉津分館	老人クラブ連合会員				調査研究費	吉津地区延寿の集い会計	5,000	4/11	シ１５	5,000	E	○	5,000	寄付
20	4/14 8:00～8:40	三野町杯少年ソフトボール大会	財田川河川敷公園	三豊市・観音寺市のスポーツ少年団		×	×	調査研究費	三野町杯少年ソフトボール大会実行委員会会長	5,000	4/14	シ１６	5,000	H	○	5,000	寄付
21	4/14 12:00～13:00	香川県建労西讃支部労働組合総会（第38回高瀬地区）	千久亭	労働組合員		弁当	○	調査研究費	香川県建設労働組合高瀬地区地区長	5,000	4/14	シ１７	5,000	D	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
22	4/18 10:00～10:40	河内あけぼの会総会	山本町河内夫人の家	あけぼの会会員				調査研究費	河内あけぼの会代表	5,000	4/18	シ１８	5,000	A	○	5,000	寄付
23	4/19	桑山地区懇談会	桑山			×	×	調査研究費	（黒塗り）	5,000	4/19	シ１９	5,000	AorB	○	5,000	寄付
24	4/20 9:00～10:00	三豊市少年少女発明クラブ	詫間高専キャンパス	クラブ会員		×	×	調査研究費	三豊市少年少女発明（黒塗り）代表者	5,000	4/20	シ２０－①	5,000	L	○	5,000	寄付
25	4/20 9:30～10:30	TSU-KU-RU・フェスティバルみとよ２０１３	宗吉かわらの里展示館			×	×	調査研究費	まちづくり推進隊三野　理事長	5,000	4/20	シ２０－②	5,000	L	○	5,000	寄付
26	4/21 9:00～12:30	大原自治会運動会・敬老会	大原自治会場	大原自治会員		弁当	○	調査研究費	大原自治会会計	10,000	4/21	シ２１	10,000	H	○	10,000	寄付
27	4/25 17:30～20:00	三豊市建設業協会懇親会	ふれあいパークみの	協会員		○	○	調査研究費	三豊市建設業協会会長	5,000	4/25	シ２２－①	5,000	C	○	5,000	寄付
28	4/28 10:00～11:00	三豊市傷痍軍人会総会	千久亭	三豊市傷痍軍人会会員	会費は出していた	×	×	調査研究費	三豊市傷痍軍人会	5,000	4/28	シ２２－②	5,000	D	○	5,000	寄付
29	4/26 18:30～20:30	香川県造園協会三豊支部総会	すし松	三豊支部会員		○	○	調査研究費	香造協三豊支部支部長	10,000	4/26	シ２３	10,000	D	○	10,000	寄付
30								調査研究費	三野町公民館大見分館　図子邦彦	5,000	4/27	シ２４	5,000	AorB	○	5,000	寄付
31								調査研究費	花まつり実行委員会会長	5,000	4/29	シ２５	5,000	F	○	5,000	寄付
32	4/30 18:30～20:30	三豊市商工会女性部総会	朝日亭	女性部会員		弁当	○	調査研究費	三豊市商工会女性部議長	5,000	4/30	シ２６	5,000	D	○	5,000	寄付
33								調査研究費	四国公共交通議員連盟会長　平木享	5,000	4/30	シ２７	5,000	AorB	○	5,000	寄付
34	5/6 18:30～20:00	下高野水利組合	りんりん（仁尾町）	水利組合総代				調査研究費	下高野水利組合委員長	5,000	5/6	シ２８	5,000	D	○	5,000	寄付
35	6/8 10:00～11:00	三豊市遺族会総会	高瀬町農村環境改善センター	市遺族会役員		×	×	調査研究費	三豊市遺族会	5,000	5/8	シ２９	5,000	A	○	5,000	寄付
36	5/9 8:30～9:30	ゲートボール大会	水出総合運動公園	ゲートボール部員		×	×	調査研究費	三豊市ゲートボール連合会会長	5,000	5/9	シ３０－①	5,000	H	○	5,000	寄付
37	5/15 14:30～15:30	香川県飲食業生活衛生同業組合三豊支部通常総会	森常	組合員				調査研究費	三豊飲食組合会長	5,000	5/15	シ３０－②	5,000	D	○	5,000	寄付
38	4/16 10:30～11:30	三豊市身体障害者協会総会	高瀬町農村環境改善センター	協会員		×	×	調査研究費	三豊市身体障害者協会会長	5,000	5/14	シ３１	5,000	A	○	5,000	寄付
39	5/18 18:30～20:00	中の池水利組合総会	高瀬	水利組合役員		○		調査研究費	中の池水利	5,000	5/18	シ３２	5,000	B	○	5,000	寄付
40								調査研究費	三野町公民館大見分館分館長図子邦彦	5,000	5/18	シ３３	5,000	AorB	○	5,000	寄付
41	5/18 18:00～19:30	香川県建築士会西讃支部　平成25年度支部総会	たからだの里「環の湯」	西讃支部会員		○		調査研究費	香川県建築士会西讃支部支部長	5,000	5/18	シ３４－①	5,000	B	○	5,000	寄付
42	5/23 10:00～12:00	三豊市観光協会総会	マリンウェーブ　マーガレットホール	協会員		×	×	調査研究費	三豊市観光協会会長	5,000	5/23	シ３４－②	5,000	A	○	5,000	寄付
43								調査研究費	三野町公民館下高瀬分館分館長　関隆夫	5,000	5/19	シ３５	5,000	AorB	○	5,000	寄付
44	5/19 18:30～19:30	吉津地区体育祭反省会	吉津公民館	公民館会員有志		○	○	調査研究費	三野町公民館吉津分館分館長	5,000	5/19	シ３６	5,000	C	○	5,000	寄付
45	5/12 12:00～13:30	香川県建設労働組合三豊支部定期大会	大塚会館	支部会員		○	○	調査研究費	香川県建設労働組合三豊支部支部長	5,000	5/19	シ３７	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
46	5/23 18:00～20:00	三豊市上下水道工事業協同組合H25年度通常総会後の懇親会	朝日亭	協同組合員		○	○	調査研究費	三豊市上下水道工事業協同組合　理事長	5,000	5/23	シ３８－①	5,000	D	○	5,000	寄付
47	5/26 8:30～10:00	三野町民・中学校合同体育祭	三野津中学校	体協会員ほか		×	×	調査研究費	三豊市立三野津中学校校長　豊田耕次	5,000	5/26	シ３８－②	5,000	H	○	5,000	寄付
48	5/25 17:00～19:30	オイスカ三豊推進協議会総会	観音寺グランドホテル	オイスカ会員	○	オードブル	○	調査研究費	オイスカ三豊推進協議会	6,000	5/25	シ３９－①	6,000	B	○	6,000	
49	5/25 10:00～11:00	平成25年度退職公務員連盟三豊・観音寺支部総会	老人憩の家	支部会員		×	×	調査研究費	退公連三観支部支部長	5,000	5/25	シ３９－②	5,000	A	○	5,000	寄付
50	5/26 17:00～18:30	神田池水利組合総会	はやしや	各総代		○	○	調査研究費	神田池水利	5,000	5/26	シ４０	5,000	D	○	5,000	
51	5/27 16:00～19:30	三豊市商工会第8回通常総代会	朝日亭	商工会総代		○		調査研究費	三豊市商工会会長	5,000	5/27	シ４１－①	5,000	D	○	5,000	
52	5/31 10:00～11:00	三豊淡水漁業協同組合平成25年度通常総会	三豊淡水漁業協同組合	組合員		×	×	調査研究費	三豊淡水漁業協同組合代表理事組合長	5,000	5/31	シ４１－②	5,000	A	○	5,000	寄付
53	6/1 18:30～20:00	吉津地区体育協会総会	三野町公民館吉津分館	協会員		○	○	調査研究費	吉津地区体育協会会長	5,000	6/1	シ４２－①	5,000	B	○	5,000	
54	6/2 10:00～12:00	鉾八幡宮お田植え祭	山分年番頭元　佐々木通雄宅	鉾八幡山分年番役員		×	×	調査研究費	鉾八幡宮山分年番	5,000	6/2	シ４２－②	5,000	F	○	5,000	寄付
55	6/8 10:00～11:00	三豊市遺族会総会	高瀬町農業改善センター	三豊市各町役員		×	×	調査研究費	三豊市遺族会	10,000	6/8	シ４３	10,000	A	○	10,000	寄付
56	6/9 12:30～14:00	香川建労西讃支部52回定期大会	豊中町不動の滝コミュニティセンター	支部会員		弁当	○	調査研究費	香川県建設労働組合西讃支部、香川県建設国保組合西讃支部支部長	5,000	6/9	シ４４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
57								調査研究費	三豊市観光協会会長　真鍋雅彦	3,000	6/14	シ４４－②	3,000	AorB	○	3,000	寄付
58	6/19 17:30～19:00	香川県造園協会　平成25年度通常総会	リーガホテルゼスト高松	協会員		○	○	調査研究費	香川県造園協会　会長	10,000	6/19	シ４５－①	10,000	B	○	10,000	
59	6/20 17:30～20:00	三豊地域産業振興協議会第27回通常総会	大塚会館	協議会員		○	○	調査研究費	三豊地域産業振興協議会会長	5,000	6/20	シ４５－②	5,000	B	○	5,000	
60	6/23 11:30～13:00	谷川利行氏受賞祝賀会	環の湯	三豊市内消防団員		○	○	調査研究費	香川（判読不能）実行委員会	5,000	6/23	シ４６－①	5,000	C	○	5,000	
61	6/26 18:30～20:30	三野町経営者協会第43回通常総会	朝日亭	協会員		○	○	調査研究費	三野町経営者協会会長	5,000	6/26	シ４６－②	5,000	D	○	5,000	
62	6/28 18:30～20:30	三野町商工創明会第31回通常総会	三野町商工会館	創明会員		○	○	調査研究費	三野町商工創（黒塗り）会長	5,000	6/28	シ４７－①	5,000	B	○	5,000	
63								調査研究費	一般社団法人三豊・観音寺市医師会会長池田博	5,000	6/29	シ４８	5,000	AorB	○	5,000	寄付
64	7/3 8:30～9:20	グランドゴルフ大会	財田町総合運動公園多目的広場コート	三豊市老人クラブ連合会員		×	×	調査研究費	市老人クラブグランドゴルフ部	5,000	7/3	シ４９－①	5,000	H	○	5,000	寄付
65	7/7 10:00～11:30	新街連合防災訓練	三野町新街連合自治会館	自治会員		×	×	調査研究費	地域防災新街連合会会長	5,000	7/7	シ４９－②	5,000	L	○	5,000	寄付
66	7/13 17:00～19:00	五ッ街道夕涼み会	豊中町上高野五ッ街道	地域３自治会員		○	○	調査研究費	田井自治会青壮年	5,000	7/13	シ５０－①	5,000	B	○	5,000	
67								調査研究費	高瀬空射矢まつり実行委員会委員長	5,000	7/19	シ５０－②	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
68								調査研究費	香川県建設業協会西讃支部支部長　朝倉一郎	5,000	7/23	シ５１	5,000	ＡｏｒＢ	○	5,000	寄付
69								調査研究費	比地大花火実行委員会実行委員長　長谷川貞雄	5,000	7/28	シ５２	5,000	F	○	5,000	寄付
70								調査研究費	仁尾竜まつり実行委員会会長　大矢根捷	5,000	8/3	シ５３－①	5,000	F	○	5,000	寄付
71	8/4 17:00～18:30	寺地組（各自治会）青年部の会	三野町天道自治会館	寺地組(各自治)会員		×		調査研究費	三野町寺地組会計	5,000	8/4	シ５３－②	5,000	B	○	5,000	寄付
72	8/24 19:00～20:30	万灯会	吉祥寺境内	吉祥寺関係者		×	×	調査研究費	医王山吉祥寺	5,000	8/24	シ５４	5,000	F	○	5,000	寄付
73	8/24 19:00～21:00	観音寺三豊建設同友会西讃支部青年部合同慰労会	観音寺グランドホテル	各会員		○	○	調査研究費	観音寺三豊建設同友会	5,000	8/24	シ５５－①	5,000	C	○	5,000	寄付
74	8/29 10:00～11:30	大原自治会懇談会	大原自治会館	大原自治会館		×	×	調査研究費	大原自治会長	5,000	8/29	シ５５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
75	9/14 11:00～12:30	平成25年度大見地区敬老会	ふれあいパークみの	大見地区敬老会員		弁当		調査研究費	大見財産区管理会会長	5,000	9/14	シ５６－①	5,000	E	○	5,000	寄付
76	9/14 13:00～15:00	三豊総合病院新棟整備事業　竣工落成祝賀会	観音寺グランドホテル	病院関係者		○	○	調査研究費	三豊総合病院企業団　企業長	5,000	9/14	シ５６－②	5,000	I	○	5,000	寄付
77	9/15 9:00～10:00	第60回三豊近県剣道記念大会	三豊市緑が丘総合運動公園内体育館	三豊・観音寺　近県内剣士		×	×	調査研究費	三豊・観音寺剣道連盟会長	5,000	9/15	シ５７－①	5,000	H	○	5,000	寄付
78	9/21 19:00～20:00	田井自治会青壮年部会	豊中町上高野田井自治会場	自治会青壮年部会員		×		調査研究費	田井青壮年会	5,000	9/21	シ５７－②	5,000	B	○	5,000	寄付
79	9/23 10:00～11:00	吉津地区慰霊祭	三豊町公民館吉津分館	遺族		×		調査研究費	吉津地区遺族会会長	5,000	9/23	シ５８－①	5,000	I	○	5,000	寄付
80	9/24 10:00～11:30	下高瀬地区慰霊祭	大坊客殿	遺族会員		×		調査研究費	下高瀬遺族会	5,000	9/24	シ５８－②	5,000	I	○	5,000	寄付
81	9/26 8:30～9:15	三豊市長杯Ｇ・Ｇ親睦大会	財田町総合運動公園	三豊市民		×		調査研究費	三豊市体協	5,000	9/26	シ５９－①	5,000	H	○	5,000	寄付
82	9/27 18:00～19:30	みの防災フェスタ意見交換会	吉津公民館分館			×		調査研究費	みの防災フェスタ実行委員会	5,000	9/27	シ５９－②	5,000	B	○	5,000	寄付
83	9/28 10:00～11:00	大見地区慰霊祭	大見公民館	遺族会員		×		調査研究費	大見地区遺族会会計担当	5,000	9/28	シ６０－①	5,000	I	○	5,000	寄付
84								調査研究費	桑山分館長　筒井得滋	5,000	9/29	シ６０－②	5,000	E	○	5,000	寄付
85	9/29 10:00～10:40	上高野地区敬老会	上高野小学校体育館	敬老会員		×		調査研究費	三豊市立豊中町公民館上高野分館長　藤田芳廣	5,000	9/29	シ６１－①	5,000	E	○	5,000	寄付
86								調査研究費	笠田公民館　高橋政司	5,000	9/29	シ６１－②	5,000	E	○	5,000	寄付
87								調査研究費	公民館比地大分館分館長　長谷川貞雄	5,000	9/29	シ６２	5,000	E	○	5,000	寄付
88	10/5 18:00～19:30	船越八幡神社奉納コンサート	船越八幡神社境内	奉賛会員および大浜自治会員		×		調査研究費	船越八幡神社奉賛会	5,000	10/5	シ６３－①	5,000	G	○	5,000	寄付
89	10/6 10:00～11:00	鉾八幡宮例大祭	鉾八幡宮社務所	鉾八幡宮氏子				調査研究費	鉾八幡宮社務所　宮司	5,000	10/6	シ６３－②	5,000	F	○	5,000	寄付
90	10/12	秋祭り獅子	自宅	三野町寺地組青年		×		調査研究費	三野町寺地組会計	10,000	10/12	シ６４－①	10,000	F	○	10,000	寄付
91	10/12	松崎東秋祭り獅子	自宅	八幡会青年		×		調査研究費	松崎東八幡会	10,000	10/12	シ６４－②	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
92	10/12	秋祭り獅子	自宅	西組青年		×		調査研究費	西組青年団	10,000	10/12	シ６５－①	10,000	F	○	10,000	寄付
93	10/12	秋祭り獅子	自宅	東浜東青会青年		×		調査研究費	東浜東青会	10,000	10/12	シ６５－②	10,000	F	○	10,000	寄付
94	10/12	秋祭り	自宅	竹田組青年		×		調査研究費	三野町大見太鼓竹田組	10,000	10/12	シ６６－①	10,000	F	○	10,000	寄付
95	10/13	秋祭り	自宅	樋の口青年		×		調査研究費	樋之口青年会	10,000	10/13	シ６６－②	10,000	F	○	10,000	寄付
96	10/13	秋祭り	自宅	道免青年		×		調査研究費	道免青年団	10,000	10/13	シ６７－①	10,000	F	○	10,000	寄付
97	10/13	秋祭り	自宅	原組青年		×		調査研究費	大見原組青年団	10,000	10/13	シ６７－②	10,000	F	○	10,000	寄付
98								調査研究費	とよなか秋のまつり実行委員会委員長　田中基弘	5,000	10/13	シ６８－①	5,000	F	○	5,000	寄付
99	10/13	神田地区有志会	山本町神田	神田地区有志		×		調査研究費	（黒塗り）	5,000	10/13	シ６８－②	5,000	L	○	5,000	寄付
100	10/14 18:00～20:00	五ツ街道夜太鼓	豊中町五ツ街道	上高野各自治会		×		調査研究費	五つ街道夜太鼓実行委員会	10,000	10/14	シ６９－①	10,000	F	○	10,000	寄付
101	10/14	秋祭り	上高野	地域自治会員		×		調査研究費	下原獅子太鼓	5,000	10/14	シ６９－②	5,000	F	○	5,000	寄付
102	10/14 20:30～21:30	三野町建設業協会員との会	三野町内	協会員		×		調査研究費	三野町建設業協会会長	5,000	10/14	シ７０－①	5,000	B	○	5,000	寄付
103	10/19 17:00～18:00	宗吉瓦窯会意見交換会	宗吉瓦窯跡史公園	瓦窯会員		×		調査研究費	宗吉瓦窯会	5,000	10/19	シ７０－②	5,000	B	○	5,000	寄付
104	10/19 19:30～20:30	秋祭り意見交換会	田井自治会館	自治会員		×		調査研究費	田井自治会	5,000	10/19	シ７１－①	5,000	F	○	5,000	寄付
105	10/19 18:20～19:20	どぶろく祭り	宇賀神社境内	実行委員及び三豊市民		×		調査研究費	どぶろく祭り実行委員会会長	5,000	10/19	シ７１－②	5,000	F	○	5,000	寄付
106	10/20 10:00～11:00	上高瀬地区戦没者追悼式	上高瀬小学校体育館	遺族会員		×		調査研究費	上高瀬遺族会	5,000	10/20	シ７２－①	5,000	I	○	5,000	寄付
107	10/20 8:00～8:40	三野町オープンラージボール卓球大会	三野町体育センター	三豊市民や卓球クラブ所属の方々		×		調査研究費	三野町体育協会卓球部	5,000	10/20	シ７２－②	5,000	H	○	5,000	寄付
108								調査研究費	社団法人秋田犬保存会香川県支部支部長　石井洋二	5,000	10/20	シ７３－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
109	10/20 13:00～14:00	鈴の会	詫間町マリンウェーブ	会員		×		調査研究費	鈴の会	10,000	10/20	シ７３－②	10,000	A	○	10,000	寄付
110	10/20 9:00～9:45	第12回やまもと爽郷祭り	山本ふれあい公園	三豊市民		×		調査研究費	やまもと爽郷祭り実行委員会委員長	5,000	10/20	シ７４	5,000	F	○	5,000	寄付
111	10/25 8:30～9:30	第８回三豊市障害者スポーツ大会	三豊市総合体育館	会員		×		調査研究費	三豊市身体障害者協会会計	5,000	10/25	シ７５	5,000	H	○	5,000	寄付
112								調査研究費	三野町公民館下高瀬分館分館長	5,000	11/3	シ７６－①	5,000	G	○	5,000	寄付
113	11/7 8:45～9:30	三豊市体育協会長杯G・G親睦大会	三豊市総合運動公園	会員（三豊市民）		×		調査研究費	三豊市グランドゴルフ部	5,000	11/7	シ７６－②	5,000	H	○	5,000	寄付
114	11/10 10:00～11:30	矢の岡橋・大道畑潅水橋竣工式	高瀬町矢の岡・本橋北岸	矢の岡自治会員		×		調査研究費	大道畑幹代表	5,000	11/10	シ７７－①	5,000	I	○	5,000	寄付
115	11/10 8:00～9:30	大見地区文化祭	大見公民館・小学校幼稚園・はつらつセンター	大見地区住民		×		調査研究費	三野町公民館大見分館　図子邦彦	5,000	11/10	シ７７－②	5,000	G	○	5,000	寄付
116	11/16 9:00～10:00	麻地区戦没者追悼式	高瀬町麻地区構造改善センター	戦没者遺族	不明	×		調査研究費	麻地区遺族会	5,000	11/16	シ７８－①	5,000	I	○	5,000	寄付
117	11/16 19:00～21:00	五ツ街道夜太鼓祭り	大地自治会場	上高野地域実行委員		○	○	調査研究費	五つ街道夜太鼓実行委員会	10,000	11/16	シ７８－②	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
118	11/16 18:00～19:00	大地自治会総会	大地自治会場	自治会員		×		調査研究費	大地自治会	5,000	11/16	シ７９	5,000	B	○	5,000	寄付
119								調査研究費	三野町公民館吉津分館分館長　前田高次	5,000	11/17	シ８０－①	5,000	G	○	5,000	寄付
120	11/22 17:30～19:30	宅建三観支部懇談会	一亭	支部会員		○	○	調査研究費	一般社団法人香川宅建三豊支部支部長	5,000	11/22	シ８０－②	5,000	D	○	5,000	寄付
121	11/23 13:00～15:00	讃岐源之丞定期公演	インパルみの	保存会員		×		調査研究費	讃岐源之丞保存会	5,000	11/23	シ８１－①	5,000	G	○	5,000	寄付
122	11/23 19:00～20:30	みのCUP綱引大会意見交換会	ふれあいパークみの	大会役員		○	○	調査研究費	三野町体育協会綱引部	10,000	11/23	シ８１－②	10,000	H	○	10,000	寄付
123	11/29 18:30～20:30	財田ししの会	三浦邸	ししの会員		○	○	調査研究費	財田ししの会	10,000	11/29	シ８２	10,000	B	○	10,000	寄付
124	11/30 13:00～15:00	三豊・観音寺教育会総会	柞田小学校	教育会関係者		×		調査研究費	香川県三豊観音寺教育会	5,000	11/30	シ８３	5,000	A	○	5,000	寄付
125	12/1 17:00～18:00	三野町いちご会	斉藤建設	三野町建設業協会員		○	×	調査研究費	三野町いちご会	5,000	12/1	シ８４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
126	12/7 18:00～20:00	下高野水利組合総会	はやしや	水利組合総代		○	○	調査研究費	下高野水利組合委員長	5,000	12/7	シ８４－②	5,000	D	○	5,000	寄付
127	12/8 16:00～17:30	三豊・観音寺柔道協会総会	観音寺グランドホテル	協会員		×		調査研究費	三豊観音寺柔道協会会長	5,000	12/8	シ８５	5,000	A	○	5,000	寄付
128								調査研究費	大見消防団　田尾満	10,000	11/30	シ８６	10,000	ＡｏｒＢ	○	10,000	寄付
129	12/13 19:00～21:00	県造園協会西讃支部総会	すし松	支部会員		○	○	調査研究費	香造協三豊支部支部長	10,000	12/13	シ８７－①	10,000	D	○	10,000	寄付
130	12/14 19:30～20:30	三野町建設業協会総会	朝日亭	協会員		○	○	調査研究費	三野町建設業協会会長	10,000	12/14	シ８７－②	10,000	D	○	10,000	寄付
131	12/14 18:30～19:20	中の池水利組合総会	はやしや	水利組合総代		○	○	調査研究費	中の池水利組合	5,000	12/14	シ８８－①	5,000	D	○	5,000	寄付
132	12/15 18:00～19:00	神田池水利組合総会	はやしや	水利組合役員		○	○	調査研究費	神田池水利	5,000	12/15	シ８８－②	5,000	D	○	5,000	寄付
133	12/15 19:00～20:00	南池水利組合総会	はやしや	水利組合役員		○	○	調査研究費	豊中南池水利組合	5,000	12/16	シ８９－①	5,000	D	○	5,000	寄付
134	12/20 14:00～17:00	校友アカデミー総会	東京農大交友会館	校友アカデミー　会員		○	○	調査研究費	東京農業大学校友会　都道府県議会東京農大校友アカデミー会長	5,000	12/20	シ８９－②	5,000	C	○	5,000	寄付
135								調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	5,000	1/8	シ９０	5,000	D	○	5,000	寄付
136								調査研究費	大見消防団　田尾満	10,000	1/12	シ９１	10,000	ＡｏｒＢ	○	10,000	寄付
137	1/11 18:00～20:00	三野バンクゴルフ同好会総会	朝日亭	同好会員		○	○	調査研究費	三野バンクゴルフ同好会会計担当	5,000	1/11	シ９２－①	5,000	D	○	5,000	寄付
138	1/12 18:30～20:00	すずの会	リズム	すずの会員		○	○	調査研究費	すずの会	5,000	1/12	シ９２－②	5,000	D	○	5,000	寄付
139	1/17 17:30～19:30	三野町土地改良区役員会	ふれあいパーク	改良区役員		×		調査研究費	香川県三豊市三野町土地改良区理事長	10,000	1/17	シ９３	10,000	B	○	10,000	寄付
140	1/27 18:00～20:00	三豊市農業委員会との意見交換会	朝日亭	農業委員		○	○	調査研究費	農業委員会三野地区世話人	5,000	1/27	シ９４－①	5,000	D	○	5,000	寄付
141	1/28 18:00～21:00	三野町経営者協会新年会	朝日亭	協会員		○	○	調査研究費	三野町経営者協会会長	5,000	1/28	シ９４－②	5,000	D	○	5,000	寄付
142	2/2 11:30～12:00	四区自治会総会	四区自治会場	自治会員		×		調査研究費	豊中町四区自治会長	5,000	2/2	シ９５－①	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
143	2/2 11:00～11:30	6区自治会総会	6区自治会場	自治会員		×		調査研究費	豊中町6区自治会	5,000	2/2	シ９５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
144	2/2 12:00～12:30	5区自治会総会	5区自治会場	自治会員		×		調査研究費	豊中町5区自治会　会計	5,000	2/2	シ９６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
145	2/4 15:30～19:00	地域活性化講演会、交流会	朝日亭、商工会本所	商工会員		○	○	調査研究費	三豊市商工会会長	3,000	2/4	シ９６－②	3,000	D	○	3,000	寄付
146	2/2 18:00～19:30	長野自治会総会	長野公民館	自治会員		○	○	調査研究費	財田町長野自治会	5,000	2/10	シ９７－①	5,000	B	○	5,000	寄付
147	2/14 17:30～19:30	鉄道の今後のあり方について	JRホテルクレメント	JR四国役員		×		調査研究費	JRホテルクレメント高松	5,000	2/14	シ９７－②	5,000	B	○	5,000	寄付
148								調査研究費	大見消防団　田尾満	10,000	2/15	シ９８	10,000	AorB	○	10,000	寄付
149								調査研究費	三豊市消防団三野方面隊 塩田満勝	5,000	2/23	シ９９	5,000	AorB	○	5,000	寄付
150	3/11 18:00～19:30	弥谷市実行委員会	ふあれあいパークみの	実行委員		○	○	調査研究費	弥谷市実行委員会会長	5,000	3/11	シ１００－①	5,000	B	○	5,000	寄付
151	3/15 19:00～20:30	自治会総会	大地自治会場	自治会員		○	○	調査研究費	大地自治会	5,000	3/15	シ１００－②	5,000	B	○	5,000	寄付
152	3/16 15:00～17:00	大原自治会館落成工記念祝賀会	大原自治会館	自治会員		○	○	調査研究費	三野町大原自治会会計	10,000	3/16	シ１０１－①	10,000	C	○	10,000	寄付
153	3/16 12:00～13:00	自治会総会	三区自治会場	自治会員		○	○	調査研究費	桑山三区自治会長	5,000	3/16	シ１０１－②	5,000	A	○	5,000	寄付
154	3/16 10:00～11:00	桑山春季慰霊祭	桑山公民館	遺族		×		調査研究費	桑山遺族厚生会会長	5,000	3/16	シ１０２－①	5,000	I	○	5,000	寄付
155	3/21 11:00～12:00	田井自治会総会	田井自治会場	自治会員		×		調査研究費	田井自治会会計	5,000	3/21	シ１０２－②	5,000	A	○	5,000	寄付
156								調査研究費	三豊市岩瀬池土地改良区理事長	5,000	3/21	シ１０３－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
157	3/21 10:00～11:00	上高野春季慰霊祭	五十鈴神社	遺族		×		調査研究費	上高野遺族厚生会会長	5,000	3/21	シ１０３－②	5,000	I	○	5,000	寄付
158	12/22 17:15～18:30	井ノ口自治会総会	井ノ口自治会場	自治会員		○	○	調査研究費	井ノ口自治会	5,000	12/22	シ１０４－①	5,000	B	○	5,000	寄付
159	3/23 12:00～13:00	自治会総会	下原自治会場	自治会員		○	○	調査研究費	下原自治会	5,000	3/23	シ１０４－②	5,000	A	○	5,000	寄付
160	3/23 18:30～19:30	自治会総会	井ノ口自治会場	自治会員		○	○	調査研究費	井ノ口自治会	5,000	3/23	シ１０５－①	5,000	B	○	5,000	寄付
161	3/23 10:00～11:00	笠田地区慰霊祭	宇賀神社	遺族		×		調査研究費	笠田地区遺族会	5,000	3/23	シ１０５－②	5,000	I	○	5,000	寄付
162	3/29 18:00～20:00	和太鼓響屋の会	マリンウェーブ	響屋会員		×		調査研究費	和太鼓集団響屋	5,000	3/29	シ１０６－①	5,000	G	○	5,000	寄付
163	3/29 10:00～11:00	本山地区慰霊祭	高良神社	遺族		×		調査研究費	本山遺族会長	5,000	3/29	シ１０６－②	5,000	I	○	5,000	寄付
164								調査研究費	豊中町公民館桑山分館　筒井得滋	5,000	3/30	シ１０７－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
165	3/30 11:00～12:00	宗吉史跡まつり	宗吉瓦窯	三豊市民		×		調査研究費	宗吉瓦窯会	5,000	3/30	シ１０７－②	5,000	F	○	5,000	寄付
166								調査研究費	社団法人秋田犬保存会香川県支部支部長　石井洋二	5,000	3/30	シ１０８－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
167	3/30 10:00～10:45	三豊市傷痍軍人会解散式	千久亭	軍人会員		×		調査研究費	三豊市傷痍軍人会	5,000	3/30	シ１０８－②	5,000	D	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
										1,477,000			1,477,000			947,000	

佐伯明浩議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ス１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長　新田耕造	20,000	4/5	ス２－①	20,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長　新田耕造	20,000	7/12	ス２－②	20,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長　新田耕造	20,000	3/19	ス３	20,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長　新田耕造	20,000	10/4	ス４－①	20,000	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長　新田耕造	20,000	2/13	ス４－②	20,000	—	×	-	
7	—	—						会議費	校長　矢野泰規	5,000	4/5	ス５－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
8	4/6 10:00～	やまもも作業所（障害福祉）意見交換会	やまもも作業所			○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/6	ス５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
9	4/7 10:00～	一道会大会　及びスポーツ振興意見交換会	市体育館					会議費	一道会館	5,000	4/7	ス６－①	5,000	H	○	5,000	寄付
10	4/7 10:00～	福田・宮前三楽会（意見交換会）	福田自治会館	三楽会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/7	ス６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
11	4/7 11:00～	丸井南自治会意見交換会	丸井南自治会館	丸井南自治会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/7	ス７－①	5,000	A	○	5,000	寄付
12	4/7 14:00	高屋溜池水利組合	自治会館	水利組合員		○	○	会議費	高屋溜池水利組合	5,000	4/7	ス７－②	5,000	A	○	5,000	寄付
13	4/12 11:30～	豊稔土地改良区総会意見交換会	大野原交流センター	各土地改良区理事長		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/12	ス８－①	5,000	A	○	5,000	寄付
14	4/12 14:00～	紀伊地区三楽会総会	観音寺グランドホテル	紀伊三楽会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/12	ス８－②	5,000	A	○	5,000	寄付
15	4/13 10:00～	下組三楽会総会	下組自治会館	下組三楽会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/13	ス９－①	5,000	A	○	5,000	寄付
16	4/13 11:00～	萩原三楽会総会	萩ふるさと会館	萩原三楽会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/13	ス９－②	5,000	A	○	5,000	寄付
17	4/14 10:00～	上赤岡自治会三世代交流会	上赤岡自治会館	上赤岡自治会会員		○	○	会議費	上赤岡自治会長	5,000	4/14	ス１０－①	5,000	A	○	5,000	寄付
18	4/14 12:00～	高尾地区伝統文化意見交換会	高尾神社社務所	高尾地区		○	○	会議費	高屋神社	5,000	4/14	ス１０－②	5,000	F	○	5,000	寄付
19	4/14 18:00～	石砂自治会総会	石砂自治会館	石砂自治会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/14	ス１１－①	5,000	B	○	5,000	寄付
20	4/17 17:00～	五郷地区意見交換会	五郷活性化センター	五郷地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/17	ス１１－②	5,000	B	○	5,000	寄付
21	4/18 11:00～	三豊農業学校OBとの農政意見交換会		三豊農業学校OB		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/18	ス１２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
22	4/19 18:00～	観音寺市建設業協会総会	観音寺グランドホテル？	観音寺市建設業関係者		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/19	ス１２－②	5,000	B	○	5,000	寄付
23	4/20 18:00～	萩原小学校意見交換会	貸席和田	萩小職員，PTA歴代会長他		○	○	会議費	萩原小学校PTA会長	5,000	4/20	ス１３－①	5,000	D	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
24	4/20 18:00～	紀伊小学校意見交換会	貸席和田	紀伊小職員，PTA歴代会長他		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/20	ス１３－②	5,000	D	○	5,000	寄付
25	4/20 18:00～	大野原小学校意見交換会	すいめい殿	大野原小職員，PTA歴代会長他		○	○	会議費	（黒塗り）	6,000	4/20	ス１４－①	6,000	D	○	6,000	寄付
26								会議費	藤田一	10,000	4/20	ス１４－②	10,000	AorB	○	10,000	寄付
27	4/21 11:00～	須賀自治会 長寿会総会	須賀自治会館	須賀自治会長寿会会員		○	○	会議費	須賀自治会	5,000	4/21	ス１５－①	5,000	A	○	5,000	寄付
28	4/21 12:00～	瀬後自治会総会	瀬後自治会館	瀬後自治会員		○	○	会議費	瀬後自治会長	5,000	4/21	ス１５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
29	4/21 18:00～	萩原地区公民館総会	萩ふるさと会館	萩原地区公民館役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/21	ス１６－①	5,000	B	○	5,000	寄付
30	4/24 11:00～	五郷三楽会総会	五郷活性化センター	五郷三楽会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/24	ス１６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
31	4/27 18:00～	大野原町消防団OB会総会	貸席和田	歴代分団長		○	○	会議費	（黒塗り）	6,000	4/27	ス１７－①	6,000	D	○	6,000	寄付
32	4/27 19:30～	萩原体協総会	萩ふるさと会館	体協役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/27	ス１７－②	5,000	B	○	5,000	寄付
33	4/28 10:00～	三豊・観音寺少林寺指導者意見交換会		指導者役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/28	ス１８－①	5,000	A	○	5,000	寄付
34	4/28 17:30～	三・観 柔道協会 指導者意見交換会		三・観 柔道協会役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/28	ス１８－②	5,000	B	○	5,000	寄付
35	4/29 10:00～	木之郷長寿会総会	木之郷公民館	木之郷長寿会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/29	ス１９－①	5,000	A	○	5,000	寄付
36	4/30 11:00～	中姫地区三楽会総会	中姫自治会館	中姫地区三楽会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/30	ス１９－②	5,000	A	○	5,000	寄付
37	5/4 11:00～	高屋西上自治会 三世代意見交換会	西上自治会館	西上自治会住民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	5/4	ス２０－①	5,000	A	○	5,000	寄付
38	5/4 10:00～	古代米食と自然を考える会総会	加麻良社務所	会員及び流岡自治会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	5/4	ス２０－②	5,000	A	○	5,000	寄付
39	5/5 9:00～	須賀自治会三世代交流意見交換会	豊浜駅前・自治会館	須賀自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	5/5	ス２１－①	5,000	A	○	5,000	寄付
40	5/5 12:00～	五郷里づくりの会総会	五郷活性化センター	五郷地区民		○	○	会議費	（黒塗り）（五郷里づくりの会）	5,000	5/5	ス２１－②	5,000	A	○	5,000	寄付
41	5/5 18:00～	萩原地区市政意見交換会	下萩原自治会館	萩原地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	5/5	ス２２－①	5,000	B	○	5,000	寄付
42	5/10 12:00～	県建設業協会西讃支部・西讃建設業協同組合総会	観音寺グランドホテル	建設業会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	5/10	ス２２－②	5,000	A	○	5,000	寄付
43								会議費	藤川益弘	5,000	5/11	ス２３－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
44	5/12 10:30～	豊浜町長寿会総会	豊浜公会堂	長寿会員		○	○	会議費	豊浜婦人会	5,000	5/12	ス２３－②	5,000	A	○	5,000	寄付
45	5/19 10:00～	地域支援センターまるやま 意見交換会	地域支援センターまるやま	地域住民及びまるやま関係者		○	○	会議費	社会福祉法人三豊広域福祉会　地域支援センターまるやま施設長	5,000	5/19	ス２４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
46	5/22 14:00～	大豊商工会総会	大豊商工会館	商工会員		○	○	会議費	観音寺市大豊商工会会長	5,000	5/22	ス２４－②	5,000	A	○	5,000	寄付
47	5/25 10:00～	退公連三観支部総会	有明会館	退公連三観ＯＢ会		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	5/25	ス２５－①	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
48	5/23 18:30～	総会	観音寺グランド	会員		○		会議費	観音寺市国際交流協会会長	5,000	5/23	ス２５－②	5,000	B	○	5,000	寄付
49	5/25 18:00～	オイスカ三豊支部総会	観音寺グランドホテル	オイスカ会員		○	○	会議費	オイスカ三豊推進協議会	10,000	5/25	ス２６－①	10,000	B	○	10,000	寄付
50	5/26 16:00～	更生保護豊南分区総会	豊浜公会堂	更生保護豊南分区会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	5/26	ス２６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
51								会議費	佐伯知範	10,000	5/26	ス２７－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
52	5/29 18:00～	大豊経営者協会総会	しのはらレストラン	大豊経営者協会会員		○	○	会議費	観音寺市大豊経営者協会会長	5,000	5/29	ス２７－②	5,000	D	○	5,000	寄付
53	5/31 10:00～	三豊淡水漁業協同組合総会	淡水漁業協同組合	組合員		○		会議費	三豊淡水漁業協同組合	5,000	5/31	ス２８	5,000	A	○	5,000	寄付
54	6/2 18:00～	萩原体協・公民館・自治会会長意見交換会	萩のふるさと会館	体協・公民館・自治会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	6/2	ス２９－①	5,000	B	○	5,000	寄付
55	6/2 10:00～	自然健康食・古代米保存会総会	加麻良社務所	会員、自治会員		○	○	会議費	宮司	5,000	6/2	ス２９－②	5,000	A	○	5,000	寄付
56	6/9 12:00～	県建設労働組合西讃支部総会	豊中会館	会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	6/9	ス３０－①	5,000	A	○	5,000	寄付
57	6/11 18:00～	観音寺商店街連合総会		会員		○	○	会議費	観音寺商店街連合会会長	5,000	6/11	ス３０－②	5,000	B	○	5,000	寄付
58	6/12 12:00～	大平正芳記念財団授賞式及び意見交換会	如水会館	会員		○	○	会議費	公益財団法人大平正芳（黒塗り）	8,000	6/12	ス３１－①	8,000	I	○	8,000	寄付
59	6/15 14:00～	粟井地区伝統文化振興会総会	粟井社務所	粟井地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	6/15	ス３１－②	5,000	A	○	5,000	寄付
60	6/16 10:00～	大野原ソフトボール協会総会	会館	会員(大野原)		○		会議費	（黒塗り）	5,000	6/16	ス３２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
61	6/16 18:00～	大野原遊学塾総会	大野原交流センター	会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	6/16	ス３２－②	10,000	B	○	10,000	寄付
62	6/18 19:00～	大野原龍王太鼓保存振興会総会	大野原交流センター	会員(役員)		○	○	会議費	大野原龍王太鼓保存振興会会長	10,000	6/18	ス３３－①	10,000	B	○	10,000	寄付
63	6/23 19:30～	田野々パイロット組合通常総会	五郷活性化センター	会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	6/23	ス３３－②	5,000	B	○	5,000	寄付
64	6/25 17:00～	観音寺商工会議所議員総会	観音寺グランドホテル	会員		○	○	会議費	観音寺商工会議所	5,000	6/25	ス３４－①	5,000	B	○	5,000	寄付
65	6/29 17:00～	三豊・観音寺医師会総会	琴弾荘	会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	6/29	ス３４－②	5,000	B	○	5,000	寄付
66	6/30 18:00～	丸井地区意見交換会	丸井南自治会館	丸井地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	6/30	ス３５	5,000	B	○	5,000	寄付
67	7/13 14:00～	萩原大道自治会を考える会総会	大道集会所	大道自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	7/13	ス３６－①	10,000	A	○	10,000	寄付
68	7/13 12:00～	一の宮地区自然を守る会総会	一の宮集会所	地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	7/13	ス３６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
69	7/21 18:00～	落合自治会三世代交流会及び防災訓練勉強会	落合自治会館	自治会住民		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	7/21	ス３７－①	10,000	B	○	10,000	寄付
70	7/23 18:00～	香川県建設業協会西讃支部勉強会及び意見交換会	琴弾荘	協会役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	7/23	ス３７－②	5,000	B	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額(円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額(円)	分類	認容の別	認容額(円)	理由
71	8/3 18:00～	大豊商工会青年部会合（勉強会、意見交換会）	大豊商工会館	青年部会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	8/3	ス３８－①	5,000	B	○	5,000	寄付
72								会議費	観音寺大豊商工会	5,000	8/3	ス３８－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
73	8/3 18:30～	大野原公民館会合(勉強会、意見交換会)	大野原公民館	公民館長及び役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	8/3	ス３９－①	5,000	B	○	5,000	寄付
74	8/4 18:00～	福田原自治会会合	福田原自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	8/4	ス３９－②	5,000	B	○	5,000	寄付
75								会議費	五郷地区公民館長　藤田一	10,000	8/4	ス４０－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
76	8/11 18:00～	萩原地区三世代交流会	萩のふるさと会館	萩原地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	8/11	ス４０－②	5,000	B	○	5,000	寄付
77	8/15 9:00～	終戦記念日平和を考える会総会	大野原社務所	大野原住民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	8/15	ス４１－①	5,000	A	○	5,000	寄付
78	8/16 12:00～	柞田・木之郷体育協会会合	柞田小学校	会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	8/16	ス４１－②	10,000	A	○	10,000	寄付
79	8/24 18:00～	花稲地区三世代交流意見交換会	三嶋神社内	花稲地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	8/24	ス４２－①	5,000	B	○	5,000	寄付
80	8/24 19:30～	大野原子供会・自治会意見交換会	大野原町八幡内	学生・自治会員		○	○	会議費	実行委員長	5,000	8/24	ス４２－②	5,000	B	○	5,000	寄付
81								会議費	井下良樹	5,000	8/25	ス４３－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
82	8/27 17:00～	五郷里づくりの会意見交換会	五郷活性化センター	五郷地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	8/27	ス４３－②	10,000	B	○	10,000	寄付
83	9/1 17:00～	観音寺文化振興会会合		会員及び住民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/1	ス４４－①	5,000	B	○	5,000	寄付
84	9/1 14:30～	田野々雨乞い踊り保存会総会	田野々自治会館	田野々地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	9/1	ス４４－②	10,000	A	○	10,000	寄付
85	9/1 12:00～	谷上自治会老人会意見交換会	谷上自治会館	谷上自治会65才以上		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	9/1	ス４５－①	10,000	E	○	10,000	寄付
86	9/14 18:00～	三豊病院地域医療意見交換会		病院関係者地元住民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/14	ス４５－②	5,000	B	○	5,000	寄付
87	9/15 11:00～	岡自治会総会	岡自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/15	ス４６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
88	9/15 10:00～	三豊・観音寺剣道連盟指導者意見交換会	高瀬体育館	会員(指導者)		○		会議費	三豊・観音寺剣道連盟会長	5,000	9/15	ス４６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
89	9/16 12:00～	堀切自治会長寿会	堀切自治会館	自治会長寿者		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/16	ス４７－①	5,000	E	○	5,000	寄付
90	9/16 10:00～	西原自治会長寿会総会	西原自治会館	自治会長寿者		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/16	ス４７－②	5,000	E	○	5,000	寄付
91	9/19 18:00～	萩原地区市政意見交換会	下萩原自治会館	萩原地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/19	ス４８－①	5,000	B	○	5,000	寄付
92	9/21 10:00～	和田地区戦没者の会		遺族会員		○		会議費	（黒塗り）	5,000	9/21	ス４８－②	5,000	A	○	5,000	寄付
93	9/23 10:00～	萩の会総会	萩ふるさと会館萩の丘	地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/23	ス４９－①	5,000	A	○	5,000	寄付
94	9/29 11:00～	下萩原自治会高齢者意見交換会	下萩原自治会館	下萩原自治会（65才以上）		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	9/29	ス４９－②	5,000	E	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
95	10/1 12:00～	有木自治会伝統文化を守る会意見交換会	有木自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	10/1	ス５０－①	10,000	F	○	10,000	寄付
96	10/3 12:00～	内野々自治会伝統文化を守る会意見交換会	内野々自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	10/3	ス５０－②	10,000	F	○	10,000	寄付
97	10/8 12:00～	田野々自治会伝統文化を守る会意見交換会	田野々自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	10/8	ス５１－①	10,000	F	○	10,000	寄付
98	10/12 13:00～	豊田地区伝統文化意見交換会	豊浜八幡社務所	町民(自治会)役員		○		会議費	（黒塗り）	5,000	10/12	ス５１－②	5,000	F	○	5,000	寄付
99	10/12 16:00～	柞田・木之郷地区伝統文化意見交換会	柞田小学校	地区民		○		会議費	（黒塗り）	5,000	10/12	ス５２－①	5,000	F	○	5,000	寄付
100	10/12 14:00～	常盤地区伝統文化意見交換会	常盤小学校	常盤地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	10/12	ス５２－②	5,000	F	○	5,000	寄付
101	10/13 10:00～	流岡地区氏子会意見交換会	加麻良社務所	流岡氏子役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	10/13	ス５３－①	5,000	F	○	5,000	寄付
102	10/20 10:00～	粟井地区伝統文化を考える会意見交換会	粟井地区社務所	粟井地区各役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	10/20	ス５３－②	5,000	F	○	5,000	寄付
103								会議費	五郷地区公民館長　藤田一	10,000	11/16	ス５４－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
104	11/17 18:00～	田野々地区自然を守る会総会	田野々自治会館	田野々地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	11/17	ス５４－②	5,000	B	○	5,000	寄付
105	11/18 10:00～	五郷地区年金受給者の会意見交換会	五郷活性化センター	年金友の会会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	11/18	ス５５－①	10,000	A	○	10,000	寄付
106	11/30 13:00～	三豊・観音寺教育会総会		学生・保護者，関係者				会議費	三豊市・観音寺市教育会（黒塗り）	5,000	11/30	ス５５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
107	12/1 13:00～	柞田・木之郷ソフトボール協会意見交換会	ＪＡ柞田支店	協会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	12/1	ス５６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
108								会議費	三豊観音寺柔道協会	5,000	12/8	ス５６－②	5,000	AorB	○	5,000	寄付
109	12/14 18:00～	大野原町青年の会総会	大野原交流センター	会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	12/14	ス５７－①	10,000	B	○	10,000	寄付
110	12/15 18:00～	萩原地区意見交換会	萩のふるさと会館	萩原地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	12/15	ス５７－②	5,000	B	○	5,000	寄付
111	12/17 12:00～	大野原ゲートボール連合会総会		会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	12/17	ス５８－①	5,000	A	○	5,000	寄付
112	12/17 18:00～	五郷文化振興会意見交換会	五郷活性化センター	会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	12/17	ス５８－②	5,000	B	○	5,000	寄付
113	12/20 18:00～	落合地区意見交換会	落合自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	12/20	ス５９－①	5,000	B	○	5,000	寄付
114	12/22 18:00～	谷上自治会総会	谷上自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	12/22	ス５９－②	10,000	B	○	10,000	寄付
115	12/22 16:00～	姥ケ懐池水利会総会	豊浜南部集会場	水利役員		○	○	会議費	姥ケ懐池水利会会長	5,000	12/22	ス６０－①	5,000	A	○	5,000	寄付
116	12/30 18:00～	中部中学柔道指導者会意見交換会	琴弾荘	柔道指導者関係		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	12/30	ス６０－②	5,000	B	○	5,000	寄付
117	1/1 9:00～	下萩原自治会総会	下萩原自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/1	ス６１－①	5,000	A	○	5,000	寄付
118	1/1 12:00～	西丸井地域活性化振興会会合	西丸井自治会館	地区民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/1	ス６１－②	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
119	1/1 10:00～	高尾自治会総会	高尾自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/1	ス６２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
120	1/1 10:30～	中村自治会総会	中村自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/1	ス６２－②	5,000	A	○	5,000	寄付
121	1/1 11:00～	大造自治会総会	大造自治会館	自治会員		○	○	会議費	大造自治会長	5,000	1/1	ス６３－①	5,000	A	○	5,000	寄付
122	1/1 12:00～	植松自治会総会	下組自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/1	ス６３－②	5,000	A	○	5,000	寄付
123	1/1 15:00～	十三塚下自治会総会	十三塚下自治会館	自治会員		○	○	会議費	自治会長	5,000	1/1	ス６４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
124	1/1 17:00～	川東自治会総会	川東自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	1/1	ス６４－②	10,000	A	○	10,000	寄付
125	1/1 14:00～	加麻良伝統文化を守る会会合	加麻良社務所	流岡地区氏子役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/1	ス６５－①	5,000	A	○	5,000	寄付
126	1/2 11:00～	豆塚自治会総会	豆塚自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/2	ス６５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
127	1/5 11:00～	林自治会総会	林自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/5	ス６６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
128	1/5 17:00～	内野々自治会総会	内野々自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	1/5	ス６６－②	10,000	A	○	10,000	寄付
129	1/5 12:00～	西丸井自治会総会	西丸井自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/5	ス６７－①	5,000	A	○	5,000	寄付
130	1/5 13:00～	先林自治会総会	先林自治会館	自治会員		○	○	会議費	大野原花稲先林自治会会計	5,000	1/5	ス６７－②	5,000	A	○	5,000	寄付
131								会議費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	5,000	1/8	ス６８－①	5,000	D	○	5,000	寄付
132	1/11 18:30～	札場自治会総会	札場自治会館	自治会員		○	○	会議費	札場自治会長	5,000	1/11	ス６８－②	5,000	B	○	5,000	寄付
133	1/11 19:00～	上杉林自治会総会	上杉林自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/11	ス６９－①	5,000	B	○	5,000	寄付
134	1/11 18:00～	本村西自治会総会	本村自治会館	自治会員		○	○	会議費	自治会長	5,000	1/11	ス６９－②	5,000	B	○	5,000	寄付
135	1/11 19:00～	十三塚上自治会総会	十三塚上自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/11	ス７０－①	5,000	B	○	5,000	寄付
136	1/12 14:00～	田野々自治会総会	田野々自治会館	自治会員		○	○	会議費	田野々大字総代	10,000	1/12	ス７０－②	10,000	A	○	10,000	寄付
137	1/12 10:00～	十三塚中自治会総会	十三塚中自治会館	自治会員		○	○	会議費	十三塚中自治会	5,000	1/12	ス７１－①	5,000	A	○	5,000	寄付
138	1/12 11:00～	丸井南自治会総会	丸井南自治会館	自治会員		○	○	会議費	丸井南自治会長	5,000	1/12	ス７１－②	5,000	A	○	5,000	寄付
139								会議費	五郷分団長　堀口友彦	10,000	1/12	ス７２－①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
140	1/12 14:30～	寺家自治会総会	寺家自治会館	自治会員		○	○	会議費	寺家自治会長	5,000	1/12	ス７２－②	5,000	A	○	5,000	寄付
141	1/12 15:00～	福田乃自治会総会	福田乃自治会館	自治会員		○	○	会議費	福田原自治会	5,000	1/12	ス７３－①	5,000	A	○	5,000	寄付
142	1/12 16:00～	東村自治会総会	東村自治会館	自治会員		○	○	会議費	東村自治会会計	5,000	1/12	ス７３－②	5,000	A	○	5,000	寄付
143	1/12 17:00～	残水西自治会総会	残水西自治会館	自治会員		○	○	会議費	残水西自治会	5,000	1/12	ス７４－①	5,000	B	○	5,000	寄付
144	1/12 18:00～	大字井関自治会総会	五郷活性化センター	井関地区民		○	○	会議費	大字副総代会計	10,000	1/12	ス７４－②	10,000	B	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
145								会議費	小山分団長　藤川益弘	5,000	1/12	ス７５－①	5,000	AorB	○	5,000	寄付
146	1/13 12:00～	大道自治会意見交換会	大道集会所	大道自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	1/13	ス７５－②	10,000	A	○	10,000	寄付
147	1/17 18:00～	豊浜地区自治会協議会総会	浜田屋	豊浜各自治会長		○	○	会議費	豊浜地区自治会協議会会長	5,000	1/17	ス７６－①	5,000	D	○	5,000	寄付
148	1/17 14:00～	大野原青色申告会総会	大豊商工会館	会員		○	○	会議費	会長	5,000	1/17	ス７６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
149	1/18 18:00～	中林自治会総会	中林自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/18	ス７７－①	5,000	B	○	5,000	寄付
150	1/19 11:00～	柏原自治会総会	柏原自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/19	ス７７－②	5,000	A	○	5,000	寄付
151	1/19 12:00～	丸井北自治会総会	丸井北自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/19	ス７８－①	5,000	A	○	5,000	寄付
152	1/19 10:00～	残水東自治会総会	残水自治会館	自治会員		○	○	会議費	残水東自治会長	5,000	1/19	ス７８－②	5,000	A	○	5,000	寄付
153	1/23 18:00～	大豊商工会経営者協会会合	しのはらレストラン	会員		○	○	会議費	観音寺市大豊経営者協会会長	5,000	1/23	ス７９－①	5,000	D	○	5,000	寄付
154	1/26 17:00～	三観柔道協会意見交換会		会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/26	ス７９－②	5,000	B	○	5,000	寄付
155	1/26 12:00～	内野々自治会青年部会会合	貸席和田	内野々青年部会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	1/26	ス８０－①	5,000	D	○	5,000	寄付
156	1/26 15:00～	下林自治会総会	下林自治会館	自治会員		○	○	会議費	下林自治会長	5,000	1/26	ス８０－②	5,000	A	○	5,000	寄付
157	2/11 14:00～	石砂自治会青年会総会	石砂自治会館	青年会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	2/11	ス８１	5,000	A	○	5,000	寄付
158	3/16 13:00～	山田自治会総会	山田自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/16	ス８２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
159	3/16 10:00～	下木屋自治会総会	下木屋自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/16	ス８２－②	5,000	A	○	5,000	寄付
160	3/23 11:00～	赤岡上自治会総会	赤岡上自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/23	ス８３－①	5,000	A	○	5,000	寄付
161	3/23 18:00～	大字有木自治会総会	落合自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	10,000	3/23	ス８３－②	10,000	B	○	10,000	寄付
162	3/24 10:00～	豊浜町戦没者遺族会総会		遺族会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/24	ス８４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
163	3/28 18:00～	大野原相撲振興会会合	大野原交流センター	大野原町民		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/28	ス８４－②	5,000	B	○	5,000	寄付
164	3/29 14:00～	高屋水利組合会合	高屋自治会館	水利役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/29	ス８５－①	5,000	A	○	5,000	寄付
165	3/30 11:00～	大野原氏子会会合	大野原八幡社務所	氏子役員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/30	ス８５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
166	3/30 14:00～	中姫中央自治会総会	中姫自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/30	ス８６－①	5,000	A	○	5,000	寄付
167	3/30 15:00～	下屋敷自治会総会	下屋敷自治会館	自治会員		○	○	会議費	（黒塗り）（下屋敷）	5,000	3/30	ス８６－②	5,000	A	○	5,000	寄付
168	3/30 12:00～	辻東自治会総会	辻東自治会館	自治会員		○	○	会議費	自治会長	5,000	3/30	ス８７－①	5,000	A	○	5,000	寄付
169	3/30 13:00～	五郷土地改良区総代会	五郷活性化センター	土地改良区総代		○	○	会議費	（黒塗り）	5,000	3/30	ス８７－②	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額(円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額(円)	分類	認容の別	認容額(円)	理由
170								会議費	大野原町花稲土地改良区 理事長　合田孝志	5,000	3/30	ス８８	5,000	AorB	○	5,000	寄付
										1,585,000			1,585,000			955,000	

白井昌幸議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	セ１	530,000	—	×	-	
2	4/2 11:00～12:30	鴨庄地区遺族会総会	さぬき市鴨庄新開	戦没者遺族会会員		仕出し折詰弁当	持帰り	研修費	鴨庄地区遺族会会長	10,000	4/2	セ２－①	10,000	A	○	10,000	寄付
3	4/5 10:00～12:00	陽老会総会	さぬき市鴨庄 大井自治会館	60歳以上の大井，横井，松ヶ端，ハッピータウン４地区の在住者		仕出し折詰弁当	×	研修費	さぬき市鴨庄陽老会会計	10,000	4/5	セ２－②	10,000	A	○	10,000	寄付
4	4/7 10:00～10:30	横井自治会総会	さぬき市鴨庄 横井自治会館	自治会会員		×		研修費	さぬき市鴨庄横井自（黒塗り）会計	10,000	4/7	セ３－①	10,000	A	○	10,000	寄付
5	4/7 11:00～12:00	白方自治会総会	さぬき市鴨庄 白方自治会館	自治会会員		仕出し折詰弁当・味噌汁	○	研修費	さぬき市白方自治会会長	10,000	4/7	セ３－②	10,000	A	○	10,000	寄付
6	4/7 12:00～13:00	平竹自治会総会	さぬき市志度 平竹自治会館	自治会会員		仕出し折詰弁当・味噌汁等	○	研修費	平竹自治会	10,000	4/7	セ４－①	10,000	A	○	10,000	寄付
7	4/7 11:00～13:00	六番自治会総会	さぬき市鴨部 六番自治会館	自治会会員		仕出し折詰弁当・味噌汁等	○	研修費	六番自治会	10,000	4/7	セ４－②	10,000	A	○	10,000	寄付
8	4/12 17:00～19:00	昌栄会	さぬき市志度 いせだ	自治会会員		会席料理	○	研修費	（黒塗り）	10,000	4/12	セ５	10,000	D	○	10,000	寄付
9	4/13	鴨部神社奉心会総会	さぬき市鴨部西山 鴨部神社社務所	さぬき市鴨部，鴨庄，小田地区氏子総代及び役員		仕出し折詰弁当	○	研修費	鴨部神社奉心会会長	10,000	4/13	セ６	10,000	ＡｏｒＢ	○	10,000	寄付
10	4/14 17:00～19:00	松ケ端自治会総会	さぬき市鴨庄 松ケ端自治会館	自治会会員		仕出し折詰弁当	○	研修費	松ケ端自治会会長	10,000	4/14	セ７	10,000	B	○	10,000	寄付
11	4/28 17:00～	新町自治会館落成記念懇親会	さぬき市志度 新町自治会館	自治会会員 有志 勢組太鼓台会員		大皿手料理盛り付け	○	研修費	新町青年倶楽部会長	10,000	4/28	セ８	10,000	B	○	10,000	寄付
12	5/12 12:00～13:00	末老人クラブ総会	さぬき市末 末自治会館	末南，末東，末西三地区在住者		仕出し折詰弁当	○	研修費	末老人クラブ会長	10,000	5/12	セ９－①	10,000	A	○	10,000	寄付
13	5/17 10:00～11:00	老人クラブ長生会総会	さぬき市寒川町 春日温泉	西山，ワラヤ各自治会在住の老人		○	×	研修費	老人クラブ長生会	10,000	5/17	セ９－②	10,000	A	○	10,000	寄付
14	5/18 11:00～12:00	白方老人みどり会	さぬき市鴨庄 白方自治会館	白方，穴子二地区在住者会員		仕出し折詰弁当	○	研修費	白方老人会みどり会会長	10,000	5/18	セ１０－①	10,000	A	○	10,000	寄付
15	5/19 18:30～20:00	志度五月会	さぬき市鴨庄小方 小松真珠荘	会員		折詰弁当	○	研修費	志度五月会会長	10,000	5/19	セ１０－②	10,000	D	○	10,000	寄付
16								研修費	香川県建設業協会長尾支部支部長	5,000	5/28	セ１１	5,000	ＡｏｒＢ	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
17	5/29 16:30～18:00	香川県造園協会大川支部	さぬき市志度 ふじ井	会員		会席料理	○	研修費	香川県造園協会	10,000	5/29	セ１２－①	10,000	D	○	10,000	寄付
18	6/14 19:00～20:00	志度臨海工業団地連絡協議会定期総会	さぬき市鴨庄小方 小松真珠荘	会員		仕出し折詰弁当，刺身，味噌汁	○	研修費	志度臨海工業団地連絡協議会事務局長	10,000	6/14	セ１２－②	10,000	D	○	10,000	寄付
19	6/16 11:00～12:00	島田六番松寿会	さぬき市鴨部 六番自治会館	島田，六番二地区在住の60歳以上の会員		仕出し折詰弁当，お汁，付き出し	○	研修費	島田六番松寿会会長	10,000	6/16	セ１３－①	10,000	A	○	10,000	寄付
20	6/19 17:30～18:30	香川県造園協会	リーガホテルゼスト高松	会員		中華料理	○	研修費	香川県造園協会会長	10,000	6/19	セ１３－②	10,000	D	○	10,000	寄付
21	6/23 11:30～12:30	鴨部長寿会	さぬき市鴨部 鴨部公民館			手作り料理	○	研修費	鴨部長寿会	10,000	6/23	セ１４	10,000	A	○	10,000	寄付
22	7/10 10:00～13:30	第44回放漁祭	さぬき市鴨庄 小松真珠荘	漁業関係者		会席料理	○	研修費	一般社団法人香川県水産振興協会会長　服部郁弘	10,000	7/10	セ１５	10,000	D	○	10,000	寄付
23	8/13 17:00～22:00	北山夏まつり	旧北山小学校	地域住民及び関係者		手作り料理	○	研修費	北山夏まつり実行委員会 会長　猪塚義文	10,000	8/13	セ１６－①	10,000	F	○	10,000	寄付
24	9/7 18:00～20:00	山と海の会	さぬき市長尾昭和 賢介	会員		鍋物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	9/7	セ１６－②	10,000	D	○	10,000	寄付
25	9/16 10:00～11:00	鴨部地区敬老会	さぬき市鴨部 鴨部小学校体育館	地区の75歳以上の住民		手作り弁当	持帰り	研修費	鴨部いきいき敬老会実行委員会	10,000	9/16	セ１７	10,000	E	○	10,000	寄付
26	9/22 9:20～10:20	第４２回志度地区市民運動会	さぬき市志度 志度中学校体育館	志度地区住民		×		研修費	志度地区市民運動会実行委員会会長	10,000	9/22	セ１８	10,000	H	○	10,000	寄付
27	9/26 19:00～21:30	さん木会	さぬき市志度 いせだ	会員・講師 ２名	年会費	会席料理	○	研修費	さん木会会長	10,000	9/26	セ１９	10,000	D	○	10,000	
28	9/27 18:00～19:00	異業種交流懇親会友遊会秋の例会		会員		円形テーブル盛り合わせ	○	研修費	異業（黒塗り）会	8,000	9/27	セ２０	8,000	C	○	8,000	寄付
29	9/29 8:00～8:30	泊室沖獅子舞保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	泊、室沖自治会有志				研修費	泊室沖獅子舞保存会	10,000	9/29	セ２１	10,000	F	○	10,000	寄付
30	9/29 9:00～9:30	横井自治会獅子舞保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	横井自治会有志		×		研修費	横井（判読不能）会	10,000	9/29	セ２２－①	10,000	F	○	10,000	寄付
31	9/29 9:30～10:00	鴨部中筋獅子保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	鴨部中筋13自治会の会員有志		×		研修費	鴨部中筋獅子保存会代表	10,000	9/29	セ２２－②	10,000	F	○	10,000	寄付
32	9/29 10:00～10:30	鴨庄川西自治会獅子舞保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	自治会有志				研修費	鴨庄川西自治会	10,000	9/29	セ２３－①	10,000	F	○	10,000	寄付
33	9/29 10:30～11:00	新開獅子舞保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	新開自治会有志				研修費	新開獅子保存会代表	10,000	9/29	セ２３－②	10,000	F	○	10,000	寄付
34	9/29 12:30～13:00	小田地区"御船"保存会	さぬき市鴨部西山　鴨部神社	保存会会員		手作り料理	○	研修費	小田地区青年会	10,000	9/29	セ２４	10,000	F	○	10,000	寄付
35	9/29 11:00～11:30	長浜自治会獅子舞保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	自治会有志		×		研修費	長浜自治会	10,000	9/29	セ２５	10,000	F	○	10,000	寄付
36	10/8 8:00～8:30	天野獅子の会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	天野獅子舞保存会有志		×		研修費	天野獅子の会	10,000	10/8	セ２６－①	10,000	F	○	10,000	寄付
37	10/8 9:00～9:30	君愛獅子保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	鴨部東山地区 15自治会有志		×		研修費	君愛獅子保存会会長	10,000	10/8	セ２６－②	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
38	10/8 19:30～19:50	新町勢組 （太鼓台実行委員会）	さぬき市志度 新町倉庫	新町自治会在住者及び有志		手作り料理	×	研修費	新町勢組	10,000	10/8	セ２７－①	10,000	F	○	10,000	寄付
39	10/8 20:35～21:00	幸組太鼓台実行委員会	さぬき市寺町 平田家	寺町自治会会員及び太鼓台会員		手作り料理	○	研修費	幸組太鼓台	10,000	10/8	セ２７－②	10,000	F	○	10,000	寄付
40	１０／７ 19:00～19:30	魁組太鼓台保存会	さぬき市志度 金屋自治会館	金屋自治会員及び太鼓台会員		手作り料理	×	研修費	魁組太鼓台保存会	10,000	10/9	セ２８－①	10,000	F	○	10,000	寄付
41	１０／７ 20:05～20:35	明組太鼓台保存会	さぬき市志度 大橋自治会館	大橋自治会員及び太鼓台会員		手作り料理	○	研修費	明組太鼓台保存会	10,000	10/9	セ２８－②	10,000	F	○	10,000	寄付
42	10/8 19:50～20:05	新町獅子舞保存会	さぬき市志度 新町自治会館	新町自治会員		手作り料理	×	研修費	新町青年部	10,000	10/10	セ２９	10,000	F	○	10,000	寄付
43	10/8 20:10～20:30	鳳組太鼓台保存会	さぬき市志度 今新町自治会館	今新町自治会員及び太鼓台会員		手作り料理	○	研修費	鳳組太鼓台保存会	10,000	10/10	セ３０－①	10,000	F	○	10,000	寄付
44	10/8 19:00～19:20	寶組太鼓台保存会	さぬき市志度 江の口自治会館	江の口，高柳，八丁地，間川自治会員及び太鼓台会員		手作り料理	○	研修費	寶組太鼓台保存会	10,000	10/10	セ３０－②	10,000	F	○	10,000	寄付
45	10/11 19:30～20:00	旭組太鼓台保存会	さぬき市志度 塩屋自治会館	塩屋自治会及び太鼓台有志		手作り料理	×	研修費	旭組太鼓台保存会	10,000	10/11	セ３１－①	10,000	F	○	10,000	寄付
46	10/11 20:05～20:35	豊組太鼓台保存会	さぬき市志度 若宮神社	南中浜，北中浜自治会員及び太鼓台会員		手作り料理	×	研修費	豊組太鼓台保存会総責任者	10,000	10/11	セ３１－②	10,000	F	○	10,000	寄付
47	10/12 9:00～9:30	末獅子保存会	白井昌幸宅	末地区自治会有志		手作り料理	×	研修費	末獅子保存会	10,000	10/12	セ３２－①	10,000	F	○	10,000	寄付
48	10/13 10:00～10:30	大井獅子舞保存会	さぬき市鴨庄 白井昌幸宅	大井自治会員 有志		×		研修費	大井自治会	10,000	10/13	セ３２－②	10,000	F	○	10,000	寄付
49	11/3 7:30～19:00	第２０回志度地区市民ゴルフ大会	志度カントリークラブ	志度町住民及び志度町内勤務者		会席膳	○	研修費	公益財団法人志度町体育振興会理事長　細川巌	10,000	11/3	セ３３	10,000	ＡｏｒＢ	○	10,000	寄付
50	11/13 18:00～20:00	桜士会	高松市西宝町 喜代美山荘花樹海	会員		会席料理	○	研修費	（黒塗り）（桜士会）	10,000	11/13	セ３４	10,000	B	○	10,000	寄付
51	11/14 13:00～14:00	鴨庄婦人会	さぬき市鴨庄 鴨庄ふれあいプラザ	会員		×		研修費	鴨庄婦人会	10,000	11/14	セ３５－①	10,000	A	○	10,000	寄付
52	11/15 18:00～19:00	鴨部婦人会	さぬき市鴨部 鴨部公民館	会員		×		研修費	鴨部婦人会	10,000	11/15	セ３５－②	10,000	B	○	10,000	寄付
53	11/29 18:30～20:30	山と海の会	さぬき市志度 かくれ家	会員		鍋物，焼き物	○	研修費	（黒塗り）	10,000	11/29	セ３６－①	10,000	D	○	10,000	寄付
54	11/30 18:30～20:30	さん木会	さぬき市志度 かね荘	会員及び講師		海鮮料理	○	研修費	さん木会	10,000	11/30	セ３６－②	10,000	D	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
55	12/5 18:00～19:00	自治会婦人会幹部会 （鴨部地区）	さぬき市鴨部 鴨部公民館	自治会長及び婦人会幹部		×		研修費	自治会・婦人会幹部会	5,000	12/5	セ３７	5,000	B	○	5,000	寄付
56	12/7 17:30～19:00	さぬき市連合自治会志度支会	さぬき市志度 小松真珠荘	各自治会長 社会福祉協議会事務官 講師		会席料理	○	研修費	さぬき市連合自治会志度支部会長	10,000	12/7	セ３８	10,000	D	○	10,000	寄付
57	12/9 18:00～19:30	志度五月会	さぬき市志度 小松真珠荘	会員		折詰弁当	○	研修費	志度五月会代表	10,000	12/9	セ３９	10,000	D	○	10,000	寄付
58	12/14	昌栄会	さぬき市志度 いせだ	会員		海鮮料理	○	研修費	（黒塗り）	10,000	12/14	セ４０	10,000	D	○	10,000	寄付
59	1/4 17:00～18:30	東かがわ青年会議所 賀詞交換会	東かがわ市			各種盛り合わせ	○	研修費	社団法人東かがわ青（黒塗り）	3,000	1/5	セ４１	3,000	C	○	3,000	寄付
60								研修費	鴨部分団　松岡義寛	10,000	1/12	セ４２－①	10,000	ＡｏｒＢ	○	10,000	寄付
61	1/18 18:00～19:30	香川県接骨師会総会 及び懇親会	高松市西宝町 喜代美山荘花樹海	会員		会席料理	○	研修費	公益社団法人香川県接骨師会	10,000	1/18	セ４２－②	10,000	C	○	10,000	寄付
62	1/23 18:30～	さん木会	さぬき市志度 ふじ井	会員		会席料理		研修費	さん木会	10,000	1/23	セ４３	10,000	D	○	10,000	寄付
63	2/21 18:00～20:00	昌栄会	さぬき市志度 いせだ	会員		海鮮料理		研修費	昌栄会	10,000	2/21	セ４４	10,000	D	○	10,000	寄付
64	3/9 11:30～12:00	末東自治会総会	さぬき市末東 末東自治会館	自治会会員		折詰弁当・味噌汁等	○	研修費	末東自治会長	10,000	3/9	セ４５	10,000	A	○	10,000	寄付
65	3/9 12:05～12:35	末南自治会総会	さぬき市末 末南自治会館	自治会会員		折詰弁当，味噌汁，付き出し	○	研修費	末南自治会	10,000	3/9	セ４６	10,000	A	○	10,000	寄付
66	3/9 12:40～13:30	末西自治会総会	さぬき市末 末西自治会館	自治会会員		折詰弁当・味噌汁・付き出し	○	研修費	末西自治会	10,000	3/9	セ４７－①	10,000	A	○	10,000	寄付
67	3/14 18:30～20:00	山と海の会	さぬき市志度 智（とも）	会員		鍋料理	○	研修費	（黒塗り）	10,000	3/14	セ４７－②	10,000	D	○	10,000	寄付
68	3/30 10:00～11:00	大井自治会総会	さぬき市鴨庄 大井自治会館	自治会会員		折詰弁当・味噌汁	○	研修費	大井自治会	10,000	3/30	セ４８	10,000	A	○	10,000	寄付
										1,181,000			1,181,000			651,000	

十河直議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	－	－	－	－	－	－	－	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	タ１	530,000	－	×	-	
2	4/1 12:00～14:00	大川みろく農業法人総会	東町公民館	農業法人役員,社員	会員はなし	○	○	研修費	大川みろく農業法人	10,000	4/1	タ２	10,000	A	○	10,000	寄付
3	4/4 11:00～13:00	さぬき市ウォーキング協会総会	辛立文化センター	協会員		×		研修費	さぬき市ウォーキング協会会長	10,000	4/4	タ３	10,000	A	○	10,000	寄付
4	4/7 11:00～13:00	石井自治会総会	石井自治会館	石井自治会会員		×		研修費	石井地区運営委員会会計	10,000	4/7	タ４	10,000	A	○	10,000	寄付
5	4/7 11:00～13:00	横内自治会総会	横内公民館	横内自治会会員		○	○	研修費	寒川横内自治会会長	10,000	4/7	タ５	10,000	A	○	10,000	寄付
6	4/9 6:00～8:00	中組寿会（老人会）	造田公民館	中組地区老人会会員		○	○	研修費	中組寿会会長	10,000	4/9	タ６	10,000	A	○	10,000	寄付
7	4/14 13:00～	松尾北地区総会	金比羅神社	松尾北地区自治会会員		○	○	研修費	松尾地区代表	10,000	4/14	タ７	10,000	A	○	10,000	寄付
8	4/14	下屋自治会総会	下屋改善センター	下屋自治会会員		○	○	研修費	長尾下屋自治会	10,000	4/14	タ８	10,000	AorB	○	10,000	寄付
9	4/20 11:00～	前山老人会	前山地区多目的研修センター	前山老人会員		○	○	研修費	前山老人会長	10,000	4/20	タ９	10,000	A	○	10,000	寄付
10	4/20 19:00～	尾崎自治会総会	尾崎公民館	尾崎自治会会員		弁当	○	研修費	長尾尾崎自治会	10,000	4/20	タ１０	10,000	B	○	10,000	寄付
11	4/20 7:00	自治会総会	造田ふれあいプラザ	中組自治会会員		弁当	○	研修費	中組自治会会長	10,000	4/20	タ１１	10,000	A	○	10,000	寄付
12	4/21 10:00～	長尾吟詠会	長尾公民館	長尾吟詠会会員		×		研修費	造田吟詠会	10,000	4/21	タ１２	10,000	G	○	10,000	寄付
13	4/27 11:00～	野間田東老人会さくら会	野間田東公民館	野間田東老人会会員		○	○	研修費	野間田東さくら会会計	10,000	4/27	タ１３	10,000	A	○	10,000	寄付
14	4/28 11:00～	富田れんげ祭	徳武産業倉庫	市民		×		研修費	富田れんげ祭実行委員会	10,000	4/28	タ１４	10,000	F	○	10,000	寄付
15	4/29	造田婦人会	造田ふれあいプラザ	婦人会会員		弁当	○	研修費	さぬき市造田婦人会会長	10,000	4/29	タ１５	10,000	AorB	○	10,000	寄付
16	4/30	石井老人会	春日温泉	石井老人会会員		弁当	○	研修費	石井地区老人会	10,000	4/30	タ１６	10,000	AorB	○	10,000	寄付
17	5/7 11:00～	多和東老人会	多和公民館	多和東老人会　会員		弁当	○	研修費	多和東地区	10,000	5/7	タ１７	10,000	A	○	10,000	寄付
18	5/19	さぬき市身体障害者総会	辛立文化センター	身体障害者団体会員		弁当	持帰り	研修費	さぬき市身体障害者団体	10,000	5/19	タ１８	10,000	AorB	○	10,000	寄付
19	5/24 11:00～	前山よくする会総会	前山地区多目的研修所	会員		○	○	研修費	前山をよくする会	10,000	5/24	タ１９	10,000	A	○	10,000	寄付
20	5/28 11:00～	下所老人会総会	下所公民館	下所老人会会員		弁当	○	研修費	下所老人クラブオリーブ会会長	10,000	5/28	タ２０	10,000	A	○	10,000	寄付
21								研修費	ショウブまつり実行委員会委員長　十河護	10,000	6/2	タ２１	10,000	F	○	10,000	説明なし
22	6/9 10:00～	東讃２市実年者バレーボール大会	長尾小学校体育館	市民		×		研修費	東讃二市実年者バレーボール連絡協議会会長	10,000	6/9	タ２２	10,000	H	○	10,000	寄付
23	6/15 19:00～	長尾ふるさと青友会	クアパーク津田	青友会会員		○	○	研修費	長尾ふるさと青友会会長	20,000	6/15	タ２３	20,000	B	○	20,000	寄付
24	6/22 11:00～	みろく農業法人総会	千本仏集会場	法人会員		婦人会による料理		研修費	みろく農業法人	10,000	6/22	タ２４	10,000	A	○	10,000	寄付
25	6/30							研修費	大川町少年柔道クラブ代表	10,000	6/30	タ２５	10,000	AorBorH	○	10,000	説明なし
26	7/1 18:00～	農業組合法人天王総会	カメリア温泉	法人会員		○	○	研修費	農事組合法人天王（黒塗り）代表理事	10,000	7/1	タ２６	10,000	B	○	10,000	寄付
27	7/5			ソフトボール協会会員				研修費	ソフトボール協会会長	10,000	7/5	タ２７	10,000	AorBorH	○	10,000	説明なし

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
28	7/13 19:00	乙井青壮年会総会	乙井公民館	乙井青壮年会会員		盛合せ	○	研修費	乙井青壮年会	10,000	7/13	タ２８	10,000	B	○	10,000	寄付
29	7/27	下屋自治会総会	下屋生活改善センター	下屋自治会会員		弁当		研修費	下屋自治会代表	10,000	7/27	タ２９	10,000	AorB	○	10,000	寄付
30	8/4 18:00～	さぬき市自治会連合会総会	造田ふれあいプラザ	各自治会長		弁当		研修費	さぬき市連合自治会造田（黒塗り）支会長	10,000	8/4	タ３０	10,000	B	○	10,000	寄付
31	8/10 17:00～	わいわい祭（夏祭り）	長尾公民館駐車場	長尾町民		うどん他		研修費	わいわいまつり実行委員会	10,000	8/10	タ３１	10,000	F	○	10,000	寄付
32	8/11 18:00～	前山地区夏祭り	前山地区多目的研修センター	前山地区市民		うどん他		研修費	前山をよくする会会長	10,000	8/11	タ３２	10,000	F	○	10,000	寄付
33	8/15 17:00～	多和夏祭り	旧多和小学校	多和地区市民		○	○	研修費	多和地区夏まつり実行委員会	10,000	8/15	タ３３	10,000	F	○	10,000	寄付
34	8/18	長行青壮年会	長行いこいの家	長尾青壮年会会員		弁当		研修費	（判読不能）青壮年会会長	10,000	8/18	タ３４	10,000	AorB	○	10,000	寄付
35	8/31 17:00～	野間田東ナイスミドル会	野間田東公民館	ナイスミドル会員		○	○	研修費	野間田東ナイスミドル会会長	10,000	8/31	タ３５	10,000	B	○	10,000	寄付
36								研修費	さぬき市津田町	10,000	9/1	タ３６	10,000	M	○	10,000	説明なし
37	9/5 11:00～	北原老人会	北原ふれあい会館	北原老人会会員		弁当		研修費	津田町北原老人会	10,000	9/5	タ３７	10,000	E	○	10,000	寄付
38	9/7 11:00～	野間田東さくら会（老人会）	野間田東公民館	野間田東さくら会会員		仕出し		研修費	野間田東さくら会会計	10,000	9/7	タ３８	10,000	E	○	10,000	寄付
39	9/16 10:00～	多和地区敬老会	旧多和小学校	80歳以上老人		弁当		研修費	多和友会	10,000	9/16	タ３９	10,000	E	○	10,000	寄付
40	9/16	前山地区敬老会	前山地区多目的研修センター	80歳以上老人		弁当		研修費	さぬき市前山よつばグループ代表	10,000	9/16	タ４０	10,000	E	○	10,000	寄付
41	9/16 13:00～	長尾地区敬老会	長尾小学校体育館	長尾地区80歳以上高齢者		弁当		研修費	長尾地区敬老実行委員会代表 長尾婦人会長	10,000	9/16	タ４１	10,000	E	○	10,000	寄付
42	9/16 10:00～	造田地区敬老会	造田小学校体育館	80歳以上老人		○	○	研修費	連合自治会造田支会	10,000	9/16	タ４２	10,000	E	○	10,000	寄付
43	9/22 19:00～	下所壮年会	下所公民館	壮年会会員		○	○	研修費	下所壮年会	10,000	9/22	タ４３	10,000	B	○	10,000	寄付
44	9/23 19:00～	下屋地区自治会	下屋生活改善センター	下屋自治会会員		○	○	研修費	（黒塗り）	10,000	9/23	タ４４	10,000	B	○	10,000	寄付
45	9/23 13:00～	東地区老人会	清水公民館	老人会会員		○	○	研修費	（黒塗り）	10,000	9/23	タ４５	10,000	E	○	10,000	寄付
46	10/14 11:00～	大川北地区老人会	北地区公民館	大川北地区老人会会員		○	○	研修費	大川北地区区老人会	10,000	10/14	タ４６	10,000	E	○	10,000	寄付
47	10/19 10:00～	コスモス祭り	田村良幸事務所前	市民		どじょう汁	○	研修費	コスモス祭実行委員会	10,000	10/19	タ４７	10,000	F	○	10,000	寄付
48	10/20 11:00～	造田地区ふくし祭	造田ふれあいプラザ	造田地区全員		○	○	研修費	造田地区福祉まつり実行委員会委員長	10,000	10/20	タ４８	10,000	F	○	10,000	寄付
49	10/21 19:00～	長尾ふるさと青友会	クアパーク津田	青友会会員		○	○	研修費	長尾ふるさと（黒塗り）会長	10,000	10/21	タ４９	10,000	B	○	10,000	寄付
50	10/27 19:00～	八坂自治会	八坂町集会場	八坂自治会会員		○	○	研修費	石田八坂町自治会	10,000	10/27	タ５０	10,000	B	○	10,000	寄付
51	11/3 10:00～	文化協会作品展示	長尾公民館	協会員		×		研修費	長尾文化協会	10,000	11/3	タ５１	10,000	L	○	10,000	寄付
52	10/27 11:00～	石田西青壮年会	寒川ふれあいプラザ	石田西青壮年会会員		○	○	研修費	石田西青壮年会	10,000	11/8	タ５２	10,000	A	○	10,000	寄付
53	11/10 10:00～	鴨部川清掃奉仕会	昭和地区多目的研修センター	下屋川東地区住民		○	○	研修費	昭和を美しくする会代表	10,000	11/10	タ５３	10,000	A	○	10,000	寄付
54	11/10 19:00～	中村地区自治会	中村集会場	神前中村自治会会員		○	○	研修費	神前中村自治会	10,000	11/10	タ５４	10,000	B	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
55	11/10 19:00～	白羽青壮年会	白羽公民館	白羽青壮年会会員		○	○	研修費	白羽自治会	10,000	11/10	タ５５	10,000	B	○	10,000	寄付
56	11/30	北原自治会	北原ふれあい会館	北原自治会会員		×		研修費	津田町北原自治会	10,000	11/30	タ５６	10,000	AorB	○	10,000	寄付
57	12/1	じねんじょ祭り	南川自然の家	市民		○	○	研修費	南川じねんじょの会	10,000	12/1	タ５７	10,000	F	○	10,000	寄付
58	12/7 11:00～	坂の下老人会	坂の下生活改善センター	坂の下老人会会員		○	○	研修費	坂ノ下老人会	10,000	12/7	タ５８	10,000	A	○	10,000	寄付
59	12/8 19:00～	長尾ふるさと青友会忘年会	クアタラソさぬき津田	青友会会員		○	○	研修費	長尾ふるさと青友会会長	10,000	12/8	タ５９	10,000	C	○	10,000	寄付
60	12/15 18:00～	野間田西活動組織総会	白山トレスタ	会員		○	○	研修費	野間田西活動組織	10,000	12/15	タ６０	10,000	B	○	10,000	寄付
61	12/18 11:00～	野間田東さくら会（老人会）	野間田東公民館	老人会会員		○	○	研修費	野間田東さくら会会計	10,000	12/18	タ６１	10,000	A	○	10,000	寄付
62								研修費	農事組合法人野間田（黒塗り） 代表理事　田村辰雄	10,000	12/30	タ６２	10,000	AorB	○	10,000	説明なし
63	1/3 9:00～	ふるさと探訪 ウォーキング大会	造田ふれあいプラザ	さぬき市民		×		研修費	さぬき市ウォーキング協会会長	10,000	1/3	タ６３	10,000	H	○	10,000	寄付
64	1/7 13:00～	寺町自治会	長尾公民館	寺町自治会会員		×		研修費	長尾寺町自治会	10,000	1/7	タ６４	10,000	A	○	10,000	寄付
65								研修費	さぬき市消防団長尾第一方面隊 第2分団　川田正明	10,000	1/12	タ６５	10,000	AorB	○	10,000	説明なし
66	2/1 11:00～	前山老人会総会	前山地区多目的研修センター	前山老人会会員		○	○	研修費	前山老人会会長	10,000	2/1	タ６６	10,000	A	○	10,000	寄付
67	2/8 11:00～	野間田東コスモス愛でる会	野間田東公民館	野間田東自治会会員		○	○	研修費	野間田東コスモス愛でる会	10,000	2/8	タ６７	10,000	A	○	10,000	寄付
68	2/22 19:00～	長尾ふるさと青友会	大川オアシス	青友会会員		○	○	研修費	長尾ふるさと青友会会長	10,000	2/22	タ６８	10,000	B	○	10,000	寄付
69	2/23 10:00～	長尾地区老連演芸大会	長尾公民館	長尾地区老人会会員		×		研修費	さぬき市長尾地区老人クラブ連合会会長	10,000	2/23	タ６９	10,000	G	○	10,000	寄付
70	3/9 18:00～	西町自治会総会	西町西自治会館	西町自治会会員		○	○	研修費	津田町鶴羽西町自治会	10,000	3/9	タ７０	10,000	B	○	10,000	寄付
71	3/9 13:00～	北原自治会総会	北原ふれあい会館	北原自治会会員		×		研修費	津田町北原自治会	10,000	3/9	タ７１	10,000	A	○	10,000	寄付
72	3/16 11:00～	乙井老人会総会	乙井公民館	乙井老人会会員		○	○	研修費	造田乙井老人会	10,000	3/16	タ７２	10,000	A	○	10,000	寄付
73	3/16 13:00～	野間田西自治会総会	野間田西公民館	野間田西自治会会員		○	○	研修費	野間田西自治会	10,000	3/16	タ７３	10,000	A	○	10,000	寄付
74	3/16 18:00～	乙井地区運営委員会	乙井公民館	運営委員		○	○	研修費	乙井地区運営委員会会計	10,000	3/16	タ７４	10,000	B	○	10,000	寄付
75	3/20 11:00～	野間田東さくら会 （老人会）	野間田東公民館	野間田東老人会会員		○	○	研修費	野間田東さくら会会計	10,000	3/20	タ７５	10,000	A	○	10,000	寄付
76	3/21 11:00～	北山東自治会総会	北山自治会館	北山東自治会会員		×		研修費	北山東自治会長	10,000	3/21	タ７６	10,000	A	○	10,000	寄付
77	3/22 11:00～	下所自治会総会	下所公民館	下所自治会会員		○	○	研修費	下所自治会	10,000	3/22	タ７７	10,000	A	○	10,000	寄付
78								研修費	農事組合法人野間田（黒塗り） 代表理事　田村辰雄	10,000	3/30	タ７８	10,000	AorB	○	10,000	説明なし
79	3/23 11:00～	野間田東自治会総会	野間田東公民館	野間田東自治会会員		○	○	研修費	野間田東自治会会長	10,000	3/23	タ７９	10,000	A	○	10,000	寄付
										1,320,000			1,320,000			790,000	

高木英一議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）
1	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	チ１	530,000	―	×	―
2	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会地域振興議員連盟会長　氏家孝志	60,000	4/15	チ２－①	60,000	―	×	―
3	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会地域振興議員連盟会長　氏家孝志	60,000	10/4	チ２－②	60,000	―	×	―
							650,000			650,000			0

高城宗幸議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額(円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額(円)	分類	認容の別	認容金額(円)	理由
1	―	―	―	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ツ１	530,000	―	×	-	
2								研修費	観音寺ロータリークラブ	5,000	4/4	ツ２	5,000	A or B	○	5,000	会合内容等不明
3								研修費	社団法人倫理研究所香川県三豊倫理法人会	2,000	4/4	ツ３－①	2,000	A or B	○	2,000	会合内容等不明
4	4/6 11:00～13:00	春日町老人会総会	喫茶春日	会員	不明	弁当	○	研修費	（黒塗り）	5,000	4/6	ツ３－②	5,000	D	○	5,000	寄付
5	4/5 18:00～19:20	観音寺東小学校歓送迎会	若松屋	PTA役員,教員	○	会食	○	研修費	観音寺東小学校PTA会長	6,000	4/5	ツ４	6,000	D	○	6,000	
6	4/5 19:30～21:30	港町自治会総会及び役員懇談会	観音寺西公民館	自治会会員	不明	会食	○	研修費	港町自治会会長	10,000	4/5	ツ５	10,000	B	○	10,000	寄付
7								研修費	NPO法人ラーフ障害福祉サービス事業所やまもも	5,000	4/6	ツ６	5,000	A or B	○	5,000	寄付
8	4/7 8:00～9:30	つくも春まつり	室本町蓮光院前広場	会員	不知	うどん・甘酒	○	研修費	つくも保存会会長	5,000	4/7	ツ７	5,000	F	○	5,000	寄付
9	4/7	自治会総会	坂本自治会館	会員	×	×	×（ただし，来賓土産を頂く）	研修費	坂本町自治会会長	10,000	4/7	ツ８	10,000	A or B	○	10,000	寄付
10								研修費	観音寺商工会議所女性会	10,000	4/7	ツ９	10,000	A or B	○	10,000	寄付
11	4/14 10:00～11:30	自治会役員会	新田自治会館	自治会役員	不知	弁当	○	研修費	新田自治会会長	10,000	4/14	ツ１０	10,000	A	○	10,000	寄付
12	4/14 19:00～21:00	自治会総会	駅通町自治会館	会員	不知	弁当・豚汁	○	研修費	駅通自治会長	10,000	4/14	ツ１１	10,000	B	○	10,000	寄付
13	4/14 12:00～14:00	高屋まつり	高屋神社	役員	不知	弁当	○	研修費	高屋神社	5,000	4/14	ツ１２	5,000	F	○	5,000	寄付
14	4/19 17:00～20:00	観音寺市建設業協会総会	観音寺グランホテル	会員	不知（協会員は年会費を支払っているものと思う）	オードブル	○	研修費	観音寺市建設業協会会長	5,000	4/19	ツ１３	5,000	B	○	5,000	寄付
15	4/20	うたつ会総会	ぜにや豊田店	会員	○	オードブル	○	研修費	うたつ会会計幹事	10,000	4/20	ツ１４	10,000	D	○	10,000	
16								研修費	粟井消防団　池田啓二（会計）	10,000	4/21	ツ１５	10,000	C	○	10,000	寄付
17	4/22 11:00～13:00	坂本老人会町長盛会総会	かんぽの宿観音寺	会員	不知（年会費を支払っている）	会食	○	研修費	代表	10,000	4/22	ツ１６	10,000	A	○	10,000	寄付
18	4/23 17:00～19:30	観音寺調停協会総会	琴弾荘	会員	○	会食	○	研修費	観音寺調停協会会計係	5,000	4/23	ツ１７	5,000	B	○	5,000	
19	4/25 17:00～19:30	宅建三豊支部総会	琴弾荘	会員	×（ただし，宅建会員は年会費を支払っている）	会食	○	研修費	宅建三豊支部支部長	10,000	4/25	ツ１８	10,000	B	○	10,000	寄付
20								研修費	観音寺音楽協会	10,000	4/26	ツ１９	10,000	C	○	10,000	寄付
21	4/28 10:00～12:00	少林寺拳法観音寺大会	観音寺市立体育館	会員	不知	×	お土産あり	研修費	西讃少林寺拳法副理事長	5,000	4/28	ツ２０	5,000	H	○	5,000	寄付
22	4/28 13:00～15:00	県下柔道大会	観音寺中央高校	会員	不知	オードブル	○	研修費	三豊観音寺柔道連盟会計幹事	5,000	4/28	ツ２１	5,000	H	○	5,000	寄付
23	4/29 10:00～12:00	木之郷長寿を祝う会	木之郷公民館	会員	不知	弁当	○	研修費	木之郷町自治会長	5,000	4/29	ツ２２	5,000	E	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
24	5/1 9:00～10:00	合同役員懇談会	観音寺東公民館	役員	×	弁当	○	研修費	天神町自治会会長	10,000	5/1	ツ２３	10,000	A	○	10,000	寄付
25	5/4 18:00～20:30	伊吹島の活性化を考える会	観音寺グランドホテル	会員	不知	会食	○	研修費	会長	10,000	5/4	ツ２４	10,000	B	○	10,000	寄付
26	5/4 12:00～14:00	西上三世代交流会	西上自治会館	会員	×（自治会・市の補助金あり）	弁当	○	研修費	西上自治会長	5,000	5/4	ツ２５	5,000	A	○	5,000	寄付
27	5/5 9:00～11:00	豊浜駅つつじまつり	豊浜駅及び駅前広場	会員及び一般	×（自治会・市の補助金あり）	うどん・おもち	○	研修費	須賀自治会長	5,000	5/5	ツ２６	5,000	F	○	5,000	寄付
28	5/9 17:40～19:30	柳町通商店街振興組合総会	茶屋ガーデン	会員	不知（振興組合員は年会費を払っている）	オードブル	○	研修費	観音寺市柳町通商店街振興組合代表理事	10,000	5/9	ツ２７	10,000	B	○	10,000	寄付
29	5/10 12:00～15:00	香川県建設業協会西讃支部総会	観音寺グランドホテル	会員	×（年会費の支払あり）	オードブル	○	研修費	支部長	5,000	5/10	ツ２８	5,000	A	○	5,000	
30	5/11 11:00～12:00	港町長寿会総会	港町自治会館	会員	×（年会費の支払あり）	弁当	○	研修費	港町長寿会会長	10,000	5/11	ツ２９	10,000	A	○	10,000	
31	5/12 11:30～14:00	自治会役員懇談会	神恵院	会員	不知	弁当	○	研修費	天神町自治会会長	10,000	5/12	ツ３０	10,000	A	○	10,000	寄付
32	5/12 10:00～11:00	豊浜町長寿を祝う会	豊浜公会堂	会員，80歳以上の老人	不知	弁当	○	研修費	豊浜婦人会	5,000	5/12	ツ３１	5,000	E	○	5,000	寄付
33								研修費	観音寺ロータリークラブ	5,000	5/13	ツ３２	5,000	A or B	○	5,000	会合内容等不明
34	5/13 12:00～14:00	香川県建設労働組合支部定期大会	不動の滝会館	組合員	不知	弁当	○	研修費	香川県建設労働組合西讃支部香川県建設国保組合西讃支部支部長	5,000	5/13	ツ３３	5,000	A	○	5,000	寄付
35	5/16 17:00～19:30	駅通商店街振興組合総会	駅通町自治会館	組合員	×（年会費の支払あり）	弁当	○	研修費	観音寺市駅通商店街振興組合代表理事	10,000	5/16	ツ３４	10,000	B	○	10,000	
36	5/17 19:00～21:00	上市商店街振興組合総会	上市コミュニティーセンター	組合員	×（年会費の支払あり）	オードブル	○	研修費	理事長	5,000	5/17	ツ３５	5,000	B	○	5,000	
37	5/18 9:20～10:30	自衛隊父兄会観音寺支部総会	観音寺市中央公民館	会員	不知	茶菓子	○	研修費	自衛隊父兄会観音寺支部支部長	5,000	5/18	ツ３６	5,000	A	○	5,000	寄付
38	5/19 9:30～12:00	ふれあいフェスタ２０１３	地域支援センターまるやま敷地内	入居者，職員，一般人	×	うどん・すし	○	研修費	社会福祉法人三豊広域福祉会地域支援センターまるやま施設長	5,000	5/19	ツ３７	5,000	L	○	5,000	寄付
39	5/21 19:30～21:30	中州本通商店街振興組合総会	くろだ寿司店	組合員	×（年会費の支払あり）	会席	○	研修費	理事長	10,000	5/21	ツ３８	10,000	D	○	10,000	寄付
40	5/23 18:30～21:00	国際交流協会総会	観音寺グランドホテル	会員	○	オードブル	○	研修費	観音寺市国際交流協会会長	5,000	5/23	ツ３９	5,000	B	○	5,000	
41	5/25 10:00～11:00	三豊観音寺退職公務員連盟総会	琴弾公園内老人いこいの家	会員	×（年会費の支払あり）	×		研修費	事務局長	5,000	5/25	ツ４０	5,000	A	○	5,000	寄付
42	5/25 18:30～20:30	オイスカ三豊推進協議会総会	観音寺グランドホテル	会員	不知	オードブル	○	研修費	オイスカ三豊推進協議会会長	10,000	5/25	ツ４１	10,000	B	○	10,000	
43	5/25 13:00～18:00	香川県行政書士会定時総会	高松国際ホテル	会員	×（年会費の支払あり）	オードブル	○	研修費	香川県行政書士	10,000	5/25	ツ４２	10,000	A	○	10,000	
44	5/29 19:00～20:30	観音寺東公民館区社会福祉協議会総会	観音寺東公民館	会員		弁当	○	研修費	社会福祉協議会会長	5,000	5/29	ツ４３	5,000	B	○	5,000	寄付
45	5/30 13:00～14:00	定時総会	高松テルサ	会員	×	×		研修費	公益社団法人香川県宅地建物取引業協会	5,000	5/30	ツ４４	5,000	A	○	5,000	寄付
46	5/31 10:00～11:00	総会	三豊淡水漁業組合会館	組合員	×	×		研修費	三豊淡水漁業協同組合	5,000	5/31	ツ４５	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
47	5/30 10:00～11:00	軍恩連盟総会	観音寺図書館	会員	不知	×		研修費	軍恩連盟観音寺連合支部	5,000	5/30	ツ４６	5,000	A	○	5,000	寄付
48	6/9 12:30～13:30	香川県建設労働組合西讃支部総会	不動の滝会館	組合員	×	弁当	○	研修費	支部長	5,000	6/9	ツ４７	5,000	A	○	5,000	寄付
49	6/9 18:00～20:00	少林寺拳法観音寺演武会懇談会	仕出し　「小山」	会員	○	オードブル	○	研修費	観音寺市少林寺拳法協会会計	5,000	6/9	ツ４８	5,000	D	○	5,000	
50	6/14 16:45～18:30	公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立総会	高松パールガーデン	会員	×（年会費の支払あり）	会席	○	研修費	公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　理事長	10,000	6/14	ツ４９	10,000	B	○	10,000	
51	6/11 18:30～20:30	観音寺市商店街連合総会	晩翠	役員	不知	会席	○	研修費	観音寺商店街連合会会長	5,000	6/11	ツ５０	5,000	D	○	5,000	寄付
52	6/16 17:00～19:00	柞田町体育協会役員会	柞田公民館	役員	不知	弁当	○	研修費	柞田町体育協会	10,000	6/16	ツ５１	10,000	B	○	10,000	寄付
53	6/18 18:30～20:30	観音寺南校区自治会役員会	とり幸	役員	不知	会席	○	研修費	（黒塗り）（会計）	10,000	6/18	ツ５２	10,000	D	○	10,000	
54	6/23 17:30～19:30	茂木商店会総会	まきや	役員	×（年会費の支払あり）	オードブル	○	研修費	茂木商店会	10,000	6/23	ツ５３	10,000	D	○	10,000	
55	6/25 17:00～19:00	観音寺商工会議所総会	観音寺グランドホテル	商工会議所議員	×（年会費の支払あり）	オードブル	○	研修費	観音寺商工会（黒塗り）	5,000	6/25	ツ５４	5,000	B	○	5,000	
56	6/29 17:30～19:30	三豊観音寺市医師会総会	琴弾荘	会員	×（年会費の支払あり）	会席	○	研修費	会長　池田博行	5,000	6/29	ツ５５	5,000	B	○	5,000	寄付
57	6/24 17:00～19:00	観音寺東公民館区自治会長会懇談会	一亭	自治会長	不知	会席	○	研修費	自治会連絡協議会会長	10,000	6/24	ツ５６	10,000	B	○	10,000	寄付
58	6/15 14:00～16:00	あじさいを見る会	粟井神社	自治会員	不知	弁当	○	研修費	粟井町自治会長会会長	5,000	6/15	ツ５７	5,000	A	○	5,000	寄付
59	7/6 18:00～20:00	観音寺中央高野球部激励会	第一会館	野球部員及び保護者	不知	オードブル	○	研修費	観音寺中央高校野球部保護者会会計長	10,000	7/6	ツ５９	10,000	D	○	10,000	寄付
60	7/6 9:00～12:00	あゆみふれあいデー	あゆみ（作業所）	一般住民	不知	弁当	○	研修費	地域活動支援センターあゆみ所長　中山晴美	5,000	7/6	ツ６０	5,000	L	○	5,000	寄付
61	7/13 12:00～14:00	一宮地区自然を守る会総会	豊浜町一宮公園	会員	不知	オードブル，うどん	○	研修費	大豊商工会青年部	5,000	7/13	ツ６１	5,000	A	○	5,000	寄付
62	7/20 18:30～20:30	役員懇談会	観音寺西公民館	自治会役員	不知	オードブル	○	研修費	自治会長	10,000	7/20	ツ６２	10,000	B	○	10,000	寄付
63	7/20 8:30～9:30 18:30～19:30	観音寺市ペタンク協会２０周年式典	観音寺市運動公園、観音寺グランドホテル	会員	○（金額は不知）	オードブル	○	研修費	観音寺市ペタンク協会会長	5,000	7/20	ツ６３	5,000	H, B	○	5,000	
64	7/20 17:00～18:00	役員懇談会	港町自治会館	会員	不知	弁当	○	研修費	港町自治会会長	10,000	7/20	ツ６４	10,000	B	○	10,000	寄付
65	7/23 18:30～20:30	香川県建設業協会西讃支部役員懇談会	琴弾荘	協会役員	不知	会席	○	研修費	朝倉一郎（西讃支部長）	5,000	7/23	ツ６５	5,000	B	○	5,000	寄付
66	7/24 17:00～18:00	役員懇談会	観音寺東公民館	自治会役員	不知	弁当	○	研修費	天神町自治会会長	10,000	7/24	ツ６６	10,000	B	○	10,000	寄付
67	8/3 10:00～12:00	ぷちふらわぁふれあいの日	ぷちふらわぁ会館	一般	不知	うどん・ちらし寿司	○	研修費	スマイルハウスぷちふらわぁ代表者	5,000	8/3	ツ６７	5,000	L	○	5,000	寄付
68	8/16 15:00～18:00	柞田町木之郷町５０時間ソフトボール大会懇談会	柞田公民館	会員	不知	オードブル	○	研修費	会長（黒塗り）（50時間ソフトボール大会）	10,000	8/16	ツ６８	10,000	A	○	10,000	寄付
69	8/23 18:30～20:30	悠友会懇談会	琴弾荘	会員	不知	会席	○	研修費	悠友会	10,000	8/23	ツ６９	10,000	B	○	10,000	寄付
70	8/24 19:00～21:00	観音寺三豊建設同友会役員懇談会	観音寺グランドホテル	役員	不知	オードブル	○	研修費	観音寺三豊建設同（黒塗り）	5,000	8/24	ツ７０	5,000	B	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
71	8/30 16:30～18:30	総会	リーガホテルゼスト高松	会員	×（年会費の支払あり）	会席	○	研修費	公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　理事長　大西達男	10,000	8/30	ツ７１	10,000	B	○	10,000	
72	8/31 17:00～19:00	全国大会慰労会	瓦町フラッグ	役員	○	オードブル	○	研修費	日本ボーイスカウト香川連盟事務局	2,000	8/31	ツ７２	2,000	C	○	2,000	
73	9/1 10:00～12:00	観音寺歌謡友の会発表会	ふれあいパークみの	会員	不知	弁当	○	研修費	代表	5,000	9/1	ツ７３	5,000	G	○	5,000	寄付
74	9/8 12:00～14:00	９月の風コンサート	観音寺グランドホテル	会員　一般市民	不知	会席	○	研修費	国際ソロプチミスト観音寺会長	10,000	9/8	ツ７４	10,000	G	○	10,000	寄付
75	9/14 10:00～11:00 13:00～15:00	三豊総合病院西病棟完成式	三豊総合病院、観音寺グランドホテル	病院職員	不知	会席	○	研修費	三豊総合病院企業長	5,000	9/14	ツ７５	5,000	I	○	5,000	寄付
76	9/15 9:00～11:00	第６０回三豊近県剣道大会	三豊市高瀬体育館	会員	不知	×		研修費	三豊・観音寺剣道連盟会長	5,000	9/15	ツ７６	5,000	H	○	5,000	寄付
77	9/16 17:00～19:00	香川県立保健医療大学開学１０周年祝賀会	JRホテルクレメント	後援会員	○	オードブル	○	研修費	香川県立保健医療大学後援会会長	10,000	9/16	ツ７７	10,000	C	○	10,000	
78	9/21 10:00～11:00	豊浜町和田地区戦没者慰霊祭	豊浜　国祐寺	会員	不知	×		研修費	（黒塗り）	5,000	9/21	ツ７８	5,000	I	○	5,000	寄付
79	9/29 8:30～14:00	観音寺町民体育祭	有明グランド	自治会員（天神自治会）	不知	弁当・オードブル	○	研修費	観音寺町天神自治会会長	10,000	9/29	ツ７９	10,000	H	○	10,000	寄付
80	9/23 12:00～14:00	大野原カラオケ同好会大会	萩の丘公園会館	会員	不知	弁当	○	研修費	会長	5,000	9/23	ツ８０	5,000	G	○	5,000	寄付
81	9/29 8:30～14:00	観音寺町民体育祭	有明グランド	自治会員（坂本自治会）	不知	弁当・オードブル	○	研修費	坂本町自治会会長	10,000	9/29	ツ８１	10,000	H	○	10,000	寄付
82	9/29 8:30～14:00	観音寺町民体育祭	有明グランド	自治会員（連絡協議会）	不知	弁当・うどん	○	研修費	観音寺町自治会連絡協議会会長	5,000	9/29	ツ８２	5,000	H	○	5,000	寄付
83	10/13 13:00～17:00	豊浜ちょうさ祭り	豊浜町一宮公園グランド	会員及び一般住民	不知	弁当	○	研修費	（黒塗り）	10,000	10/6	ツ８３	10,000	F	○	10,000	寄付
84	10/13 10:00～12:00	加麻良神社 秋の大祭	加麻良神社	氏子	不知	弁当・オードブル	○	研修費	（黒塗り）（会計）	5,000	10/13	ツ８４	5,000	F	○	5,000	寄付
85	10/12 15:30～17:00	柞田地区伝統文化発表会	柞田小学校グランド	柞田町民	不知	弁当	○	研修費	（黒塗り）（実行委員会会計）	5,000	10/12	ツ８５	5,000	F	○	5,000	寄付
86	10/20 10:00～12:00	粟井地区伝統文化を守る会発表会	粟井神社	会員	不知	弁当	○	研修費	会長	5,000	10/20	ツ８６	5,000	F	○	5,000	寄付
87	10/12 14:00～15:00	豊田地区伝統文化発表会	豊田小学校	自治会員	不知	弁当	○	研修費	（黒塗り）（実行委員会会計）	5,000	10/12	ツ８７	5,000	F	○	5,000	寄付
88	10/12 13:00～14:00	常盤地区伝統文化発表会	常磐小学校	会員	不知	オードブル	○	研修費	常盤地区自治会長会会長	5,000	10/12	ツ８８	5,000	F	○	5,000	寄付
89	11/17 10:00～12:00	チャリティーバザー	観音寺グランドホテル	一般	不知	オードブル	○	研修費	国際ソロプチミスト観音寺会長	10,000	11/17	ツ８９	10,000	L	○	10,000	寄付
90	11/2 16:00～19:00	総会	花樹海	会員	○	会席	○	研修費	香川県JC議員連盟　鎌田守恭	10,000	11/2	ツ９０	10,000	B	○	10,000	寄付
91	11/4 18:00～20:00	大和町自治会役員会	大和町自治会館	自治会役員	不知	オードブル	○	研修費	（黒塗り）（自治会長）	10,000	11/4	ツ９１	10,000	B	○	10,000	寄付
92	11/5 17:00～19:00	ロータリー四国地区大会	高知　新阪急ホテル	会員	○	オードブル	○	研修費	観音寺ロータリークラブ	10,000	11/5	ツ９２	10,000	B	○	10,000	寄付
93	11/24 10:00～15:00	東公民館区文化祭	観音寺東公民館	会員	不知	弁当・うどん	○	研修費	東公民館区青少年育成会会長	5,000	11/24	ツ９３	5,000	G	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
94	11/30 18:00～20:30	大宝会勉強会	観音寺グランドホテル	会員	○	オードブル	○	研修費	大宝会事務局	10,000	11/25	ツ９４	10,000	B	○	10,000	
95	11/30 13:00～14:00	三豊・観音寺教育会総会	柞田小学校	会員	不知	×		研修費	三豊・観音寺教育会会長	5,000	11/30	ツ９５	5,000	A	○	5,000	寄付
96	12/1 13:00～15:00	ナイターリーグ成績発表会，意見交換会	香川県農協柞田支所	会員	不知	オードブル	○	研修費	会計（黒塗り）	5,000	12/1	ツ９６	5,000	A	○	5,000	寄付
97	12/4 17:00～19:00	香川県行政書士会役員会	ホテルマリンパレスさぬき	役員	○	オードブル	○	研修費	ホテルマリンパレスさぬき総支配人	5,000	12/4	ツ９７	5,000	B	○	5,000	
98	12/12 16:00～19:00	(株)七宝農政意見交換会	はやしや	社員	不知	会席	○	研修費	株式会社七宝	10,000	12/12	ツ９８	10,000	D	○	10,000	寄付
99	12/14 17:00～19:00	スポーツ振興意見交換会	琴弾荘	会員	不知	オードブル	○	研修費	柞田サッカースポーツ少年団代表	10,000	12/14	ツ９９	10,000	D	○	10,000	寄付
100	12/1 18:00～20:00	西讃ブロック懇談会	観音寺グランドホテル	会員	不知	オードブル	○	研修費	（黒塗り）（幹事）	10,000	12/1	ツ１００	10,000	B	○	10,000	寄付
101	12/1 16:00～18:00	豊田分団新車両配備懇談会	和田	団員	不知	会席	○	研修費	豊田分団長　堀川和敬	10,000	12/1	ツ１０１	10,000	D	○	10,000	寄付
102	12/8 16:00～19:00	三豊観音寺柔道協会総会	観音寺グランドホテル	会員	×（年会費の支払あり）	オードブル	○	研修費	三豊観音寺柔道協会	5,000	12/8	ツ１０２	5,000	B	○	5,000	
103	1/1 9:30～11:00	新年みとよ名刺交換会	観音寺グランドホテル	一般	○	オードブル	○	研修費	社団法人みと（黒塗り）議所	3,000	12/10	ツ１０３	3,000	C	○	3,000	
104	12/15 11:00～13:00	昭和町３世代交流会	昭和町自治会館	会員	不知	オードブル	○	研修費	昭和町自治会長	10,000	12/15	ツ１０４	10,000	A	○	10,000	寄付
105	12/22 16:00～19:00	勉強会及び意見交換会	観音寺グランドホテル	会員	○	会席	○	研修費	香川県農業経営者協議会	10,000	12/22	ツ１０５	10,000	B	○	10,000	
106	1/1 14:00～16:00	伝統文化意見交換会	加麻良神社	氏子	不知	弁当	○	研修費	（黒塗り）（丸山会長）	5,000	1/1	ツ１０６	5,000	F	○	5,000	寄付
107	1/5 18:00～20:00	意見交換会	駅通自治会館	会員	不知	弁当・オードブル	○	研修費	駅通自治会	10,000	1/5	ツ１０７	10,000	B	○	10,000	寄付
108	1/8 18:00～20:00	中讃議連「地方自治」に関する意見交換会	すし松	会員	○	会席	○	研修費	香川県議会中讃議員連盟会長　五所野尾恭一	5,000	1/8	ツ１０８	5,000	D	○	5,000	
109	1/12 12:00～13:00	消防団員との意見交換会	翠月	団員	不知	オードブル	○	研修費	消防団粟井分団分団長西山宏之	10,000	1/12	ツ１０９	10,000	D	○	10,000	寄付
110	1/12 17:00～19:00	消防団員との意見交換会	常磐分団屯所	団員	不知	オードブル	○	研修費	岸良造（常磐分団分団長）	10,000	1/12	ツ１１０	10,000	B	○	10,000	寄付
111	1/12 13:15～14:45	消防団員との意見交換会	高室公民館	団員	不知	弁当・オードブル	○	研修費	観音寺市消防団高屋分団分団長　小西啓三	10,000	1/12	ツ１１１	10,000	A	○	10,000	寄付
112	1/17 18:00～20:00	豊浜地区自治会協議会	浜田屋	自治会員	○	弁当	○	研修費	豊浜地区自治会協議会会長	5,000	1/17	ツ１１２	5,000	D	○	5,000	
113	1/24 17:00～19:00	新年賀詞交歓会	観音寺グランドホテル	会員	○	オードブル	○	研修費	（公社）観音寺法人会会長　大久保　健	3,000	1/24	ツ１１３	3,000	C	○	3,000	
114	1/26 10:00～12:00	天神町，坂本町合同役員会	観音寺東公民館	自治会役員	不知	弁当・オードブル	○	研修費	天神町自治会会長	10,000	1/26	ツ１１４	10,000	A	○	10,000	寄付
115	1/10 11:00～13:00	商工会議所議員懇談会	琴弾荘	商工会議所議員	不知	弁当・オードブル	○	研修費	観音寺商工会議所	10,000	1/10	ツ１１５	10,000	A	○	10,000	寄付
116	1/12 15:00～17:00	消防団員との意見交換会	きくや	団員	不知	会席	○	研修費	横山扶（観音寺東分団分団長）	10,000	1/12	ツ１１６	10,000	D	○	10,000	寄付
117	1/19 17:30～19:30	香川県連盟新年会	丸亀オークラホテル	連盟役員	○	会席	○	研修費	香川県少林寺拳法連盟理事長	6,000	1/19	ツ１１７	6,000	C	○	6,000	
118	1/20 16:00～18:30	香川県飲食業生活衛生同業組合総会	観音寺グランドホテル	組合員	○	会席	○	研修費	香川県飲食業生活衛生同業組合理事長	10,000	1/20	ツ１１８	10,000	B	○	10,000	
119	1/21 19:00～21:00	丸山親和会新年会	丸北自治会館	会員	○（金額は不知）	オードブル	○	研修費	丸山新和会	10,000	1/21	ツ１１９	10,000	C	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
120	1/26 10:00～12:00 17:00～	近県柔道大会	観音寺中央高校 居酒屋「ちえ」	会員	不知	オードブル	○	研修費	会計（黒塗り）（三豊観音寺柔道協会）	5,000	1/26	ツ１２０	5,000	H, D	○	5,000	寄付
121	2/8 17:00～18:45	柞田・木之郷ソフトボール協会意見交換会	白木	会員	不知	オードブル	○	調査研究費	柞田体育協会会長	10,000	2/8	ツ１２１－①	10,000	D	○	10,000	寄付
122	2/8 19:00～21:00	丸中同志会意見交換会	丸中自治会館	会員	○（金額は不知）	オードブル・鍋	○	調査研究費	（黒塗り）（会長）	10,000	2/8	ツ１２１－②	10,000	B	○	10,000	寄付
123	2/23 13:00～15:00	自治会総会	八丁自治会館	自治会員	不知	弁当・オードブル	○	研修費	八丁自治会会長	5,000	2/23	ツ１２２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
124	2/14 18:00～20:00	坂本会意見交換会	一亭	会員	○（金額は不知）	会席	○	研修費	（坂本会幹事）市役所職員会	10,000	2/14	ツ１２２－②	10,000	D	○	10,000	寄付
125								研修費	銭形まちの駅実行委員会会計	5,000	3/1	ツ１２３	5,000	A or B	○	5,000	寄付
126	3/8 14:00～16:00	自衛隊入隊・入校式	高松テルサ	隊員及び家族	不知	×		研修費	自衛隊協力3団体	5,000	3/8	ツ１２４	5,000	I	○	5,000	寄付
127	3/16 13:00～14:00	自治会総会	山田自治会館	自治会員	不知	×		研修費	（黒塗り）（会長）	5,000	3/16	ツ１２５	5,000	A	○	5,000	寄付
128	3/16 10:00～12:00	自治会総会	千田自治会館	自治会員	不知	弁当・オードブル	○	研修費	（黒塗り）（会計）	5,000	3/16	ツ１２６	5,000	A	○	5,000	寄付
129	3/23 18:00～18:40 19:00～21:00	自治会総会	観音寺東公民館/一亭	自治会員	不知	会席	○	研修費	天神町自治会会長	10,000	3/23	ツ１２７	10,000	B, D	○	10,000	寄付
130	3/30 19:00～21:00	茂木自治会総会	茂木自治会館	自治会員	不知	弁当・オードブル	○	研修費	茂木町自治会会長	10,000	3/30	ツ１２８	10,000	B	○	10,000	寄付
										1,472,000			1,472,000			942,000	

谷久浩一議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ナ１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	4/15	ナ２	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	10/4	ナ３	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	6/30	ナ４	20,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	9/15	ナ５	20,000	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	11/14	ナ６	20,000	—	×	-	
7	—	—	—	—	—	—	—	研修費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	2/14	ナ７	20,000	—	×	-	
8	4/16 18：00～	五人会	小豆郡土庄町Ｈｉｃｏｓ	各団体の長	○	○	○	研修費	ヒコス（黒塗り）	10,000	4/16	ナ８	10,000	D	○	10,000	
9	4/20	土庄町商工会青年部総会		商工会員	×	○	○	研修費	土庄町商工会青年部部長	10,000	4/20	ナ９	10,000	A or B	○	10,000	寄付
10	4/21	小豆地区消防連合会		消防団関係者	○	○	○	研修費	小豆地区消防連合会会長	5,000	4/21	ナ１０	5,000	A or B	○	5,000	
11	4/21	土庄釣友会総会		小型船舶安全協会員	×	○	○	研修費	香川県地区小型船安全協会土庄分会土庄釣友会	10,000	4/21	ナ１１	10,000	A or B	○	10,000	寄付
12	4/23	土庄町商工会土庄支部総会		商工会員	×	○	○	研修費	土庄町商工会土庄支部支部長	10,000	4/23	ナ１２	10,000	A or B	○	10,000	寄付
13	4/25	土庄町商工会渕崎支部総会		商工会員	×	○	○	研修費	土庄町商工会渕崎支部支部長	10,000	4/25	ナ１３	10,000	A or B	○	10,000	寄付
14	4/26	土庄町商工会大部支部総会		商工会員	×	○	○	研修費	土庄町商工会大部支部支部長	10,000	4/26	ナ１４	10,000	A or B	○	10,000	寄付
15	5/9	香川県建設労働組合土庄支部総会		会員	×	○	○	研修費	香川県建設労働組合土庄支部支部長	10,000	5/9	ナ１６	10,000	A or B	○	10,000	寄付
16	5/9	小豆島の猪鹿垣を考える会		会員	×	×		研修費	小豆島の猪鹿垣を考える会会長	10,000	5/9	ナ１７	10,000	A or B	○	10,000	寄付
17	5/11	土庄町商工会大鐸支部総会		会員	×	○	○	研修費	土庄町商工会大鐸支部支部長	10,000	5/11	ナ１８	10,000	A or B	○	10,000	寄付
18	5/19 18:00～	まちづくり懇談会商工部会	小豆島グランドホテル水明	会員	○	○	○	研修費	小豆島グランドホテル（黒塗り）	5,000	5/19	ナ１９	5,000	A or B	○	5,000	
19		小豆島風神	オリーブ記念館	会員及び賛同者	不明	×		研修費	よさこい小豆島風神連長	20,000	5/15	ナ２０	20,000	A or B	○	20,000	寄付
20	5/20 18:00～	台湾小豆島友好会	小豆島グランドホテル水明	有志	○	○	○	研修費	小豆島グランドホテル（黒塗り）	3,000	5/20	ナ２１	3,000	B	○	3,000	
21	5/24	土庄町商工会総代会		会員	×	○	○	研修費	土庄町商工会会長	10,000	5/24	ナ２２	10,000	A or B	○	10,000	寄付
22	5/26	土庄町商工会大部支部総会		会員	×	○	○	研修費	土庄町商工会大部支部	10,000	5/26	ナ２３	10,000	A or B	○	10,000	寄付
23	6/9	まちづくり懇談会女性部会	小豆島グランドホテル水明	有志	○	お茶菓子など	○	研修費	小豆島グランドホテル水（黒塗り）	2,000	6/9	ナ２４	2,000	A or B	○	2,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
24								研修費	割烹・仕出し・活魚（黒塗り）鮮　弥助	10,215	6/10	ナ２５	10,215	D	○	10,215	寄付
25		土庄高等学校翠雲会，教育振興会		会員，OB	○	×		研修費	香川県立土庄高等学校翠雲会・教育振興会事務部長	5,000	6/25	ナ２６	5,000	K	○	5,000	
26		土庄町社会福祉協議会		会員，賛同者	○	×		研修費	社会福祉法人土庄町社会福祉協議会会長	5,000	7/2	ナ２７	5,000	K	○	5,000	
27	7/19	土庄町商工会青年部会　小豆島まつり実行委員会		会員，有志	○	×		研修費	土庄町商工会青年部部長	10,000	7/19	ナ２８	10,000	F	○	10,000	
28	7/7	土庄高校野球部壮行会		保護者，有志	○	×		研修費	土庄高校野球部保護（黒塗り）	10,000	7/7	ナ２９	10,000	I	○	10,000	
29	7/27	大部地区ふれあい夏まつり実行委員会		会員、賛同者	○（各自）	×		研修費	大部地区ふれあい夏まつり大会長	10,000	7/27	ナ３０	10,000	F	○	10,000	寄付
30	7/29	津山市スポーツ少年団交流会		会員	○	○	○	研修費	土庄町スポーツ少年団交流会会長	10,000	7/29	ナ３１	10,000	H	○	10,000	
31		土庄中学校教育振興会		会員、有志	○（～１万円）	×		研修費	土庄中学校教育振興会会長	10,000	8/21	ナ３２	10,000	K	×	-	
32		土庄中学校教育振興会賛助会		有志	○	×		研修費	土庄中学校教育振興会会長	5,000	9/5	ナ３３	5,000	K	○	5,000	
33		土庄中学校教育振興会		有志	○	×		研修費	土庄中学校教育振興会会長	10,000	9/17	ナ３４	10,000	K	×	-	
34								研修費	香川県JC議員連盟鎌田守恭	10,000	11/2	ナ３５	10,000	B	○	10,000	寄付
35		香川オリーブガイナーズ球団小豆島		有志	○（金額は空欄）	×		研修費	香川オリーブガイナーズ球団小豆島（黒塗り）	10,000	11/1	ナ３６	10,000	C	○	10,000	寄付
36								研修費	小豆郡手をつなぐ育成会会長　黒島啓	10,000	12/5	ナ３７	10,000	L	○	10,000	寄付
37	12/6	土庄町社会福祉協議会役員会		会員	○	○	○	研修費	社会福祉法人土庄町社会福祉協議会会長	5,000	12/6	ナ３８	5,000	A or B	○	5,000	
38	2/5 18:00～	五人会	チェレステ	各団体の長	○	○	○	研修費	チェレステ小（黒塗り）	12,000	2/5	ナ３９	12,000	D	○	12,000	
39								研修費	香川県防衛協会	5,000	2/24	ナ４０－①	5,000	K	×	-	寄付
40								研修費	小豆島大観音奉賛会	3,000	2/24	ナ４０－②	3,000	K	○	3,000	寄付
										1,015,215			1,015,215			260,215	

辻村修議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ニ１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長五所野尾恭一	60,000	4/15	ニ２	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長五所野尾恭一	60,000	10/4	ニ３	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	4/15	ニ４	60,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	10/4	ニ５	60,000	—	×	-	
6	4/6 19:00～21:00	さぬき青年会議所研修会	焼肉古川	会員	○	○	○	会議費	丸亀お城村実行委員会実行委員長	8,000	4/6	ニ６	8,000	D	○	8,000	
7	4/12 18:00～21:00	倫理経営講演会	旧善通寺偕行社	会員	不明	○	○	会議費	香川県善通寺琴平倫（黒塗り）会長	5,000	4/12	ニ７	5,000	B	○	5,000	寄付
8	4/13 16:30～19:00	第１４音楽隊後援会総会	自衛隊駐屯地（隊員クラブ）	会員	○	○	○	会議費	第14音楽隊後援会会計	10,000	4/13	ニ８	10,000	B	○	10,000	
9	4/14 19:00～21:00	SNS勉強会	魚七	会員	○	○	○	会議費	SNS勉強会（海底）	10,000	4/14	ニ９	10,000	D	○	10,000	
10	4/16 10:30～12:00	竜川福寿会総会	大和講総本部	会員	不明	○	○	会議費	竜川福寿会会長	5,000	4/16	ニ１０	5,000	A	○	5,000	
11	4/18 19:00～20:00	竜川地区連合自治会総会	竜川公民館	会員	×	×		会議費	竜川連合自治会会長	5,000	4/18	ニ１１	5,000	B	○	5,000	寄付
12	4/19 19:00～20:00	与北地区環境推進連合会総会	与北公民館	会員	×	×		会議費	与北地区環境推進連合会会長	5,000	4/19	ニ１２	5,000	B	○	5,000	寄付
13	4/20 18:00～20:00	竜川小学校・幼稚園・保育所歓送迎会	善通寺グランドホテル	会員	不明	○	○	会議費	善通寺市立竜川小学校PTA会長	5,000	4/20	ニ１３	5,000	C	○	5,000	寄付
14								会議費	善通寺市立東部小学校校長　福家親夫	5,000	4/20	ニ１４	5,000	C	○	5,000	寄付
15	4/20 19:00～20:00	南部地区環境推進連合会総会	南部公民館	会員	×	×		会議費	南部地区環境推進連合会会長	5,000	4/20	ニ１５	5,000	B	○	5,000	寄付
16	4/21 10:00～11:00	筆岡長寿会総会	筆岡小学校体育館	会員	×	×		会議費	筆岡長寿会会長	5,000	4/21	ニ１６	5,000	A	○	5,000	寄付
17	4/21 10:00～12:00	南部地区連合自治会総会	南部公民館	会員	×	×		会議費	南部地区連合自治会会長	5,000	4/21	ニ１７	5,000	A	○	5,000	寄付
18	4/21 10:00～12:00	善通寺市老人クラブ西部長寿会総会	西部小学校体育館	会員	×	×		会議費	善通寺市老人クラブ西部長寿会会長	5,000	4/21	ニ１８	5,000	A	○	5,000	寄付
19	4/23 10:00～11:00	南部長寿会総会	JA香川県善通寺麻野出張所	会員	×	×		会議費	善通寺市南部長寿会会長	5,000	4/23	ニ１９	5,000	A	○	5,000	寄付
20	4/23 10:00～11:00	吉原念仏踊り保存会役員会	辻村建設（株）	保存会会員	不明	×		会議費	吉原念仏踊り保存会会長	10,000	4/23	ニ２０	10,000	F	○	10,000	寄付
21	4/26 19:00～20:00	与北地区連合自治会総会	与北公民館	会員	×	×		会議費	与北地区連合自治会会長	5,000	4/26	ニ２１	5,000	B	○	5,000	寄付
22	4/28 10:00～12:00	与北長寿会総会	与北小学校屋内運動場	会員	×	×		会議費	与北長寿会会長	5,000	4/28	ニ２２	5,000	A	○	5,000	寄付
23	4/29 10:00～12:00	中央長寿会総会	中央小学校体育館	会員	×	×		会議費	中央長寿会会長	5,000	4/29	ニ２３	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
24								会議費	香川県隊友会善通寺支部	10,000	5/14	ニ２４	10,000	A or B	○	10,000	寄付
25	5/19 10:30～13:30	隊友会善通寺支部定期総会	善通寺グランドホテル	会員	○	○	○	会議費	隊友会善通寺支部	5,000	5/19	ニ２５	5,000	A	○	5,000	
26	5/22 17:30～19:30	善通寺地区保護司会総会	善通寺グランドホテル	会員	不明	○	○	会議費	善通寺地区保護司会会長	5,000	5/22	ニ２６	5,000	A	○	5,000	寄付
27	5/23 17:00～20:00	東部公民館まつり実行委員会	東部公民館	会員	不明	○	○	会議費	東部公民館（黒塗り）会計　東部連合自治会会長	5,000	5/23	ニ２７	5,000	G	○	5,000	寄付
28	5/24 11:15～12:00	香川県国公立幼稚園PTA連絡協議会総会	高松テルサ	会員	不明	×		会議費	香川県国公立幼稚園PTA連絡協議会会長	5,000	5/24	ニ２８	5,000	A	○	5,000	寄付
29	5/25 18:30～20:00	ボーイスカウト日本連盟全国大会	JRホテルクレメント高松	会員	不明	○	○	会議費	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟理事長　奥島孝康	10,000	5/25	ニ２９	10,000	B	○	10,000	寄付
30	5/27 18:00～20:00	善通寺商工会議所通常議員総会	善通寺グランドホテル	会員	不明	○	○	会議費	善通寺商工会議所会頭	5,000	5/27	ニ３０	5,000	B	○	5,000	寄付
31	5/29 18:00～20:00	善通寺市建設業協会総会	善通寺グランドホテル	会員	不明	○	○	会議費	善通寺市建設業協会会長	5,000	5/29	ニ３１	5,000	B	○	5,000	寄付
32	5/30 18:30～20:30	善通寺工業クラブ定期総会	善通寺グランドホテル	会員	不明	○	○	会議費	善通寺工業クラブ会長	5,000	5/30	ニ３２	5,000	B	○	5,000	寄付
33	5/31 19:00～20:00	竜川地区社会福祉協議会総会	竜川公民館	会員	×	×		会議費	竜川地区社会福祉協議会会長	5,000	5/31	ニ３３	5,000	B	○	5,000	寄付
34								会議費	公益社団法人さぬき青年会議所理事長	10,000	6/9	ニ３４	10,000	A or B	○	10,000	寄付
35	6/10 19:30～22:00	善通寺商工会議所青年部定時総会	善通寺商工会議所～菜を里	部会員	不明	○	○	会議費	善通寺商工会議所青年部会長	5,000	6/10	ニ３５	5,000	D	○	5,000	寄付
36	6/15 18:30～19:30	南部地区社会福祉協議会総会	南部公民館	会員	×	×		会議費	南部地区社会福祉協議会会長	5,000	6/15	ニ３６	5,000	B	○	5,000	寄付
37	6/20 7:45～16:00	連隊銃剣道競技会	自衛隊善通寺駐屯地体育館	隊員	不明	○	○	会議費	第15普通科連隊第1科長	5,000	6/20	ニ３７	5,000	H	○	5,000	寄付
38	6/23 12:00～14:00	善通寺市消防第８分団研修会	魚七	分団員	不明	○	○	会議費	善通寺市消防団第八分団分団長	10,000	6/23	ニ３８	10,000	D	○	10,000	寄付
39	6/29 15:10～19:00	香川県隊友会総会	旧善通寺偕行社	会員	○	○	○	会議費	公益社団法人隊友会香川県隊友会　会長	5,000	6/29	ニ３９	5,000	B	○	5,000	
40								会議費	善通寺国際友の会	3,000	7/16	ニ４０	3,000	K	○	3,000	寄付
41								会議費	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟	10,000	7/16	ニ４１	10,000	K	○	10,000	寄付
42	7/22 18:30～20:30	SNS研究会	味道良（さぬき市）	会員	○	○	○	会議費	SNS勉強会　会長	10,000	7/22	ニ４２	10,000	D	○	10,000	
43	8/2 18:00～20:00	東部踊り実行委員会	東部公民館　魚七	会員	不明	○	○	会議費	東部踊り連実行委員会委員長	5,000	7/24	ニ４３	5,000	D	○	5,000	寄付
44								会議費	吉原念仏踊り保存会会長	10,000	7/26	ニ４４	10,000	F	○	10,000	寄付
45	7/26 16:00～20:00	大企建設安全衛生協議会総会	セントカテリーナ	会員	不明	○	○	会議費	大企建設（株）安全衛生協力会　会長	5,000	7/26	ニ４５	5,000	B	○	5,000	寄付
46								会議費	善通寺まつり実行委員会実行委員長　村上幸生	5,000	7/28	ニ４６	5,000	F	○	5,000	寄付
47	8/3 17:00～20:00	東部おやじの会	東部公民館	会員	×	○	○	会議費	東部地区おやじの会会長	10,000	8/3	ニ４７	10,000	B	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
48	8/4 9:00～15:00	善通寺ドッヂボール協会研修会	善通寺市民体育館	会員	不明	×		会議費	善通寺ドッジボール協会会長	5,000	8/4	ニ48	5,000	H	○	5,000	寄付
49	8/7 17:00～20:00	善通寺交通安全・暴力追放経営者協議会総会	焼肉松坂国道店	会員	不明	○	○	会議費	善通寺交通安全・暴力追放経営者協議会会長	5,000	8/7	ニ49	5,000	B	○	5,000	寄付
50	8/8 18:00～20:30	自衛隊善通寺駐屯地市民交流事業	自衛隊善通寺駐屯地	会員	不明	○	○	会議費	善通寺市自衛隊協力会会長	5,000	8/8	ニ50	5,000	B	○	5,000	寄付
51	8/14 18:00～21:00	万灯みたままつり実行委員会	香川県護国神社	会員	不明	○	○	会議費	万灯みたま祭り実行委員会　委員長	5,000	8/14	ニ51	5,000	F	○	5,000	寄付
52	8/6 18:00～20:00	善通寺剣正会研修会	善通寺市民武道場	会員	不明	×		会議費	善通寺剣正会　代表者	5,000	8/25	ニ52	5,000	B	○	5,000	寄付
53								会議費	善通寺市消防第三分団分団長　山本利明	5,000	8/28	ニ53	5,000	B	○	5,000	寄付
54	8/30 18:00～20:00	筆岡地区まちづくり懇談会	オークラホテル丸亀	会員	不明	○	○	会議費	筆岡地区まちづくり懇談会	5,000	8/30	ニ54	5,000	B	○	5,000	寄付
55								会議費	中央公民館まつり実行委員会委員長　佐伯一雅	5,000	9/7	ニ55	5,000	G	○	5,000	寄付
56	9/7 9:30～11:00	竜川遺族会研修会	金倉寺境内	会員	不明	×		会議費	竜川遺族会	5,000	9/7	ニ56	5,000	A	○	5,000	寄付
57	9/16 12:00～14:00	西碑殿２区自治会研修会	池田宅	会員	不明	○	○	会議費	西碑殿2区自治会会長	5,000	9/16	ニ57	5,000	A	○	5,000	寄付
58	9/18 18:00～20:00	善通寺市自衛隊協力会総会	香川県護国神社参集殿	会員	○	○	○	会議費	善通寺市自衛隊協力会会長	15,000	9/18	ニ58	15,000	B	○	15,000	
59	9/20 19:00～21:00	香川県銃剣道連盟研修会	自衛隊善通寺駐屯地隊内クラブ	会員	○	○	○	会議費	香川県銃剣道連盟会計副部長	5,000	9/20	ニ59	5,000	H	○	5,000	
60								会議費	善通寺市消防第三分団分団長山本利明	5,000	9/22	ニ60	5,000	A or B	○	5,000	寄付
61	9/23 18:30～20:00	上吉田東部農業生産組合総会	上吉田東部自治会館	組合員	不明	○	○	会議費	上吉田東部生産組合組合長	5,000	9/23	ニ61	5,000	B	○	5,000	寄付
62	9/23 12:00～14:00	西碑殿１区自治会研修会	西碑殿集会場	会員	不明	○	○	会議費	西碑殿1区自治会代表	5,000	9/23	ニ62	5,000	A	○	5,000	寄付
63	9/27 18:00～19:30	東部池の前ボランティア公園運営会	東部池の前ボランティア公園	会員	不明	○	○	会議費	東部池の前ボランティア公園運営会会長	5,000	9/27	ニ63	5,000	B	○	5,000	寄付
64	9/29 10:00～12:00	吉原地区長寿を祝う会	吉原小学校体育館	会員	不明	×		会議費	吉原地区「長寿を祝う会」実行委員会代表	5,000	9/29	ニ64	5,000	E	○	5,000	寄付
65	9/29 11:00～13:00	与北地区長寿を祝う会 与北公民館まつり実行委員会	与北公民館，与北小学校	会員	不明	○	○	会議費	与北公民館まつり実行委員会会長	5,000	9/29	ニ65	5,000	E	○	5,000	寄付
66	10/6 9:00～12:00	善通寺・丸亀・坂出柔道協会	坂出市民武道場	会員	不明	×		会議費	坂出柔道協会会長	5,000	10/6	ニ66	5,000	H	○	5,000	寄付
67								会議費	香川県JC議員連盟　鎌田守恭	10,000	11/2	ニ67	10,000	B	○	10,000	寄付
68	11/2 10:00～11:00	善通寺菊花愛好会研修会	総本山善通寺	会員	不明	×		会議費	善通寺菊花愛好会代表者	5,000	11/2	ニ68	5,000	A	○	5,000	寄付
69	11/9 14：30～14：50	西部地区長寿を祝う会	西部小学校体育館	会員	不明	×		会議費	西部地区長寿を祝う会実行委員長	5,000	11/9	ニ69	5,000	E	○	5,000	寄付
70	11/9 10:00～17:00	西部公民館まつり実行委員会	西部公民館	会員	不明	○	○	会議費	西部公民館まつり実行委員会実行委員長	5,000	11/9	ニ70	5,000	G	○	5,000	寄付
71								会議費	香川県ボディビルフィットネス連盟理事長	7,000	11/10	ニ71	7,000	A or B	○	7,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
72								会議費	筆岡公民館まつり実行委員会委員長　神原三郎	5,000	11/16	ニ７２	5,000	G	○	5,000	寄付
73								会議費	善通寺市消防団団長　宮武利幸	6,000	11/16	ニ７３	6,000	A or B	○	6,000	寄付
74	11/24 12:30～15:00	善通寺市文化協会演劇部会	善通寺市民会館	会員	不明	×		会議費	善通寺市文化協会演劇部会会長	5,000	11/24	ニ７７	5,000	G	○	5,000	寄付
75	11/27 19:00～21:00	善通寺市商工会議所青年部臨時総会	魚七	会員	不明	○	○	会議費	善通寺商工会議所青年部会長	5,000	11/27	ニ７８	5,000	D	○	5,000	寄付
76	12/1 18:00～20:00	児童福祉施設「ぴこら」意見交換会	魚七	会員	不明	○	○	会議費	NPO法人エール	10,000	12/1	ニ７９	10,000	D	○	10,000	寄付
77	12/4 18:00～20:00	香川県漆芸研究所意見交換会	JRホテルクレメント高松	漆芸関係者	○	○	○	会議費	香川県漆芸研究所日本工芸会四国支部	15,000	12/4	ニ８０	15,000	B	○	15,000	
78	12/8	自衛隊第14音楽隊後援会研修会	善通寺グランドホテル	会員	○	○	○	会議費	第14音楽隊後援会会計	5,000	12/8	ニ８１	5,000	A or B	○	5,000	
79	12/9 18:00～20:00	善通寺工業クラブ例会	善通寺グランドホテル	会員	不明	○	○	会議費	善通寺工業クラブ会長	5,000	12/9	ニ８２	5,000	B	○	5,000	寄付
80	12/14 11:30～13:00	隊友会善通寺支部研修会	善通寺グランドホテル	会員	○	○	○	会議費	隊友会善通寺支部支部長	5,000	12/14	ニ８３	5,000	A	○	5,000	
81	12/14 19:00～21:00	香川県接骨師会西讃支部研修会	桜の抄（琴平）	会員	不明	○	○	会議費	公益社団法人香川県接骨師会西讃支部会計	5,000	12/14	ニ８４	5,000	D	○	5,000	寄付
82	12/15	善通寺柔道協会総会	善通寺グランドホテル	会員	○	○	○	会議費	善通寺柔道協会会長	5,000	12/15	ニ８５	5,000	A or B	○	5,000	
83	12/20	ファイブアローズ後援会			不明	×		会議費	株式会社ファイブアローズ代表取締役	12,000	12/20	ニ８６	12,000	K	○	12,000	寄付
84	1/11 19:00～21:00	下吉田地区まちおこし意見交換会	さりげなく	会員	不明	○	○	会議費	下吉田地区まちおこし意見交換会代表	10,000	1/11	ニ８７	10,000	D	○	10,000	寄付
85	1/11 14:30～15:30	善通寺市還暦式	善通寺市民会館	会員	不明	×		会議費	善通寺商工会議所青年部会長	5,000	1/11	ニ８８	5,000	I	○	5,000	寄付
86	1/12 9:00～17:00	善通寺ドッジボール協会研修会	善通寺市民体育館	会員	不明	×		会議費	善通寺ドッジボール協会会長	5,000	1/12	ニ８９	5,000	H	○	5,000	寄付
87								会議費	善通寺市消防団本部分団団長　北條隆	5,000	1/12	ニ９０	5,000	AorB	○	5,000	寄付
88								会議費	善通寺市女性消防団　大平	5,000	1/12	ニ９１	5,000	AorB	○	5,000	寄付
89								会議費	第一分団　氏家寿士	5,000	1/12	ニ９２	5,000	AorB	○	5,000	寄付
90								会議費	善通寺消防団　第2分団会計責任者　氏家茂	5,000	1/12	ニ９３	5,000	AorB	○	5,000	寄付
91								会議費	善通寺消防第3分団分団長　山本利明	5,000	1/12	ニ９４	5,000	AorB	○	5,000	寄付
92								会議費	善通寺市消防第四分団新田哲男	5,000	1/12	ニ９５	5,000	AorB	○	5,000	寄付
93								会議費	善通寺市消防団第五分団東部班　紫和章友	5,000	1/13	ニ９６	5,000	AorB	○	5,000	寄付
94								会議費	善通寺市消防団第五分団中部班　会計　金崎大和	5,000	1/12	ニ９７	5,000	AorB	○	5,000	寄付
95								会議費	第五分団西部班班長　小松誠	5,000	1/12	ニ９８	5,000	AorB	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
96								会議費	善通寺市第6分団分団長 大西悟	5,000	1/12	ニ９９	5,000	A or B	○	5,000	寄付
97								会議費	善通寺市消防第七分団分団長　熊谷元司	5,000	1/12	ニ１００	5,000	A or B	○	5,000	寄付
98	1/12 12:20～15:00	善通寺市消防団第8分団研修会	善通寺市消防団第8分団屯所	分団員	不明	○	○	会議費	善通寺市消防団第8分団分団長　佐柳（判読不能）	5,000	1/12	ニ１０１	5,000	A	○	5,000	寄付
99	1/20 18:00～20:00	善通寺工業クラブ創立50周年	旧善通寺偕行社	会員	○	○	○	会議費	善通寺工業クラブ会長	10,000	1/14	ニ１０２	10,000	C	○	10,000	
100	1/18 18:00～20:00	香川県接骨師会研修会	喜代美山荘花樹海	会員	不明	○	○	会議費	公益社団法人香川県接骨師会　会長	7,000	1/18	ニ１０３	7,000	B	○	7,000	寄付
101	1/19 12:00～14:00	西村岸下地区敬老会	西村岸下集会場	会員	不明	○	○	会議費	西村岸下部落自治会会計担当	5,000	1/19	ニ１０４	5,000	E	○	5,000	寄付
102	1/22 18:00～20:00	善通寺市建設業協会研修会	魚七	会員	不明	○	○	会議費	善通寺市建設業協会会長	5,000	1/22	ニ１０５	5,000	D	○	5,000	寄付
103	1/22 19:00～21:00	アクセスクラブ研修会	魚七	会員	○	○	○	会議費	アクセスクラブ会長	10,000	1/24	ニ１０６	10,000	D	○	10,000	
104	1/25 19:00～21:00	部落解放同盟与北支部旗開き	善通寺グランドホテル	会員	○	○	○	会議費	部落解放同盟与北支部支部長	10,000	1/25	ニ１０７	10,000	C	○	10,000	
105	7/22 19:00～20:00	善通寺市東部教育振興会	東部公民館	会員	不明	×		会議費	善通寺市東部地区教育振興会会長	5,000	1/29	ニ１０８	5,000	B	○	5,000	寄付
106								会議費	香川県防衛協会	5,000	2/5	ニ１０９	5,000	A or B	○	5,000	寄付
107	2/9 9:00～15:00	さぬきシクロクロス実行委員会	鉢伏ふれあい公園	会員	不明	○	○	会議費	さぬきシクロクロス実行委員会実行委員長	5,000	2/9	ニ１１０	5,000	H	○	5,000	寄付
108	2/10 18:00～20:00	満賀池水利組合	さりげなく	組合員	不明	○	○	会議費	満賀池水利委員会会計	10,000	2/10	ニ１１１	10,000	D	○	10,000	寄付
109								会議費	尽誠学園高等学校校長 金﨑正久	5,000	3/1	ニ１１２	5,000	I	○	5,000	寄付
110								会議費	有限会社スマイル産業代表取締役	10,000	3/1	ニ１１３	10,000	A or B	○	10,000	寄付
111	3/3 16:00～21:00	香川県銃剣道連盟総会	琴参閣	会員	○	○	○	会議費	香川県銃剣道連盟会計副部長	36,000	3/3	ニ１１４	36,000	B、K	○	36,000	
112	3/21 11:00～13:00	皇子農業生産組合総会	皇子会場	組合員	不明	○	○	会議費	皇子生産組合会計	5,000	3/21	ニ１１５	5,000	A	○	5,000	寄付
113	3/21 18:00～20:00	上吉田東部農業生産組合総会	上吉田東部自治会館	組合員	不明	○	○	会議費	上吉田東部生産組合代表	5,000	3/21	ニ１１６	5,000	B	○	5,000	寄付
114	3/21	香川県隊友会研修会	香川県護国神社	会員	不明	×		会議費	公益社団法人隊友会香川県隊友会会長	5,000	3/21	ニ１１７	5,000	A or B	○	5,000	寄付
115	3/24 18:00～20:00	香川県理容生活衛生同業組合善通寺支部理容組合総会	善通寺グランドホテル	組合員	不明	○	○	会議費	香川県理容生活衛生同業組合善通寺支部理容組合経理部長	5,000	3/24	ニ１１８	5,000	B	○	5,000	寄付
										1,479,000			1,479,000			709,000	

新田耕造議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ネ１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長五所野尾恭一	60,000	4/15	ネ２－①	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会中讃議員連盟会長五所野尾恭一	60,000	10/4	ネ２－②	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	4/22	ネ３－①	20,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	9/19	ネ３－②	20,000	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	12/10	ネ４－①	20,000	—	×	-	
7	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	3/19	ネ４－②	20,000	—	×	-	
8	4/14 11:30～12:30	第四福寿会総会	八区公民館	福寿会会員	会費積み立て	弁当・飲み物		調査研究費	（黒塗り）	5,000	4/14	ネ５－①	5,000	A	○	5,000	
9	4/14 10:25～10:50	四箇天寿会総会	四箇地区公民館	天寿会会員	不明	弁当等		調査研究費	（黒塗り）	5,000	4/14	ネ５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
10	4/14 10:00～10:20	道福寺招魂祭	道福寺公民館	詳細不明		弁当等		調査研究費	（黒塗り）	5,000	4/14	ネ６	5,000	I	○	5,000	寄付
11	4/21 9:00～10:00	25年度レクレーション連盟交流会	多度津町体育館			記憶なし	記憶なし	調査研究費	（黒塗り）	5,000	4/21	ネ７－①	5,000	H	○	5,000	寄付
12	5/1 9:30～10:30	仲多度郡婦人団体	まんのう町農村環境改善センター	仲多度郡内婦人会会員	不明	忘却	忘却	調査研究費	（黒塗り）	5,000	5/1	ネ７－②	5,000	A	○	5,000	寄付
13	5/12 10:00～11:00	豊原地区自治連合会総会	豊原公民館	自治会会員		弁当等		調査研究費	（黒塗り）	5,000	5/12	ネ８－①	5,000	A	○	5,000	寄付
14	5/23 18:00～20:00	多度津商業協同組合総会	新世	組合員		会食	○	調査研究費	多度津商業協同組合代表理事	5,000	5/23	ネ８－②	5,000	D	○	5,000	寄付
15	5/21 18:00～20:00	多度津商工会議所総会意見交換会	多度津商工会議所	会議所員		○	○	調査研究費	（黒塗り）	10,000	5/21	ネ９－①	10,000	B	○	10,000	寄付
16	6/2 13:00～14:30	MOAかがわ健康増進センターとの意見交換会	MOA四国療院	詳細不明		忘却	忘却	調査研究費	MOAかがわ健康増進センター内四国療院実行委員会委員長	10,000	6/2	ネ９－②	10,000	A	○	10,000	寄付
17								調査研究費	公益社団法人隊友会香川県隊友会会長　宮本俊春	5,000	6/29	ネ１０	5,000	A or B	○	5,000	寄付
18	9/6 15:00～18:00	多度津ミニトマト部会総会	JA多度津支店	部会会員		○	忘却	調査研究費	多度津ミニトマト部会	5,000	9/6	ネ１１	5,000	A	○	5,000	寄付
19	10/26 9:30～11:00	仲多度郡身体障害者福祉大会	善通寺市体育館	会員		弁当等		調査研究費	仲多度地区身体障害者連絡会会長	5,000	10/26	ネ１２－①	5,000	A	○	5,000	寄付
20	10/26 13:00～14:00	東新町自治会意見交換会	東新町公民館	自治会員		弁当等		調査研究費	（黒塗り）	10,000	10/26	ネ１２－②	10,000	A	○	10,000	寄付
21								調査研究費	多度津商工会議所	5,000	10/29	ネ１３	5,000	A or B	○	5,000	寄付
22	11/30	北鴨青年団総会意見交換会	オークラホテル丸亀	青年団員		会食	○	調査研究費	北鴨青年団会計	10,000	11/30	ネ１４	10,000	A or B	○	10,000	寄付
23	12/3 18:00～20:30	多度津商工会議所青年部総会	花瀬	会員		会食		調査研究費	多度津商工会議所青年部会長	10,000	12/3	ネ１５－①	10,000	D	○	10,000	寄付
24	3/29 18:00～20:00	淡水組合総会	善通寺グランドホテル	組合員		会食	○	調査研究費	（黒塗り）	5,000	3/29	ネ１５－②	5,000	B	○	5,000	寄付

25	1/17 18:00～20:30	保護司会 多度津地区情報交換会	笑門家	保護司		会食	○	調査研究費	（黒塗り）	5,000	1/17	ネ１６	5,000	D	○	5,000	寄付
26	1/18 18:30～20:30	商工会議所女性会 新年意見交換会	笑門家	会員		会食	○	調査研究費	多度津商工会議所（黒塗り）	10,000	1/18	ネ１７	10,000	D	○	10,000	寄付
27	3/15	青木本村自治会 意見交換会	青木本村自治会館	会員		弁当等		調査研究費	（黒塗り）	5,000	3/15	ネ１８－①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
28	1/19 17:30～20:00	2014年少林寺拳法 香川県連盟意見交換会	オークラホテル丸亀	会員	○	会食	○	調査研究費	香川県少林寺拳法連盟理事長	6,000	1/19	ネ１８－②	6,000	B	○	6,000	
29								調査研究費	多度津町議会平成会会長 佐々木勇	50,000	1/10	ネ１９	50,000	A or B	○	50,000	寄付
30	11/24 18:00～20:00	大志会	オークラホテル丸亀	会員	○	会食	○	調査研究費	大志会会計	10,000	11/24	ネ２０－①	10,000	B	○	10,000	
31	11/1	四国皐月会総会	花樹海	会員	○	会食	○	調査研究費	四国皐月回会事務局	10,000	11/1	ネ２０－②	10,000	A or B	○	10,000	
										936,000			936,000			206,000	

花崎光弘議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ノ１	530,000	—	×	-	
2	6/27 18:00～20:30	農業経営者協議会	ベッセル大内	会員			×	調査研究費	東かがわ市農業経営者協議会会長	10,000	6/27	ノ２－①	10,000	B	○	10,000	寄付
3	11/30 17:30～	香川県青年団OB会大川集会	ロイヤルホテル三本松	青年団OB		○	×	調査研究費	香川県青年団OB会大川集会地区世話人　東かがわ市世話人	10,000	11/30	ノ２－②	10,000	B	○	10,000	寄付
4	3/23	香川県青年団OB会大川集会	ロイヤルホテル三本松	青年団OB		○	×	調査研究費	香川県青年団OB会大川集会地区世話人　東かがわ市世話人	6,000	2/23	ノ３	6,000	A or B	○	6,000	寄付
5								調査研究費	株式会社カマタマーレ讃岐	10,000	12/18	ノ４－②	10,000	C or L	○	10,000	寄付
6	3/14 18:30～	東かがわ市ソフトボール後援会	東かがわ市交流プラザ会議室	東かがわ市ソフトボールクラブ後援会会員				調査研究費	東かがわソフトボールクラブ後援会会長	5,000	3/14	ノ５－①	5,000	B	○	5,000	寄付
7	11/29 18:00～	献納式	讃岐屋			○	○	調査研究費	献穀田奉耕者　東かがわ市稲作文化伝承事業実行委員会会長	5,000	11/29	ノ５－②	5,000	D	○	5,000	寄付
8	9/22 8:30～	剣道大会	引田体育館			×		調査研究費	東かがわ市剣道連盟	5,000	9/22	ノ６－①	5,000	H	○	5,000	寄付
9	4/30 17:00～	東かがわ市バレーボール大会	ベッセル大内	東かがわ市バレーボール協会会員		○	×	調査研究費	東かがわ市バレーボール協会会長	10,000	4/30	ノ６－②	10,000	H	○	10,000	寄付
10	5/5 9:00～		白鳥神社	会員		×		調査研究費	東かがわ市武道連盟会長	10,000	5/5	ノ６－③	10,000	H	○	10,000	寄付
11	6/15 9:00～		田植え場所	一般参加		×		調査研究費	農事組合法人福栄中央	10,000	6/15	ノ６－④	10,000	L	○	10,000	寄付
12	日付無し 17:00～		クレスタ白山	香川県建設業協会会員		○	×	調査研究費	香川県建設業協会長尾支部支部長	5,000	5/28	ノ６－⑤	5,000	B	○	5,000	寄付
13	5/12 10:00～	引田遺族会	引田公民館	会員		×		調査研究費	東かがわ市引田遺族連合会	10,000	5/12	ノ６－⑥	10,000	A	○	10,000	寄付
14	5/23 17:00～	東かがわ建設業協会総会	ロイヤルホテル三本松	協会員		○	×	調査研究費	東かがわ市建設業協会	10,000	5/23	ノ７－①	10,000	B	○	10,000	寄付
15	7/28 8:30～		田の浦海岸	県内在住者		×		調査研究費	東かがわ市バレーボール協会会長	5,000	7/28	ノ７－②	5,000	H	○	5,000	寄付
16	3/16 10:00～		自治会館	会員		○	×	調査研究費	清水自治会会長	10,000	3/16	ノ７－③	10,000	A	○	10,000	寄付
17	3/15 17:00～		自治会館	会員		○	×	調査研究費	寺元自治会	10,000	3/15	ノ７－④	10,000	B	○	10,000	寄付
18	2/2 8:30～		てぶくろ体育館	県内外少年少女バレーボール競技者		×		調査研究費	東かがわ市バレーボール協会会長	5,000	2/2	ノ７－⑤	5,000	H	○	5,000	寄付
										666,000			666,000			136,000	

平木享議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	―	―	―	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	ハ1	530,000	―	×	-	
2	4/6	地域スポーツ報告会		会員				研修費	香川県バスケットボール協会会長	10,000	4/6	ハ2	10,000	H	○	10,000	寄付
3								研修費	多肥地区さくらまつり実行委員会委員長喜多敬三	10,000	4/7	ハ3	10,000	F	○	10,000	寄付
4	4/14		太田地区コミュニティセンター	会員				研修費	太田地区コミュニティ協議会会長	5,000	4/14	ハ4	5,000	A or B	○	5,000	寄付
5	4/17	仏生山婦人会　総会	仏生山コミュニティセンター	会員				研修費	仏生山婦人会会長	10,000	4/17	ハ5	10,000	A or B	○	10,000	寄付
6								研修費	仏生山地区連合自治会会長	5,000	4/24	ハ6	5,000	A or B	○	5,000	寄付
7	4/26	総会	仏生山コミュニティセンター	会員				研修費	仏生山地区衛生組合協議会会長	5,000	4/26	ハ7	5,000	A or B	○	5,000	寄付
8	4/27			会員				研修費	香川県スポーツ吹矢協会会長	10,000	4/27	ハ8	10,000	F	○	10,000	寄付
9	4/27			会員				研修費	多肥小学校PTA会長	10,000	4/27	ハ9	10,000	C	○	10,000	寄付
10	4/27			会員				研修費	仏生山小学校PTA会長	10,000	4/27	ハ10	10,000	C	○	10,000	寄付
11	4/28			会員				研修費	高松市多肥百寿会連合会会長	5,000	4/28	ハ11	5,000	A or B	○	5,000	寄付
12	4/29	総会		会員				研修費	太田地区コミュニティ協議会会長	5,000	4/29	ハ12	5,000	A or B	○	5,000	寄付
13	4/29 10:00～	総会		会員				研修費	仏生山地区コミュニティ協議会会長	5,000	4/29	ハ13	5,000	A	○	5,000	寄付
14								研修費	四国公共交通議員連盟会長平木享	5,000	4/30	ハ14	5,000	A or B	○	5,000	寄付
15		香川県青年海外協力隊を育てる会		会員				研修費	受付銀行（判読不明）仏生山支店	5,000	5/8	ハ15	5,000	K	○	5,000	
16	5/8 10:00～	総会	仏生山コミュニティセンター	会員				研修費	高松市仏生山校区女性防火クラブ会長	5,000	5/8	ハ16	5,000	A	○	5,000	寄付
17	5/8 19:30～	総会	仏生山コミュニティセンター	会員				研修費	仏生山校区体育協会会長	5,000	5/8	ハ17	5,000	B	○	5,000	寄付
18	5/12 10:00～		サンメッセ	会員				研修費	香川県療術師協会会長	10,000	5/12	ハ18	10,000	A	○	10,000	寄付
19	5/20 10:30～	総会	マリンパレス	組合員				研修費	香川県公衆浴場業生活衛生協同組合理事長	10,000	5/20	ハ19	10,000	A	○	10,000	寄付
20	5/20 10:00～		サンメッセ	組合員				研修費	香川県理容組合仏生山支部支部長	10,000	5/20	ハ20	10,000	A	○	10,000	寄付
21	5/21 16:00～	総会	国際ホテル	会員				研修費	香川県高松地区食品衛生協会会長	10,000	5/21	ハ21	10,000	A	○	10,000	寄付
22	5/26 17:00～	総会	リーガホテルゼスト高松	組合員				研修費	高松食肉事業協同組合理事長	10,000	5/26	ハ22	10,000	B	○	10,000	寄付
23	5/29 17:00～			組合員				研修費	高松片原町西部商店街振興組合代表理事	10,000	5/29	ハ23	10,000	D	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
24	5/31			組合員				研修費	高松中央商店街振興組合連合会理事長	10,000	5/31	ハ24	10,000	A or B	○	10,000	寄付
25	6/1			会員				研修費	竜雲学園後援会代表	10,000	6/1	ハ25	10,000	A or B	○	10,000	寄付
26								研修費	仏生山観光協会会長　平木享	10,000	6/7	ハ26	10,000	A or B	○	10,000	寄付
27	6/7			会員				研修費	仏生山商工振興会会長	15,000	6/7	ハ27	15,000	A or B	○	15,000	寄付
28	6/9			組合員	○			研修費	香川県食肉事業協同組合会長	10,000	6/9	ハ28	10,000	A or B	○	10,000	県政との関連性なし
29	6/10			組合員				研修費	香川県飲食業生活衛生同業組合理事長	5,000	6/10	ハ29	5,000	A or B	○	5,000	寄付
30	6/15							研修費	株式会社優創健リハビリデイサービス代表取締役	10,000	6/15	ハ30	10,000	A or B	○	10,000	寄付
31	6/20	第54回通常総会香川大会	ＪＲホテルクレメント高松	組合員				研修費	全国食肉生活衛生同業組合連合会第54回通常総会香川大会実行委員長	10,000	6/20	ハ31	10,000	A or B	○	10,000	寄付
32	6/25			会員				研修費	仏生山地区コミュニティ協議会会長	10,000	6/25	ハ32	10,000	A or B	○	10,000	寄付
33	7/3			中央卸売市場関係者				研修費	高松青果株式会社代表取締役社長	7,000	7/3	ハ33	7,000	A or B	○	7,000	寄付
34								研修費	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟	10,000	7/19	ハ34	10,000	K	○	10,000	寄付
35	7/26			組合員				研修費	香川県食肉事業協同組合会長	10,000	7/26	ハ35	10,000	A or B	○	10,000	寄付
36	7/27	香川県海外技術研修員歓迎会		会員				研修費	仏生山国際交流会（黒塗り）	10,000	7/27	ハ36	10,000	C	○	10,000	寄付
37	8/3			会員				研修費	門前まつり実行委員会	10,000	8/3	ハ37	10,000	F	○	10,000	寄付
38	8/18							研修費	特別養護老人ホーム竜雲舜虹苑施設長	10,000	8/18	ハ38	10,000	A or B	○	10,000	寄付
39	8/24			会員				研修費	太田地区コミュニティ協議会会長	10,000	8/24	ハ39	10,000	A or B	○	10,000	寄付
40	9/2			組合員				研修費	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長	10,000	9/2	ハ40	10,000	A or B	○	10,000	寄付
41	9/15			会員				研修費	多肥地区社会福祉協議会会長	10,000	9/15	ハ41	10,000	A or B	○	10,000	寄付
42	9/16			会員				研修費	仏生山地区社会福祉協議会会長	10,000	9/16	ハ42	10,000	A or B	○	10,000	寄付
43	10/6			組合員				研修費	高松食肉事業協同組合理事	10,000	10/6	ハ43	10,000	A or B	○	10,000	寄付
44	11/10			会員				研修費	仏生山地区コミュニティ協議会会長	10,000	11/10	ハ44	10,000	A or B	○	10,000	寄付
45	12/5			組合員				研修費	香川県食肉事業協同組合連合会会長	10,000	12/5	ハ45	10,000	A or B	○	10,000	寄付
46	12/6			会員				研修費	仏生山地区社会福祉協議会会長	10,000	12/6	ハ46	10,000	A or B	○	10,000	寄付
47	12/7			会員				研修費	太田地区コミュニティ協議会会長	5,000	12/7	ハ47	5,000	A or B	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
48	12/14							研修費	社会福祉法人竜雲学園理事長	10,000	12/14	ハ48	10,000	A or B	○	10,000	寄付
49	12/18			組合員				研修費	平池土地改良区理事長	10,000	12/18	ハ49	10,000	A or B	○	10,000	寄付
50	12/18			団員				研修費	高松市消防団多肥分団分団長　香西広文	10,000	12/18	ハ50	10,000	A or B	○	10,000	寄付
51	1/4			組合員				研修費	高松食肉事業協同組合理事長	10,000	1/4	ハ51	10,000	A or B	○	10,000	寄付
52	1/4							研修費	仏生山スポーツ少年団剣友会会長	10,000	1/4	ハ52	10,000	A or B	○	10,000	寄付
53	1/5			会員				研修費	仏生山地区連合自治会会長	10,000	1/5	ハ53	10,000	A or B	○	10,000	寄付
54	1/5			団員				研修費	高松市消防団多肥分団分団長　香西広文	10,000	1/5	ハ54	10,000	A or B	○	10,000	寄付
55	1/10			会員				研修費	仏生山平成会会計	8,000	1/10	ハ55	8,000	A or B	○	8,000	寄付
56	1/10			組合員				研修費	高松片原町西部商店街振興組合代表理事	10,000	1/10	ハ56	10,000	A or B	○	10,000	寄付
57	1/14			会員				研修費	仏生山地区コミュニティ協議会会長	5,000	1/14	ハ57	5,000	A or B	○	5,000	寄付
58	1/16			組合員				研修費	香川県ディスプレイ協同組合理事長	10,000	1/16	ハ58	10,000	A or B	○	10,000	寄付
59	1/21			組合員				研修費	高松丸亀町商店街振興組合理事長	10,000	1/21	ハ59	10,000	A or B	○	10,000	寄付
60	1/21			組合員				研修費	高松ライオン通商店街振興組合理事長	10,000	1/21	ハ60	10,000	A or B	○	10,000	寄付
61	1/28			組合員				研修費	高松中央市場鮮魚協同組合理事長	10,000	1/28	ハ61	10,000	A or B	○	10,000	寄付
62	2/8			会員				研修費	瀬戸内観光漁業の会会長	10,000	2/8	ハ62	10,000	A or B	○	10,000	寄付
63	2/11			会員				研修費	高松市バスケットボール協会会長	10,000	2/11	ハ63	10,000	A or B	○	10,000	寄付
64	2/15			組合員				研修費	香川県塗装業組合高松支部会計	5,000	2/15	ハ64	5,000	A or B	○	5,000	寄付
65	2/16			組合員				研修費	香川県公衆浴場業生活衛生共同組合理事長	10,000	2/16	ハ65	10,000	A or B	○	10,000	寄付
66	2/25			会員				研修費	香川県高松地区食品衛生協会会長	10,000	2/25	ハ66	10,000	A or B	○	10,000	寄付
67	3/16			会員				研修費	本村一部自治会長	5,000	3/16	ハ67	5,000	A or B	○	5,000	寄付
68	3/16			会員				研修費	南部自治会会長	10,000	3/16	ハ68	10,000	A or B	○	10,000	寄付
69	3/21			会員				研修費	多肥地区連合自治会出口（黒塗り）	5,000	3/21	ハ69	5,000	A or B	○	5,000	寄付
70	3/30			会員				研修費	太田地区コミュニティ協議会会長	5,000	3/30	ハ70	5,000	A or B	○	5,000	寄付
71	3/31			組合員				研修費	香川県理容組合仏生山支部支部長	10,000	3/31	ハ71	10,000	A or B	○	10,000	寄付
										1,145,000			1,145,000			615,000	

松原哲也議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	フ１	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長　松原哲也	60,000	4/15	フ２－①	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長　松原哲也	60,000	10/4	フ２－②	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	6/5	フ３－①	20,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会産業政策研究会会長新田耕造	20,000	9/12	フ３－②	20,000	—	×	-	
6	4/7 11:00～11:30	総会	自治会集会場	長楽寺自治会会員	金額不明	弁当	○	会議費	木田郡三木町氷上長楽寺自治会長	5,000	4/7	フ４－①	5,000	A	○	5,000	寄付
7	4/7 11:30～12:00	総会	自治会集会場	池下自治会会員	金額不明	弁当	○	会議費	池下集落自治会	10,000	4/7	フ４－②	10,000	A	○	10,000	寄付
8	4/7 12:00～13:00	総会	自治会集会場	仲代自治会会員	金額不明	弁当	○	会議費	仲代自治会	10,000	4/7	フ４－③	10,000	A	○	10,000	寄付
9	4/13 19:00	総会	トレスタ白山	三木町商工会青年部	金額不明	懇親会	○	会議費	三木町商工会青年部部長	10,000	4/13	フ４－④	10,000	B	○	10,000	寄付
10	4/19	総会		池戸商工連盟会員	金額不明			会議費	池戸商工連盟会長	5,000	4/19	フ５－①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
11	H.25　4/26 9:30～	平井老人クラブ白寿会総会	三木町文化交流プラザ	白寿会会員	不明	×	×	会議費	平井老人クラブ白寿会	5,000	4/26	フ５－②	5,000	A	○	5,000	寄付
12	4/27	総会		氷上商工振興会会員	金額不明	懇親会	○	会議費	氷上商工振興会会長（黒塗り）会計（黒塗り）	5,000	4/27	フ５－③	5,000	A or B	○	5,000	寄付
13	4/27	総会	ウォーキングセンター	下高岡婦人会会員	金額不明	×		会議費	下高岡婦人会会長	5,000	4/27	フ６－①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
14	4/27	総会	神山公民館	神山老壮会会員	金額不明	弁当	○	会議費	神山老壮会会計	5,000	4/27	フ６－②	5,000	A or B	○	5,000	寄付
15	5/12	活動発表会	田中公民館	なし	金額不明	×		会議費	田中公民館ふれあい活動実行委員会会計	5,000	5/12	フ６－③	5,000	G	○	5,000	寄付
16	5/17 18:00～	三木大成会総会	すし昌	会員	不明	○	○	会議費	三木六成会	5,000	5/17	フ６－④	5,000	D	○	5,000	寄付
17	5/24	総代会	トレスタ白山	三木町商工会会員	金額不明	×	×	会議費	三木町商工会会長	5,000	5/24	フ７－①	5,000	A	○	5,000	寄付
18	5/25 9:30	総会	三木町福祉センター	平井小学校みまもり隊	金額不明	×		会議費	平井小学校みまもり隊	5,000	5/25	フ７－②	5,000	A	○	5,000	寄付
19	5/26 10:00	総会	三木町文化交流プラザ	三木町身体障害者協会会員	金額不明	×		会議費	三木町身体障害者協会会長	5,000	5/26	フ７－③	5,000	A	○	5,000	寄付
20	5/29 8:10～	グランドゴルフ交歓大会	三木町池戸大宮グランド	無	不明	×		会議費	みきクラブ	5,000	5/29	フ８－①	5,000	H	○	5,000	寄付
21	6/30 12:30	活動発表会	神山公民館	無し	金額不明	×		会議費	神山公民館活動部会会長	5,000	6/30	フ８－②	5,000	G	○	5,000	寄付
22	7/14 13:00～	井戸公民館活動発表会	井戸公民館	無	不明	×		会議費	井戸公民館館長　黒田記由	5,000	7/14	フ８－③	5,000	G	○	5,000	寄付
23	7/27 19:00	盆おどり大会	ウォーキングセンター	無し	金額不明	×		会議費	ふるさと盆おどり大会実行委員会会長	5,000	7/27	フ８－④	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
24	8/14 17:30～	小蓑地区夏まつり大会	小蓑集会場	無	不明	×		会議費	小蓑夏まつり実行委員会	5,000	8/11	フ９－①	5,000	F	○	5,000	寄付
25	8/15 19:00	盆おどり大会	旧神山幼少中学校	無し	金額不明	×		会議費	三木町津柳盆おどり実行委員会会計	5,000	8/15	フ９－②	5,000	F	○	5,000	寄付
26	8/17 18:00～	白山文化センター夏まつり	白山文化センター	無	不明	×		会議費	白山文化センター館長　多田英孝	5,000	8/17	フ９－③	5,000	F	○	5,000	寄付
27	8/25 18:00	地蔵まつり	自治会集会場	会員	金額不明	×		会議費	川原自治会	5,000	8/25	フ９－④	5,000	F	○	5,000	寄付
28	9/26 11:30～	奥山地区敬老会	津柳地区コミュニティセンター	会員	不明	×		会議費	二本杉ほがらか会	5,000	9/26	フ１０－①	5,000	E	○	5,000	寄付
29	10/20 12:00～	地域交流センター活動発表会	地域交流センター	無	不明	×	○	会議費	三木町地域交流センター所長　香西廣信	5,000	10/20	フ１０－②	5,000	G	○	5,000	寄付
30	11/2	香川県JC議員連盟総会	花樹海	会員		懇親会	○	会議費	香川県JC議員連盟鎌田守恭	10,000	11/2	フ１０－③	10,000	B	○	10,000	寄付
31	11/15	中山間ふるさと懇談会	公渕公園	地元行政関係者	同額？	○	○	会議費	中山間・ふるさと懇談会事務局長	10,000	11/15	フ１０－④	10,000	A or B	○	10,000	
32	12/2 11:00	総会	丸幸	会員	○	○	×	会議費	三木町議会議員OB会会長	5,000	12/2	フ１１－①	5,000	D	○	5,000	
33	12/10 10:00	運動会	三木町農村環境センター	三木町身体障害者協会会員	金額不明	×		会議費	三木町身体障害者協議会会長	5,000	12/10	フ１１－②	5,000	H	○	5,000	寄付
34	1/12	新年会	自治会集会場	西鹿庭自治会会員	金額不明	弁当	○	会議費	西鹿庭自治会会計係	10,000	1/12	フ１１－③	10,000	C	○	10,000	寄付
35	3/9 12:00	総会	自治会集会場	西地自治会会員	金額不明	懇親会	○	会議費	西地自治会（黒塗り）	10,000	3/9	フ１２－①	10,000	A	○	10,000	
36	3/15 13:00	総会	ウォーキングセンター	下高岡婦人会会員	金額不明	×		会議費	下高岡婦人会会長	5,000	3/15	フ１２－②	5,000	A	○	5,000	寄付
37	3/16 11:00	落成式	ヌーベル三木	地域関係者など	金額不明	×		会議費	社会福祉法人祐正福祉会理事長	5,000	3/16	フ１２－③	5,000	I	○	5,000	寄付
38	3/21 9:30	総代会	三木町農村環境改善センター	三木町土地改良区　組合員	金額不明	×		会議費	木田郡三木町土地改良区理事長　石井定夫	5,000	3/21	フ１３－①	5,000	A	○	5,000	寄付
39	3/29 9:30	総会	三木町福祉センター	平井婦人会会員	金額不明	×		会議費	平井婦人会	5,000	3/29	フ１３－②	5,000	A	○	5,000	寄付
40	3/29 10:00	総会	神山公民館	神山第一・第二老壮会会員	金額不明	弁当	○	会議費	神山老（黒塗り）会計（黒塗り）	5,000	3/29	フ１３－③	5,000	A	○	5,000	寄付
										900,000			900,000			210,000	

松本公継議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	へ1	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会地域振興議員連盟会長氏家孝志	60,000	4/15	へ2－①	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	4/15	へ2－②	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会地域振興議員連盟会長氏家孝志	60,000	10/4	へ3－①	60,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	10/4	へ3－②	60,000	—	×	-	
6	4/7 12:00～15:00	自治会集会	一宮東原自治会館	自治会員	×（自治会費を納めている）	オードブル	○	会議費	一宮東原青壮年部会長	10,000	4/7	へ4－②	10,000	A	○	10,000	寄付
7	5/19	香川ヨーガ道友会	アカデミー高松	会員	○	×		会議費	香川ヨーガ道友会会長	12,000	5/19	へ13－①	12,000	A or B	○	12,000	
8	5/31 18:30～	一宮商工振興会	ほくろや	会員	不明	お膳	○	会議費	一宮商工振興会会長	10,000	5/31	へ15－①	10,000	D	○	10,000	寄付
9	6/29 19:00～21:00	学生と社会人との交流会	香川県民ホール	学生，社会人	○	軽食	○	会議費	株式会社ビットコミュニケーションズ代表取締役	1,000	6/29	へ20－②	1,000	B	○	1,000	
10	10/11 10:30～	一宮地区慰霊祭	田村神社会館	会員	不明	×		会議費	一宮地区遺族厚生会会長	10,000	10/11	へ36－②	10,000	I	○	10,000	寄付
11	11/15 19:00～21:00	学生と社会人との交流会	香川県民ホール	学生，社会人	○	軽食	○	会議費	株式ビットコミュニケーション（黒塗り）	1,000	11/15	へ40－②	1,000	B	○	1,000	
12	1/12 12:00～	一宮郷土振興協会	ほくろや	会員	○	お膳	○	会議費	一宮郷土振興協会理事長	3,500	1/12	へ45－②	3,500	D	○	3,500	
13	1/19 9:00～20:00	TAG会新春芸能発表会	高松国際ホテル	会員，一般入場者	不明	弁当	持帰り	会議費	TAG交流会事務局理事長	10,000	1/19	へ47－①	10,000	G	○	10,000	寄付
14		年会費			○			会議費	一宮商工振興会会長	4,000	1/28	へ48－②	4,000	K	×	-	
										831,500			831,500			57,500	

宮本欣貞議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/16	ミ1	530,000	-	×	-	
2	日付無し 18:30～	春秋の会	二蝶	会員		○	×	研修費	春秋の会（黒塗り）	30,000	4/22	ミ2-①	30,000	D	○	30,000	寄付
3	日付無し 18:30～	山田中PTA	オークラホテル	会員		○	○	研修費	高松市立山田中学校PTA会長	6,000	4/26	ミ2-②	6,000	C	○	6,000	寄付
4	日付無し 16:30～	日本塗装工業会香川支部	ロイヤルパーク	会員		○	○	研修費	日本塗装工業会香川県支部支部長	10,000	4/26	ミ2-③	10,000	A	○	10,000	寄付
5	日付無し 18:30～	高松市立植田小PTA	パールガーデン	会員		○	○	研修費	高松市立植田小学校PTA会長	5,500	4/27	ミ2-④	5,500	C	○	5,500	寄付
6								研修費	川島長寿会連合会会長	5,000	4/28	ミ2-⑤	5,000	A or B	○	5,000	寄付
7	日付無し 10:00～	コスモス会	親翠	会員		×	×	研修費	コスモス会（黒塗り）	5,000	4/28	ミ2-⑥	5,000	D	○	5,000	寄付
8	日付無し 10:00～13:00	熟年クラブ池田分会	西植田上代集会所	西植田池田地区老人会会員		×		研修費	熟年クラブ池田分会長	5,000	4/14	ミ3-①	5,000	A	○	5,000	寄付
9		東天神自治会	川添東天神自治会館	東天神自治会会員		○	×	研修費	東天神自治会自治会長	5,000	4/14	ミ3-②	5,000	A or B	○	5,000	寄付
10	日付無し 18:00～20:00	香川県農業土木設計協会	高松センチュリーホテル	香川県農業土木設計協会会員		○	○	研修費	香川県農業土木設計（黒塗り）	10,000	4/16	ミ3-③	10,000	B	○	10,000	寄付
11	日付無し 18:30～20:30	川添青壮年部（農協）	川添JA	川添青壮年部会員		○	○	研修費	川添青壮年部（黒塗り）	5,000	4/17	ミ3-④	5,000	B	○	5,000	寄付
12	日付無し 10:00～12:00		岩破自治会集会所	岩破自治会会員		×		研修費	岩破自治会（黒塗り）	5,000	4/20	ミ3-⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
13		春秋の会		会員				研修費	春秋の会	5,000		ミ3-⑥	5,000	M	○	5,000	寄付
14	日付無し 18:30～	香川ビルメンテナンス協会	リーガゼストホテル	会員		○	○	研修費	一般社団法人香川ビルメンテナンス（判読不能）　会長	10,000	4/28	ミ4-①	10,000	B	○	10,000	寄付
15	日付無し 10:00～12:00	川添農民組合	川添JA	組合員		×	×	研修費	川添農民組合組合長	5,000	4/29	ミ4-②	5,000	A	○	5,000	寄付
16	日付無し 9:00～11:00	西植田遺族会	西植田小学校	会員		×	×	研修費	西植田遺族会会長	5,000	4/29	ミ4-③	5,000	A	○	5,000	寄付
17	日付無し 10:30～	西の岡自治会	西の岡自治会集会所	会員		×	×	研修費	西の岡自治会会長	5,000	4/29	ミ4-④	5,000	A	○	5,000	寄付
18	日付無し 10:00～12:00	東植田遺族厚生会	東植田遺族会（八幡神社）	会員		×	×	研修費	東植田遺族厚生会会長	5,000	4/30	ミ4-⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
19	日付無し 16:00～18:00	香川県柔道連盟	高松オークラホテル	会員		○	○	研修費	香川県柔道連盟会長	10,000	5/3	ミ4-⑥	10,000	A	○	10,000	寄付
20	日付無し 19:00～	高松市林地区青年会	林コミニティー	会員		×	×	研修費	高松市林地区青年会会長	5,000	5/9	ミ5-①	5,000	B	○	5,000	寄付
21	日付無し 18:30～	高松市中央商工会工業部会	多田苑	会員		○	○	研修費	高松市中央商工会工業部部会長	10,000	5/9	ミ5-②	10,000	D	○	10,000	寄付
22	日付無し 9:00～	林老人クラブ	長池公園	会員		×	×	研修費	林老人クラブ連合会会長	5,000	5/23	ミ5-④	5,000	A	○	5,000	寄付
23	日付無し 17:30～	高松市建設業協同組合	国際ホテル	組合員		○	×	研修費	高松市（黒塗り）同組（黒塗り）理（黒塗り）	10,000	5/23	ミ5-⑤	10,000	B	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
24	日付無し 18:30～	香川県室内装飾事業協同組合	国際ホテル	組合員		○	○	研修費	香川県室内装飾事業協同組合	10,000	5/24	ミ5-⑥	10,000	B	○	10,000	寄付
25	日付無し 18:00～	高松法人会山田支部	多田苑	会員		○	○	研修費	公社）高松法人会山田支部支部長	10,000	5/25	ミ6-①	10,000	D	○	10,000	寄付
26	日付無し 19:00～	香川県自転車軽自動車商協同組合	多田苑	会員		○	○	研修費	香川県自転車軽自動車商協同組合木田支部（黒塗り）	10,000	5/27	ミ6-②	10,000	D	○	10,000	寄付
27	日付無し 12:30～	香川県東部地区郵便局長会	マツノイ	会員		○	○	研修費	香川県東部地区郵便局長（黒塗り）	10,000	6/2	ミ6-③	10,000	A	○	10,000	寄付
28	日付無し 11:00～12:00	高松市山田地区観光協会	公渕憩の家	会員		×	×	研修費	高松市山田地区観光（黒塗り）	10,000	6/2	ミ6-④	10,000	K	○	10,000	寄付
29	日付無し 18:30～	高松市中央商工会飲食部会	しのだ寿司	会員		○	○	研修費	高松市中央商工会山田地区（判読不能）部会長　泉明宏	10,000	6/3	ミ6-⑤	10,000	D	○	10,000	寄付
30	日付無し 10:00～	川添地区老人クラブ連合会	神明殿	会員		×	×	研修費	川添地区老人クラブ連合会会長	5,000	6/4	ミ6-⑥	5,000	D	○	5,000	寄付
31								研修費	日本中国料理協会香川県支部	10,000	6/11	ミ7-①	10,000	L	○	10,000	寄付
32	日付無し 18:00～	香川県自動車車体整備協同組合	JRホテルクレメント高松	組合員		○	×	研修費	香川県自動車車体整備協同（黒塗り）	5,000	6/15	ミ7-②	5,000	B	○	5,000	寄付
33								研修費	公益社団法人香川県接骨師会会長　石原誠	10,000	6/16	ミ7-③	10,000	A or B	○	10,000	寄付
34	日付無し 12:00～	香川県調理師会	サンルート瀬戸大橋	会員		○	×	研修費	一般社団法人香川県調理師会代表理事	10,000	6/16	ミ7-④	10,000	A	○	10,000	寄付
35	日付無し 8:00～	十河パイレーツ少年ソフトボール	十河小学校	会員		×	×	研修費	十河パイレーツスポーツ少年団	10,000	6/30	ミ7-⑤	10,000	H	○	10,000	寄付
36								研修費	（黒塗り）	5,000	6/30	ミ7-⑥	5,000	A or B	○	5,000	寄付
37	日付無し 18:00～	西天神自治会	川添西天神自治会館	会員		×	×	研修費	西天神自治会会長　国方康	5,000	7/20	ミ8-①	5,000	B	○	5,000	寄付
38	日付無し 11:00～	上下所自治会	林(上下所自治会館)	会員		×	×	研修費	上下所自治会	5,000	7/27	ミ8-②	5,000	A	○	5,000	寄付
39	日付無し 16:00～	香川県東部地区郵便局長会	マツノイ	会員		○	×	研修費	香川県東部地区郵便局長会会長	10,000	7/27	ミ8-③	10,000	A	○	10,000	寄付
40								研修費	十河夏まつり実行員会	5,000	7/27	ミ8-④	5,000	F	○	5,000	寄付
41	日付無し 18:00～	特別養護老人ホームすみれ荘	すみれ荘			○	○	研修費	特別養護老人ホームすみれ	5,000	8/17	ミ8-⑤	5,000	B	○	5,000	寄付
42	日付無し 18:00～	さこ自治会	林さこ自治会館	会員		○	○	研修費	浴東自治会	5,000	8/17	ミ8-⑥	5,000	B	○	5,000	寄付
43	日付無し 19:00～	農協青壮年部	農協カントリー	会員		○	○	研修費	香川県農業協同組合青壮年部支部長（黒塗り）	5,000	8/21	ミ8-⑦	5,000	B	○	5,000	寄付
44	日付無し 17:30～	香川県管工事業協同組合	善通寺グランドホテル	会員		○	○	研修費	香川県管工事業協同組合連合会長	10,000	8/23	ミ8-⑧	10,000	B	○	10,000	寄付
45	日付無し 9:30～	川島校区社会福祉協議会	川島コミニティー	会員		×	×	研修費	川島校区社会福祉協議会	5,000	9/14	ミ9-①	5,000	A	○	5,000	寄付
46	日付無し 10:00～	さんさん荘敬老会	特別養護老人ホーム高松さんさん荘	会員		×	×	研修費	特別養護老人ホーム高松さんさん荘	5,000	9/14	ミ9-②	5,000	E	○	5,000	寄付
47	日付無し 10:00～	十河校区敬老会	十河小学校	会員		×	×	研修費	十河地区社会福祉協議会	5,000	9/14	ミ9-③	5,000	E	○	5,000	寄付
48	日付無し 17:00～	十河夏祭り	十河小学校	十河地区住民		×	×	研修費	十河夏祭り実行委員会代表	5,000	9/15	ミ9-④	5,000	B	○	5,000	寄付
49	日付無し 9:30～	東植田地区敬老会	東植田小	会員		×	×	研修費	東植田社会福祉協議会代表	5,000	9/16	ミ9-⑤	5,000	E	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
50								研修費	植田校区社会福祉協議会	5,000	9/16	ミ９-⑥	5,000	A or B	○	5,000	寄付
51	日付無し 17:30～	青晃会のつどい	さつき荘	地元住民		○	×	研修費	医療法人社団青冥会介護老人保健施設さつき荘理事長	5,000	9/22	ミ９-⑦	5,000	B	○	5,000	寄付
52	日付無し 18:30～	川添農協青壮年部	川添JA	会員		○	○	研修費	川添青壮年部（黒塗り）	5,000	9/23	ミ９-⑧	5,000	B	○	5,000	寄付
53	日付無し 19:00～	友遊会	国際ホテル	会員		○	○	研修費	異業種交流会友（黒塗り）	8,000	9/27	ミ１０-①	8,000	B	○	8,000	寄付
54	日付無し 12:00～	香川県調理師会	国分寺	会員		×	×	研修費	一般社団法人香川県調理師会代表理事	10,000	9/27	ミ１０-②	10,000	A	○	10,000	寄付
55	日付無し 18:30～	友遊会	国際ホテル	会員		○	○	研修費	異業種（黒塗り）会	10,000	9/27	ミ１０-③	10,000	B	○	10,000	寄付
56								研修費	十河パイレーツ	5,000	9/28	ミ１０-④	5,000	H	○	5,000	寄付
57	日付無し 8:30～	東植田校区コミュニティ協議会	東植田小	会員		×	×	研修費	東植田校区コミュニティ協議会	5,000	10/5	ミ１０-⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
58	日付無し 9:00～	下田井自治会	下田井	会員		×	×	研修費	下田井自治会	10,000	10/6	ミ１１-①	10,000	A	○	10,000	寄付
59		亀田南町自治会	亀田南	会員		×	×	研修費	高松市亀田南町自治会	10,000	10/6	ミ１１-②	10,000	A or B	○	10,000	寄付
60	日付無し 9:00～	青隆会	十河亀田町	会員		×	×	研修費	青隆会代表	10,000	10/6	ミ１１-③	10,000	A	○	10,000	寄付
61		川久保自治会	川久保	会員		×	×	研修費	川久保自治会（黒塗り）	10,000	10/6	ミ１１-④	10,000	A or B	○	10,000	寄付
62		亀田南町自治会	むら井	会員		○	○	研修費	高松市亀田南町亀田ししの会（黒塗り）	10,000	10/12	ミ１１-⑤	10,000	D	○	10,000	寄付
63	日付無し 10:00～	高様自治会	高様（東植田）	会員		×	×	研修費	高様自治会（黒塗り）	10,000	10/13	ミ１１-⑥	10,000	F	○	10,000	寄付
64	日付無し 13:00～	池田青年会	池田町	会員		×	×	研修費	青年会（黒塗り）	10,000	10/13	ミ１１-⑦	10,000	F	○	10,000	寄付
65	日付無し 10:00～	東植田青年会	東植田	会員		×	×	研修費	東植田青年会	10,000	10/13	ミ１１-⑧	10,000	F	○	10,000	寄付
66			東植田			×	×	研修費	東植田（判読不能）北自会会長	10,000	10/13	ミ１２-①	10,000	F	○	10,000	寄付
67	日付無し 10:00～	井口川青年部	池田井口川	会員		×	×	研修費	井口川自治会	10,000	10/13	ミ１２-②	10,000	F	○	10,000	寄付
68	日付無し 9:00～	西ノ岡青年部	十河西ノ岡	会員		×	×	研修費	西の岡自治会代表	10,000	10/13	ミ１２-③	10,000	F	○	10,000	寄付
69	日付無し 9:00～	川東青年部	池田町川東	会員		×	×	研修費	川東自治会	10,000	10/14	ミ１２-④	10,000	F	○	10,000	寄付
70	日付無し 13:00～	本村東青年部	西植田本村東	会員		×	×	研修費	本村東代表	10,000	10/19	ミ１２-⑤	10,000	F	○	10,000	寄付
71	日付無し 9:00～	亀田青年部	亀田	会員		×	×	研修費	亀田青年会	10,000	10/19	ミ１２-⑥	10,000	F	○	10,000	寄付
72	日付無し 10:00～	葛谷青年部	葛谷	会員		×	×	研修費	葛谷自治会	10,000	10/19	ミ１２-⑦	10,000	F	○	10,000	寄付
73	日付無し 10:00～	東植田青年会	東植田	会員		×	×	研修費	東神内自治会会長	10,000	10/19	ミ13-①	10,000	F	○	10,000	寄付
74		菅沢町おこし	菅沢	菅沢町民		×	×	研修費	高松市菅沢町自治会	5,000	10/20	ミ13-②	5,000	F	○	5,000	寄付
75	日付無し 10:30～	浦山青年部	浦山	会員		×	×	研修費	浦山自治会（代）	10,000	10/20	ミ13-③	10,000	F	○	10,000	寄付
76	日付無し 11:00～	東神内自治会	西植田東神内	会員		×	×	研修費	東神内自治会	10,000	10/20	ミ13-④	10,000	F	○	10,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
77	日付無し 9:00～	円養寺自治会	西植田円養寺	会員		×	×	研修費	円養寺自治会	10,000	10/20	ミ13-⑤	10,000	F	○	10,000	寄付
78	日付無し 10:30～	藤棚自治会	西植田藤棚	会員		×	×	研修費	藤ノ棚自治会代表者	10,000	10/20	ミ13-⑥	10,000	F	○	10,000	寄付
79	日付無し 18:00～	高様自治会	東植田高様集会所	会員		○	○	研修費	高様自治会	5,000	10/26	ミ13-⑦	5,000	B	○	5,000	寄付
80	日付無し 8:30～	山田グランドゴルフ協会	南部運動公園	会員		×	×	研修費	山田グランドゴルフ協会代表	5,000	11/1	ミ13-⑧	5,000	H	○	5,000	寄付
81								研修費	香川県JC議員連盟　鎌田守恭	10,000	11/2	ミ14-①	10,000	B	○	10,000	寄付
82	日付無し 10:00～	公渕菊花同好会	公渕	会員		×	×	研修費	公渕菊花同好会会長	10,000	11/3	ミ14-②	10,000	A	○	10,000	寄付
83	日付無し 8:30～	林空港杯ソフトボール大会	南部運動公園	会員		×	×	研修費	高松義徳	5,000	11/10	ミ14-③	5,000	H	○	5,000	寄付
84	日付無し 13:30～	ビルメンテナンス協会青年部全国大会	国際ホテル	会員		○	○	研修費	ビルメンテナンス青年部全国大会実行委員長	10,000	11/13	ミ14-④	10,000	A	○	10,000	寄付
85	日付無し 18:00～	中山間ふるさと懇談会	公渕	会員		○	○	研修費	中山間・ふるさと懇談会事務局長	10,000	11/17	ミ14-⑤	10,000	B	○	10,000	寄付
86	日付無し 16:00～	すみれ福祉会役員会	十河（多田苑）	会員		○	○	研修費	社会福祉法人すみれ福祉会	10,000	11/30	ミ15-②	10,000	D	○	10,000	寄付
87	日付無し 14:00～	香川県柔道連盟	オークラホテル	会員		○	○	研修費	香川県柔道連盟会長	10,000	12/1	ミ15-③	10,000	A	○	10,000	寄付
88	日付無し 18:30～	川添農協荘青年部	むら井	会員		○	○	研修費	川添農協壮青年会	10,000	12/11	ミ15-④	10,000	D	○	10,000	寄付
89	日付無し 18:00～	高松ボーイズ	オークラホテル	会員		○	○	研修費	高松ボーイズ	10,000	12/14	ミ15-⑤	10,000	B	○	10,000	寄付
90	日付無し 8:30～	すみれ福祉会	南部運動公園	会員		×	×	研修費	社会福祉法人すみれ福祉会理事長	5,000	12/15	ミ15-⑥	5,000	H	○	5,000	寄付
91	日付無し 19:00～	林青年会	林（さこ）	会員		○	○	研修費	林地区青年会	10,000	12/20	ミ15-⑦	10,000	B	○	10,000	寄付
92	日付無し 17:45～	香川県農業土木設計協会	センチュリーホテル	会員		○	○	研修費	香川県農業土木設計業協会会長	10,000	12/21	ミ15-⑧	10,000	B	○	10,000	寄付
93	日付無し 9:00～	十河剣道スポーツ少年団	十河小村町	会員		×	×	研修費	十河剣道スポーツ少年団	5,000	12/22	ミ16-①	5,000	H	○	5,000	寄付
94	日付無し 15:00～	川添文化協会	神明殿	会員		○	○	研修費	川添文化協会	3,000	1/3	ミ16-②	3,000	D	○	3,000	寄付
95	日付無し 12:00～	北浜船舶クラブ	美山荘	会員		○	○	研修費	北浜船舶クラブ会長	5,000	1/13	ミ16-③	5,000	A	○	5,000	寄付
96	日付無し 18:00～	香川県接骨師会	花樹海	会員		○	○	研修費	公益社団法人香川県接骨師会会長	10,000	1/18	ミ16-④	10,000	B	○	10,000	寄付
97	日付無し 14:00～	香川県柔道連盟	オークラホテル	会員		○	○	研修費	高松柔道（黒塗り）会長	10,000	1/19	ミ16-⑤	10,000	A	○	10,000	寄付
98	日付無し 9:00～	JA年金友の会林支部	JA林	会員		×	×	研修費	JA年金友の会林支部支部長	5,000	1/21	ミ16-⑥	5,000	A	○	5,000	寄付
99	日付無し 18:30～	川島商店会	むら井	会員		○	○	研修費	川島商店会（黒塗り）	10,000	1/24	ミ16-⑦	10,000	D	○	10,000	寄付
100	日付無し 18:00～	西植田土地改良区	西植田土地改良区	役員		×	×	研修費	高松市西植田土地改良区理事長	5,000	1/27	ミ17-②	5,000	B	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
101	日付無し 18:30～	高陽建設	むら井	社員等		○	○	研修費	高陽建設株式会社　高進会	10,000	2/5	ミ17-③	10,000	D	○	10,000	寄付
102								研修費	香川県軟式野球連盟	3,000	2/9	ミ17-④	3,000	A or B	○	3,000	寄付
103	日付無し 20:00～	香川県連合調理士会	香川県連合調理士会	役員		×	×	研修費	一般社団法人香川県調理師会代表理事	10,000	2/12	ミ17-⑤	10,000	B	○	10,000	寄付
104	日付無し 10:00～	勝名寺	勝名寺	会員		×	×	研修費	勝名寺（黒塗り）	10,000	2/15	ミ17-⑥	10,000	L	○	10,000	寄付
105	日付無し 12:30～	香川県東部地区郵便局長会	マツノイ	会員		○	○	研修費	香川県東部地区郵便局長会会長	10,000	2/15	ミ17-⑦	10,000	A	○	10,000	寄付
106	日付無し 17:30～	太田西保育園	国際ホテル	一般		○	○	研修費	太田西保育園	15,000	2/16	ミ17-⑧	15,000	B	○	15,000	寄付
107	日付無し 18:00～	元山地区青年会	神明殿	役員		○	○	研修費	元山地区青年会（黒塗り）	10,000	2/27	ミ18-①	10,000	D	○	10,000	寄付
108	日付無し 11:00～	高野実行組合	高野（小村町）	会員		×	×	研修費	高野実行組合長	5,000	3/2	ミ18-②	5,000	A	○	5,000	寄付
109	日付無し 12:00～	西尾自治会	西尾自治会館	会員		×	×	研修費	西尾自治会	5,000	3/2	ミ18-③	5,000	A	○	5,000	寄付
110								研修費	沖川西自治会	5,000	3/2	ミ18-④	5,000	A or B	○	5,000	寄付
111	日付無し 10:00～	西原西自治会	林	会員		×	×	研修費	西原西自治会会長	5,000	3/2	ミ18-⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
112	日付無し 11:30～	藤の森自治会	十河	会員		×	×	研修費	藤の森自治会	5,000	3/2	ミ18-⑥	5,000	A	○	5,000	寄付
113	日付無し 12:00～	東吉田自治会	十河	会員		×	×	研修費	東吉田実行組合長	5,000	3/2	ミ18-⑦	5,000	A	○	5,000	寄付
114	日付無し 11:00～	円土座自治会	十河	会員		×	×	研修費	円土座自治会	5,000	3/2	ミ18-⑧	5,000	A	○	5,000	寄付
115								研修費	下々所自治会	5,000	3/2	ミ19-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
116	日付無し 12:00～	沖下所自治会	十河	会員		×	×	研修費	沖下所自治会	5,000	3/2	ミ19-②	5,000	A	○	5,000	寄付
117	日付無し 12:00～	南下所自治会	十河	会員		×	×	研修費	高松市小村町南下所実行組合組合長	5,000	3/2	ミ19-③	5,000	A	○	5,000	寄付
118	日付無し 9:30～	林本村中北自治会	林	会員		×	×	研修費	林本村中北自治会	5,000	3/9	ミ19-④	5,000	B	○	5,000	寄付
119								研修費	宮西自治会	5,000	3/9	ミ19-⑤	5,000	A or B	○	5,000	寄付
120								研修費	高様自治会	5,000	3/9	ミ19-⑥	5,000	A or B	○	5,000	寄付
121								研修費	東下所自治会	5,000	3/9	ミ19-⑦	5,000	A or B	○	5,000	寄付
122	日付無し 18:00～	高松市認定農業者連絡協議会南部支部	むら井	会員		○	○	研修費	高松市認定農業者連絡協議会南部支部	10,000	3/11	ミ19-⑧	10,000	D	○	10,000	寄付
123	日付無し 10:30～	貢西自治会	林JA	会員		×	×	研修費	貢西自治会	5,000	3/16	ミ20-①	5,000	A	○	5,000	寄付
124	日付無し 12:00～	高柿自治会	東植田	会員		×	×	研修費	高松市東植田町高柿自治会会計	5,000	3/16	ミ20-②	5,000	A	○	5,000	寄付
125	日付無し 12:00～	城自治会	東植田	会員		×	×	研修費	城自治会会長	5,000	3/16	ミ20-③	5,000	A	○	5,000	寄付
126	日付無し 12:00～	下司自治会	東植田	会員		×	×	研修費	東植田町下司自治会会長	5,000	3/16	ミ20-④	5,000	A	○	5,000	寄付
127	日付無し 12:00～	久保田自治会	東植田	会員		×	×	研修費	久保田自治会	5,000	3/16	ミ20-⑤	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無・内容	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
128	日付無し 9:00～	天皇西自治会	林	会員		×	×	研修費	天皇西自治会長	5,000	3/16	ミ20-⑥	5,000	A	○	5,000	寄付
129	日付無し 12:00～	櫃原自治会	十河	会員		×	×	研修費	壇原自治会長	5,000	3/16	ミ20-⑦	5,000	A	○	5,000	寄付
130	日付無し 11:30～	上下所自治会	林	会員		×	×	研修費	上下所自治会	5,000	3/21	ミ20-⑧	5,000	A	○	5,000	寄付
131	日付無し 18:30～	西吉田自治会	十河	会員		×	×	研修費	西吉田自治会会長	5,000	3/22	ミ21-①	5,000	B	○	5,000	寄付
132	日付無し 18:00～	佐古西自治会	林（佐古）	会員		○	○	研修費	さこ西自治会	10,000	3/22	ミ21-②	10,000	B	○	10,000	寄付
133	日付無し 11:30～	みつぎ自治会	二蝶（多肥）	会員		○	×	研修費	貢自治会長	5,000	3/23	ミ21-③	5,000	D	○	5,000	寄付
134	日付無し 11:30～	佐古東自治会	林	会員		×	×	研修費	浴東自治会	5,000	3/23	ミ21-④	5,000	A	○	5,000	寄付
135	日付無し 11:00～	中尾自治会	十河	会員		×	×	研修費	中尾自治会会長	5,000	3/23	ミ21-⑤	5,000	A	○	5,000	寄付
136	日付無し 11:00～	東宝地自治会	十河	会員		×	×	研修費	東宝地代表	5,000	3/23	ミ21-⑥	5,000	A	○	5,000	寄付
137	日付無し 10:00～	公渕緑化友の会	公渕	会員		×	×	研修費	公渕菊花同好会会長	5,000	3/23	ミ21-⑦	5,000	A	○	5,000	寄付
138								研修費	棚田自治会	5,000	3/29	ミ21-⑧	5,000	A or B	○	5,000	寄付
139	日付無し 16:00～	中筋自治会	林	会員		×	×	研修費	中筋自治会会長	5,000	3/30	ミ22-①	5,000	A	○	5,000	寄付
140								研修費	川島中町自治会	10,000	3/30	ミ22-②	10,000	A or B	○	10,000	寄付
141	日付無し 10:00～	下り原自治会	林	会員		×	×	研修費	下り原自治会会計	5,000	3/30	ミ22-③	5,000	A	○	5,000	寄付
142	日付無し 11:30～	久保田自治会	川添	会員		×	×	研修費	久保田自治会会長	5,000	3/30	ミ22-④	5,000	A	○	5,000	寄付
										1,575,500			1,575,500			1,045,500	

山下昭史議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	メ1	530,000	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会地域振興議員連盟会長氏家孝志	60,000	4/15	メ2-①	60,000	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	4/15	メ2-②	60,000	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会伝統文化継承議員連盟会長松原哲也	60,000	10/4	メ3-①	60,000	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会地域振興議員連盟会長氏家孝志	60,000	10/4	メ3-②	60,000	—	×	-	
6	4/20 12:00～14:00	高瀬グラウンドゴルフ部総会	たかせ天然温泉集会場	グラウンドゴルフ部員	○	うどん懐石定食	○	研修費	高瀬G.G.部代表	5,000	4/20	メ4-①	5,000	A	○	5,000	
7		香川県三豊観音寺教育会	観音寺市	教育会加盟者	必要（金額不明）	×		研修費	香川県三豊観音寺教育会長	1,000	5/30	メ4-②	1,000	AorB	○	1,000	寄付
8	8/26 18:00～21:00	大水上の森を守る会夏季講習会	三豊市高瀬町大水上神社	大水上の森を守る会	○	仕出し弁当	○	研修費	大水上の森を守る会会長	5,000	8/26	メ4-③	5,000	B	○	5,000	
9		香川県更正保護協会	三豊市高瀬町	特別会員		×		研修費	更生保護法人香川県更生保護協会理事長　綾田福雄	10,000	9/20	メ5-①	10,000	AorB	○	10,000	寄付
10	9/29 18:00～21:00	たくま活性化若手勉強会	三豊市詫間町徳重	詫間町若手経営者及び有志	必要（金額不明）	○	○	研修費	たくま活性化若手勉強会会計	5,000	9/29	メ5-②	5,000	D	○	5,000	寄付
11	11/28 13:00～17:00	三豊観音寺教育会秋季総会	大野原中学校	会員	不明	×		研修費	香川県三豊観音寺教育会	5,000	11/30	メ6	5,000	A	○	5,000	寄付
12	4/2 10:00～12:00	香川県遺族会辻遺族会慰霊祭	三豊市山本町	遺族会員	不明	弁当・記念品		会議費	辻遺族会	5,000	4/2	メ7-①	5,000	I	○	5,000	寄付
13	4/3 10:00～12:00	香川県遺族会河内遺族会慰霊祭	三豊市山本町	遺族会員	不明	弁当・記念品		会議費	河内遺族会	5,000	4/3	メ7-②	5,000	I	○	5,000	寄付
14	4/4 10:00～12:00	三豊市遺族会神田地区遺族会慰霊祭	三豊市山本町神田地区	遺族会員	不明	弁当・記念品		会議費	神田遺族会代表	5,000	4/4	メ7-③	5,000	I	○	5,000	寄付
15	4/5 10:00～12:00	三豊市遺族会財田大野地区遺族会慰霊祭	三豊市山本町	遺族会員	不明	弁当・記念品		会議費	財田大野遺族会	5,000	4/5	メ8-①	5,000	I	○	5,000	寄付
16	4/5 13:00～16:00:00	桑山長寿会総会	三豊市桑山小学校	会員	不明	弁当・記念品	○	会議費	三豊市豊中町桑山長寿会会計	5,000	4/5	メ8-②	5,000	A	○	5,000	寄付
17	4/6 13:00～14:00	謀之丞まつり	三豊市財田町たからだの里	地域住民	○	記念品・バーベキュー	○	会議費	謀之丞まつり実行委員会委員長	5,000	4/6	メ8-③	5,000	F	○	5,000	
18	4/6 19:00～21:00	田山睦会	三豊市高瀬町上高瀬　田山自治会館	睦会会員	必要（金額不明）	弁当	○	会議費	田山睦会	5,000	4/6	メ9-①	5,000	B	○	5,000	寄付
19	4/6 18:00～19:00	善能寺講中新年度懇親会	三豊市高瀬町東善自治会館	講中加盟者	必要（金額不明）	会食オードブル	○	会議費	善能寺講中会計	5,000	4/6	メ9-②	5,000	C	○	5,000	寄付
20	4/7 15:00～17:00	道音寺自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町道音寺自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	道音寺自治会	5,000	4/7	メ9-③	5,000	C	○	5,000	寄付
21	4/7 12:00～13:00:00	中組自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町下勝間　中組自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	勝間中組自治会自治会長	5,000	4/7	メ9-④	5,000	C	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
22	4/7 12:00～14:00	西村自治会実行委員新年度懇親会	三豊市高瀬町上高瀬　西村自治会館	西村自治会実行委員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	西村実行組合	5,000	4/7	メ１０-①	5,000	C	○	5,000	寄付
23	4/7 12:00～15:00	西股大谷自治会新年度例会	三豊市高瀬町佐股	西股大谷自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	西股大谷部落	5,000	4/7	メ１０-②	5,000	A	○	5,000	寄付
24	4/7 12:00～15:00	楠井自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町上高瀬	楠井自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	楠井自治会	5,000	4/7	メ１０-③	5,000	C	○	5,000	寄付
25	4/7 11:00～15:00	本村東自治会新年度例会	三豊市高瀬町佐股	本村東自治会員	必要（金額不明）	バーベキュー	○	会議費	本村東自治会	5,000	4/7	メ１０-④	5,000	A	○	5,000	寄付
26	4/7 17:00～19:00	六つ松自治会新年度例会	三豊市高瀬町上勝間	六つ松自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	六ツ松自治会	5,000	4/7	メ１１-①	5,000	B	○	5,000	寄付
27	4/7 12:00～14:00	上之荘自治会新年度集会	三豊市高瀬町上高瀬	上之荘自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	上之荘自治会	5,000	4/7	メ１１-②	5,000	A	○	5,000	寄付
28	4/7 11:30～14:00	砂古自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町下勝間	砂古自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	勝間砂古自治会	5,000	4/7	メ１１-③	5,000	C	○	5,000	寄付
29	4/7 18:30～20:30	林自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町下勝間	林自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	林自治会	5,000	4/7	メ１１-④	5,000	C	○	5,000	寄付
30	4/7 11:00～15:00	本村西自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町佐股	本村西自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・バーベキュー	○	会議費	本村西自治会会長	5,000	4/7	メ１２-①	5,000	C	○	5,000	寄付
31	4/7 12:00～14:00	中浦自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町上高瀬	中浦自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	中浦自治会会長	5,000	4/7	メ１２-②	5,000	C	○	5,000	寄付
32	4/7 18:00～20:00	桑山三区自治会新年度集会	三豊市豊中町桑山三区	桑山三区自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	桑山三区自治会長	5,000	4/7	メ１２-③	5,000	C	○	5,000	寄付
33	4/7 11:30～13:00:00	山地自治会新年度集会及び百手祭	三豊市高瀬町佐股	山地自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	山地自治会	5,000	4/7	メ１２-④	5,000	F	○	5,000	寄付
34	4/7 12:00～14:00	加茂上自治会新年度集会	三豊市高瀬町下勝間	加茂上自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	加茂上自治会	5,000	4/7	メ１３-①	5,000	A	○	5,000	寄付
35	4/7 11:00～13:00	長畷自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町比地二	長畷自治会員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	長畷自治会	5,000	4/7	メ１３-②	5,000	C	○	5,000	
36								会議費	英霊崇敬会会長	5,000	4/7	メ１３-③	5,000	A or B	○	5,000	寄付
37	4/7 10:00～12:00	鉾八幡宮春季例大祭総代会懇親会	三豊市財田町財田中	総代	必要（金額不明）	仕出し弁当・記念品	○	会議費	鉾八幡宮社務所	5,000	4/7	メ１３-④	5,000	C	○	5,000	寄付
38	4/7 9:00～17:00	高瀬町カラオケ同好会総会・発表会	三豊市高瀬町下勝間	高瀬町カラオケ同好会員	○	記念品	○	会議費	高瀬町カラオケ同好会会計	5,000	4/7	メ１４-①	5,000	G	○	5,000	
39	4/13 9:00～12:00	高瀬町老人会連合会新年度集会	三豊市高瀬町上高瀬	会員	必要（金額不明）	×		会議費	高瀬町老連代表	5,000	4/13	メ１４-②	5,000	A	○	5,000	寄付
40	4/13 18:00～20:00	大師道を歩く会新年度懇親会	三豊市高瀬町比地二	会員	○	仕出し弁当・郷土料理	○	会議費	（黒塗り）	5,000	4/13	メ１４-③	5,000	C	○	5,000	
41	4/13 19:00～21:00	西下自治会獅子組新年度懇親会	三豊市高瀬町上高瀬	会員	○	オードブル・バーベキュー	○	会議費	西下獅子組	5,000	4/13	メ１４-④	5,000	C	○	5,000	
42	4/13 19:00～21:00	高瀬町駅前自治会新年度懇親会	三豊市高瀬町新名	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・鍋	○	会議費	高瀬町駅前自治会会計	5,000	4/13	メ１５-①	5,000	C	○	5,000	寄付
43	4/13 13:30～16:00	高瀬茶業組合総会	三豊市高瀬町羽方	組合員	○	記念品		会議費	高瀬茶業組合組合長理事	5,000	4/13	メ１５-②	5,000	A	○	5,000	
44	4/14 12:00～15:00	香川県建設労働組合高瀬地区総会	三豊市高瀬町新名竹久亭	組合員	○	仕出し弁当・記念品	○	会議費	香川県建設労働組合高瀬地区地区長	5,000	4/14	メ１５-③	5,000	A	○	5,000	
45	4/14 11:30～13:00	田山自治会新年度戸主会	三豊市高瀬町上高瀬　田山自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	田山自治会	5,000	4/14	メ１６-①	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
46	4/14 11:00～12:00	高瀬町ペタンク協会総会	三豊市高瀬町下勝間　公民館	会員	○	×		会議費	高瀬町ペタンク協会	5,000	4/14	メ１６-②	5,000	A	○	5,000	
47	4/14 19:00～20:00	羽方協議会総会	三豊市高瀬町羽方 羽方会館	会員	○	仕出し弁当	○	会議費	羽方協議会会長	5,000	4/14	メ１６-③	5,000	B	○	5,000	
48								会議費	本山長寿会	5,000	4/16	メ１６-④	5,000	A or B	○	5,000	寄付
49	4/18 10:00～12:00	吟天館高瀬吟詠会総会	三豊市高瀬町下勝間　勝間公民館	会員	○	仕出し弁当	○	会議費	吟天館高瀬吟詠会	5,000	4/18	メ１７-①	5,000	A	○	5,000	
50	4/19 10:00～12:00	上高瀬長寿会総会	三豊市高瀬町上高瀬　公民館	会員	○	×		会議費	上高瀬長寿会会長	5,000	4/19	メ１７-②	5,000	A	○	5,000	
51	4/20 10:00～12:00	二ノ宮長寿会総会	三豊市高瀬町佐股農村環境改善センター	会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	二ノ宮寿会会長	5,000	4/20	メ１７-③	5,000	A	○	5,000	寄付
52	4/20 9:00～11:00	三豊市少年少女発明クラブ開講式	三豊市詫間町香川高専詫間校	クラブ会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市少年少女発明クラブ代表者	5,000	4/20	メ１８-①	5,000	I	○	5,000	寄付
53	4/20 19:00～20:30	三豊市まちづくり推進隊高瀬総会	三豊市高瀬町　下勝間環境改善センター	隊員	○	×		会議費	まちづくり推進隊三豊理事長	5,000	4/20	メ１８-②	5,000	B	○	5,000	
54	4/21 13:00～15:00	本村天満宮氏子会総会	三豊市高瀬町佐股	氏子	○	仕出し弁当	○	会議費	本村天満宮氏子会	5,000	4/21	メ１９-①	5,000	A	○	5,000	
55	4/2 19:30～11:00	たかせヨーガの会講習会・総会	三豊市高瀬町上麻	会員	○	×		会議費	たかせヨーガの会	5,000	4/21	メ１９-②	5,000	A	○	5,000	
56	4/22 10:00～12:00	高瀬町老人クラブ連合会総会	三豊市高瀬町上高瀬公民館	会員	必要（金額不明）	×		会議費	高瀬町老人クラブ連合会会長	5,000	4/22	メ１９-③	5,000	A	○	5,000	寄付
57	4/25 17:30～20	三豊市建設業協会総会	三豊市三野町	協会員	○	会食懐石料理	○	会議費	三豊市建設業協会会長	5,000	4/25	メ１９-④	5,000	B	○	5,000	
58								会議費	比地二公民館館長　小川梅穂	5,000	4/27	メ２０-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
59	4/28 10:00～12:00	三豊市傷痍軍人会総会	三豊市高瀬町新名竹久亭	会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	三豊市傷痍軍人会	5,000	4/28	メ２０-②	5,000	D	○	5,000	寄付
60	4/28 8:30～17:00	二ノ宮ふる里まつり	三豊市高瀬町羽方	地域住民	○	×		会議費	二ノ宮ふる里まつり実行委員会	5,000	4/28	メ２０-③	5,000	F	○	5,000	
61	4/30 18:30～21:30	三豊市商工会女性部総会	三豊市三野町　朝日亭	部員	必要（金額不明）	懐石料理	○	会議費	三豊市商工会女性部部長	5,000	4/30	メ２０-④	5,000	D	○	5,000	寄付
62								会議費	香川県建設業協会西讃支部支部長　朝倉一郎	5,000	5/10	メ２１-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
63	5/11 19:00～21:00	野津午自治会新年度集会	三豊市豊中町笠田野津午自治会館	自治会員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	野津午自治会	5,000	5/11	メ２１-②	5,000	B	○	5,000	
64	5/15 14:30～16:00	三豊飲食衛生組合総会	三豊市高瀬町羽方森常	組合員	必要（金額不明）	懐石料理	○	会議費	三豊飲食衛生組合会長	5,000	5/15	メ２１-③	5,000	D	○	5,000	寄付
65	5/18 18:00～21:00	香川県建築士会西讃支部懇親会	三豊市財田町たからだの里	会員	必要（金額不明）	懐石料理	○	会議費	香川県建築士会三豊支部支部長	5,000	5/18	メ２１-④	5,000	B	○	5,000	寄付
66	5/20 13:30～15:00	香川用水高瀬三野水利組合総会	三豊市高瀬町上高瀬　JA高瀬支部	組合員	必要（金額不明）	×		会議費	香川用水高瀬三野水利組合組合長	5,000	5/20	メ２２-①	5,000	A	○	5,000	寄付
67	5/23 18:00～21:00	三豊市上下水道工事業協同組合総会	三豊市三野町朝日亭	組合員	必要（金額不明）	宴会料理	○	会議費	三豊市上下水道工事業協同組合理事長	5,000	5/23	メ２２-②	5,000	D	○	5,000	寄付
68	5/23 10:00～12:00	三豊市観光協会総会	三豊市詫間町マリウェーブ	会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市観光協会会長	5,000	5/23	メ２２-③	5,000	A	○	5,000	寄付
69	5/25 17:00～20:00	オイスカ三豊推進協議会総会	観音寺市　観音寺グランドホテル	会員	○	オードブル	○	会議費	稲田覚　オイスカ三豊推進協議会	6,000	5/25	メ２２-④	6,000	B	○	6,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
70	5/25 10:00～12:00	三豊観音寺退職公務員連盟総会	観音寺市 老人憩いの家	加盟者	必要（金額不明）	×		会議費	退公連三観支部支部長	5,000	5/25	メ２３-①	5,000	A	○	5,000	寄付
71								会議費	明友会	5,000	5/25	メ２３-②	5,000	A or B	○	5,000	寄付
72	5/27 16:00～20:00	三豊市商工会総代会	三豊市三野町 朝日亭	会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	三豊市商工会会長	5,000	5/27	メ２３-③	5,000	D	○	5,000	寄付
73	5/29 11:00～14:00	朝日山森林公園を守る会総会	三豊市高瀬町下麻	会員	○	仕出し弁当	○	会議費	中山計則	5,000	5/29	メ２３-④	5,000	A	○	5,000	
74	5/31 10:00～12:00	三豊淡水漁業協同組合総会	三豊市高瀬町比地二　淡水組合	組会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊淡水漁業協同組合代表理事組合長	5,000	5/31	メ２４-①	5,000	A	○	5,000	寄付
75	6/2 10:00～12:00	鉾八幡宮献穀田御田植祭	三豊市財田町財田中　鉾八幡宮	氏子	必要（金額不明）	仕出し弁当		会議費	鉾八幡宮山分年番	5,000	6/2	メ２４-②	5,000	F	○	5,000	寄付
76	6/2 11:00～	勝間地区遺族会慰霊祭	三豊市高瀬町上勝間　勝間公民館	会員	必要（金額不明）	×		会議費	高瀬町勝間遺族厚生会会長	5,000	6/2	メ２４-③	5,000	I	○	5,000	寄付
77	6/8 10:00～12:00	三豊市遺族会総会	三豊市高瀬町下勝間　環境改善センター	遺族会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市遺族会	5,000	6/8	メ２４-④	5,000	A	○	5,000	寄付
78	6/9 12:30～15:00	香川県建設労働組合西讃支部総会	三豊市豊中町不動の滝コミュニティセンター	組合員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	香川県建設労働組合西讃支部 香川県建設国保組合西讃支部支部長	5,000	6/9	メ２５-①	5,000	A	○	5,000	寄付
79	6/29 17:30～20:00	三豊観音寺医師会総会	観音寺市　琴弾荘	会員	必要（金額不明）	オードブル	○	会議費	一般社団法人三豊・観音寺市医師会会長	5,000	6/29	メ２５-②	5,000	B	○	5,000	寄付
80	7/3 8:30～15:00	三豊市老人グラウンドゴルフ大会	三豊市高瀬町上高瀬　たかせ天然温泉	会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市老人GG懇親会	5,000	7/3	メ２５-③	5,000	H	○	5,000	寄付
81	7/8 18:00～20:00	大水上の森を守る会研修会	三豊市高瀬町佐股大水上神社集会場	会員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	大水上神社宮司	5,000	7/8	メ２６-①	5,000	B	○	5,000	
82	7/13 18:00～21:00	笠田東営農組合総会	三豊市豊中町笠田野津午自治会館	組会員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	笠田東営農組合会長　篠原道数	5,000	7/13	メ２６-②	5,000	B	○	5,000	
83								会議費	高瀬空射矢まつり実行委員会委員長　森英司	5,000	7/19	メ２６-③	5,000	F	○	5,000	寄付
84								会議費	高瀬町ベタンク協会	5,000	7/20	メ２６-④	5,000	H	○	5,000	寄付
85	7/23 18:30～21:00	建設業協会西讃支部総会	観音寺市 琴弾荘	組会員	必要（金額不明）	懐石料理	○	会議費	香川県建設業協会西讃支部長 朝倉一郎	5,000	7/23	メ２７-①	5,000	B	○	5,000	寄付
86	7/27 18:30～20:00	上新名獅子若衆自治会壮青年部初会合	三豊市高瀬町新名 新名自治会館	自治会壮青年部	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	（黒塗り）上新名獅子若衆	5,000	7/27	メ２７-②	5,000	B	○	5,000	
87	7/27 18:00～21:00	西下獅子組自治会壮青年部初会合	三豊市高瀬町上高瀬　西下自治会館	壮青年部	○	オードブル	○	会議費	西下獅子組	5,000	7/27	メ２７-③	5,000	B	○	5,000	
88	7/27 19:30～21:00	川東獅子組自治会壮青年部初会合	三豊市高瀬町上高瀬　城原自治会館	壮青年部	○	仕出し弁当	○	会議費	川東獅子組会計	5,000	7/27	メ２７-④	5,000	B	○	5,000	
89	7/28 18:30～21:00	矢ノ岡自治会三世代交流会	三豊市高瀬町下勝間　矢ノ岡自治会館	自治会員	○	バーベキュー・オードブル	○	会議費	矢ノ岡若葉会会計	5,000	7/28	メ２８-①	5,000	B	○	5,000	
90	7/28 20:00～21:00	比地大花火大会	三豊市豊中町比地大　比地大小学校	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	比地大花火実行委員会実行委員長	5,000	7/28	メ２８-②	5,000	F	○	5,000	寄付
91	8/1 17:30～20:00	高瀬茶業組合品評会表彰祝賀会	三豊市高瀬町佐股 高瀬茶業組合	組会員	○	コース料理	○	会議費	高瀬茶業組合	5,000	8/1	メ２８-③	5,000	C	○	5,000	
92	8/3 18:00～21:00	仁尾竜まつり	三豊市仁尾町 旧役場前周辺	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	仁尾竜まつり実行委員会会長	5,000	8/3	メ２８-④	5,000	F	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
93								会議費	高瀬町勝間分館	5,000	8/3	メ２９-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
94	8/9 16:00～19:00	香川県畑地帯総合土地改良事業連絡協議会総会	三豊市仁尾町 はやしや	組会員	○	オードブル	○	会議費	香川県畑地帯総合土地改良事業（判読不能）協議会会長	5,000	8/9	メ２９-②	5,000	D	○	5,000	
95	8/10 18:00～21:00	たくま港まつり	三豊市詫間町 野球場	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	たくま港まつり協賛会会長	5,000	8/10	メ２９-③	5,000	F	○	5,000	寄付
96								会議費	三野町公民館大見分館　図子邦彦	5,000	8/13	メ２９-④	5,000	A or B	○	5,000	寄付
97								会議費	高瀬町公民館二ノ宮分館	5,000	8/14	メ３０-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
98	8/24 19:00～21:00	観音寺三豊建設同友会荘青年部合同慰労会	観音寺市 観音寺グランドホテル	会員	必要（金額不明）	懐石料理	○	会議費	観音寺三豊建設同友会会長	5,000	8/24	メ３０-②	5,000	B	○	5,000	
99	9/14 10:00～12:00	三豊総合病院新棟竣工落成式	観音寺市豊浜町三豊総合病院	病院関係者	必要（金額不明）	コース料理	○	会議費	三豊総合病院企業団企業長	5,000	9/14	メ３０-③	5,000	I	○	5,000	寄付
100	9/15 9:00～	三豊近県剣道記念大会	三豊市高瀬町上高瀬　三豊市総合体育館	剣道部員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊・観音寺剣道連盟会長	5,000	9/15	メ３０-④	5,000	H	○	5,000	寄付
101	9/16 11:30～13:00	本村西東自治会敬老会	三豊市高瀬町佐股　本村自治会館	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	本村西東自治会自治会長	5,000	9/16	メ３１-①	5,000	E	○	5,000	
102	9/16 11:00～13:00	黒島自治会敬老会	三豊市高瀬町佐股　黒島自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	黒島自治会会計	5,000	9/16	メ３１-②	5,000	E	○	5,000	寄付
103	9/16 12:00～14:00	西股大谷自治会敬老会	三豊市高瀬町佐股　西股自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	西股大谷自治会	5,000	9/16	メ３１-③	5,000	E	○	5,000	寄付
104	9/21 11:00～13:00	ギオン通り自治会敬老会	三豊市高瀬町ギオン通りギオン通り自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	ギオン通り自治会会計	5,000	9/21	メ３１-④	5,000	E	○	5,000	寄付
105	9/22 11:30～13:00	大武連自治会意見交換会	三豊市高瀬町佐股　大武連自治会場	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	大武連部落代表	5,000	9/22	メ３２-①	5,000	A	○	5,000	
106	9/23 18:00～20:00	三反地自治会地鎮祭懇親会	三豊市高瀬町羽方三反地自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	羽方三反地自治会	5,000	9/23	メ３２-②	5,000	C	○	5,000	寄付
107	9/23 10:00～12:00	吉津地区遺族会慰霊祭	三豊市三野町吉津　吉津公民館	遺族会員	必要（金額不明）	×		会議費	吉津地区遺族会会長	5,000	9/23	メ３２-③	5,000	I	○	5,000	寄付
108	9/24 9:30～15:00	大師道を歩く会ウォーキング大会	三豊市高瀬町比地二　大師堂	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	大師道を歩く会	5,000	9/24	メ３２-④	5,000	H	○	5,000	寄付
109	9/23 10:00～12:00	自衛隊父兄会意見交換会	三豊市三野町下高瀬　三野町社会福祉会館	自衛隊父兄	必要（金額不明）	×		会議費	（黒塗り）	5,000	9/23	メ３３-①	5,000	A	○	5,000	寄付
110	9/24 10:00～12:00	下高瀬地区戦没者慰霊祭	三豊市三野町 下高瀬公民館	遺族会会員	必要（金額不明）	×		会議費	下高瀬遺族会　綾武市	5,000	9/24	メ３３-②	5,000	I	○	5,000	寄付
111	9/26 8:30～15:00	三豊市長杯グラウンドゴルフ親睦大会	三豊市財田町 財田町総合運動公園	会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市体協（黒塗り）	5,000	9/26	メ３３-③	5,000	H	○	5,000	寄付
112	9/28 10:00～12:00	大見地区戦没者慰霊祭	三豊市三野町大見 大見公民館	遺族会会員	必要（金額不明）	×		会議費	大見地区遺族会会計担当	5,000	9/28	メ３４-①	5,000	I	○	5,000	寄付
113								会議費	桑山分館長　筒井得滋	5,000	9/29	メ３４-②	5,000	E	○	5,000	寄付
114								会議費	公民館比地大分館分館長　長谷川貞雄	5,000	9/29	メ３４-③	5,000	E	○	5,000	寄付
115								会議費	三豊市豊中町公民館上高野分館長　藤田芳廣	5,000	9/29	メ３５-①	5,000	E	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
116	10/6 10:00～16:00	鉾八幡宮秋季例大祭氏子慰労会	三豊市財田町 鉾八幡宮社務所	氏子	○	仕出し弁当	○	会議費	鉾八幡宮社務所	5,000	10/6	メ３５-②	5,000	C	○	5,000	
117	10/6 16:00～18:00	宗板自治会集会	三豊市高瀬町上麻 宗板自治会館	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	宗枝自治会	5,000	10/6	メ３５-③	5,000	A	○	5,000	
118								会議費	とよなか秋のまつり実行委員会 委員長　田中基弘	5,000	10/13	メ３５-④	5,000	F	○	5,000	寄付
119	10/14 19:00～22:00	西下獅子組打ち上げ懇親会	三豊市高瀬町新名 竹久亭	壮青年部	○	寄せ鍋	○	会議費	西下獅子組	5,000	10/14	メ３６-①	5,000	C、D	○	5,000	
120	10/14 19:00～22:00	川東獅子組壮青年部打ち上げ懇親会	三豊市三野町下高瀬　朝日亭	壮青年部	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	片上自治会（黒塗り）	5,000	10/14	メ３６-②	5,000	C、D	○	5,000	
121	10/19 17:00～20:00	どぶろく祭り	三豊市豊中町笠田 宇賀神社	地域住民	必要（金額不明）	祭りずし，えび汁	○	会議費	どぶろく祭り実行委員会会長	5,000	10/19	メ３６-③	5,000	F	○	5,000	寄付
122	10/20 10:00～11:30	上高瀬地区戦没者慰霊祭	三豊市高瀬町上高瀬　上高瀬小学校	遺族会会員	必要（金額不明）	×		会議費	上高瀬遺族会	5,000	10/20	メ３６-④	5,000	I	○	5,000	寄付
123	10/20 10:00～16:00	やまもと爽郷まつり	三豊市山本町 山本町運動公園	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	やまもと爽郷祭り実行委員会委員長	5,000	10/20	メ３７-①	5,000	F	○	5,000	寄付
124	10/20 12:00～14:00	本村自治会天満宮氏子会集会	三豊市高瀬町佐股 本村天満宮	氏子	○	仕出し弁当	○	会議費	本村自治会	5,000	10/20	メ３７-②	5,000	A	○	5,000	
125								会議費	社団法人秋田犬保存会香川県支部支部長　石井洋二	5,000	10/20	メ３７-③	5,000	A or B	○	5,000	寄付
126	10/25 8:30～12:00	三豊市障害者スポーツ大会	三豊市高瀬町上高瀬　三豊市総合体育館	会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市身体障害者協会会計	5,000	10/25	メ３７-④	5,000	H	○	5,000	寄付
127	10/26 11:00～12:00	浪打八幡宮さぬき文化自然塾	三豊市詫間町 浪打八幡宮社務所	地域住民	○	×		会議費	さぬき文化自然塾浪打八幡宮	5,000	10/26	メ３８-①	5,000	A	○	5,000	
128	11/7 8:30～12:00	三豊市体協会長杯グラウンドゴルフ大会	三豊市高瀬町上高瀬　三豊市総合運動公園	会員	必要（金額不明）	×		会議費	青野弘宣	5,000	11/7	メ３８-②	5,000	H	○	5,000	寄付
129								会議費	秋山求（高瀬町公民館勝間分館長印）	5,000	11/10	メ３８-③	5,000	G	○	5,000	寄付
130								会議費	高瀬町公民館二ノ宮分館長　高木明	5,000	11/10	メ３８-④	5,000	G	○	5,000	寄付
131								会議費	三豊市消防団財田方面隊第3分団分団長　図子浩	5,000	11/10	メ３９-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
132	11/16 9:00～11:00	麻地区戦没者追悼式	三豊市高瀬町下麻 麻小学校	遺族会会員	必要（金額不明）	×		会議費	麻地区遺族会	5,000	11/16	メ３９-②	5,000	I	○	5,000	寄付
133								会議費	高瀬町公民館上高瀬分館館長 黒田勝英	5,000	11/17	メ３９-③	5,000	G	○	5,000	寄付
134	11/23 13:00～16:00	讃岐源之丞定期公演会	三豊市三野町下高瀬　インパルみの	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	讃岐源之丞保存会	5,000	11/23	メ４０-①	5,000	G	○	5,000	寄付
135	11/24 10:30～11:30	二ノ宮地区戦没者慰霊祭	三豊市高瀬町佐股 二ノ宮小学校	遺族会会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市二ノ宮遺族会会長	5,000	11/24	メ４０-②	5,000	I	○	5,000	寄付
136	11/30 11:30～13:00	さぬき剣山信仰会総会	三豊市高瀬町上勝間	会員	○	寄せ鍋	○	会議費	さぬき剣山代表	5,000	11/30	メ４０-③	5,000	A	○	5,000	
137	12/7 18:30～20:00	駅東自治会集会懇親会	三豊市高瀬町新名 駅東自治会館	自治会員	○	寄せ鍋・オードブル	○	会議費	駅東自治会	5,000	12/7	メ４１-①	5,000	C	○	5,000	
138	12/8 16:00～20:00	三豊観音寺柔道協会総会	観音寺市 観音寺グランドホテル	協会員	○	オードブル，懐石	○	会議費	三豊観音寺柔道協会会長	5,000	12/8	メ４１-②	5,000	B	○	5,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
139	12/14 19:00～21:00	中浦自治会年末懇親会	三豊市高瀬町上高瀬　中浦自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	中浦自治会自治会長	5,000	12/14	メ４１-③	5,000	C	○	5,000	寄付
140	12/21 18:00～21:00	神ノ植自治会忘年会	三豊市高瀬町上勝間　神ノ植自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	神ノ植自治会長	5,000	12/21	メ４１-④	5,000	C	○	5,000	寄付
141	12/22 18:30～21:00	林自治会忘年会	三豊市高瀬町上勝間　林自治会場	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	林自治会	5,000	12/22	メ４２-①	5,000	C	○	5,000	
142	12/22 17:00～21:00	井ノ口自治会大算用総会	三豊市豊中町井ノ口自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	井ノ口自治会	5,000	12/22	メ４２-②	5,000	B	○	5,000	寄付
143	12/23 13:00～15:00	香川県農業経営者協会勝間地区総会	三豊市高瀬町下勝間　JA勝間支所	会員	○	仕出し弁当	○	会議費	香川県農業経営者協議会会長	5,000	12/22	メ４２-③	5,000	A	○	5,000	
144	12/23 18:00～20:00	山地自治会忘年会	三豊市高瀬町佐股山地自治会場	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	山地自治会	5,000	12/23	メ４２-④	5,000	C	○	5,000	
145	12/23 12:30～14:00	中組自治会忘年会	三豊市高瀬町上勝間　中組自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	中組自治会	5,000	12/23	メ４３-①	5,000	C	○	5,000	寄付
146	1/1 8:00～10:00	六ツ松自治会新年互礼会	三豊市高瀬町下高瀬　六ツ松自治会場	自治会員	必要（金額不明）	オードブル，おせち	○	会議費	六ツ松自治会	5,000	1/1	メ４３-②	5,000	C	○	5,000	寄付
147	1/6 10:00～11:00	高瀬吟詠会新年吟詠奉納会	三豊市高瀬町比地二　春日神社，社務所	会員	○	仕出し弁当	○	会議費	高瀬吟詠会	5,000	1/6	メ４３-③	5,000	G	○	5,000	
148	1/12 8:00～10:00	瀬丸池総代新年例会	三豊市高瀬町羽方瀬丸池総代宅	総代	必要（金額不明）	×		会議費	瀬丸池水利組合総代	5,000	1/12	メ４３-④	5,000	A	○	5,000	寄付
149								会議費	三豊市消防団高瀬方面隊第1分団分団長　松野正憲	5,000	1/12	メ４４-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
150	2/2 11:30～14:00	桑山４区自治会総会	三豊市豊中町桑山４区４区自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	四区自治会長	5,000	2/2	メ４４-②	5,000	A	○	5,000	寄付
151	2/2 12:00～15:00	桑山５区自治会総会	三豊市豊中町桑山５区５区自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当，肉飯	○	会議費	5区自治会会計	5,000	2/2	メ４４-③	5,000	A	○	5,000	寄付
152	2/2 11:30～14:00	桑山６区自治会総会	三豊市豊中町桑山６区６区自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当，肉飯	○	会議費	豊中町6区自治会長	5,000	2/2	メ４４-④	5,000	A	○	5,000	寄付
153	2/11 13:00～16:00	詫間・三野カラオケ大会	三豊市詫間町マリンウェーブ	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	詫間・三野カラオケ大会実行委員会代表	5,000	2/11	メ４５-①	5,000	G	○	5,000	寄付
154	2/19 11:00～14:00	香川用水比地水利組合総会	三豊市仁尾町はやしや	組合員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	香川用水比地水利組合	5,000	2/19	メ４５-②	5,000	A	○	5,000	
155	2/23 12:30～14:00	西下自治会総会	三豊市高瀬町上高瀬　西下自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	西下自治会会計	5,000	2/23	メ４５-③	5,000	A	○	5,000	寄付
156	2/23 11:30～13:00	大武連自治会総会	三豊市高瀬町佐股大武連自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	大武連自治会代表	5,000	2/23	メ４５-④	5,000	A	○	5,000	寄付
157	3/2 10:00～12:00	白坂自治会百手豊穣記念祭	三豊市高瀬町羽方白坂自治会場	自治会員	○	×		会議費	白坂自治会代表	5,000	3/2	メ４６-①	5,000	F	○	5,000	
158	3/9 11:00～13:00	長畷自治会総会	三豊市高瀬町比地二　長畷自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	高瀬町比地長畷自治会自治会長	5,000	3/9	メ４６-②	5,000	A	○	5,000	寄付
159								会議費	三豊市高瀬町本村自治会	5,000	3/9	メ４６-③	5,000	A or B	○	5,000	寄付
160	3/9 11:00～13:00	在所自治会百手	三豊市高瀬町羽方在所自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	二の宮在所代表	5,000	3/9	メ４６-④	5,000	F	○	5,000	寄付
161	3/16 10:00～11:30	桑山地区戦没者慰霊祭	三豊市豊中町桑山豊中公民館桑山分館	会員	必要（金額不明）	×		会議費	桑山遺族厚生会会長	5,000	3/16	メ４７-①	5,000	I	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
162	3/16 11:00～13:00:00	樫谷自治会地鎮祭	三豊市高瀬町上麻 樫谷自治会場	自治会員	○	×		会議費	（判読不能）自治会（黒塗り）	5,000	3/16	メ４７-②	5,000	I	○	5,000	
163	3/16 11:30～14:00	川下自治会総会	三豊市高瀬町上高瀬　川下自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	川下自治会	5,000	3/16	メ４７-③	5,000	A	○	5,000	寄付
164	3/16 11:30～15:00	桑山３区自治会総会	三豊市豊中町桑山３区３区自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	桑山三区自治会長	5,000	3/16	メ４７-④	5,000	A	○	5,000	寄付
165	3/16 12:00～15:00	上分西自治会総会	三豊市高瀬町新名 上分西東自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	高瀬町上分西自治会会計（黒塗り）	5,000	3/16	メ４８-①	5,000	A	○	5,000	寄付
166	3/16 12:30～15:00	片上自治会総会	三豊市高瀬町新名 片上自治会館	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	片上自治会	5,000	3/16	メ４８-②	5,000	A	○	5,000	
167	3/16 18:00～20:00	加茂下西自治会総会	三豊市高瀬町下勝間　加茂自治会場	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	加茂下西自治会	5,000	3/16	メ４８-③	5,000	B	○	5,000	
168	3/21 9:30～11:00	三豊市岩瀬池土地改良区総代会	三豊市高瀬町下勝間　農村環境改善センター	総代	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市岩瀬池土地改良区理事長	5,000	3/21	メ４８-④	5,000	A	○	5,000	寄付
169	3/21 10:00～11:30	上高野地区戦没者慰霊祭	三豊市豊中町上高野　五十鈴神社	遺族会員	必要（金額不明）	×		会議費	上高野遺族厚生会会長	5,000	3/21	メ４９-①	5,000	I	○	5,000	寄付
170	3/21 11:30～14:00	平見・青井谷・石淵自治会総会	三豊市高瀬町上高瀬　平見自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	平見獅子林総代会代表	5,000	3/21	メ４９-②	5,000	A	○	5,000	寄付
171	3/21 12:00～15:00	城原自治会総会	三豊市高瀬町上高瀬　城原自治会館	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当，豆腐汁	○	会議費	城原自治会会計	5,000	3/21	メ４９-③	5,000	A	○	5,000	寄付
172	3/21 9:30～15:00	大師堂を歩く会ウォーキング	三豊市高瀬町比地二　大師堂	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	大師道を歩く会	5,000	3/21	メ４９-④	5,000	H	○	5,000	寄付
173	3/22 18:00～20:00	黒嶋自治会総会	三豊市高瀬町羽方 黒嶋自治会場	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	黒嶋自治会会長	5,000	3/22	メ５０-①	5,000	B	○	5,000	
174	3/23 10:00～11:00	笠田地区戦没者慰霊祭	三豊市豊中町笠田 宇賀神社	遺族会員	必要（金額不明）	×		会議費	笠田地区遺族会	5,000	3/23	メ５０-②	5,000	I	○	5,000	寄付
175	3/23 12:00～14:00	上分東自治会総会	三豊市高瀬町新名 上分西東自治会場	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	上分東自治会会長	5,000	3/23	メ５０-③	5,000	A	○	5,000	
176	3/23 12:00～14:00	吹毛の山自治会総会	三豊市高瀬町比地二　吹毛の山自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	吹毛の山	5,000	3/23	メ５０-④	5,000	A	○	5,000	寄付
177	3/23 18:00～20:00	三反地自治会総会	三豊市高瀬町羽方　三反地自治会館	自治会員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	三反地自治会代表	5,000	3/23	メ５１-①	5,000	B	○	5,000	
178	3/23 18:30～21:00	井ノ口自治会総会	三豊市豊中町 井ノ口自治会場	自治会員	必要（金額不明）	仕出し弁当	○	会議費	井ノ口自治会	5,000	3/23	メ５１-②	5,000	B	○	5,000	
179	3/23 11:00～14:00	矢之岡自治会総会	三豊市高瀬町上勝間　矢之岡自治会館	自治会員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	矢之岡自治会	5,000	3/23	メ５１-③	5,000	A	○	5,000	
180	3/29 10:00～11:00	本山地区戦没者慰霊祭	三豊市豊中町 高良神社	遺族会員	必要（金額不明）	×		会議費	本山遺族会	5,000	3/29	メ５１-④	5,000	I	○	5,000	寄付
181	3/29 10:00～12:00	NPO法人はあとふれあいまつり	三豊市高瀬町下勝間NPO法人はあと	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	特定非営利活動法人はあと	5,000	3/29	メ５２-①	5,000	L	○	5,000	寄付
182	3/29 19:00～21:00	北条自治会総会	三豊市高瀬町上高瀬　北条自治会館	自治会員	○	仕出し弁当	○	会議費	北条自治会代表	5,000	3/29	メ５２-②	5,000	B	○	5,000	
183	3/30 10:00～12:00	三豊市傷痍軍人会総会	三豊市高瀬町新名 竹久亭	会員	必要（金額不明）	×		会議費	三豊市傷痍軍人会	5,000	3/30	メ５２-③	5,000	A	○	5,000	寄付

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容額（円）	理由
184	3/30 11:00～16:00	宗吉瓦窯史跡まつり	三豊市三野町吉津 宗吉瓦窯史跡公園	地域住民	必要（金額不明）	×		会議費	宗吉瓦窯会代表	5,000	3/30	メ５２-④	5,000	F	○	5,000	寄付
185								会議費	豊中町公民館桑山分館 筒井得滋	5,000	3/30	メ５３-①	5,000	A or B	○	5,000	寄付
186	3/30 19:00～21:00	井出自治会青壮年部総会	三豊市高瀬町上高瀬　井出自治会館	会員	○	仕出し弁当・オードブル	○	会議費	井出青壮年部	5,000	3/30	メ５３-②	5,000	B	○	5,000	
187	3/30 18:30～20:00	瀬丸池棒親会総会	三豊市高瀬町羽方 羽方会館	会員	○	×		会議費	瀬丸池棒親会	5,000	3/30	メ５３-③	5,000	B	○	5,000	
										1,682,000			1,682,000			912,000	

山田正芳議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	―	―	―	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	530,000	2/14	モ１	530,000	―	×	-	
2	―	―	―	―	―	―	―	研修費	香川県議会中讃議員連盟会長五所野尾恭一	20,000	4/18	モ２	20,000	―	×	-	
3	4/25 18:00～20:30	土器町北振興協議会	オークラホテル丸亀	工業団地内の各企業	各企業から年会費を集めている	オードブル	○	研修費	土器町北振興協議会会長	5,000	4/25	モ3-①	5,000	B	○	5,000	
4	4/25 19:00～20:00	土器町連合自治会総会	土器町コミュニティセンター	町内自治会長	不明	×		研修費	土器町連合自治会会長	10,000	4/27	モ3-②	10,000	B	○	10,000	
5	4/27 11:00～14:00	津守町戦没者慰霊祭	津森天神	津森自治会会員	不明	折詰弁当		研修費	津森町自治会	5,000	4/28	モ4-①	5,000	I	○	5,000	
6	4/29 11:00～15:00	飯野山崎春市	丸亀市飯野町東分２６４７-１	飯野町山崎自治会会員	不明	おでん・うどん等	○	研修費	山崎青壮年会会計	5,000	4/29	モ4-②	5,000	L	○	5,000	
7	5/3 8:45～	丸亀郡家軟式野球スポーツ大会	丸亀市郡家町３７５	連盟加盟少年野球チーム	不明	うどん	○	研修費	丸亀郡家軟式野球スポーツ少年団代表	10,000	5/3	モ5-①	10,000	H	○	10,000	
8	5/3 納入 時刻無し		香川県ボーイスカウト年会費		○			研修費	ボーイスカウト丸亀第四団団委員長	6,000	5/3	モ5-②	6,000	K	○	6,000	
9								研修費	香川県隊友会	10,000	5/9	モ6	10,000	K	○	10,000	
10	5/15 17:00～19:30	丸亀市建設業協会総会	オークラホテル丸亀	協会会員	不明	オードブル等	○	研修費	丸亀市建設業協会会長	5,000	5/15	モ7-①	5,000	B	○	5,000	
11								研修費	隊友会丸亀支部	10,000	5/18	モ7-②	10,000	A or B	○	10,000	
12	5/18 18:30～21:00	隊友会丸亀支部総会	（有）有家	隊友会会員	会員から集めている	オードブル等	○	研修費	香川県自衛隊父兄会丸亀支部支部長	10,000	5/19	モ8	10,000	D	○	10,000	
13	6/20 時刻無し		丸亀検察審査会年会費					研修費	丸亀検察審査協会会長	10,000	6/20	モ9	10,000	K	○	10,000	
14	7/31納入 時刻無し		亀の会年会費					研修費	亀の会代表者	50,000	7/31	モ10	50,000	K	○	50,000	
15	7/28 9:30～15:00	丸亀歌謡友の会発表会	丸亀市生涯学習センター	丸亀歌謡友の会会員	不明	×		研修費	丸亀歌謡友会会長	5,000	7/28	モ11	5,000	G	○	5,000	
16	8/4 12:00～15:00	山崎自治会青壮年会懇親会	山崎自治会館	自治会会員	不明	どじょう汁等	○	研修費	（黒塗り）（山崎青壮年会）	5,000	8/4	モ12	5,000	C	○	5,000	
17	8/4 17:00～20:00	津森自治会夏祭り	津森天神	自治会会員	不明	うどん・おでん等	○	研修費	津森自治会会長	5,000	8/4	モ13	5,000	F	○	5,000	
18	8/10 18:00～21:00	福島みなと盆踊り大会	福島みなと公園	地域住民	不明	焼きそば・おでん等	○	研修費	福新弁天会会長	5,000	8/10	モ14	5,000	F	○	5,000	
19	8/30 18:30～20:00	福新弁天会懇親会	福島港自治会館	会員	不明	オードブル	○	研修費	福新弁天会会長	500	8/30	モ15	500	C	○	500	
20	9/8 10:00～12:00	丸亀市少林寺拳法協会演武大会	サンビレッジ土器川	協会会員及びその家族	不明	×		研修費	丸亀市少林寺拳法協会理事長	5,000	9/8	モ16	5,000	H	○	5,000	
21	9/15 10:00～11:00	丸亀市土器町敬老会	丸亀市立城東小学校	丸亀市土器町内各種団体の代表者	不明	×		研修費	住みたくなるまち土器会長	5,000	9/15	モ17	5,000	E	○	5,000	
22	9/16 13:00～14:30	丸亀市城坤地区敬老会	丸亀市立城坤小学校	地区内お年寄り	不明	×		研修費	城坤婦人会会長	5,000	9/16	モ18	5,000	E	○	5,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
23	9/28 18:00～		丸亀さんさん荘（丸亀市土器町東）	施設関係者	不明	うどん・おでん等	○	研修費	社会福祉法人うぶすな会理事長	10,000	9/28	モ19	10,000	B	○	10,000	
24	8/28 時刻無し	城南月見のうたげ	城南月見のうたげ参加費					研修費	城南コミュニティセンター会長	9,000	8/28	モ20	9,000	A or B	○	9,000	
25	11/22 9:00～	丸亀市老人団体ペタンク交流大会	土器町 田潮八幡駐車場	市内各地 老人会会員	不明	×		研修費	土器町長寿連合会	5,000	11/22	モ21	5,000	H	○	5,000	
26	12/6 18:00～20:30	土器町連合自治会忘年会	有家	土器町内の各自治会長	不明	鍋料理	○	研修費	土器町連合自治会会長	5,000	12/6	モ22	5,000	C，D	○	5,000	
27	12/8 18:00～20:30	山辺自治会忘年会	土器町 山辺自治会館	自治会会員	不明	オードブル等	○	研修費	山辺自治会会長	5,000	12/8	モ23	5,000	C	○	5,000	
28	12/20 18:30～21:00	駒ヶ林自治会忘年会	土器町 駒ヶ林自治会館	自治会会員	不明	折詰弁当	○	研修費	土器町駒ケ林自治会会長	5,000	12/20	モ24	5,000	C	○	5,000	
29	12/21 18:30～21:00	隊友会丸亀支部忘年会	平井（飯山町）	隊友会会員	不明	オードブル等	○	研修費	隊友会丸亀支部長	10,000	12/21	モ25	10,000	C	○	10,000	
30	12/22 10:00～13:00	山崎青壮年会もちつき大会	ひらた（飯山町）	山崎自治会員	不明	うどん等	○	研修費	飯野町山崎自治会（青壮年会会計）	5,000	12/22	モ26	5,000	D	○	5,000	
31								研修費	株式会社ダックス代表取締役 大前充生	10,000	12/27	モ27	10,000	A or B	○	10,000	
32								研修費	土器町長寿連合会	5,000	1/12	モ28	5,000	A or B	○	5,000	
33	1/13 17:00～19:30	田潮八幡神社氏子総代会　新年会	人来夢（土器町）	総代会メンバー	不明	鍋料理	○	研修費	田潮八幡神社総代会筆頭総代	5,000	1/13	モ29	5,000	C，D	○	5,000	
34								研修費	亀の会代表者	50,000	1/17	モ30	50,000	K	○	50,000	
35	1/19 13:00～15:30	自衛隊父兄会丸亀支部	ホテルサンルート瀬戸大橋	父兄会会員	不明	オードブル等	○	研修費	香川県自衛隊父兄会丸亀支部	10,000	1/19	モ31	10,000	A	○	10,000	
36	1/25 18:30～21:00	福島弁天会	福島みなと自治会館	弁天会会員	不明	鍋料理	○	研修費	福新弁天会会長	5,000	1/25	モ32	5,000	B	○	5,000	
37	1/25 18:40～21:00	住みたくなるまち土器　新年会	サンルートホテル瀬戸大橋	土器町コミュニティ所属団体の長	不明	会席料理	○	研修費	住みたくなるまち土器会長	5,000	1/25	モ33	5,000	C	○	5,000	
38	1/28 18:30～21:00	土器町北振興協会新年会	オークラホテル丸亀	工業団地内各企業	年会費として集められている	オードブル等	○	研修費	土器町北振興協議会会長	5,000	1/28	モ34	5,000	C	○	5,000	
39	3/22 18:30～21:00	福新弁天会総会	福島みなと自治会館	弁天会会員	不明	オードブル等	○	研修費	福島新町弁天会会長	5,000	3/22	モ35	5,000	B	○	5,000	
40	3/29 19:00～22:00	土器新開自治会春の総会	新開自治会館	自治会会員	不明	折詰弁当	○	研修費	土器新開自治会	5,000	3/29	モ36	5,000	B	○	5,000	
41			平成26年度の福新弁天会の年会費として納入					研修費	福新弁天会会長	500	3/29	モ37	500	K	○	500	
42								研修費	丸亀市武道の祭典実行委員会会長　筒井和雄	5,000	3/30	モ38	5,000	H	○	5,000	
										886,000			886,000			336,000	

砂川保議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	4/1	ソ１－①	27,600	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	5/1	ソ１－②	27,600	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	6/3	ソ１－③	27,600	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	7/1	ソ１－④	27,600	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	8/1	ソ２－①	27,600	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	9/2	ソ２－②	27,600	—	×	-	
7	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	10/1	ソ２－③	27,600	—	×	-	
8	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	11/1	ソ２－④	27,600	—	×	-	
9	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	12/2	ソ３－①	27,600	—	×	-	
10	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	1/6	ソ３－②	27,600	—	×	-	
11	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	2/3	ソ３－③	27,600	—	×	-	
12	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長砂川保	27,600	3/3	ソ３－④	27,600	—	×	-	
13	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	4/1	ソ４－①	12,400	—	×	-	
14	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	5/1	ソ４－②	12,400	—	×	-	
15	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	6/3	ソ４－③	12,400	—	×	-	
16	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	7/1	ソ４－④	12,400	—	×	-	
17	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	8/1	ソ５－①	12,400	—	×	-	
18	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	9/2	ソ５－②	12,400	—	×	-	
19	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	10/1	ソ５－③	12,400	—	×	-	
20	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	11/1	ソ５－④	12,400	—	×	-	
21	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	12/2	ソ６－①	12,400	—	×	-	
22	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	1/6	ソ６－②	12,400	—	×	-	
23	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	2/3	ソ６－③	12,400	—	×	-	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
24	―	―	―	―	―	―	―	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	3/3	ソ６－④	12,400	―	×	-	
										480,000			480,000			-	

高田良徳議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	4/22	テ１	27,600	—	×	-	
2	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	5/21	テ２	27,600	—	×	-	
3	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	6/21	テ３	27,600	—	×	-	
4	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	7/22	テ４	27,600	—	×	-	
5	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	8/21	テ５	27,600	—	×	-	
6	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	9/24	テ６	27,600	—	×	-	
7	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	10/21	テ７	27,600	—	×	-	
8	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	11/21	テ８	27,600	—	×	-	
9	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	12/24	テ９	27,600	—	×	-	
10	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	1/21	テ１０	27,600	—	×	-	
11	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	2/21	テ１１	27,600	—	×	-	
12	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	3/24	テ１２	27,600	—	×	-	
13	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	4/22	テ１３	12,400	—	×	-	
14	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	5/21	テ１４	12,400	—	×	-	
15	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	6/21	テ１５	12,400	—	×	-	
16	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	7/22	テ１６	12,400	—	×	-	
17	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	8/21	テ１７	12,400	—	×	-	
18	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	9/24	テ１８	12,400	—	×	-	
19	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	10/21	テ１９	12,400	—	×	-	
20	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	11/21	テ２０	12,400	—	×	-	
21	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	12/24	テ２１	12,400	—	×	-	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合の開催場所	飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額 (円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額 (円)	分類	認容の別	認容金額 (円)	理由
22	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	1/21	テ２２	12,400	—	×	-	
23	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	2/21	テ２３	12,400	—	×	-	
24	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	3/24	テ２４	12,400	—	×	-	
							480,000			480,000			-	

竹本敏信議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	4/10	ト１	27,600	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	5/15	ト２	27,600	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	6/10	ト３	27,600	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	7/8	ト４	27,600	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	8/7	ト５	27,600	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	10/8	ト６	27,600	—	×	-	
7	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	10/8	ト７	27,600	—	×	-	
8	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	10/8	ト８	27,600	—	×	-	
9	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	1/10	ト９	27,600	—	×	-	
10	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	1/10	ト１０	27,600	—	×	-	
11	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	1/10	ト１１	27,600	—	×	-	
12	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	4/10	ト１２	12,400	—	×	-	
13	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	5/15	ト１３	12,400	—	×	-	
14	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	6/10	ト１４	12,400	—	×	-	
15	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	7/8	ト１５	12,400	—	×	-	
16	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	8/7	ト１６	12,400	—	×	-	
17	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	10/8	ト１７	12,400	—	×	-	
18	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	10/8	ト１８	12,400	—	×	-	
19	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	10/8	ト１９	12,400	—	×	-	
20	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	1/10	ト２０	12,400	—	×	-	
21	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	1/10	ト２１	12,400	—	×	-	
22	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	1/10	ト２２	12,400	—	×	-	
23	4/6 13:00～16:00	国分寺婦人会総会	国分寺会館	会員	不明	×		研修費	国分寺町婦人会会長	10,000	4/6	ト２３	10,000	A	○	10,000	
24								研修費	全逓香川退職者組合高松支部	5,000	4/7	ト２４	5,000	A or B	○	5,000	説明なし

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
25								研修費	香北勤労協会長	5,000	4/7	ト２５	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
26								研修費	北原団地自治会会長	10,000	4/7	ト２６	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
27								研修費	NTTOBカラオケ同好会	10,000	4/9	ト２７	10,000	G	○	10,000	県政に関連なし
28								研修費	国分カラオケ同好会会長	10,000	4/10	ト２８	10,000	G	○	10,000	県政に関連なし
29								研修費	高松市中央商工会青年部国分寺支部長	10,000	4/13	ト２９	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
30								研修費	国分寺町カラオケ同好会	10,000	4/14	ト３０	10,000	G	○	10,000	県政に関連なし
31								研修費	高松市国分寺地区老人クラブ連合会会長	10,000	4/25	ト３１	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
32								研修費	少林寺拳法	5,000	4/28	ト３２	5,000	H	○	5,000	説明なし
33								研修費	国分寺議会OB会	10,000	4/28	ト３３	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
34								研修費	国分寺第２老人クラブ	10,000	4/29	ト３４	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
35								研修費	国老連第三西会長	5,000	5/2	ト３５	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
36								研修費	高松市身体障害者協会国分寺町支部長	5,000	5/15	ト３６	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
37								研修費	高松市国分寺観光協会	5,000	5/21	ト３７	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
38								研修費	国分寺町さつき会会長	10,000	5/24	ト３８	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
39								研修費	香川県大衆音楽協会理事長 カラオケ喫茶「ハーモニー」	5,000	5/26	ト３９	5,000	G	○	5,000	説明なし
40								研修費	国分寺北部校区連合自治会会長	10,000	5/26	ト４０	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
41								研修費	国分寺南部校区連合自治会会長	10,000	5/26	ト４１	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
42								研修費	国分寺北部校区コミュニティ協議会会長	5,000	5/26	ト４２	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
43								研修費	国分寺南部校区コミュニティ協議会会長	5,000	5/26	ト４３	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
44								研修費	四国のみちを守る会会長	10,000	5/26	ト４４	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
45								研修費	国分寺更生保護女性会会長	5,000	5/28	ト４５	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
46								研修費	NPO法人国分寺まちづくり協議会理事長	10,000	5/29	ト４６	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
47								研修費	日本盆栽協会香（黒塗り）支部支部長	10,000	5/30	ト４７	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
48								研修費	年金受給者のつどい香川県農協国分寺支店　国分寺南支店	10,000	6/1	ト４８	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
49								研修費	「健康国分寺21計画」いきいき会議会長	10,000	6/1	ト４９	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
50								研修費	国分寺北部校区コミュニティ協議会会長	5,000	6/1	ト５０	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
51								研修費	全逓高松南退職者組合代表者	10,000	6/8	ト５１	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
52								研修費	国分寺北部校区交通安全母の会会長	5,000	6/17	ト５２	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
53	6/20 16:00～18:00	坂出飲食店組合総会	坂出グランドホテル	会員	不明	弁当	○	研修費	坂出地区飲食組合理事長	10,000	6/20	ト５３	10,000	B	○	10,000	
54								研修費	高松市消防団国分寺分団分団長 塩﨑孝博	10,000	6/22	ト５４	10,000	A or B	○	10,000	説明なし

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
55		香川県倫理法人会モーニングセミナー（４月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会会長	10,000	6/27	ト５５	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
56		香川県倫理法人会モーニングセミナー（５月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会会長	10,000	6/27	ト５６	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
57		香川県倫理法人会モーニングセミナー（６月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会会長	10,000	6/27	ト５７	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
58	6/28 6:00～7:00	国分寺南部校区交通安全母の会総会	国分寺コミニティセンター	会員	不明	×		研修費	国分寺南部校区交通安全母の会会長	5,000	6/28	ト５８	5,000	A	○	5,000	
59	6/29 9:30～12:00	国分寺町ボランティア協会総会	国分寺会館	会員	不明	×		研修費	国分寺町ボランティア協議会会長	5,000	6/29	ト５９	5,000	A	○	5,000	
60	7/20 11:00～13:00	屋島勤労協夏まつり	高松市屋島浦生	会員	不明	バーベキュー	○	研修費	屋島勤労協会長	5,000	7/20	ト６０	5,000	F	○	5,000	
61	8/9 17:45～18:00	NTT労組組合員との交流会	NTT上之町ビル駐車場	組合員他	不明	どじょう汁	○	研修費	エヌ・ティ・ティ労働組合香川分会分会長	10,000	8/9	ト６１	10,000	B	○	10,000	
62	8/27 16:00～18：30	香川県森林協会後援会	ルポール讃岐会議室	県議会林活議連メンバ、森林協会会員	○	弁当	○	研修費	香川県森林協会会長	5,000	8/27	ト６２	5,000	A	○	5,000	
63	8/30 10：30～12:00	NTTドコモ四国総分会定期大会	リーガホテル高松	組合員	不明	×		研修費	エヌ・ティ・ティ労組ドコモ四国総分会　総分会長	10,000	8/30	ト６３	10,000	A	○	10,000	
64	9/1 11:00～13:00	国分寺地区第2老人クラブ総会	ぽかぽか温泉	老人クラブ会員	不明	弁当	○	研修費	国分寺地区第２老人クラブ会長	10,000	9/1	ト６４	10,000	A	○	10,000	
65								研修費	国分寺町ボランティア協会	5,000	9/8	ト６５	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
66	9/11 18：30～20:00	全農林労組定期大会	サンポート高松会議室	組合員	不明	×		研修費	全農林労働組合中国四国地方本部香川分会財政部長	5,000	9/11	ト６６	5,000	B	○	5,000	
67	9/14 11:00～13:00	日中友好協会中讃支部定期総会	五色台国民休暇村	会員	不明	○	×	研修費	日中友好協会中讃支部支部長	10,000	9/14	ト６７	10,000	A	○	10,000	
68	9/16 10:00～12:00	国分寺町敬老会	香川県看護協会ホール	高齢者	不明	×		研修費	高松市国分寺地区社会福祉協議会会長	10,000	9/16	ト６８	10,000	E	○	10,000	
69	9/21 18:30～20:00	国分寺町まつり	ふじのや	青年部会員	不明	盛合せ	○	研修費	高松市中央商工会青年部国分寺支部支部長	10,000	9/21	ト６９	10,000	F	○	10,000	
70	9/23 9:00～12:00	国分寺南部校区運動会	国分寺南部小学校運動場	南部校区市民	不明	×		研修費	国分寺南部校区コミュニティ協議会会長	5,000	9/23	ト７０	5,000	H	○	5,000	
71		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（７月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会理事長	10,000	9/24	ト７１	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
72		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（８月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会理事長	10,000	9/24	ト７２	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
73		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（９月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会理事長	10,000	9/24	ト７３	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
74								研修費	協和化学労働組合屋島支部	5,000	9/25	ト７４	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
75								研修費	協和化学労働組合三木支部	5,000	9/26	ト７５	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
76	9/28 16:00～20:00	情報労連定期大会	リーガホテル高松	組合員	不明	盛合せ	○	研修費	情報労連香川県協議会議長	10,000	9/28	ト７６	10,000	B	○	10,000	
77	9/30 13:00～15:00	高琴労組定期大会	高琴労組会議室	組合員	不明	×		研修費	高松琴平電鉄（黒塗り）	10,000	9/30	ト７７	10,000	A	○	10,000	
78	10/14 13:30～15:00	志多ら祭り	国分寺ホール	市民	不明	×		研修費	和太鼓集団夢幻の会	5,000	10/14	ト７８	5,000	F	○	5,000	
79								研修費	グリーンフェスタ国分寺実行委員会	10,000	10/18	ト７９	10,000	F	○	10,000	説明なし
80								研修費	高松市消防団国分寺分団分団長　塩崎孝博	10,000	10/19	ト８０	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
81	10/19 14:00～16:00	高松地区労定期大会	マリーンパレスさぬき	組合員	不明	×		研修費	高松地区労働組合連合会議長	5,000	10/19	ト８１	5,000	A	○	5,000	
82	10/20 10:00～12:00	カラオケ列車友の会発表会	国分寺ホール	会員	不明	×		研修費	カラオケ列車友の会	10,000	10/20	ト８２	10,000	G	○	10,000	県政に関連なし
83	10/22 9:30～12:00	NTT労組退職者会香川県支部総会	花樹海	会員	不明	弁当	○	研修費	NTT労組香川県支部退職者の会会長	10,000	10/22	ト８３	10,000	A	○	10,000	
84								研修費	讃岐国分寺史跡まつり実行委員会委員長　福井則史	10,000	11/3	ト８４	10,000	F	○	10,000	説明なし
85	11/3 13:30～15:00	和太鼓集団夢幻の会	県民ホール	市民	不明	×		研修費	和太鼓集団夢幻の会	5,000	11/3	ト８５	5,000	G	○	5,000	
86	11/8 13:00～14:00	国分寺町フライングデスク大会	橘の丘運動公園	会員	不明	×		研修費	国分寺フライングディスク大会実行委員会長	5,000	11/8	ト８６	5,000	H	○	5,000	
87								研修費	協和化学労働組合屋島支部	10,000	11/9	ト８７	10,000	A or B	○	10,000	
88	11/17 9:00～12:00	国分寺北部防災訓練	国分寺北部小学校	北部校区市民	不明	非常食	○	研修費	国分寺北部校区コミュニティ協議会会長	5,000	11/17	ト８８	5,000	L	○	5,000	
89	11/23 9:00～12:00	運動会	国分寺北部小学校体育館	会員	不明	×		研修費	国分寺地区老人クラブ連合会会長	10,000	11/23	ト８９	10,000	H	○	10,000	
90	11/24 9:00～16:00	チャリティーカラオケ発表会	国分寺ホール	会員他	不明	弁当	○	研修費	国分寺連合カラオケ実行委員会会長	10,000	11/24	ト９０	10,000	G	○	10,000	県政に関連なし
91	11/26 18:00～20:00	意見交換会	国分寺町西坂川公民館	会員	不明	蕎麦	○	研修費	楠尾の里　そばの会会長	10,000	11/26	ト９１	10,000	B	○	10,000	
92	11/28 18：30～19:00	屋島勤労協定期総会	屋島コミニティセンター	会員	不明	×		研修費	屋島勤労協会長	5,000	11/28	ト９２	5,000	B	○	5,000	
93	12/7 18：30～19:00	商工愛青年部意見交換会	ふじのや	会員	不明	盛合せ	○	研修費	高松市中央商工会青年部国分寺支部支部長	10,000	12/7	ト９３	10,000	D	○	10,000	
94	12/10 17:00～19:00	国分寺老人クラブ意見交換会	ふじのや	会員	不明	盛合せ	○	研修費	国分寺地区老人クラブ連合会会長　亀井廣	10,000	12/10	ト９４	10,000	D	○	10,000	
95	12/10 10:00～12:00	NTT労組OB会高松地区協議会総会	花樹海	会員	不明	弁当	○	研修費	高松地協議会会長	5,000	12/10	ト９５	5,000	A	○	5,000	
96	12/15 12:00～14:00	国分寺シルバーソフトボール部総会	ふじのや	会員	不明	盛合せ	○	研修費	高松市国分寺町シニアソフトボール会長	10,000	12/15	ト９６	10,000	D	○	10,000	
97								研修費	国分寺南部校区コミュニティ協議会会長	5,000	12/15	ト９７	5,000	A or B	○	5,000	説明なし

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
98	12/18 11:00～13:00	意見交換会	城山温泉	会員	不明	弁当	○	研修費	妙友会	10,000	12/18	ト９８	10,000	A	○	10,000	
99	12/18	国分寺国分カラオケ同好会総会	喫茶シクラメン	会員	不明	弁当	○	研修費	国分カラオケ同好会会長	10,000	12/18	ト９９	10,000	D	○	10,000	県政に関連なし
100		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（１０月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会	10,000	12/24	ト１００	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
101		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（１１月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会	10,000	12/24	ト１０１	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
102		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（１２月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会	10,000	12/24	ト１０２	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
103	12/25 19:00～20:00	国分寺町カラオケ同好会総会	たかはし	会員	不明	弁当	○	研修費	国分寺町カラオケ同好会会長	10,000	12/25	ト１０３	10,000	D	○	10,000	県政に関連なし
104	1/14 11:00～12:00	NTTカラオケ同好会総会	花樹海	会員	不明	弁当	○	研修費	NTT退職者の会カラオケ同好会	10,000	1/14	ト１０４	10,000	A	○	10,000	県政に関連なし
105	1/14 14:30～17:00	私鉄香川県連定期大会	高琴労組事務所	組合員	不明	×		研修費	私鉄香川	10,000	1/14	ト１０５	10,000	A	○	10,000	
106	1/16 18:00～20:00	高琴労組旗開き	コトデン瓦町ビル	組合員	不明	弁当	○	研修費	高松琴平（黒塗り）組合	10,000	1/16	ト１０６	10,000	C	○	10,000	
107	1/17 18:00～19:00	国分寺町新居カラオケ同好会総会	ふじのや	会員	不明	盛合せ	○	研修費	新居カラオケ同好会代表	10,000	1/17	ト１０７	10,000	D	○	10,000	
108	1/17 10:30～12:00	高琴労組退職者会総会	オークラホテル高松	会員	不明	盛合せ	○	研修費	高琴労組退（黒塗り）	10,000	1/17	ト１０８	10,000	A	○	10,000	
109	1/20 10:00～12:00	香川県大衆音楽協会総会	喫茶ハーモニー	会員	不明	×		研修費	香川県大衆音楽協会理事長	5,000	1/20	ト１０９	5,000	A	○	5,000	
110	1/24 18：30～ 20：30	情報労連香川県協議会旗開き	ロイヤルパークホテル高松	組合員	不明	盛合せ	○	研修費	情報労連香川県協議会議長	10,000	1/24	ト１１０	10,000	C	○	10,000	
111								研修費	国分寺南部校区コミュニティ協議会会長	10,000	2/10	ト１１１	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
112	3/14 18：30～ 20：30	中日友好協会訪日団歓迎会	二蝶	会員	○	盛合せ	○	研修費	NPO法人香川県日中友好協会会長	10,000	3/14	ト１１２	10,000	D	○	10,000	
113		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（１月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会会長	10,000	3/20	ト１１３	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
114		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（２月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会会長	10,000	3/20	ト１１４	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
115		モーニングセミナー　幸福の科学の本の読み合わせ（３月分月会費）	田村神社内	会員	○	×		研修費	香川県倫理法人会会長	10,000	3/20	ト１１５	10,000	L	○	10,000	県政に関連なし
116	1/21 11:00～13:00	塔原自治会総会	自治会公民館	会員	不明	弁当	○	研修費	塔原自治会長	10,000	3/21	ト１１６	10,000	A	○	10,000	
117	3/22 18:00～20:00	冬のまつり実行委員会意見交換会	すみ	実行委員	不明	弁当	○	研修費	NPO法人国分寺まちづくり協議会理事長　前田伸治	10,000	3/22	ト１１７	10,000	D	○	10,000	
118	3/23 18:00～19:00	一里山自治会総会	自治会公民館	会員	不明	弁当	○	研修費	一里山自治会	10,000	3/23	ト１１８	10,000	B	○	10,000	
119	3/24 19:00～20:00	北原自治会総会	自治会公民館	会員	不明	弁当	○	研修費	北原自治会	10,000	3/23	ト１１９	10,000	B	○	10,000	
120	3/26 13:30～15:00	国分寺町土地改良区総会	国分寺支所 総合展示室	組合員	不明	×		研修費	国分寺土地改良区理事長	10,000	3/26	ト１２０	10,000	A	○	10,000	
121	3/29 11:30～13:00	フラダンスブルーウェーブ総会	実の里	会員	不明	弁当	○	研修費	ブルーウェーブ	10,000	3/29	ト１２１	10,000	D	○	10,000	
122	3/30 11:30～13:00	国分寺地区第2老人クラブ総会	かんぽの宿	会員	不明	弁当	○	研修費	高松市国分寺地区老人クラブ連合会第2クラブ会長	10,000	3/30	ト１２２	10,000	A	○	10,000	
										1,290,000			1,290,000			850,000	

米田晴彦議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額(円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額(円)	分類	認容の別	認容金額(円)	理由
1	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	4/10	ヒ１	27,600	—	×	-	
2	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	4/10	ヒ２	27,600	—	×	-	
3	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	4/10	ヒ３	27,600	—	×	-	
4	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	7/10	ヒ４	27,600	—	×	-	
5	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	7/10	ヒ５	27,600	—	×	-	
6	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	7/10	ヒ６	27,600	—	×	-	
7	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	10/4	ヒ７	27,600	—	×	-	
8	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	10/4	ヒ８	27,600	—	×	-	
9	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	10/4	ヒ９	27,600	—	×	-	
10	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	3/10	ヒ１０	27,600	—	×	-	
11	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	3/10	ヒ１１	27,600	—	×	-	
12	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長 砂川保	27,600	3/10	ヒ１２	27,600	—	×	-	
13	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	4/10	ヒ１３	12,400	—	×	-	
14	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	4/10	ヒ１４	12,400	—	×	-	
15	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	4/10	ヒ１５	12,400	—	×	-	
16	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	7/10	ヒ１６	12,400	—	×	-	
17	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	7/10	ヒ１７	12,400	—	×	-	
18	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	7/10	ヒ１８	12,400	—	×	-	
19	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	10/4	ヒ１９	12,400	—	×	-	
20	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	10/4	ヒ２０	12,400	—	×	-	
21	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	10/4	ヒ２１	12,400	—	×	-	

22	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	3/10	ヒ２２	12,400	—	×	-	
23	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	3/10	ヒ２３	12,400	—	×	-	
24	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長　砂川保	12,400	3/10	ヒ２４	12,400	—	×	-	
							480,000			480,000			-	

森裕行議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	5/10	ム１－①	27,600	—	×	-	
2	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	5/10	ム１－②	27,600	—	×	-	
3	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	5/10	ム１－③	27,600	—	×	-	
4	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	5/10	ム１－④	12,400	—	×	-	
5	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	5/10	ム１－⑤	12,400	—	×	-	
6	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	5/10	ム１－⑥	12,400	—	×	-	
7	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	7/10	ム１－⑦	12,400	—	×	-	
8	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	7/10	ム１－⑧	12,400	—	×	-	
9	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	7/10	ム１－⑨	12,400	—	×	-	
10	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	7/10	ム２－①	27,600	—	×	-	
11	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	7/10	ム２－②	27,600	—	×	-	
12	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	7/10	ム２－③	27,600	—	×	-	
13	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	10/10	ム２－④	27,600	—	×	-	
14	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	10/10	ム２－⑤	27,600	—	×	-	
15	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	10/10	ム２－⑥	27,600	—	×	-	
16	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	10/10	ム２－⑦	12,400	—	×	-	
17	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	10/10	ム２－⑧	12,400	—	×	-	
18	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	10/10	ム２－⑨	12,400	—	×	-	
19	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	1/10	ム３－①	27,600	—	×	-	
20	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	1/10	ム３－②	27,600	—	×	-	
21	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川地域政策センター会長　砂川保	27,600	1/10	ム３－③	27,600	—	×	-	
22	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	1/10	ム３－④	12,400	—	×	-	
23	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	1/10	ム３－⑤	12,400	—	×	-	
24	—	—	—	—	—	—	—	調査研究費	香川県議会社会民主党・県民連合会長砂川保	12,400	1/10	ム３－⑥	12,400	—	×	-	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額(円)	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額(円)	分類	認容の別	認容金額(円)	理由
25	4/2 10：00～12：00	辻地区戦没者追悼式	菅生神社	戦没者遺族	不明	弁当	○	研修費	辻地区	5,000	4/2	ム4－①	5,000	I	○	5,000	
26	4/3 10：00～12：00	上高野長寿会	不動の滝コミュニティセンター	上高野長寿会会員	不明	弁当	○	研修費	上高野長寿会会長	5,000	4/3	ム4－②	5,000	A	○	5,000	
27	4/3 10：00～12：00	河内地区戦没者追悼式	軍人墓地境内	戦没者遺族	不明	弁当	○	研修費	河内地区	5,000	4/3	ム4－③	5,000	I	○	5,000	
28	4/4 10：00～12：00	神田地区戦没者追悼式	忠魂碑前	戦没者遺族	不明	弁当	○	研修費	神田遺族会代表	5,000	4/4	ム4－④	5,000	I	○	5,000	
29	4/6 10：00～12：00	財田大野地区戦没者追悼式	軍人墓地内	戦没者遺族	不明	弁当	○	研修費	財田大野地区	5,000	4/5	ム4－⑤	5,000	I	○	5,000	
30	4/5 10：00～12：00	桑山長寿会	不動の滝コミュニティセンター	桑山長寿会会員	不明	弁当	○	研修費	三豊市豊中町桑山長寿会会計	5,000	4/5	ム4－⑥	5,000	A	○	5,000	
31	4/6 13：00～14：00	謀之丞まつり	たからだの里	なし	不明	弁当	○	研修費	謀之丞まつり実行委員会委員長	5,000	4/6	ム4－⑦	5,000	F	○	5,000	
32	4/7 10：00～12：00	比地大地区戦没者追悼式	熊岡八幡宮	戦没者遺族	不明	弁当	○	研修費	三豊市豊中町比地大英霊崇敬会会長	5,000	4/7	ム4－⑧	5,000	I	○	5,000	
33	4/7 18：00～20：.00	三区自治会新年度懇談会	三区自治会場	三区自治会員	不明	弁当	○	研修費	桑山三区自治会長	5,000	4/7	ム4－⑨	5,000	B	○	5,000	
34								研修費	鉾八幡宮社務所	5,000	4/10	ム4－⑩	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
35								研修費	香川県建設労働組合高瀬地区	5,000	4/14	ム4－⑪	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
36								研修費	笠田松寿会	5,000	4/14	ム4－⑫	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
37	4/14 12：00～14：00	寺家水利組合総会	高良神社社務所	寺家水利組合員	不明	弁当	○	研修費	本山寺家水利組合理事長	5,000	4/14	ム5－①	5,000	A	○	5,000	
38	4/17 18：00～20：00	12区自治会総会	12区自治会場	12区自治会員	不明	弁当	×	研修費	１２区自治会会計	5,000	4/14	ム5－②	5,000	B	○	5,000	
39								研修費	本山長寿会	5,000	4/16	ム5－③	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
40								研修費	比地大長寿会連合会会長	5,000	4/20	ム5－④	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
41								研修費	三豊市消防団第２分団　船橋繋伸	5,000	4/20	ム5－⑤	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
42								研修費	まちづくり推進隊（黒塗り）理事長	5,000	4/20	ム5－⑥	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
43								研修費	三豊市少年少女発明クラブ代表者	5,000	4/20	ム5－⑦	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
44								研修費	三豊市建設業協会会長	5,000	4/25	ム5－⑧	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
45								研修費	豊中町体育協会比地大支部支部長	5,000	4/27	ム5－⑨	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
46								研修費	七宝会会長	5,000	4/28	ム5－⑩	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
47								研修費	傷痍軍人会	5,000	4/28	ム5－⑪	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
48								研修費	豊中地区建設組合地区長	5,000	4/28	ム5－⑫	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
49								研修費	三豊市商工会女性部部長	5,000	4/30	ム6－①	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
50								研修費	勝田池水利	5,000	5/5	ム6－②	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
51								研修費	宮池水利総代	5,000	5/5	ム6－③	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
52	5/9 8：00～9：00	三豊市長杯ゲートボール大会	水出運動公園	ゲートボール部員	不明	×	○	研修費	三豊市ゲートボール連合会	5,000	5/9	ム6－④	5,000	H	○	5,000	
53								研修費	香川県建設業協会西讃支部支部長　朝倉一郎	5,000	5/10	ム6－⑤	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
54	5/13 8：00～9：00	三豊市長杯ペタンク大会	比地小学校	ペタンク部員	不明	×	○	研修費	三豊市ペタンク協会	5,000	5/13	ム6－⑥	5,000	H	○	5,000	
55	5/13 11：00～15：00	防災訓練	比地大小学校	校区内在住者	不明	×	×	研修費	比地大地区自主防災会会長	5,000	5/13	ム6－⑦	5,000	L	○	5,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
56	5/14 11：00～13：00	身障者協会豊中支部総会	土井自治会場	身障者協会豊中支部会員	×	弁当	×	研修費	三豊市身体障害者協会会長	5,000	5/14	ム6－⑧	5,000	A	○	5,000	
57	5/15 14：00～16：00	三豊市飲食衛生組合総会	森常	三豊市食品衛生組合員	不明	○	○	研修費	三豊市飲食業衛生組合会長	5,000	5/15	ム6－⑨	5,000	D	○	5,000	
58	5/18 18：00～19：00	建築士会西讃支部総会	たからだの里	建築士会西讃支部員	不明	弁当	○	研修費	香川県建築士会西讃支部長	5,000	5/18	ム6－⑩	5,000	B	○	5,000	
59								研修費	公民館比地大分館館長　長谷川貞雄	5,000	5/19	ム6－⑪	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
60								研修費	三豊市豊中町公民館上高野分館長　藤田芳廣	5,000	5/19	ム6－⑫	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
61								研修費	三豊市公民館笠田分館　高橋政司	5,000	5/19	ム7－①	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
62	5/23 10：00～12：00	三豊市観光協会総会	マリンウェーブ	三豊市観光協会会員及び一般	不明	×	○	研修費	三豊市観光協会会長	5,000	5/23	ム7－②	5,000	A	○	5,000	
63	5/23 18：00～19：00	三豊市上下水道組合総会	朝日亭	三豊市上下水道組合員	不明	弁当	○	研修費	三豊市上下水道工事業協同組合理事長	5,000	5/23	ム7－③	5,000	D	○	5,000	
64	5/25 10：00～11：00	三観退職公務員組合総会	老人憩いの家	三観退職公務員組合	不明	×	○	研修費	退公連三豊支部支部長　貞廣清治	5,000	5/25	ム7－④	5,000	A	○	5,000	
65								研修費	オイスカ三豊推進協議会	6,000	5/25	ム7－⑤	6,000	A	○	6,000	説明なし
66	5/26 12：00～15：00	唐頭池水利組合総会	はやしや	唐頭池水利組合員	不明	○	×	研修費	唐頭水利	5,000	5/26	ム7－⑥	5,000	D	○	5,000	
67	5/27 16：00～18：00	三豊市商工会総会	朝日亭	三豊市商工会会員	不明	弁当	○	研修費	三豊市（判読不能）会長	5,000	5/27	ム7－⑦	5,000	D	○	5,000	
68	5/31 10：00～11：00	三豊市淡水漁業組合総会	三豊市淡水会館	三豊市淡水漁業組合員	不明	×	○	研修費	三豊淡水漁業協同組合代表理事組合長	5,000	5/31	ム7－⑧	5,000	A	○	5,000	
69	6/1 10：00～12：00	鉾八幡お田植え祭	当番宅	鉾八幡氏子	不明	弁当	○	研修費	鉾八幡宮山分年番	5,000	6/2	ム7－⑨	5,000	F	○	5,000	
70	6/3 11：00～13：00	観音寺市役所退職者連絡会総会	第一会館	観音寺市退職者会会員	不明	○	×	研修費	観音寺市役所職員退職者会	5,000	6/3	ム7－⑩	5,000	A	○	5,000	
71	6/8 10：00～12：00	三豊市遺族会総会	改善センター	三豊市遺族会会員	不明	×	○	研修費	三豊市遺族会	5,000	6/8	ム7－⑪	5,000	A	○	5,000	
72	6/9 12：00～13：00	建設労働組合西讃支部総会	不動の滝コミュニティセンター	建設労働組合西讃支部会員	不明	弁当	○	研修費	香川県建設労働組合西讃支部 香川県建設国保組合西讃支部支部長	5,000	6/9	ム7－⑫	5,000	A	○	5,000	
73								研修費	みとよ市現業臨時職員ユニオン執行委員長	5,000	6/14	ム8－①	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
74	6/29 17：00～18：00	三観医師会総会	琴弾荘	三観医師会会員	不明	○	○	研修費	三豊・観音寺市医師会会長池田博行	5,000	6/29	ム8－②	5,000	B	○	5,000	
75	6/29 11：00～13：00	琴参OB会総会	四国健康村	琴参OB会会員	不明	○	×	研修費	琴参OB会代表	5,000	6/29	ム8－③	5,000	A	○	5,000	
76	6/29 18：00～20：00	国保連合組合結成大会	ホテルマリンパレス	国保連合組合員	不明	×	×	研修費	四国地建（判読不能）協議会	5,000	7/1	ム8－④	5,000	B	○	5,000	
77								研修費	三豊市グランドゴルフ部　会計	5,000	7/3	ム8－⑤	5,000	H	○	5,000	説明なし
78	7/5 18：00～20：00	豊中町経営者協会総会	魚俊	豊中町経営者協会会員	不明	弁当	×	研修費	豊中町経営者会会長	5,000	7/5	ム8－⑥	5,000	D	○	5,000	
79	7/10 18：00～20：00	七宝会研修会	宮池会場	七宝会会員	不明	弁当	×	研修費	七宝会会長	5,000	7/10	ム8－⑦	5,000	B	○	5,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
80	7/13 18：00～19：00	小路西研修会	小路西自治会場	小路西自治会員	不明	弁当	×	研修費	小路西自治会自治会長	5,000	7/13	ム８－⑧	5,000	B	○	5,000	
81								研修費	高瀬空射矢まつり実行委員会委員長　森英司	5,000	7/19	ム８－⑨	5,000	F	○	5,000	説明なし
82	7/26 19：00～20：00	市県管理職員懇談会	朝日亭	市県管理職員	不明	○	○	研修費	三豊市・香川県管理職員協議会	5,000	7/26	ム８－⑩	5,000	D	○	5,000	
83	7/28 17：00～18：00	昭和会総会	土井会場	昭和会会員	不明	弁当	×	研修費	昭和会会長	5,000	7/28	ム８－⑪	5,000	B	○	5,000	
84	7/28 19：00～21：00	比地大花火	比地大小学校	無	不明	×	○	研修費	比地大花火実行委員会実行委員長	5,000	7/28	ム８－⑫	5,000	F	○	5,000	
85	8/3 17：00～19：00	仁尾竜まつり	仁尾町内	無	不明	×	○	研修費	仁尾竜まつり実行委員会会長	5,000	8/3	ム９－①	5,000	F	○	5,000	
86	8/9 16：00～17：00	香川畑地帯総合土地改良総会	はやしや	香川畑地帯総合土地改良区会員	不明	○	○	研修費	香川県畑地帯総合土地改良事業所	5,000	8/9	ム９－②	5,000	D	○	5,000	
87	8/10 17：00～18：00	たくま港まつり	詫間港運動公園	無	不明	×	○	研修費	たくま港まつり協賛会会長	5,000	8/10	ム９－③	5,000	F	○	5,000	
88								研修費	三野町公民館大見分館図子邦彦	5,000	8/13	ム９－④	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
89	9/14 9：00～10：00	豊中幼稚園運動会	豊中幼稚園	無	不明	×	×	研修費	三豊市立豊中幼稚園	5,000	9/14	ム９－⑤	5,000	H	○	5,000	
90	9/14 13：00～14：00	三豊総合病院竣工落成式	観音寺グランドホテル	病院・工事関係者	不明	○	○	研修費	三豊総合病院企業団企業長	5,000	9/14	ム９－⑥	5,000	I	○	5,000	
91	9/15 11：00～12：00	忌部敬老会	忌部会場	忌部自治会高齢者	不明	弁当	×	研修費	（判読不能）敬老会会計	5,000	9/15	ム９－⑦	5,000	E	○	5,000	
92	9/15 9：00～10：00	三豊近県剣道記念大会	三豊市総合体育館	三豊近県剣道協会員	不明	×	○	研修費	三豊・観音寺剣道連盟会長	5,000	9/15	ム９－⑧	5,000	H	○	5,000	
93	9/16 9：00～10：00	本山地区運動会	本山小学校	本山小学校区内住人	不明	×	×	研修費	豊中町公民館本山分館　藤田英志	5,000	9/16	ム９－⑨	5,000	H	○	5,000	
94	9/21 19：00～20：00	宮池地神祭	宮池会場	宮池自治会	不明	弁当	×	研修費	宮池自治会	5,000	9/21	ム９－⑩	5,000	F	○	5,000	
95	9/22 13：00～14：00	町田地神祭	町田会場	町田自治会院	不明	弁当	×	研修費	町田自治会	5,000	9/22	ム９－⑪	5,000	F	○	5,000	
96	9/23 10：00～12：00	吉津慰霊祭	吉津公民館	吉津崇敬会会員	不明	×	○	研修費	吉津地区（判読不能）会会長	5,000	9/23	ム９－⑫	5,000	I	○	5,000	
97	9/24 10：00～12：00	下高瀬慰霊祭	大坊	下高瀬崇敬会会員	不明	×	○	研修費	（黒塗り）	5,000	9/24	ム１０－①	5,000	I	○	5,000	
98	9/25 18：00～19：00	公民館研修会	本山公民館	本山公民館運営委員	不明	弁当	×	研修費	豊中公民館本山分館　分館長藤田英志	5,000	9/25	ム１０－②	5,000	B	○	5,000	
99	9/26 8：00～9：00	三豊市ＧＧ大会	B＆G運動公園	三豊市体育協会GG部員	不明	×	○	研修費	三豊市体育協会	5,000	9/28	ム１０－③	5,000	H	○	5,000	
100	9/28 8：00～9：00	豊中スポ少招待野球大会	サンスポーツランド	近隣スポ少会員	不明	×	×	研修費	豊中スポーツ少年団	5,000	9/28	ム１０－④	5,000	H	○	5,000	
101	9/28 10：00～12：00	大見地区慰霊祭	大見公民館	大見地区遺族会会員	不明	×	×	研修費	大見地区遺族会	5,000	9/28	ム１０－⑤	5,000	I	○	5,000	
102	9/29 9：00～9：30	上高野敬老会	上高野小学校	上高野地区高齢者	不明	弁当	○	研修費	三豊市豊中町公民館上高野分館長　藤田芳廣	5,000	9/29	ム１０－⑥	5,000	E	○	5,000	
103	9/29 9：30～10：00	笠田松寿会	笠田小学校	笠田地区高齢者	不明	弁当	×	研修費	会計	5,000	9/29	ム１０－⑦	5,000	E	○	5,000	
104								研修費	桑山分館長　筒井得滋	5,000	9/29	ム１０－⑧	5,000	E	○	5,000	説明なし

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
105								研修費	公民館比地大分館分館長　長谷川貞雄	5,000	9/29	ム１０－⑨	5,000	E	○	5,000	説明なし
106								研修費	とよなか秋の祭り実行委員会委員長　田中基弘	5,000	10/13	ム１０－⑩	5,000	F	○	5,000	説明なし
107								研修費	どぶろくまつり実行委員会委員長　鳥取三郎	5,000	10/19	ム１０－⑪	5,000	F	○	5,000	説明なし
108	10/20 8：00～9：00	比地スポーツ少年団　大会	比地小学校	比地スポーツ少年団員	不明	×	○	研修費	比地二スポーツ少年団団長	5,000	10/20	ム１０－⑫	5,000	H	○	5,000	
109	10/20 10：00～11：00	上高瀬地区戦没者追悼式	上高瀬小学校	上高瀬遺族会会員	不明	×	○	研修費	上高瀬地区戦没者（判読不能）委員長	5,000	10/20	ム１１－①	5,000	I	○	5,000	
110	10/20 11：00～12：00	山本さっさ祭り	山本運動公園	無	不明	×	○	研修費	山本さっさ祭り実行委員会会計	5,000	10/20	ム１１－②	5,000	F	○	5,000	
111	10/20 13：00～16：00	高良神社例大祭	高良神社社務所	無	不明	×	×	研修費	高良神社会計	5,000	10/20	ム１１－③	5,000	F	○	5,000	
112	10/25 9：00～10：00	三豊市身障者スポーツ大会	三豊総合体育館	三豊市身障者協会員	不明	×	○	研修費	三豊市身障者スポーツ大会実行委員会会計	5,000	10/25	ム１１－④	5,000	H	○	5,000	
113	11/2 18：00～19：00	六ッ松自治会座談会	六ッ松自治会	六ッ松自治会院	不明	×	×	研修費	六ツ松自治会会長	5,000	11/2	ム１１－⑤	5,000	B	○	5,000	
114	11/4 11：00～13：00	琴電退職者会総会	琴平グランドホテル	琴電退職者会員	不明	弁当	×	研修費	琴電退職者会	5,000	11/4	ム１１－⑥	5,000	A	○	5,000	
115	11/7 9：00～10：00	高瀬緑が丘GG大会	緑が丘運動公園	体育協会GG部員	不明	×	○	研修費	（黒塗り）	5,000	11/7	ム１１－⑦	5,000	H	○	5,000	
116	11/16 11：00～13：00	県職員退職者会三豊支部総会	たからだの里	県職員退職者会三豊支部会員	不明	弁当	×	研修費	香川県職員退職者会三観総支部代表	5,000	11/16	ム１１－⑧	5,000	A	○	5,000	
117	11/16 9：00～10：00	麻地区慰霊祭	麻地区公民館	麻地区遺族	不明	×	○	研修費	麻地区遺族（黒塗り）	5,000	11/16	ム１１－⑨	5,000	I	○	5,000	
118	11/23 9：00～12：00	いきいき芋炊きウォーク大会	比地大小学校	無	不明	×	×	研修費	いきいきいもだきウォーク協会	5,000	11/23	ム１１－⑩	5,000	H	○	5,000	
119	11/24 11：00～12：00	農協理事協議会	魚俊	元豊中農協理事	不明	弁当	×	研修費	農協理事協議会代表	5,000	11/24	ム１１－⑪	5,000	D	○	5,000	
120	11/23 13：00～15：00	讃岐源之丞定期公演	三野公民館	讃岐源之丞保存会会員	不明	×	○	研修費	讃岐源乃丞保存会	5,000	11/23	ム１１－⑫	5,000	G	○	5,000	
121	11/30 13：00～14：00	三豊観音寺教育会総会	柞田小学校	三豊観音寺教育会員	不明	×	○	研修費	香川県三豊観音寺教育会	5,000	11/30	ム１２－①	5,000	A	○	5,000	
122	12/8 16：00～18：00	三豊観音寺柔道協会総会	観音寺グランドホテル	三豊観音寺柔道協会会員	不明	○	○	研修費	三豊観音寺柔道協会	5,000	12/8	ム１２－②	5,000	A	○	5,000	
123	12/21 15：00～16：00	三豊市観光協会役員会	豊中改善センター	三豊市観光協会役員	不明	○	×	研修費	三豊市観光協会役員会代表	5,000	12/21	ム１２－③	5,000	A	○	5,000	
124	12/22 18：00～19：00	井の口自治会大算用総会	井の口会場	井の口自治会員	不明	弁当	×	研修費	井ノ口自治会	5,000	12/22	ム１２－④	5,000	B	○	5,000	
125	1/5 11：00～13：00	町田自治会座談会	町田会場	町田自治会員	不明	弁当	×	研修費	町田自治会	5,000	1/5	ム１２－⑤	5,000	A	○	5,000	
126	1/19 12：00～13：00	政本自治会座談会	政本会場	政本自治会員	不明	弁当	×	研修費	政本自治会長	5,000	1/19	ム１２－⑥	5,000	A	○	5,000	
127	1/25 18：00～20：00	原自治会座談会	原会場	原自治会員	不明	弁当	×	研修費	西自治会会長	5,000	1/25	ム１２－⑦	5,000	B	○	5,000	
128	2/2 11：00～11：30	５区自治会総会	５区会場	５区自治会員	不明	弁当	○	研修費	５区自治会会計	5,000	2/2	ム１２－⑧	5,000	B	○	5,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
129	2/2 11：30～12：00	6区自治会総会	6区会場	6区自治会員	不明	弁当	○	研修費	豊中町6区自治会長	5,000	2/2	ム12－⑨	5,000	A	○	5,000	
130	2/2 12：00～13：00	4区自治会総会	4区会場	4区自治会員	不明	弁当	○	研修費	四区自治会長	5,000	2/2	ム12－⑩	5,000	A	○	5,000	
131	2/2 16：00～17：00	四つ足自治会総会	四つ足会場	四つ足自治会員	不明	弁当	×	研修費	四ツ足自治会	5,000	2/2	ム12－⑪	5,000	A	○	5,000	
132	2/8 18：00～19：00	6区自治会青年部総会	6区会場	6区自治会青年部員	不明	弁当	×	研修費	六区自治会青年部	5,000	2/8	ム12－⑫	5,000	B	○	5,000	
133	2/16 18：00～20：00	勝田池水利役員会	朝日亭	勝田池水利組合役員	不明	弁当	×	研修費	勝田池水利役員会	5,000	2/15	ム13－①	5,000	D	○	5,000	
134	2/22 18：00～20：00	詫間地区生活者協議会総会	徳重	詫間地区生活者協議会会員	不明	○	×	研修費	詫間地区（判読不明）協議会会長	5,000	2/22	ム13－②	5,000	D	○	5,000	
135	3/1 18：00～20：00	宮池自治会総会	宮池会場	宮池自治会員	不明	○	×	研修費	宮池自治会会長	5,000	3/1	ム13－③	5,000	B	○	5,000	
136	3/15 18：00～19：00	徳前西自治会総会	徳前西会場	徳前西自治会員	不明	○	×	研修費	徳前西自治会会長	5,000	3/15	ム13－④	5,000	B	○	5,000	
137	3/15 12：00～13：00	1区自治会総会	1区会場	1区自治会員	不明	○	×	研修費	（判読不能）会長	5,000	3/15	ム13－⑤	5,000	A	○	5,000	
138	3/16 9：00～10：00	下6自治会総会	下6会場	下6自治会員	不明	×	×	研修費	寺家下第六自治会会計	5,000	3/16	ム13－⑥	5,000	A	○	5,000	
139	3/16 18：00～19：00	3区自治会総会	3区会場	3区自治会員	不明	弁当	○	研修費	桑山三区自治会長	5,000	3/16	ム13－⑦	5,000	B	○	5,000	
140	3/16 11：00～12：00	小山東自治会総会	小山東会場	小山東自治会員	不明	弁当	×	研修費	小山東自治会会計	5,000	3/16	ム13－⑧	5,000	A	○	5,000	
141	3/16 10：00～11：00	桑山慰霊祭	桑山公民館	桑山遺族会	不明	×	○	研修費	桑山遺族厚生会会長	5,000	3/16	ム13－⑨	5,000	I	○	5,000	
142	3/21 10：00～11：00	上高野慰霊祭	五十鈴神社	上高野遺族会	不明	×	○	研修費	上高野遺族厚生会会長	5,000	3/21	ム13－⑩	5,000	I	○	5,000	
143	3/21 12：00～13：00	田井自治会総会	田井会場	田井自治会会員	不明	弁当	○	研修費	田井自治会会計	5,000	3/21	ム13－⑪	5,000	A	○	5,000	
144	3/22 18：00～19：00	大谷自治会総会	大谷会場	大谷自治会員	不明	弁当	×	研修費	大谷自治会会長	5,000	3/22	ム13－⑫	5,000	B	○	5,000	
145	3/23 18：00～18：30	財田上自治会総会	財田会場	財田上自治会員	不明	弁当	×	研修費	財田上自治会長	5,000	3/23	ム14－①	5,000	B	○	5,000	
146	3/23 11：00～12：00	町田自治会総会	町田会場	町田自治会員	不明	弁当	×	研修費	三豊市豊中町比地大町田自治会	5,000	3/23	ム14－②	5,000	A	○	5,000	
147	3/23 18：30～19：00	門自治会総会	門会場	門自治会員	不明	弁当	×	研修費	門自治会自治会長　豊田和	5,000	3/23	ム14－③	5,000	B	○	5,000	
148	3/23 12：00～13：00	下原自治会総会	下原会場	下原自治会員	不明	弁当	○	研修費	下原自治会	5,000	3/23	ム14－④	5,000	A	○	5,000	
149	3.23 19：00～19：30	中自治会総会	中会場	中自治会員	不明	弁当	×	研修費	中自治会	5,000	3/23	ム14－⑤	5,000	B	○	5,000	
150	3/23 10：00～11：00	笠田地区慰霊祭	宇賀神社	笠田遺族会員	不明	×	○	研修費	笠田地区遺族会	5,000	3/23	ム14－⑥	5,000	I	○	5,000	
151	3/23 19：30～20：00	井の口自治会総会	井の口会場	井の口自治会員	不明	弁当	○	研修費	井ノ口自治会	5,000	3/23	ム14－⑦	5,000	B	○	5,000	
152	3/29 10：00～11：00	本山地区慰霊祭	高良神社	本山地区遺族会会員	不明	×	○	研修費	本山遺族（黒塗り）	5,000	3/29	ム14－⑧	5,000	I	○	5,000	

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
153	3/30 10：00～11：00	三豊市傷痍軍人会総会	千久亭	三豊市傷痍軍人	不明	×	○	研修費	三豊市傷痍軍人会	5,000	3/30	ム１４－⑨	5,000	D	○	5,000	
154								研修費	豊中町公民館桑山分館　筒井得滋	5,000	3/30	ム１４－⑩	5,000	A or B	○	5,000	説明なし
155	3/30 11：00～12：00	宗吉史跡まつり	宗吉史跡公園	無	不明	×	○	研修費	宗吉瓦（判読不能）会	5,000	3/30	ム１４－⑪	5,000	F	○	5,000	寄付
										1,136,000			1,136,000			656,000	

西川昭吾議員・平成25年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）香川県議会政務活動費

番号	会合開催日時	会合の名称	会合開催場所	参加資格	議員以外の参加費用の有無	会合における飲食の有無	議員の飲食の有無	支出費目	領収書発行者	領収書金額（円）	領収書日付	甲号証	政務活動費支出額（円）	分類	認容の別	認容金額（円）	理由
1	－	－	－	－	－	－	－	調査研究費	香川県議会自由民主党議員会会長鎌田守恭	195,000	2/14	ヌ１－①	195,000	－	×	-	
2	5/9	香川県建設業協会中讃支部懇談会	ホテルサンルート瀬戸大橋またはオークラホテル丸亀	会員			×	会議費	香川県建設業協会中讃支部支部長松永雪夫	5,000	5/9	ヌ２－①	5,000	A or B	○	5,000	
3	5/26 9:30～	津島寿一杯	坂出商店街			×		会議費	日本棋院香川県本部讃棋支部幹事長	10,000	5/26	ヌ２－②	10,000	G	○	10,000	
4	7/28	川津町四組水利委員会	川津町下川津山田公民館	川津町四組水利委員会会員			×	会議費	川津町四組水利委員会（黒塗り）四組会計	10,000	7/28	ヌ３－①	10,000	A or B	○	10,000	
5								会議費	坂出市消防団川津分団分団長　川田昌和	10,000	8/26	ヌ３－②	10,000	A or B	○	10,000	
6	9/15	与島連合自治会敬老会	坂出グランドホテル	与島連合自治会会員			×	会議費	与島連合自治会	10,000	9/15	ヌ４－①	10,000	E	○	10,000	
7								会議費	坂出市消防団川津分団分団長　川田昌和	10,000	9/15	ヌ５－①	10,000	A or B	○	10,000	
8								会議費	府中湖水のフェスティバル実行委員会会長　尾崎健	10,000	10/6	ヌ５－②	10,000	H	○	10,000	
9	10/14	与島連合自治会懇談会	アリス	与島連合自治会会員			×	会議費	与島連合自治会長	10,000	10/14	ヌ６－①	10,000	D	○	10,000	
10	11/16	川津地区連合自治会総会	川津公民館	川津地区連合自治会会員		×		会議費	川津地区連合自治会会長	10,000	11/16	ヌ６－②	10,000	A or B	○	10,000	
11	11/24	宇多津太鼓保存会総会	サンルート瀬戸大橋	宇多津太鼓保存会会員			×	会議費	宇多津太鼓保存会代表	10,000	11/24	ヌ７－①	10,000	F	○	10,000	
12								会議費	府中湖水のフェスティバル実行委員会会長	10,000	11/27	ヌ７－②	10,000	A or B	○	10,000	
13	12/1	川津町四組水利委員会懇談会	川津町下川津山田公民館	川津町四組水利委員会会員			×	会議費	坂出市川津町四組水利委員会	10,000	12/1	ヌ８－①	10,000	A or B	○	10,000	
14	12/6	川津地区連合自治会反省会	飯峰亭	川津地区連合自治会会員			×	会議費	川津地区連合自治会会長	10,000	12/6	ヌ８－②	10,000	D	○	10,000	
15	12/12	坂出商工会議所懇談会	坂出グランドホテル	会員			×	会議費	坂出商工会議所会頭	10,000	12/12	ヌ９－①	10,000	A or B	○	10,000	
16	1/11	坂出市体育協会懇談会	坂出グランドホテル	坂出市体育協会会員			×	会議費	坂出市体育協会会長	10,000	1/11	ヌ９－②	10,000	A or B	○	10,000	
17								会議費	公益社団法人坂出青年会議所	10,000	1/16	ヌ１０－①	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
18								会議費	坂出市四組水利委員会	10,000	2/2	ヌ１０－②	10,000	A or B	○	10,000	説明なし
										360,000			360,000			165,000	

（別紙６）

平成２５年度政務活動費収支一覧表

番号	議員名	交付額（円）	修正前の総支出額（円）	証拠	修正の有無	返還額（円）	修正後の総支出額（円）	証拠
1	綾田福雄	3,600,000	3,759,453	甲５	無	-		
2	新井由泰	3,600,000	3,776,347	甲６	有	42,553	3,557,447	乙１２，１３の１～９，１４
3	有福哲二	3,600,000	3,947,098	甲７	無	-		
4	石川豊	3,600,000	3,611,471	甲８	無	-		
5	氏家孝志	3,600,000	4,140,224	甲９	有	10,000	4,130,224	乙２２，２３の１，２
6	大山一郎	3,600,000	3,804,709	甲１０	無	-		
7	尾崎道廣	3,600,000	4,232,311	甲１１	有	25,000	4,207,311	乙１５の１～５
8	香川芳文	3,600,000	3,687,838	甲１２	無	-		
9	黒島啓	3,600,000	3,658,200	甲１４	有	13,000	3,645,200	乙１６の１～４
10	五所野尾恭一	3,600,000	4,076,557	甲１５	無	-		
11	斉藤勝範	3,600,000	3,865,323	甲１６	無	-		
12	佐伯明浩	3,600,000	3,736,319	甲１７	無	-		
13	白井昌幸	3,600,000	4,090,666	甲１８	無	-		
14	十河直	3,600,000	3,914,465	甲１９	無	-		
15	高木英一	3,600,000	4,154,723	甲２０	無	-		
16	高城宗幸	3,600,000	3,712,204	甲２１	無	-		
17	谷久浩一	3,600,000	3,935,446	甲２２	有	3,000	3,932,446	乙１９の１～３
18	辻村修	3,600,000	3,810,517	甲２３	有	15,000	3,795,517	乙４
19	新田耕造	3,600,000	3,707,965	甲２４	無	-		
20	花崎光弘	3,600,000	3,682,005	甲２５	有	13,000	3,669,005	乙３，１７の１～３，２０，２１の１～２
21	平木亨	3,600,000	3,426,707	甲２６	無	173,293		
22	松原哲也	3,600,000	4,039,192	甲２７	無			
23	松本公継	3,600,000	3,823,758	甲２８	有	676,242	2,923,758	乙６
24	宮本欣貞	3,600,000	3,666,430	甲３０	有	51,500	3,614,930	乙５，１０，１１の１～３，１８の１～６
25	山下昭史	3,600,000	3,969,355	甲３１	無			
26	山田正芳	3,600,000	3,684,525	甲３２	無			
27	砂川保	3,600,000	4,031,942	甲３３	無			
28	高田良徳	3,600,000	3,762,341	甲３４	無			
29	竹本敏信	3,600,000	4,642,183	甲３５	無			
30	米田晴彦	3,600,000	3,681,462	甲３６	無			
31	森裕行	3,600,000	4,130,926	甲３８	無			
32	西川昭吾	3,600,000	3,629,829	甲３９	無			

別紙７－１　主張対比表１（会派共同政務活動費，議員連盟会費）

ア　自民党議員会（会派共同政務活動費）

	原告の主張	被告の主張	補助参加人綾田らの主張
①総論	自民党議員会所属議員らが自民党議員会に対し政務活動費から支出した同議員会会費のうち，５９．９３％（９２４万４４９６円（調査費，研修費及び会議費の合計額）÷１５４２万５５７３円）に相当する部分の支出は違法である。	争う。	争う。 補助参加人綾田らが自民党議員会に対して支出した会費は，政務活動費の使途として適法である。
②調査費 （４２１万８２３０円）	補助参加人綾田らが主張する別紙７－２の別表１－２①に記載された各県外視察は，いずれもその視察先，旅行日程，報告書の有無が不明である。しかし，これら視察の参加者や費用額等からすれば，上記各県外視察は，いずれも自民党議員会の観光懇親旅行にすぎないと推認されるから，調査費４２１万８２３０円は全額が違法である。		調査費の内訳については，別紙７－２の別表１－２①記載のとおり。
③研修費 （４４８万６４６８円）	補助参加人綾田らの研修費の使途内訳に関する主張・立証（別紙７－２・別表１－２②）の内容によっても個々の研修に係る具体的費用や当該研修開催場所，開催時間等は不明であり，会議費及び会費の支出額の多さからみれば，明らかに議員らの飲食費用に充当されているといえるから，研修費４４８万６４６８円は全額が違法である。		(ｱ)　勉強会 勉強会の内訳については，別紙７－２の別表１－２②記載のとおり。 なお，いずれの勉強会も講師を迎えて行われた。 (ｲ)　常任委員会等を単位とする各種会議費 各会員所属の常任委員会等を単位として各種の会合を開催し，県政の課題や方向性等を議論し会議費用を支出した。 (ｳ)　各種団体の会費等 各種調査研究活動（森林活用，観光振興，日越友好，拉致問題解決，公共交通，防衛，教育問題）に参画し，各活動に関する議員連盟の会費等を支出した。
④会議費 （５３万９７９８円）	補助参加人綾田らの主張に係る会議費の支出は，その内容として会議室借上げ代や昼食代への充当を主張するが，議員総会や政務調査会の回数，会場等は不明であり，金額からすれば飲食費用を含むものと推定されるから，会議費全額が違法である。		議員総会や政務調査会等を開催し，県政の課題，方向性等を協議した。 その際，会議室借上げ代や昼食代を支出した。

別紙７－１　主張対比表１（会派共同政務活動費，議員連盟会費）

イ　社民党・県民連合（会派共同政務活動費）

	原告の主張	被告の主張	補助参加人砂川らの主張
①総論	社民党・県民連合が行った支出総額８９万６０２８円のうち，下記人件費及び書籍購入代の合計額である７２万９０００円に相当する部分は違法である。	争う。	争う。 補助参加人砂川らが社民党・県民連合に対して支出した会費は，政務活動費の使途として適法である。
②人件費 （７０万４０００円）	社民党・県民連合の人件費の全額支払先である篠原和男（以下「篠原」という。）は，当時香川地域政策センター長である。同団体は，政治団体である社会民主党香川県連合の内部組織であるから，その長であった篠原は，社会民主党香川県連合の職員であったといえ，同人への人件費支払は，実質的には政治団体である社会民主党香川県連合の人件費の一部の肩代わりであるから，政務活動費の使途として不適切である。		篠原は，社会民主党員であったが，社民党・県民連合は，同人の経験や見識を評価して，政策立案，代表質問作成，意見書作成などに関する助言，資料の収集等を依頼し，週３回程度，社民党・県民連合の業務を行わせ，１か月当たり４万４０００円と同氏の業務量に比して低廉な賃金を支払っていた。 これは，依頼した業務の対価であり，政務活動との間に合理的関連性が認められるから，政務活動費の支出として適切である。
③書籍購入費 （２万５０００円）	香川県議会社会民主党香川県連合の購入した書籍（国家資料編纂会刊「日本の自然災害」２万５０００円）は，高額の書籍を一方的に送り付けて代金を請求する悪徳商法の情報が多数見つかる団体が発刊したものであるから，同書籍の購入費に対する支出は不適切である。		同書籍の発行団体である国家資料編纂会に関する原告の主張は否認し，その余の主張は争う。 「日本の自然災害」は，香川県の防災について検討するために有益な資料であり，国立国会図書館も所蔵している。 その購入費は，本件マニュアルⅡ，２，(7)の書籍購入費に該当し，政務活動費との間に合理的関連性があるものとして，政務活動費を充当するのに適切な支出である。 また，原告主張に係る検索結果が示されるウェブサイトは，作成者が不明で信用できない。

別紙７－１　主張対比表１（会派共同政務活動費，議員連盟会費）

ウ　議員連盟会費（補助参加人綾田らが所属していたもの）

	原告の主張	被告	補助参加人綾田らの主張
(ア)　中讃議員連盟	補助参加人綾田らの主張する平成２５年度の中讃議員連盟の支出（別紙７－２・別表３）では，その内訳はいずれも会合出席費用とされ，各会合の開催時間，議員参加人数，会合主催者，飲食の有無は不明であり，会合の飲食費用又は花代であると推認される。 支出することが許されない会合参加費用を，議員連盟を迂回して支出したと推定されるから，同議員連盟に対する会費の支払に充当された政務活動費は，全額違法である。	争う。	争う。 中讃議員連盟では，その目的に従い，所要の事業を行った。 なお，平成２５年度の決算内容は別紙７－２の別表３のとおりである。
(イ)　地域振興議員連盟	補助参加人綾田らの主張する平成２５年度の地域振興議員連盟の支出（別紙７－２・別表４）のうち，①～⑤の意見交換会等については，各会合の開催場所・時間，議員参加内訳，飲食の有無は不明であり，その金額からして，上記各会合の飲食費用であることは明らかである。また，上記のうち⑥についても，視察先，旅程，視察報告書の有無はいずれも不明であり，視察先が比較的近距離である三重，和歌山であるのに１人当たりの費用額が７万円を超える高額であることからすれば，観光懇親旅行であったと推認される。 以上によれば，これらの支出に対応する議員連盟に対する会費につき，政務活動費による充当は違法である。	同上	争う。 地域振興議員連盟では，その目的に従い，所要の事業を行った。 なお，平成２５年度の決算内容は別紙７－２の別表４のとおりである。
(ウ)　伝統文化継承議員連盟	伝統文化継承議員連盟の平成２５年度の支出のうち，下記ａ及びｂの支出はいずれも違法であるから，同議員連盟に対して支払われた会費のうち，ａ及びｂの合計額である９０万円に相当する部分は違法である。	同上	争う。 伝統文化継承議員連盟では，その目的に従い，所要の事業を行った。平成２５年度の決算は，別紙７－２・別表５のとおりである。 なお，推進費とは，主として，同議員連盟の会員が，その代表として各種会議等に出席した場合の参加費である。
	ａ　①会議費，②調査研究費，③推進費 補助参加人綾田らの主張する平成２５年度の伝統文化継承議員連盟の支出（別紙７－２・別表５）のうち，①会議費，②調査研究費，③推進費につき，各会議の開催時間，議員参加人数，会合主催者，飲食の有無は不明であるから，これらは，支出が許容されない会合参加費用を議員連盟を介して支出したものと推定される。 かかる支出は間接的にでも政務活動費からの支出は許されないから，これらの支出に対応する議員連盟に対する会費につき，政務活動費による充当は違法である。	同上	
	ｂ　④事務費，次期繰越金 また，同連盟の支出のうち，次期繰越金は同議員連盟の財政規模に比して高額であり，④については何らの説明もない。 少なくとも次期繰越金は，政務活動費の交付年度内の支出未了部分は県への返還が義務付けられていものであり，このような高額の繰越金を認めれば，政務活動費に対する規制の潜脱となりかねない。 したがって，これらの支出に対応する議員連盟に対する会費の支払も違法である。	同上	争う。 次期繰越金が発生したのは，平成２５年度中に「伝統文化を活用した地域振興について」をテーマに県外視察を予定していたところ，各種選挙等が実施されたために，年度内に県外視察の実施ができなかったことによる。 また，本件条例１２条１項は，交付を受けた政務活動費に残余が生じた場合には，当該政務活動費の交付を受けた議員がその返還義務を負う旨規定しているのであって，議員連盟が負う旨規定していないから，所属議員らから集めた会費に残余が生じた場合に，その資金を翌年度以降に繰り越すことを禁止されるものではない。

別紙７－１　主張対比表１（会派共同政務活動費，議員連盟会費）

ウ　議員連盟会費（補助参加人綾田らが所属していたもの）

	原告の主張	被告	補助参加人綾田らの主張
	上記議員連盟加入に係る４議員の同議員連盟への会費支出日（いずれも２万円）は，下記のとおり，いずれも異なっており，これらが民間の有識者等を講師に招いて開催した勉強会と意見交換の都度徴収したものであるとすれば，４名が共に参加した会合は皆無であるから，これらは実質的には個々の議員の意見交換会参加費用というべきであり，議員連盟への会費という形式で上記参加費用を捻出しているのは，当該議員自身が支出すれば違法となる参加費用であるとみられる。そうすると，同議員連盟に対する合計３０万円の会費の支出は全部違法というべきである。	同上	争う。 産業政策研究会では，産業政策に関して，民間の有識者，国家公務員等行政関係者を講師に招いて勉強会を開催し，説明を聴講し，意見交換を行った。 なお，同研究会では，活動に必要な経費はその都度会員から会費を徴収していたところ，会合開催日と各議員からの会費徴収日は一致していないから，各議員からの会費の徴収日がいずれも異なることを根拠とする原告の主張は誤りである。
(エ)　産業政策研究会	a　佐伯議員 平成２５年４月５日，同年７月１２日，同年１０月４日， 平成２６年２月１３日，同年３月１９日 b　谷久議員 平成２５年６月３０日，同年９月１５日，同年１１月１４日 平成２６年２月１４日 c　新田議員 平成２５年４月２２日，同年９月１９日 平成２６年２月１２日，同年３月１９日 d　松原議員 平成２５年６月５日，９月１２日		

別紙７－１　主張対比表１（会派共同政務活動費，議員連盟会費）

エ　議員連盟会費（香川地域政策センター。補助参加人砂川らが所属していたもの）

	原告の主張	被告	補助参加人砂川らの主張
(ア)　総論	本件センターにおける議員分収入は，香川県議会社会民主党・県民連合所属の県議会議員の支出する会費を収入としているところ，下記(イ)及び(ウ)記載の各支出は，実質的には，政治団体である社会民主党・県民連合の人件費や印刷費の一部を肩代わりすることであり，下記(イ)～(オ)は，政治団体である社会民主党香川県連合の政党活動の費用を支出することにほかならないから，同センターに対する会費の支払に政務活動費を充当することは違法である。	争う。	争う。 本件センターは，香川県議会議員，香川県下の市議会議員及び同町議会議員を構成員とする議員連盟であり（平成２７年度は，計２８名の議員が所属），県内の地域社会及び自治体をめぐる諸問題について調査研究を行い，その成果を香川県下の地域政策に発展させ，議員活動及び住民活動に寄与することを目的とし，地域社会の様々な問題及び自治体の行財政や事業に関する調査，研究及び政策作り，県，市及び町の垣根を超えた議員活動の交流及び研鑽の深化，同交流及び研鑽に関する各種資料の調査及び送付並びに政策研究会，後援会等の開催などを事業内容とし，係る目的及び事業内容に沿う活動を行ってきた。 本件センターの活動内容や目的が政務活動にかなうものであることは明らかであるから，本件センターの会費への政務活動費の充当は，政務活動との間に合理的関連性がある支出として適切である。
(イ)　人件費	香川地域政策センターは，政治団体であるところの社会民主党香川県連合の一内部組織であり，「篠原和男」氏は，平成２５年当時のそのセンター長であり，社会民主党香川県連合の職員であった者と推認される人物である。 そのような人物に対して人件費を支払うということは，実質的には，政治団体である社会民主党香川県連合の人件費の一部を肩代わりすることにほかならないから，政務活動費の使途として適切なものではない。	同上	争う。 なお，篠原については，別紙７－１イ②の「人件費」欄記載のとおりである。
(ウ)　印刷費	香川地域政策センターの封筒の印刷費や篠原氏の名刺の印刷代金を支出することは，実質的に，政治団体である社会民主党香川県連合の印刷費の一部を肩代わりすることにほかならないから，政務活動費の使途として適切なものではない。	同上	争う。 本件センターの封筒及び篠原の名刺の印刷は，いずれも本件センターの業務に関わるものであり，本件マニュアルII，２(9)のリース料，消耗品費に該当するものである。
(エ)　意見広告費	「社民党香川」の名称で意見広告に参加する費用を支出することは，政治団体である社会民主党香川県連合の印刷費の一部を肩代わりすることにほかならないから，政務活動費の使途として適切なものではない。	同上	意見広告は，本件センターがその名において支出したものであり，その費用は，本件マニュアルII・２・(3)の広聴広報費に該当し，政務活動費を充てるに適法な支出である。
(オ)　書籍購入費	香川地域政策センターが購入した書籍のうち，「新基本法コンメンタール地方自治法」１５冊（５万９７２０円）及び「財政の自治」３０冊（５万５４４０円）の購入については，多数冊を購入することと香川県政の調査研究との間に関連性が認められない。 また，「９６条改悪パンフ」（数量不明，６６００円）については，香川地域政策センターを内包する社会民主党香川県連合から購入しているものなので，支出として認められない。	同上	争う。 地方自治法は，地方自治の基本となる法律で，地方議会議員がこれに精通することは必須である。また，同書籍が有益な書籍であることは言うを俟たないところ，本件センターには，平成２７年度，合計２８名の議員がおり，議員らが同センター内で勉強会等を開催する際や各自が随時参照するためには，同書籍を一定数確保することが必要であった。 なお，本件マニュアルのII２(7)の書籍購入費に該当するものである。 また，前述のとおり，本件センターは社会民主党香川県連合の一内部組織ではない。

別紙７－１　主張対比表１（会派共同政務活動費，議員連盟会費）

エ　議員連盟会費（香川地域政策センター。補助参加人砂川らが所属していたもの）

	原告の主張	被告	補助参加人砂川らの主張
(カ)　研修会参加費，総会費	研修や会議としての実質が不明であるので，不適切な支出である。	同上	争う。 原告は，研修会参加費及び総会費につき，各支出と政務活動との間に合理的関連性がないことの明確な主張立証を行っていない。

別紙７－２

【別表１－１】平成２５年度自民党議員会政活会計収支決算報告書

収入の部

科目	決算額	備考
共同政務活動費	22,035,000	65,000×２９人×３月 65,000×２８人×９月
繰入金	389,936	一般会計から繰入
雑収入	637	預金利息
計	22,425,573	

支出の部

科目	決算額	備考
①調査費	4,218,230	県外視察経費等 ※調査費の詳細は，【別表１－２】の①参照。
②研修費	4,486,468	部会活動費等 ※研修費の詳細は，【別表１－２】の②参照。
③会議費	539,798	政策会議費等
④資料作成費	-	広報誌用写真代
⑤資料購入費	582,773	新聞購読料，書籍購入費等
⑥広報広聴費	-	広報誌印刷代
⑦事務費	907,479	文房具・飲物・菓子等購入費等
⑧人件費	4,690,825	職員給与，社会保険料等
⑨返還金	7,000,000	共同政務活動費の返戻（２５万円×２８人）
計	22,425,573	

【別表１－２】平成２５年度自民党議員会　費目別の支出内訳

①調査費

県外視察１	時期	平成２５年６月（１泊）
	目的	北中国地方（山陰）の歴史的・文化的施設等を通じた地域振興策
	参加者	議員２８名，その他４名
	支出額	２０５万７０００円
県外視察２	時期	平成２６年１月（１泊）
	目的	北関東地方の歴史的・文化的施設，スポーツ施設等を通じた地域振興策
	参加者	議員２８名，その他４名
	支出額	２１６万１２３０円

②研修費

a　勉強会費用		４１万７６６５円
勉強会１	テーマ	国土強靭化
	出席議員数	１６名
勉強会２	テーマ	鉄道と空港
	出席議員数	１３名
勉強会３	テーマ	インターネット選挙
	出席議員数	１５名
勉強会４	テーマ	学校週５日制と幼稚園教育
	出席議員数	１２名
勉強会５	テーマ	憲法改正
	出席議員数	２１名
勉強会６	テーマ	土曜日の活用と幼稚園教育
	出席議員数	１５名
勉強会７	テーマ	鉄道問題
	出席議員数	１８名
勉強会８	テーマ	四国の港湾における地震・津波対策
	出席議員数	１３名
勉強会９	テーマ	防災・減災対策
	出席議員数	１３名
勉強会１０	テーマ	航空管制とＬＣＣ
	出席議員数	１３名
勉強会１１	テーマ	日本政治の行方
	出席議員数	１５名
勉強会１２	テーマ	○○市における土曜学習
	出席議員数	１３名
勉強会１３	テーマ	環境保護とフロン問題
	出席議員数	１８名
勉強会１４	テーマ	香川県経済の発展と公共交通の充実
	出席議員数	１７名
勉強会１５	テーマ	国土強靭化
	出席議員数	２２名
勉強会１６	テーマ	憲法問題
	出席議員数	１６名
勉強会１７	テーマ	土曜授業
	出席議員数	１５名
b　常任委員会各種会議費		２５１万４５９３円
c　各種団体会費		１５５万４２１０円

別紙７－２

【別表２】　香川県議会社会民主党・県民連合

収入の部

科目	金額	内訳
会費	892,800	１万２４００円×６名×１２カ月
計	892,800	

支出の部

科目	金額	内訳
①人件費	704,000	
②新聞購読料	151,068	＊一般商業新聞の購読代金
②新聞購読料	8,400	＊社会民主党の機関紙である社会新報の購読代金
③書籍購入費	32,560	

別紙７－２

【別表３】　平成２５年度香川県議会中讃議員連盟収支決算報告書

収入の部

科目	決算額	備考
会費	840,000	１万円×７人×１２月
計	840,000	

支出の部

科目	決算額	備考
①県執行部との意見交換会	46,500	香川県施策（中讃地区）についての意見交換
②県執行部との意見交換会　交通費	9,820	香川県施策（中讃地区）についての意見交換
③土木行政勉強会	70,000	土木行政に関する意見交換
④中讃地区政策研究会	4,000	中讃地区活性化の為の意見交換
⑤土木・農政勉強会	70,000	土木行政・土地改良行政に関する意見交換
⑥満濃池土地改良意見交換会	18,000	農政についての意見交換
⑦中讃地区地方自治議員意見交換会	10,000	中讃地区の発展に関する意見交換
⑧中讃地区まちおこし懇談会	5,000	中讃地区のまちおこしに関する意見交換
⑨県政報告会	6,000	県政の状況を広く理解
⑩まちおこし（ＩＴ活用による）意見交換会	5,000	ＩＴを活用したまちおこしについて意見交換
⑪中讃地区活性化のための意見交換会	15,000	中讃地区活性化の為の意見交換
⑫県勢発展に関する意見交換	6,000	県政発展の為の意見交換
⑬平成２５年度森林協会主催懇親会	5,000	中讃地域の森林の保全，活用
⑭大野よしのり君旭日大綬章祝賀会	10,000	中讃地域発展の為の意見交換
⑮県政報告会	10,000	県政に対する理解，協力
⑯医師会との懇談会（交通費）	1,140	中讃地区の医療状況の調査
⑰中讃地区地方自治議員意見交換会	8,000	中讃地区の発展に関する意見交換
⑰中讃地区まちおこし懇談会	10,000	中讃地区のまちおこしに関する意見交換
⑱地方自治勉強会	140,000	地方自治に関する意見交換
⑲香川を支援する有志の会意見交換会	67,000	香川の発展の為の意見交換
⑳中讃地区政策研究会	70,000	中讃地区活性化の為の意見交換
㉑中讃地区政策研究会	5,000	中讃地区活性化の為の意見交換
㉒中讃地区政策研究会	43,900	中讃地区活性化の為の意見交換
㉓県政報告会	67,000	地場産業・伝統文化の継承について
㉔教育行政研修会	67,000	中讃地区の教育行政について意見交換
㉕中讃議員連盟総会	70,000	中讃地域の活性化の為の意見交換
計	839,360	
次年度繰越金	640	

別紙７－２

【別表４】　平成２５年度香川県議会地域振興議員連盟収支決算報告書

収入の部

科目	決算額	備考
会費	600,000	
計	600,000	

支出の部

科目	決算額	備考
①職員との意見交換会	90,000	県政に関する意見交換会
②一期意見交換会	25,000	県政に関する意見交換会
③地域スポーツ意見交換会	16,000	県政に関する意見交換会
④教科書議連意見交換会	25,000	県政に関する意見交換会
⑤一期・二期意見交換会	24,000	県政に関する意見交換会
⑥先進地視察（２泊３日）	376,466	共通旅費
計	556,466	

次年度繰越金　43,534

【別表５】平成２５年度香川県議会伝統文化継承議員連盟収支決算報告書

収入の部

科目	決算額	備考
会費	840,000	１万円×７人×１２月
特別会費	60,000	
計	900,000	

支出の部

科目	決算額	備考
①会議費	133,000	
②調査研究費	94,000	
③推進費	164,850	
④事務費	2,412	
計	394,262	

次期繰越金　505,738

別紙７－２

【別表６】平成２５年度香川地域政策センター収支報告書

収入の部

科目	金額	内訳
会費	1,987,200	２万７６００円×６名×１２カ月
計	1,987,200	

支出の部

科目	金額	内訳
①人件費	1,536,000	賃金：１１５万２０００円（９万６０００円×１２カ月） 夏季手当：１９万２０００円（９万６０００円×２カ月） 年末手当：１９万２０００円（９万６０００円×２か月）
②総会費	70,050	５／２２会議費
③研修会参加費	322,810	５／１２政策セミナー旅費（１２万３３００円） ８／１８～２０夏季研修会参加費（１５万４２１０円） ２／１３研修会旅費（４万５３００円）
④書籍購入費	161,173	５／８分（１万２１１０円） ５／９分（７８８０円） ５／２２分（４０００円） ７／１１立替分（１万５４２３円） １０／１８分（５万９７２０円） １０／３０分（６６００円） ２／２１分（５万５４４０円）
⑤意見広告費	7,000	１０／２４分
⑥印刷費	14,784	名刺＆封筒印刷費
計	2,111,817	

別紙８　主張対比表２（会派及び議員連盟以外の団体会費〔Ｋ類型〕）

原告の主張					補助参加人綾田らの主張
違法原因		支出議員	支出番号	支出先	
(ア)	宗教，地縁，学歴等に基づいて加入する団体（町内会，同窓会，宗教団体等）の場合	谷久議員	31～33	土庄中学校教育振興会	土庄町における義務教育の諸課題解決を目的としている団体である。構成員に対する会報，ＰＴＡ新聞等を配布すること等により，義務教育に関する各種情報提供を行う活動を行っており，意見交換を通じて，地域における義務教育に関し，住民意識の把握，意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 （なお，上記各支出は，賛助会員又は個人会員としての会費で，その都度支払っているものであって，懇親会の参加費用ではない。）
		谷久議員	25	土庄高等学校翠雲会・教育振興会	土庄高等学校の関係者による地域の教育振興を図る団体であり，議員が同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，意見交換をするなどして，地域の教育振興に関し，住民意識を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，谷久議員番号２５の支出は，年会費としての支出である。
		谷久議員	40	小豆島大観音奉賛会	「小豆島大観音奉賛会」は，地域の振興・活性化を図る団体であり，議員が同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，意見交換をするなどして，地域の振興・活性化に関する住民意識を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，谷久議員番号４０の支出は，年会費としての支出である。
		松本議員	14	一宮商工振興会	高松市一宮地区の商店主が中心となって構成され，商工業の振興を通じての地域活性化を図ることを目的とする団体である。議員の同団体加入により，上記活動と意見交換を通じて，商工業の振興に関し，住民意識把握及び意識啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，松本議員番号１４の支出は，年会費としての支出である。
		山田議員	41	福新弁天会	丸亀市福島町周辺の関係者で構成されている地域のボランティア活動の団体である。議員加入により，上記活動及び意見交換を通じて，地域におけるボランティア活動に関し，住民意識把握及び意識啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，番号４１の支出は，年会費としての支出である。
(イ)	自己の所信，趣味に基づき加入する団体	氏家議員	19	香川県食生活改善推進連絡協議会	香川県食生活改善推進連絡協議会は，食育活動を推進することによって住民の健康増進を図ることを目的とする団体である。同団体加入により，同団体活動，意見交換を通じて，食育に関する住民意識の把握，意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 したがって，同団体の経費負担のために年会費を支出することは適法である。 なお，番号１９の意見交換会の費用支払日と会合実施日は重なっていない（会合実施は，７月１３日及び１０月１４日であり，領収書記載の５月１５日は年会費支払日であって，タイ旅行の期間と番号１９の意見交換会の日程は重なっていない。）。

別紙８　主張対比表２（会派及び議員連盟以外の団体会費〔Ｋ類型〕）

原告の主張					補助参加人綾田らの主張
違法原因		支出議員	支出番号	支出先	
(イ)	自己の所信，趣味に基づき加入する団体	谷久議員	39	香川県防衛協会	「香川県防衛協会」は，日本の安全保障，災害対策等において重要な役割を果たしている自衛隊に対する県民の理解，認識を深めることを目的とする団体であり，構成員に対し，会報を配布したり，各種の施設見学，行事等への参加の機会を与えている。議員が同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，意見交換をするなどして，自衛隊の活動に関する住民意識を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。したがって，同団体の経費負担のために年会費を支出することは適法である。
		辻村議員	40	善通寺国際友の会	「善通寺国際友の会」は，善通寺市の地域において，身近な場で国際交流を図ることを目的とする団体である。定期総会，月例会等のほか，外国人を招いた講演会開催等の活動を行っており，議員が同団体加入の上，上記活動や，意見交換を通じて，地域における国際交流に関する住民意識の把握，意識啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，辻村議員番号４０の支出は，年会費としての支出である。
		辻村議員	41	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟	「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟」は，青少年の健全育成への寄与を目的とする団体であり，月刊誌，広報誌，各種図書の発行などを通じてボーイスカウト運動に関する広報をするなどの活動を行っており，議員が同団体加入の上，上記活動や，意見交換を通じて，地域におけるボーイスカウト運動及び青少年健全育成に関し，住民意識の把握，意識啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，辻村議員番号４１の支出は，年会費としての支出である。
		辻村議員	83	ファイブアローズ後援会	香川県を本拠地として活動しているプロバスケットボールチームである「ファイブアローズ」の後援により，香川県におけるバスケットボールその他のスポーツの振興を図り，各地との交流人口拡大や，青少年の健全育成・地域振興にも貢献するという目的を有する団体である。議員が同団体加入の上，上記講演活動や，意見交換を通じて，ファイブアローズの後援に関し，住民意識の把握，意識啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，辻村議員番号８３の支出は，年会費としての支出である。
		辻村議員	111	香川県銃剣道連盟	香川県における銃剣道振興を図り，スポーツ振興・青少年の健全育成への貢献を目的とする団体である。議員が同団体加入の上，上記活動や，意見交換を通じて，銃剣道の振興に関し，住民意識の把握，意識啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。なお，３万６０００円のうち，３万円は年会費であり，６０００円は総会会費（参加費）である。

別紙８　主張対比表２（会派及び議員連盟以外の団体会費〔Ｋ類型〕）

原告の主張					補助参加人綾田らの主張
違法原因		支出議員	支出番号	支出先	
(イ)	自己の所信，趣味に基づき加入する団体	平木議員	15	香川県青年海外協力隊を育てる会	青年海外協力隊員の活動を支援し，充実させることにより，国際協力の進行と世界平和の実現を図ることを目的とする団体である。活動状況報告や国際協力の機運醸成のため，機関紙，月刊誌等を発行し，構成員に配布する活動をしている。議員加入の上，上記活動や，意見交換を通じて，青年海外協力隊員の活動の支援・充実に関し，住民意識の把握，意識啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，平木議員番号１５の支出は，年会費としての支出である。
		平木議員	34	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟	「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟」は，青少年の健全育成に寄与することを目的とする団体であり，月刊誌，広報誌，各種図書の発行などを通じてボーイスカウト運動に関する広報を行っている。議員が同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，意見交換をするなどして，地域におけるボーイスカウト運動及び青少年健全育成に関し，住民意識を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，平木議員番号３４の支出は，年会費としての支出である。
		山田議員	8	ボーイスカウト丸亀四団	「ボーイスカウト丸亀四団」は，公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の下部組織であり，「ボーイスカウト香川連盟」に加入している。ボーイスカウト丸亀四団は，上位組織の統括の下で，年３回程度の会報の発行，ボーイスカウト関係者との意見交換等の活動により，地域の青少年健全育成のための活動を行っており，議員が同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，意見交換をするなどして，地域におけるボーイスカウト運動及び青少年健全育成に関し，住民意識を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきであるから，年会費として６０００円を支出することは適法である。
		山田議員	9	香川県隊友会	「香川県隊友会」は，日本の安全保障，災害対策等において重要な役割を果たしている自衛隊と国民との懸け橋として相互理解を深め，日本の平和と発展に寄与することを目的とし，構成員に対し，ほぼ毎月機関誌を配布したり，各種研修会，防災訓練等の行事への参加の機会を与えている。議員が同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，意見交換をするなどして，自衛隊の活動に関し，住民意識を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，山田議員番号９の支出は，年会費としての支出である。
(ウ)	団体の性格が不明	山田議員	14,34	亀の会	亀の会は，丸亀市における医師，弁護士，不動産業者，歯科医師，地方議員等が参加する異業種の交流会であり，ほぼ毎月定期的に会合を持ち，県政の課題を始め，地域，社会，経済等に関する多様な問題について意見交換を行っている。議員が同団体に加入し，他の構成員と意見交換をするなどして，多様な問題に関し，知識を深め，見識を高めることは，議員の政務活動にとって極めて有意義，有益であるから，年会費を支出することは適法である。

別紙８　主張対比表２（会派及び議員連盟以外の団体会費〔Ｋ類型〕）

原告の主張					補助参加人綾田らの主張
違法原因		支出議員	支出番号	支出先	
(エ)	(ア)～(ウ)のいずれとも主張されていないと思われるもの	谷久議員	26	土庄町社会福祉協議会	土庄町における社会福祉の推進を図ることを目的としている団体であり，構成員に対し，広報誌等を配布するなどにより，社会福祉に関する各種情報を提供している。議員が同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，意見交換をするなどして，地域における社会福祉に関し，住民意識を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。 なお，谷久議員番号２６の支出は，賛助会員としての年会費５口分（１口１０００円）としての支出である。
		山田議員	13	丸亀検察審査協会	丸亀検察審査協会は，検察審査員の経験者が中心となって構成し，検察審査会制度の普及活動（人権意識の啓発等）を行っているところ，その活動経費は，全て構成員の会費で賄われている。議員が同団体に加入し，検察審査員経験者等と意見交換をするなどして，検察制度及び検察審査会制度に関し，住民意識を把握するとともに，自己及び住民の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきであるから，年会費として１万円を支出することは適法である。

別紙９　主張対比表３（会合／Ａ～Ｉ類型）

原告の主張			被告の主張	補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
類型		違法原因			
A	昼間に行われる団体・自治会等の会合	Ａ類型の会合は，一般的に以下の①ないし⑦の性格特性を有するといえる。したがって，同類型の会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要性がない上，主催者に対する寄附の意味を強く有しているといえるから，政務活動費による充当は違法である。	争う。 原告は，議員が提出した領収証を独自に分析し，会合の内容ごとにその特質を独自の観点から取り上げ，その主張を組み立てているが，各会議の特質やその実態を裏付ける資料は何ら提出されていない。	以下のとおり，議員による会合の参加費支出は，社会通念上必要なものであり，支出の必要性自体がないとはいえないし，行政に関連する目的を有する会合に参加すること自体が政務活動そのもの又は政務活動に必要なものといえる。寄附の性格を有するものでもない。	原告の主張する分類Ａの会合の性格は，違法性を基礎づけるものにならない。
		Ａ類型の性格・特性 ① 公共的な施設など，会場費が多額でない場所で行われることが多く，参加者多数のため参加者一人当たりの会場費負担は比較的少額である。		(1) 各会合の会場，参加者の数及び負担する参加費用の額，会場費を含む所要資金の負担者等は多種多様である。	原告が主張するＡ類型の性格①～⑥は単なる憶測にすぎず，何らの根拠もないものである。
		② 飲食が伴う場合もあるが，弁当（及び場合によってはそれに伴う少量の飲酒）程度であることが通常なので，参加者一人当たりの食事代金額は多額とならないことが通常である。			
		③ 上記①②からすれば，参加者の参加のための負担金額は少額であることが通常である。会場費は団体自身が負担することが多く，参加者が負担するのは通常，食事を伴う場合の食事代実費であって，多くても１０００円程度である。		(2) 性格特性欄③は根拠のない憶測にすぎない。	
		④ この種会合に参加する県議会議員は，来賓として参加することが通常であり，主催者団体側から参加費用の支出を求められることは通常考え難い。		(3) 性格特性欄④，⑦に対し，仮に議員が一般参加者並みの参加費用を自発的に負担することがあったとしても，その金額は多くて１０００円を超えないということもできない。議員が来賓として参加する場合，議員が負担すべき参加費は，会合の実態を踏まえ社会通念に従って議員個人がある程度の裁量を持って決めるほかはないのであり，５０００円～１万円に落ち着いているのは，各議員が健全な社会通念に従って判断していることを示している。 (4) 性格特性欄④，⑤に対し，議員は，会合の開催目的に関連した県政の課題について，自己の政治信条，活動方針，活動実績等を表明・報告するとともに，会合の参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，かつ，自己の政治信条等との交換により自己及び参加者の意識啓発に努めている。したがって，会合における議員の役割・機能を短時間の挨拶や雑談等に矮小化するのは誤りである。	
		⑤ 議員がこれらの会合に参加して行うことは，短時間の挨拶と会食の席での一部参加者との雑談にとどまるものと推定される。			
		⑥ 議員がこの種会合に参加する場合，同日の同時間帯に複数の会合を掛け持ちする態様となっていることも，上記⑤の推認を裏付ける。			
		⑦ 各議員がこれら会合の参加費として支出する金額は，いずれも議員以外の会合参加者が支出しているであろう金額を大きく上回っており，会合主催者に対する寄付の性格を有している。			⑦についても，本件マニュアルが会合費の支出項目全般における留意点に「寄附に該当する経費」の支出を明示していることから，議員が会費等の支出が寄附に該当しない社会通念上相当な範囲で支出していることは優に推認できる。
B	夜間に行われる団体・自治会等の会合	Ｂ類型の会合は，一般的に以下の①～⑥の性格を有するといえる。 したがって，同類型の会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要性がない上，主催者に対する寄附の意味を強く有しているといえるから，政務活動費による充当は違法である。 また，そもそも，飲食を伴う会合は，政務活動の在り方として不適切であるから，酒食の費用に政務活動費により充当することは許されない。	同上	Ａ類型に対する反論と同旨。 会合が夜に行われ，その場で食事とともにアルコール類が提供されたとしても，酒食の席に同席してともに飲食することが政務活動の在り方として不適切であるというのは，論理の飛躍である。 飲食が伴っていたとしても，会合それ自体の目的達成のために運営されているから，飲食・会食を目的とする各種会合とはいえず，会合における議員の行動は，政務活動そのもの又は政務活動に必要なものであるといえる。 したがって，参加費の支出は違法とはいえない。	原告が主張するＢ類型の会合の性格のうち，①～⑥が違法性を基礎づけるものにならないことは，上記Ａ分類と同様である。 また，原告は，酒食の席に同席してともに飲食することが，政務活動の在り方として不適切であると主張するが，アルコールが提供されることの一事をもって，そのように判断することは妥当でない。酒食の席であっても，政務活動の一つである県政の課題及び住民意思の把握は十分可能であるし，現に，議員もそれを行っている。 よって，Ｂ類型に分類されている支出はいずれも適法である。
		①開催される場所は，公共的な施設とホテルなどの施設が混在している。			

別紙９　主張対比表３（会合／Ａ～Ｉ類型）

原告の主張				被告の主張	補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
類型		違法原因				
Ｂ	夜間に行われる団体・自治会等の会合	Ｂ類型の性格・特性	②飲食を伴うことが一般であるが，飲食を伴わないものも散在する。			
			③飲食を伴う場合において，参加者が参加のために負担する費用は，基本的に飲食の費用であり，通常，その参加費用は５０００円以内と推定される。		参加費用は５０００円以内との推定には根拠がない。	
			④この種会合に参加する県議会議員は，来賓として参加することが通常であり，主催者団体側から参加費用の支出を求められることは通常考えられない。			
			⑤上記Ａ類型⑤と同じ。			
			⑥上記Ａ類型の⑦同旨（但し，寄附については一般参加者の負担額を超える部分について）			
Ｃ	一定以上の規模の飲食を伴うことが名称から明らかな会合（祝賀会，新年会，忘年会，懇親会，打ち上げ，反省会など）	Ｃ類型の会合は，上記Ｂ類型の性格に加え，一般的に以下の①及び②の性格を有している。 これらの性格からすると，同類型の会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要性自体がないものであり，一般参加者の負担額を超える場合には，主催者に対する寄附の意味を強く有している。 また，酒食の席に同席してともに飲食することは政務活動の在り方として不適切であり，その酒食の費用に政務活動費を充当することは許されない。		同上	各会合の会場，参加者数，参加費の額，会場費を含む所要資金の負担者等は多種多様であるから，各会合の参加費用が基本的には参加者の飲食費用であるということはできない。 また，会合における議員の行動は，政務活動そのもの又は政務活動に必要なものであり，また参加者とともに飲食する側面を有しているからといって政務活動のあり方として不適切とはいえない。	原告は，Ｃ類型の会合に要する「参加費用」は，基本的には参加者の飲食費用であると断定しているが，飲食を伴う会合の開催においては，飲食費用以外にも種々の費用が発生するのであり，参加費用が飲食費用であると断定することはできない。 また，仮に参加費用の大部分が飲食費用であり，議員の支出する会費の大部分が飲食費用の支払に充当されるとしても，そのことをもって違法な支出と断定することはできない。 すなわち，本件マニュアルは，会費として支出するのに適しない例として「飲食・会食を主目的とする各種会合の会費」を挙げているところ，参加費の大部分が参加者の飲食費用に充てられる会合であったとしても，当該会合の懇談の中で政務活動の１つである県政の課題及び住民意思の把握を行っていることからすれば，「飲食・会食を主目的とする各種会合」であるとは断定できない。 よって，Ｃ類型の会合の性格が，同類型に分類された支出の違法性を基礎づけることにはならない。
		Ｃ類型の性格・特性	①参加者が飲食することが当然に予定されており，飲食の費用については，議員も含めた参加者からも徴収され得るところ，その会合の参加費用は，基本的には参加者の飲食費用である。	原告は，参加費用が基本的に参加者の飲食費用であると断定しているが，飲食を伴う会合の開催においては，飲食費用以外にも種々の費用が発生するのは当然であり，参加費用が飲食費用であると断定することはできない。	(1)Ａ類型の(1)同旨 (2)会合における参加費用が基本的に参加者の飲食費用とはいえない。	
			②上記Ａ類型⑤，Ｂ類型⑤と同旨			
Ｄ	飲食店で開催される会合	Ｄ類型の会合は，Ｂ類型の会合の性格に加え，一般的に以下の①及び②の性格を有している。 同類型の会合への参加は，政務活動の面をほとんど有しない上，その参加費用は，議員自身の飲食費用であり，一般参加者の負担額を超える場合には，主催者に対する寄付の意味を強く有しているから，政務活動費の支出は違法である。そもそも，酒食の席に同席してともに飲食することは，政務活動の在り方として不適切であり，その酒食の費用に政務活動費を充当することは許されない。		同上	会合の場所が飲食店であるということから直ちに，参加費用が飲食費用の性格を強く有しているということはできない。 会合における議員の行動は，政務活動そのもの又は政務活動に必要なものであり，また参加者とともに飲食する側面を有しているからといって政務活動の在り方として不適切とはいえない。	原告が主張するＤ類型の会合の性格が，同類型に分類された各支出の違法性を基礎づけることにはならない。 また，会合が飲食店で開催されることから直ちに，当該会合が「飲食・会食を主目的とする各種会合」であると断定することはできない。
		性格・特性	①（上記Ｃ類型の①と同じ。）			
			②（上記Ｃ類型の②〔Ａ類型⑤，Ｂ類型⑤〕と同じ。））			
Ｅ	敬老会ないしそれに類する会合	Ｅ類型の会合（敬老の趣旨の会合）は，Ａ類型の会合の性格に加え，一般的に以下の①～③の性格を有しているところ，同類型の会合に対する参加費用の支出は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要性自体がない一方で，主催者に対する寄附の意味を強く有しているから，政務活動費の支出は違法である。		同上	敬老を趣旨とした会合に議員が出席して，老人福祉を中心とした県政の課題について，自己の政治信条，活動方針，活動実績等を表明・報告するとともに，会合の参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，かつ，自己の政治信条との交換により自己及び参加者の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動として極めて有意義である。	高齢者が多く会する会合に参加することで，県政における高齢化社会の課題や住民意思の把握ができ，県政に関する議論の場所としてふさわしくないとはいえない。

別紙９　主張対比表３（会合／Ａ～Ｉ類型）

原告の主張				被告の主張	補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
類型		違法原因				
Ｅ	敬老会ないしそれに類する会合	性格・特性	①Ａ類型の会合一般に比して，会合自体の有する本来の趣旨が一層明確である。			
			②飲食の程度は一層少なく，かつ，一般参加者が参加費用を支出しなければならないとは考えられない。		飲食の程度は一層少なく，かつ，一般参加者が参加費用を支出しなければならないとはいえない。	飲食の程度が一層少ないというのは単なる憶測にすぎない。
			③県政に関する議論の場所としてふさわしくない。		県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	
Ｆ	祭り・盆踊り・えびすまつり・ももて・謝日，ないしそれらに類する会合	Ｆ類型の会合は，地域の民族，宗教的な催事そのものであり，Ａ・Ｂ類型の会合の性格に加えて，以下の性格を有する。 上記性格からすれば，Ｆ類型の会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要自体がない上，主催者に対する寄附の意味を強く有している。また，酒食の席に同席してともに飲食することは，そもそも政務活動の在り方として不適切であり，酒食の費用に政務活動費を充当することは許されない。		同上	議員は，会合の開催目的である地域の伝統的・民族的・文化的行事の維持，継続または振興という県政の課題について，自己の政治信条，活動方針，活動実績等を表明・報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて，県民の意見を把握し，かつ，自己の政治信条等との交換により自己及び参加者の意識啓発に努めているのであり，議員の政務活動として極めて有意義であるから，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである【ＪＳ５，ｐ５】	
		性格・特性	①（上記Ｅ類型の①と同旨）			
			②上記Ｅ類型の③と同旨		地域の伝統的・民族的・文化的な行事を中心とするものとしても，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	民族・宗教的催事に参加する多様な年齢層の県民から，地域独自の課題を聞きとって把握し，住民意思を把握することができるから，県政に関する議論の場所としてふさわしくないとはいえない。
Ｇ	芸能公演，芸能大会，カラオケ大会，ないしそれに類する芸能の発表を目的とするイベント	Ｇ類型の会合は，地域住民などの文化的習い事等の発表の場であり，Ａ類型の性格に加えて，一般的に以下の性格を有する。 下記記載の性格からすれば，同類型の会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要性自体がない一方で，主催者に対する寄付の意味を強く有しているから，政務活動の在り方として不適切であり，政務活動費への充当は許されず，違法である。		同上	芸能，技芸，趣味等を核として形成された地域の組織は，大衆文化の担い手として地域の活性化に大いに寄与している。かかる組織の会合において，政治家としての議員が大衆文化を通じて地域の活性化を図るためいかなる考え方でいかに対応をするかについて見解を表明・報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて，県民の意見を把握し，かつ，さらなる地域の活性化に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義であるから，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	Ｇ類型の会合では，当該会合に参加する県民との懇談を通して，当該地域独自の課題を聞きとって把握し，住民意思を把握することができるから，県政に関する議論の場所としてふさわしくないとはいえない。
		性格・特性	①上記Ｅ類型の①と同旨			
			②上記Ｅ類型の③と同旨		原告のいうこの種類の会合は，地域住民の芸能，技芸，趣味等の発表会，意見交換会等であるところ，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	
Ｈ	運動会，スポーツ大会，ないしそれに類する運動競技を目的とするイベント	Ｈ類型の会合は，運動競技を目的とするイベントであり，Ａ類型の会合の性格に加えて，一般的に以下の性格を有している。 下記性格を踏まえると，同類型の会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要性自体がない上，主催者に対する寄附の意味を強く有しているから，政務活動の在り方として不適切であり，政務活動費による充当は違法である。		同上	運動，スポーツ等を核として形成された地域の組織は，運動，スポーツ等を通じて地域の活性化に大いに寄与している。かかる組織の会合において，政治家としての議員が運動等を通じて地域の活性化を図るためいかなる考え方でいかに対応をするかについて見解を表明・報告するとともに，会合の参加者との懇談を通じて，県民の意見を把握し，かつ，さらなる地域の活性化に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義であるから，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。 また，議員の参加に参加費用を要するとは考えられないというのは，原告の独断であり，会合の実態を無視するものである。	Ｈ類型の会合では，地域のスポーツ振興及びスポーツイベントによる地域振興といった県政の課題を聞きとって把握し，会合に参加する住民意思を把握することができるから，県政に関する議論の場所としてふさわしくないとはいえない。
			①上記Ｅ類型の①と同旨			
			②議員の参加に参加費用を要するとは全く考えられない。			

別紙９　主張対比表３（会合／Ａ～Ｉ類型）

原告の主張			被告の主張	補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
類型		違法原因			
		性格・特性 ③上記Ｅ類型の③と同旨		原告のいうこの種類の会合は，地域住民の運動，スポーツ等を核として形成された地域の組織の会合であるところ，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	
Ｉ	儀式・式典	Ｉ類型は，政務活動の面をほとんど有さず，費用支出の必要性自体がなく，主催者に対する寄附の意味を強く有しているから政務活動の在り方として不適切であり，政務活動費による充当は許されない。	同上	地域におけるさまざまの儀式，式典等は，地域の伝統・文化に根差して長期間継続しているもので，人々の心のよりどころであり，地域の活性化の基盤ともいえる。かかる会合において，政治家としての議員が地域の伝統文化に根差した儀式，式典等の維持，継続または振興という県政の課題について，自己の政治信条，活動方針，活動実績などを表明報告するとともに，会合の参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，かつ，自己の政治信条，考え方等の交換により自己及び参加者の意識の啓発に努めているのであり，このことは議員の政務活動として極めて有意義であり；県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。 また，議員の参加に参加費用を要するとは考えられないというのは，原告の独断であり，会合の実態を無視するものである。	Ｉ類型では，当該会合に参加する県民との懇談を通して住民意思を把握することができ，また地域文化の継続的な発展といった県政の課題を把握しており，県政に関する議論の場所としてふさわしくないとはいえない。
		①上記Ｅ類型の①と同旨			
		②上記Ｈ類型の②と同旨			
		性格・特性 ③上記Ｅ類型の③と同旨		原告のいうこの種類の会合は，地域におけるさまざまの儀式，式典等を含んでいるところ，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(ア)　Ｊ類型（趣味的ないし学術的な研究を目的とする会合）

原告の主張		補助参加人綾田らの主張
総論	Ｊ類型は，趣味的ないし学術的な研究を目的とする会合であり，下記個別理由からも会合参加費用に政務活動費を充当することは許されない。これらの各支出は，主催者に対する寄付としか考えられないので，政務活動費の支出は違法である。	参加費用を要するとは考えられないというのは原告の独断であり，会合の実態を無視するものである。議員の支出は，主催者に対する寄付としか考えられないというのも誤りである。
対象議員	対象支出	
a　綾田議員	番号７，１４，１６，２６，２８，２９，３７及び４０（草創の会勉強会） 綾田議員の「草創の会」勉強会は，開催場所が寺であり，飲食はされていないので，毎回１万円の参加費用を要するとは考えられない。	草創の会に参加して活動することは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。 綾田議員は，特別会員として自ら積極的に参加して活動している。
b　石川議員	番号９６（東南アジアナショナリズム研究会） 東南アジアナショナリズム研究会は，開催場所が個人宅であり，飲食費用でもない限り，１万円の参加費用を要するとは考えられない。	

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合）

原告の主張			補助参加人俊田らの主張	補助参加人砂川らの主張
総論	Ｌ類型の会合については，様々な性格を有するが，下記のａ～ｆのとおり分類することができる。いずれの会合についても，議員の参加に参加費用を要するとは全く考えられず，主催者に対する寄附の意味を強く有している一方で，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないから，これら会合に対する政務活動費の支出は違法である。 また，いずれも，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要性がない一方で，主催者に対する寄附の面を強く有しているので，支出は違法である。			
小類型	違法原因		個別反論	個別反論
ａ　防災訓練，もしくはこれに類する行事	防災訓練及びこれに類するイベントは，Ａ類型の会合の一変形であるが，防災訓練を本来の目的とするという特殊な性格を有しており，Ａ類型の会合の性格に加えて，一般的に以下の①～③の性格を有している。 したがって，この種会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要自体が認められない一方で，主催者に対する寄附の性格を有しているから，違法である。 この類型に該当する会合は，下記のａ～ｄのとおりである。		消防組織等の防災を目的とした研修，訓練等はまさに緊要な県政の課題であり，そのような場で，議員が自己の政治信条，活動方針，活動実績等を表明・報告するとともに，会合の参加者と防災活動に従事し，又は懇談することを通じて県民の意見を把握し，自己及び参加者の防災意識の向上に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。	
	性格・特性	①会合自体の有する本来の趣旨が非常に明確である。 ②議員の参加に参加費用を要するとは全く考えられない。 ③県政に関する議論の場所としていっそうふさわしくない。	議員の参加に参加費用を要するとは考えられないとか，主催者に対する寄附の性格を強く有しているといったことは，原告の独断であって，会合の実態を無視している。	
	(a)　石川議員	番号５２（まとい会研修会） 消防団による「まとい」実技の研修もしくは演技会と解される。	まとい研修会は，地域の消防団員，消防団ＯＢ等が中心となって構成している団体であり，番号５２の会合は，まとい実技の研修又は演技会ではなく，構成員による消防，防災に関する意見交換の場であった。 同会合において，議員が消防防災についていかなる考え方でいかに対応をするかについて見解を表明，報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，かつ，更なる消防・防災の充実，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義，有益であり，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	
	(b)　斉藤議員	番号６５（新街連合防災訓練）	「地域防災新街連合会」は，三豊市三野町の新街地区における防災・減災を目的とする団体である。番号６５の会合は，構成自治会の役員，構成員等が防災・減災の訓練を行うとともに，訓練終了後，防災・減災について意見交換を行ったものである。	
	(c)　竹本議員	番号８８（国分寺北部防災訓練）		
	(d)　森議員	番号５５（防災訓練）		

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合）

原告の主張			補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
b　展示会又はこれに類するイベント	展示会又はこれに類するイベントは，Ａ類型の会合の一変形であるが，一般観覧者向けの展示を主目的とするという特殊な性格を有しており，Ａ類型の会合の性格に加えて，一般的に以下の①～③の性格を有している。 したがって，この種会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要自体が認められない一方で，主催者に対する寄附の性格を有しているから，違法である。 この類型に該当する会合は，下記のとおりである。		盆栽・山野草といった植物，発明品，芸術作品等の製作を核として形成された地域の組織は，地域活性化に大いに寄与しているところであり，かかる組織の会合において，議員が地域の活性化を図るため，いかなる考え方でいかに対応するかについて見解を表明・報告するとともに，，更なる地域の活性化に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義であり，県政に関する議論の場所としてふさわしくないとはいえない。	
	性格・特性	上記ａ①～③の性格・特性と同旨。		
	(a)　香川議員	番号６２（丸亀市菊花同好会） 開催場所が丸亀城であることからすれば，菊花の展示会と解される。	丸亀市菊花同好会は，菊の栽培を核として，文化・芸術の振興，地域の活性化を図ることを目的とする団体である。 番号６２の会合は，丸亀城で開催された菊花展の機会に上記団体の構成員が行った意見交換会である。同会合において，議員が，文化・芸術の振興，地域活性化についていかなる考え方でいかに対応をするかについて見解を表明・報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる文化・芸術の振興，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であるから，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	
	(b)　香川議員	番号８５（讃岐愛瓢会展示会総会） 開催場所は丸亀市総合学習センターとされており，ひょうたんの展示会と解される。	讃岐愛瓢会は，瓢箪の栽培を核として，自然環境の保全，地域活性化を図ることを目的とする団体である。 番号８５の会合は，ひょうたんの展示会の機会に総会が開催されたものである。同会合において，議員が，自然環境の保全，地域振興について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる自然環境の保全，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(c)　五所野尾議員	番号５５（まんのう町盆栽野草展及び意見交換会） 盆栽・山野草の展示会と解される。	まんのう盆栽・山野草同好会は，まんのう町における盆栽・山野草の専門家，愛好家が中心となって構成している団体であり，盆栽・山野草を始め，地域の貴重，希少な植物の育成を通じて自然環境の保全を図ることを目的としている。 番号５５の会合は，盆栽・山野草の展示会とともに，関係者の意見交換会を行ったものであり，同会合において，議員が，生物多様性の維持・自然環境の保全について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる生物多様性の維持・自然環境の保全，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(d)　五所野尾議員	番号８１（まんのう町梅花展及び意見交換会） 満濃池森林公園は，しだれ梅の名所として著名なので，梅花の鑑賞会であると解される。	まんのう町梅花展実行委員会は，まんのう町木である梅の普及や栽培の振興，梅花を活かした地域振興，観光振興や景観の保全を図ることを目的としている団体である。 番号８１の会合は，梅の盆栽や梅花を展示，発表するとともに，関係者の意見交換を行ったものである。同会合において，議員が，梅の栽培を中心とした地域振興について，いかなる考え方でいかに対応をするかについて見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる梅の栽培を中心とした地域振興，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合）

原告の主張			補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
	(e)　斉藤議員	番号２４（三豊市少年少女発明クラブ） 三豊少年少女発明クラブの作品展示会と解される。	番号２４の会合は，作品展示会ではなく，三豊市少年少女発明クラブの構成員，指導者，保護者等が平成２５年度の活動方針を協議したものである。 同会合において，議員が，青少年の創造性の向上を通じて青少年の健全育成を図ることについて，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる青少年の健全育成，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(f)　斉藤議員	番号２５（ＴＳＵ－ＫＵ－ＲＵ・フェスティバルみとよ２０１３） 「ＴＳＵ－ＫＵ－ＲＵ・フェスティバルみとよ２０１３」は，かがわ・山なみ芸術祭の一環として行われた，野外造形，アートクラフト，食文化の展覧会である。	番号２５の会合は，ＴＳＵ－ＫＵ－ＲＵ・フェスティバルみとよの開展式にあたり，かがわ・山なみ芸術祭実行委員会，まちづくり推進隊みの等の代表者，役員等の懇談会が開催され，文化・芸術の振興，地域活性化等について意見交換が行われたものである。 同会合において，議員が，文化・芸術の振興，地域活性化について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる文化・芸術の振興，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(g)　十河議員	番号５１（文化協会作品展示）	文化協会作品展示は，地域住民が文芸作品等を作成するだけでなく，作品展示の場で交流を深めることを目的としている。同会合において，議員が，文芸作品等の作成・展示を通じて活発で明るい地域づくりについて，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる活発で明るい地域づくりに向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であり，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。なお，議員の参加に参加費用を要するとは考えられないとか，主催者に対する寄附の性格を強く有しているというのは原告の独断であって，会合の実態を無視している。	
	バザーやふれあいイベントは，Ａ類型の会合の一変形であるが，福祉団体等の広報，地域とのふれあい，もしくは物品販売による資金調達を主目的とするという特殊な性格を有しており，Ａ類型の会合の性格に加えて，一般的に以下の性格を有している。		③：福祉活動は，まさに重要な県政の課題であり，そのような場で，議員が自己の政治信条，活動方針，活動実績等を表明・報告するとともに，会合の参加者と福祉活動に従事し，又は懇談することを通じて県民の意見を把握し，更なる福祉活動の活性化に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義であり，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	
	性格・特性	上記ａ①～③の性格・特性と同旨。		
	(a)　尾崎議員 (b)　高城議員	番号１２５（国際ソロプチミスト坂出チャリティーバザール） 番号８９（チャリティバザー）	国際ソロプチミスト坂出は，坂出地区において，女性実業家等を中心として構成する団体であり，社会奉仕や国際理解を通じてより豊かな社会を実現することを目的としている。 同団体の会合において，議員が，社会奉仕や国際理解について見解を表明・報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる社会奉仕や国際理解，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であるから，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。 高城議員番号８９の会合も同様である。	

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合）

原告の主張			補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
ｃ　福祉団体等が開催するふれあいイベント・バザー等	(c)　五所野尾議員	番号６５（ふれあい人権フェスタｉｎ長尾会館，意見交換会）	番号６５の意見交換会は，まんのう町の地域における同和問題を含む人権に係る諸課題について，教育，行政，民生委員，児童委員，社会福祉等の各分野の関係者が参加し，日常活動の報告，意見交換，展示・交流行事等を行ったものである。 同会合において，議員が，人権問題について見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる人権問題，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(d)　高城議員	番号３８（ふれあいフェスタ２０１３） 番号６０（あゆみふれあいデー） 番号６７（ぷちふらわぁふれあいの日）	ふれあいフェスタ２０１３は，社会福祉施設の管理者・職員，施設利用者（障害者）等による意見交換会であり，同会合において，同会合において，議員が，社会福祉,特に障害者福祉について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる社会福祉，障害者福祉，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。 番号６０及び番号６７の各会合も上記と同趣旨の会合である。	
	(e)　谷久議員	番号３６（小豆郡手をつなぐ育成会）	小豆島手をつなぐ育成会は，小豆島地域における知的障害者の福祉向上を図ることを目的とする団体であり，同団体構成員に対し，知的障害者が抱える諸問題や会の活動状況等を記載した会報を発行するなどしている。議員が同団体に加入して，他の構成員とともに活動したり，意見交換したりして，地域における知的障害者の福祉に関し，住民の意見を把握するとともに，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。	
	(f)　山下議員	番号１８１（ＮＰＯ法人はあと　ふれあいまつり）	ＮＰＯ法人はあとは，障害者の自立のため，障害者に作業の場を提供しており，番号１８１の会合は，地域住民による作業状況の視察，ＮＰＯ法人の役員・職員との意見交換会等を内容とするものであった。 同会合において，議員が，地域における障害者の自律，就業等の問題について見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる障害者の自立，就業等の問題，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。（なお，番号１８１の会合の際，山下議員は，意見交換会の一部については出席できず，配偶者が代理出席した。）	
	下記(a)については，Ａないし Ｂ類型の一変形であり，Ａ類型及びＢ類型の会合の性格に加えて，下記(a)欄記載の性格・特性を有している。また，下記(b)～(d)の各会合については，Ａ類型の一変形であり，同類型の会合の性格に加えて，下記性格・特性を有している。 いずれの会合についても，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要自体がない一方で，主催者に対する寄附の意味を強く有しているから，そのような会合に対する参加費用の支出は違法である。			
	性格・特性　上記ａ①～③の性格・特性と同旨。			

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合）

原告の主張			補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
ｄ　地域・地縁団体の活動と考えられるもの	(a)　尾崎議員	番号１４２（新浜ソフトボール） 領収書発行者の名称からして地域のソフトボールに関する何らかの会合と考えられ，その性格からして議員の参加に参加費用を要するとは全く考えられない。	新浜ソフトボールは，ソフトボールを通じて，社会生活上のマナーや礼儀等を向上させ，思いやりの気持ちを培うことを目標として活動している団体である。 地域や家庭において個人が孤立していることが指摘されている状況において，地域の連帯，青少年の健全育成を図る見地からも，ソフトボールの普及，振興は重要であり，同団体の会合において，議員が，ソフトボールの普及・振興，家庭や地域の在り方について見解を表明・報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる健全な家庭や地域社会の形成に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であるから，政務活動の面をほとんど有しないというのは誤りである。	
	(b)　香川議員	番号６９（樋の口環境保全活動大会） 地域のごみ収集等の環境美化の催しと考えられる。	樋の口環境保全活動組織は，地域の環境保全活動を行っている団体であり，番号６９の会合は，環境保全活動のための大会を開催したものである。 同大会において，議員が，地域における環境保全活動について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる環境保全活動，地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(c)　花崎議員	番号１１（農事組合法人福栄中央） 開催場所が田植え場所であることからすれば，地域の農事法人が行った田植えに関連した地域イベントと解される。	農業組合法人福栄中央は，福栄中央地域の農業（農業経営者）が農業生産の協業を図ることにより共同の利益を増進する団体である。 番号１１の会合は，同団体の現状や課題，農業振興のための方策等について協議する意見交換の場であった。小規模農家の多い状況下で，議員が地域における農業の実情を踏まえ，その振興について見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意思を把握し，更なる農業振興に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であり，県政に関する議論の場所として一層ふさわしくないというのは誤りである。	
	(d)　山田議員	番号６（飯野山崎春市） 地域の農産物の販売を兼ねた地域イベントと解される。	飯野山崎春市は，農産物や物品等の販売の場ではなく，飯野町山崎自治会会員の意見交換の場である。 同会合において，議員が，地域の活性化について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合）

原告の主張			補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
ｅ　ａ～ｄ以外の会合	(a)　有福議員	番号８４，８５（いずれも林田連合自治会研修） 連合町内会の一泊遠距離研修そのものに，有福議員が同行したか否かや，一泊研修そのものの行程・日程も明らかにされていない。また，一泊研修そのものの費用として，両日にわたり１万円ずつ支出されるという支出形態は異常である。 よって，上記支出は実質的には連合町内会に対する寄附と推定するほかなく，政務活動費の支出として違法である。	「林田連合自治会名古屋研修」の参加費は，有福議員の同研修参加費用であるから，本件条例２条１項の「研修」に要する経費に該当し，同条例別表の「研修費」のうち「団体等が実施する研修会，講演会等への議員の参加に要する経費」に当たる。 また，本件マニュアルによれば，「研修会，講演会等」には，シンポジウム，セミナー，講座などが含まれるところ，上記研修は，坂出市林田地区の各自治会の連合組織が名古屋市において研修の場を設けた際に有福議員が参加したものである。 地域の各自治会の連合組織が研修の場を持った際に議員が研修に参加して活動することは，地域活性化という県政の課題について，自己の政治信条，活動方針，活動実績等を表明・報告するとともに，会合の参加者との懇談を通じて県民の意思を把握し，かつ，自己の政治信条，考え方等との交換により自己及び参加者の意識の啓発に努めることを意味するのであり，政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきであるから，適法な支出である。 なお，原告は研修そのものの行程や日程が明らかではないから，有福議員からの合理的説明がない限り，上記支出は実質的に連合町内会に対する寄附と推定するほかないと主張するが，政務活動費の違法性の主張立証責任に照らして暴論というほかない。	
	(b)　氏家議員	番号２４（さぬきバイカーズミーティング実行委員会） 同会合は，県内のオートバイ愛好者の集会と解されるところ，Ａ類型の会合の性格に加えて，上記ａ「性格・特性」欄記載の①～③の性格を有している。 したがって，同会合は，政務活動の面をほとんど有さず，支出の必要自体がない一方で，主催者に対する寄附の意味を強く有しているから，同会合への参加費用の支出は違法である。	さぬきバイカーズミーティングは，バイクの愛好者が中心となって構成している団体であり，番号２４の会合では，キャンプを通して様々なバイクの楽しみ方を提案し，モーターサイクル文化を通じて地域活性化を図るとともに，地域の社会福祉振興に貢献するチャリティ活動を行った。 同会合において，議員が，モーターサイクル文化を通じて地域の活性化，地域の社会福祉の振興について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる地域の活性化，社会福祉の振興等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(c)　尾崎議員	番号８０（ベトナム・ハイフォン市政府関係者訪問団歓迎会） 上記会合の趣旨は，香川県とハイフォン市の友好を深めることにあると解されるところ，日本側出席者の参加費は，基本的には飲食の対価（ハイフォン市側の出席者の飲食の対価の負担を含む可能性もある）であり，同会合への出席は，香川県政に関する調査研究の側面をほとんど有しない。また，酒食の席に同席してともに飲食することは，そもそも政務活動の在り方として不適切であり，その酒食の費用に政務活動費を支出することは許されない。	県内の各企業，特に中小企業においては，ベトナムへの進出，ベトナム人の雇用等に積極的に取り組んでいる実情があり，県政上も，ベトナムとの友好関係を築き，人的交流を深めることは重要な課題である。 ベトナム・ハイフォン市政府関係者訪問団歓迎会において，議員が出席し，参加者との懇談を通じてベトナムとの友好関係を築き，人的交流を深めるための機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であり，香川県政に関する調査研究の側面をほとんど有しないというのは誤りである。	
	(d)　竹本議員	番号５５ないし５７，７１ないし７３，１００ないし１０３，１１３ないし１１５（いずれも香川県倫理法人会モーニングセミナー） 倫理法人会は，一般社団法人倫理研究所の趣旨に賛同する法人会員の組織であり，モーニングセミナーはその定期会合の１つであるが，法人会の会費は別途徴収されるので，モーニングセミナーそれ自体に参加費用を要するとは考えられない。 また，全１２回の参加のうちの９回は，幸福の科学の本の読み合わせが行われたとされているが，幸福の科学は，新興の宗教団体であるから，モーニングセミナーは，宗教団体類似の団体活動といえ，それに参加すること自体，政務活動とはいえない。		香川県倫理法人会は，企業倫理を学ぶとともに，経営の成功事例，失敗事例の検討から県内企業の活性化を図る団体であり，検討の中で行政支援の在り方に関する意見交換や議員としての見解の表明を行うことができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(イ)　Ｌ類型（Ａ～Ｋのいずれにも分類できない会合）

原告の主張			補助参加人綾田らの主張	補助参加人砂川らの主張
ｆ　支出ないし会合の趣旨・性格が全く不明なもの	下記(a)～(c)の各会合については，その性格が全く不明である上，主催者，領収書発行者の名称，開催場所から判断される限りでは，県政との関連性がない会合である。 したがって，下記各会合に対する政務活動費の支出は違法である。			
	(a)　氏家議員	番号５４（２０１４えじゃ～ない会）	２０１４えじゃ～ない会は，氏子祭りを通じて地域活性化を図る人たちの会合であり，議員が，地域活性化，地方創生について見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる地域活性化，地方創生に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(b)　斉藤議員	番号９９（神田地区有志会）	神田地区有志会は，山本町神田地区の若手住民が中心となって構成している団体であり，番号９９の会合は，地域活性化のための課題や政策についての意見交換を行ったものである。 同会合において，議員が，地域活性化のための課題や政策について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる地域活性化等に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。	
	(c)　宮本議員	番号３１（日本中国料理協会香川県支部）	番号３１の会合は，中国料理における香川県の食材の利活用等に関する意見交換会であり，議員が，料理における香川県の食材の利活用等について見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる香川県の食材の利活用に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。 なお，議員は，同会合出席後に東京に向かった。	
	(d)　宮本議員	番号１０４（勝名寺）	勝名寺は，花の寺，アジサイの寺として有名であり，地域の観光資源として期待されている。番号１０４の会合においては，地域住民が勝名寺に集まり，勝名寺を地域づくりにいかに活用するか，同寺の庭園をいかに維持改良していくかなどを活発に議論した。同会合において，議員が勝名寺を中心とした地域振興について見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意思を把握し，更なる勝名寺を中心とした地域振興に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であり，県政との関連性がないというのは誤りである。	

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(ウ)　Ｍ類型（支出の性格が不明な支出）について

原告の主張		補助参加人綾田らの主張
総論	下記各議員らによる下記支出は，支出の性格や会合の性格が不明であり，領収書発行者の名称から判断される限りでは県政との関連性が全くないから，違法な支出である。	
対象議員	対象支出	
a　綾田議員	番号２１（領収書発行者：高松市中央商工会青年部塩江支部）	番号２１の会合は，高松市中央商工会青年部塩江支部が商工業の振興のための異業種間の意見交換，情報交換の目的で開催した会合である。同会合において，議員が商工業の振興について見解を表明，報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，かつ，更なる商工業の振興に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義，有益であり県政との関連性がないというのは誤りである。
b　綾田議員	番号２３，３０（領収書発行者：香川県理容生活衛生同業組合高松支部）	香川県理容生活衛生同業組合高松支部は，地域における理容業者が中心となって構成している団体であり，理容業の衛生面の充実及び理容技術の向上を通じて社会に貢献することを目的としている。同団体の会合において，議員が地域における理容業の衛生面の充実及び理容技術の向上について見解を表明，報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，かつ，更なる理容業の衛生面の充実及び理容技術の向上に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義，有益であり県政との関連性がないというのは誤りである。
c　綾田議員	番号３１（領収書発行者：高松モラロジー事務所）	高松モラロジー事務所は，現代社会に欠けているが社会的に必須の総合人間学モラロジー（道徳科学）を基礎として社会教育活動に取り組んでいる団体である。同団体が社会教育活動の一環として開催する会合において，議員が社会教育活動について見解を表明，報告するとともに，会合参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，かつ，更なる社会教育活動の向上に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義，有益であり県政との関連性がないというのは誤りである。
d　十河議員	番号３６（領収書発行者：さぬき市津田町）	番号３６の会合は，さぬき市津田町の地域の関係者が，地域における人口減少，産業振興等の課題や対策について意見交換を行ったもので，津田の松原等の観光振興のみならず，地域の製造業の育成や振興が重要であるとの意見が多く出された。同会合において，議員が，地域振興について，見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる地域振興に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益であり，県政との関連性がないというのは誤りである。

別紙１０　主張対比表４（会合／Ｊ～Ｍ類型（Ｋ類型を除く））

(ウ)　Ｍ類型（支出の性格が不明な支出）について

原告の主張		補助参加人綾田らの主張
e　宮本議員	番号１３（領収書発行者：春秋の会）	春秋の会は，県内の金融機関が中心となって構成している団体であり，県内の著名企業の経営者等も参加する異業種交流会を開催している。議員が，同団体に加入し，他の構成員とともに活動したり，自己及び他の構成員の意識の啓発に努めることは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきであり，県政との関連性がないというのは誤りである。

別紙１１　主張対比表５（個別支出に関する主張の補足）

(ア)　香川議員

原告の主張			被告補助参加人綾田らの主張
対象支出	違法原因	類型	
番号５３ （香川日独協会）	香川日独協会は，毎年，８月末～９月初めの時期にビアフェストを開催しており，それ以外のイベントはないので，本件支出はビアフェスト参加費の支出と解される。 ビアフェストは飲食店で開催され，バンド演奏とともにビールを主とした飲食を楽しむ会合であり，宴会としての性格を有するから，その参加費用の支出は違法である。	C	香川日独協会は，文化及び産業における日独両国間の友好関係を助長し，併せて両国民の親善を図ることを目的としており，番号５３の会合は，香川日独協会の会員を中心とした意見交換会であって，ビアフェストではない。同会合において，議員が，日独両国間の友好関係の助長，両国民の親善についての見解を表明・報告するとともに，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，更なる日独両国間の友好関係の助長，両国民の親善に向けた機運を高めることは，議員の政務活動として極めて有意義・有益である。

(イ)　竹本議員

原告の主張		被告補助参加人砂川らの主張
対象支出	類型	
番号２９ （高松市中央商工会青年部国分寺支部）	A or B	高松市中央商工会青年部国分寺支部は，国分寺町の若手経営者の団体である。同団体の会合は，事業承継等の多くの問題に関し，県に対する要望の把握を行うことができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。
番号３０ （国分寺町カラオケ同好会）	G	国分寺町カラオケ同好会は，国分寺町南部地区の住民が共通の趣味を介して集まる場であり，議員が参加者との懇談を通じて，県政の報告及び住民の要望の把握を行うことができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。
番号３３ （国分寺議会ＯＢ会）	A or B	国分寺議会ＯＢ会は，国分寺町議会議員経験者の集会であり，国分寺町の歴史や現在の状況，将来の在り方についての意見交換及び町民の要望の把握，意見交換を行っているから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号３８ （国分寺町さつき会）	A or B	国分寺町さつき会は，同町の町花がさつきであることから，今後もそれを広めていくとともに，県が実施しているフラワーフェスティバルの運営や問題点に関する意見交換や要望の把握を行っている。花を用いての観光客誘致及び文化継承にもつながるものであるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。

(イ) 竹本議員

原告の主張		被告補助参加人砂川らの主張
対象支出	類型	
番号４４（四国のみちを守る会）	A or B	四国のみちを守る会は，四国遍路道の維持管理に関する意見交換及び要望把握の場であり，観光客誘致や文化継承にもつながることからすれば，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号４９（「健康国分寺21計画」いきいき会議）	A or B	「健康国分寺２１計画」いきいき会議は，県民が健康で暮らせる生活環境充実を図ることを目的とし，それに関する住民から県政への要望把握を行う場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号８２（カラオケ列車友の会「発表会」）	G	カラオケ列車友の会は，ＪＲ退職者が共通の趣味を介して集まる場であるところ，同機会を通じて年金問題や医療介護の福祉の充実を求める意見を数多く聴取でき，まさに県政に対する要望を把握できる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号８４（讃岐国分寺史跡まつり実行委員会）	F	讃岐国分寺史跡まつりは，国分寺の歴史と文化を学ぶためのイベントで，多くの観光客誘致を行っている祭りである。同まつりの実行委員会は，県の歴史及び伝統の承継に関する住民との意見交換や県政の取組状況について報告することができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号８５（和太鼓集団夢幻の会）	G	和太鼓集団夢幻の会は，和太鼓という伝統文化によって地域の活性化を図るものである。同会は，議員が伝統芸能による地域活性化に関する意見表明及び住民との意見交換を行うことができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号８６（国分字フライングディスク大会）	H	国分字フライングディスク大会は，フライングディスクという競技を通じて地域活性化を図る場である。議員が参加者と地域の活性化について意見交換し，住民の意識を把握することができるものであるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号９０（国分寺連合カラオケ実行委員会「チャリティーカラオケ発表会」）	G	国分寺連合カラオケ実行委員会は，国分寺町の住民が共通の趣味を介して集まる場であり，議員が参加者との懇談を通じて，県政の報告及び住民の要望の把握を行うことができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号９１（楠尾の里そばの会・意見交換会）	B	楠尾の里そばの会は，地域の特産品であるそばを通じて親睦を図り，特産品の振興に努めるものであり，県の取組みに関する報告及び地域の問題等に関する住民の意見聴取を行うことができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。

(イ) 竹本議員

原告の主張		被告補助参加人砂川らの主張
対象支出	類型	
番号９６（国分寺シルバーソフトボール部総会）	D	高齢者が，ソフトボールを通じて健康の維持を図っているとともに，その総会においては，年金問題や医療介護の福祉の充実を求める意見を数多く聴取することができ，まさに県政に対する要望を把握できる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号９７，１１１（国分寺南部校区コミュニティ協議会）	AorB	国分寺南部校区コミュニティ協議会は，自治会の加入人口が減少する中，他の自治体の取組みについて検討し，自治体の活動に取り入れるための活動を行っている。同会における検討の中で，県に対する要望が数多く寄せられることから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号９８（妙友会「意見交換会」）	A	妙友会は，住民の意見交換の場であり，歩道のフラット化などの意見聴取を行うことができる。また，参加者との懇談を通じて県民の意見を把握し，地域活性化に向けた見解の報告を行うことができる機会であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号１０４（ＮＴＴカラオケ同好会総会）	A	ＮＴＴ退職者の会カラオケ同好会は，ＮＴＴ退職者が共通の趣味を介して集まる場であり，年金問題や医療介護の福祉の充実を求める意見を数多く聴取でき，まさに県政に対する要望を把握できる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号１０５（私鉄香川県連定期大会）	A	私鉄香川県連定期大会は，私鉄で労働する労働者の現状や公共交通の利便性向上等について現状を把握し，意見交換する場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号１０９（香川県大衆音楽協会総会）	A	香川県大衆音楽協会総会は，大衆音楽という音楽を中心として地域活性化を図るために，議員がどのような活動を行えるかについて意見交換するとともに，同懇談の中で県政への要望を把握することができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号１２１（フラダンスブルーウェーブ協会）	D	ブルーウェーブとは，フラダンスの団体であり，フラダンスブルーウェーブ協会は，スポーツを通じての健康促進や地域活性化に関する県の取組みについての報告，意見聴取を行うことができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。

(ウ) 森議員

原告の主張		被告補助参加人砂川らの主張
対象支出	類型	
番号２５，２７～２９及び３２（戦没者追悼式）	I	番号２５，２７～２９及び３２は，いずれも地域における戦没者追悼を目的とする式典である。戦没者の追悼を通じて，国際平和に向けた意見交換や住民からの要望聴取を行うことができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号３１（謎之丞まつり）	F	謎之丞まつりは，地域の偉人に関する地区のまつりであり，同まつりの実行委員会や祭りを通じて，地域活性化のための意見交換，住民からの要望聴取及び県政の取組み報告を行うことができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号３７（寺家水利組合総会）	A	寺家水利組合総会は，地区の浄水支援に関して意見交換する場である。県の事業に関する住民の要望を把握し，意見交換することのできる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号４３（三豊市少年少女発明クラブ）	A or B	三豊市少年少女発明クラブは，ものづくりを通じて地域の子供たちの健全育成に寄与することを目的とした団体である。議員が地域の子供たちの健全育成に関し，住民の意見を把握し，意見交換を行うことは，議員の政治活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号４６（七宝会）	A or B	七宝会は，地域のボランティア活動を推進する団体である。議員がその総会に参加し，参加者から地域の要望について意見聴取を行い，県政の取組み状況について報告を行うことができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号４７（傷痍軍人会）	A or B	傷痍軍人会は，傷痍軍人の親睦を図る会の総会である。傷痍軍人及びその家族との懇談を通じて，国際平和に向けた意見交換及び住民からの要望聴取を行うことができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号４８（豊中地区建設組合）	A or B	労働組合から労働環境等に関する現状や活動に関する聞きとり，県に対する要望の把握及び県政の取組み状況を報告する場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものというべきである。
番号４９（三豊市商工会女性部）	A or B	三豊市商工会女性部は，女性の特性を生かして地域発展に取り組む団体であり，女性の地位向上と男女共同参画社会の実現に関して，議員の活動報告や住民の意見をくみ取ることができる場であり，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号５０，５１（水利）	A or B	池や水路等の整備について意見交換する場である。県の土地改良事業に関する要望を把握し，意見交換することができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。

(ウ) 森議員

原告の主張		被告補助参加人砂川らの主張
対象支出	類型	
番号５２（三豊市長杯ゲートボール大会）	H	三豊市長杯ゲートボール大会は，ゲートボールという競技を通じて健康の促進を図るものであり，地域の高齢者の健康維持に資するとともに，参加者との懇談を通じて年金問題や医療介護の福祉の充実を求める意見を数多く聴取することができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号５３（香川県建設業協会西讃支部）	A or B	香川県建設業協会は，建設業に従事する労働者の労働環境の充実等を目的に活動する団体であり，番号５３の会合は，同協会西讃支部の総会である。議員として同総会に参加し，労働環境の充実に関する県政への要望を聞きとるとともに，県政の取組みを報告することができる場であるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号５４（三豊市長杯ペタンク大会）	H	三豊市ペタンク協会は，ペタンクの振興を通じてスポーツ振興に貢献することを目的とする団体であるところ，三豊市長杯ペタンク大会に議員が参加して参加者との意見交換を行い，スポーツ振興に関する住民の意思
番号５６（身障者協会豊中支部総会）	A	身障者協会は，障碍者福祉の向上と発展を目的とするものであり，議員が総会に参加し，県政への要望を聞きとるとともに，県の取組について報告することは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号５７（三豊市飲食衛生組合総会）	D	飲食衛生組合は，飲食店の相互支援や飲食店従業員の労働環境の整備などを目的とする団体である。同組合の総会において，議員が労働環境の整備等に関する要望を聞きとり，県政の報告を行うことは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号５８（建築士会西讃支部総会）	B	建築士会は，建築士の業務の進歩等を図り，地域の建築文化の発展につなげることを目的とする団体である。議員が同団体の総会に参加し，地域建築文化の発展に関する意見交換及び県政の取組について報告することは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号５９～６１	A or B	番号５９ないし６１は，いずれも地区の運動会に関するものであり，議員が参加者との懇談を通じて地区のスポーツ振興について意見交換し，住民の要望を把握することは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号６５（オイスカ三豊推進協議会）	A	オイスカ三豊推進協議会は，途上国における農業支援と緑化対策等を行う団体である。議員が同団体の協議会に参加して，国際貢献等に関する意見交換や県政の現状について報告を行うことは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。

(ウ) 森議員

原告の主張		被告補助参加人砂川らの主張
対象支出	類型	
番号６９（鉾八幡お田植え祭）	F	鉾八幡お田植え祭は，五穀豊穣を祈願する地域の伝統行事である。同まつりに議員が参加し，地域の伝統文化の保護等について住民と意見交換することは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号７７（三豊市グラウンドゴルフ部）	H	グラウンドゴルフ大会は，グラウンドゴルフの振興を目的として開催されるものである。議員が同大会に参加して参加者との意見交換を行い，スポーツ振興に関する住民の意思を把握することは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号７９（七宝会研修会）	B	七宝会は，詫間電波工業高等専門学校卒業生を構成員とする団体であるところ，七宝会研修会では，同研修に参加した多様な構成員から県政に関する要望を多く聞きとったり，意見交換することができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号８０（小路西研修会）	B	小路西研修会は，小路西自治会構成員の研修会である。議員は，同研修会の参加者から地域に関する要望を聞きとり，県政に関する取組み状況について報告することができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号８１（高瀬空射矢祭り）	F	高瀬空射矢祭りとは，高瀬町の伝統行事であった高瀬お茶まつりを伝える祭りである。議員は，祭りを通じ，地域活性化や伝統承継に関する意見交換，住民の要望聴取，県政の取組み報告を行うことができるから，同まつりへの参加は，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号９０（三豊総合病院竣工落成式）	I	三豊総合病院は，西讃地域における公立の拠点病院であるところ，完成した病院施設を見学し，地域医療に関して参加者と意見交換を行うことは，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。
番号９１（忌部敬老会）	E	忌部敬老会は，地域の敬老会であり，年金問題や医療介護の福祉の充実を求める意見を数多く聴取することができるから，議員の政務活動そのもの又は政務活動に必要なものである。

これは正本である。

令和 3 年 4 月 20 日

高松地方裁判所民事部

裁判所書記官　　平 野 利江子